

平成二十九年九月 八 日開会
平成二十九年九月二十六日閉会

平成二十九年第三回定例会会議録

西之表市議会

平成二十九年第三回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 九月八日（金）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	六
八板市長	六
一、議案審議	一〇
議案第五八号 西之表市公平委員会委員の選任について	一〇
八板市長説明	一〇
議案第五九号 西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定について	一三
大瀬総務課長説明	一三
長野広美さん質疑	一三
大瀬総務課長	一三
議案第六〇号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第二号）	一四
神村行政経営課長説明	一四
議案第六一号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）	一七
長野健康保険課長説明	一八
議案第六二号 平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）	一八
吉田市民生活課長説明	一八

議案第六三号	平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	一九
園田農林水産課長説明	・ ・ ・ ・ ・	一九
議案第六四号	平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	二〇
長野健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二〇
議案第六五号	平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	二一
長野健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二一
議案第六六号	平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	二二
上妻水道課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二二
生田直弘君質疑	・ ・ ・ ・ ・	二二
上妻水道課長	・ ・ ・ ・ ・	二二
一、休憩	・ ・ ・ ・ ・	二三
一、再開	・ ・ ・ ・ ・	二三
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	二三
認定第一号	平成二十八年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	二三
神村行政経営課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二三
一、決算特別委員会の設置及び構成	・ ・ ・ ・ ・	二六
一、決算特別委員会委員の選任	・ ・ ・ ・ ・	二七
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	二七
認定第二号	平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	二七
長野健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二七
認定第三号	平成二十八年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	二八
吉田市民生活課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二八
認定第四号	平成二十八年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	二九

園田農林水産課長説明	二九
認定第五号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	三〇
長野健康保険課長説明	三〇
認定第六号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	三二
長野健康保険課長説明	三二
認定第七号 平成二十八年度西之表市水道事業会計決算認定について	三三
上妻水道課長説明	三三
報告第一一号 平成二十八年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について	三四
園田農林水産課長説明	三四
一、請願・陳情の委員会付託	三五
一、日程報告	三五
一、散 会	三五
第二号 九月十一日(月)	
一、開 議	四一
一、諸般の報告	四一
一、一般質問	四一
橋口好文君	四一
八板市長	四二
園田農林水産課長	四三
奥村財産監理課長	四八
戸川建設課長	四九
一、休 憩	五二

一、再 開	．．．．．	五二
一、一般質問	．．．．．	五二
下川和博君	．．．．．	五二
八板市長	．．．．．	五二
福山教委総務課長	．．．．．	五三
神村行政経営課長	．．．．．	五四
大瀬総務課長	．．．．．	五五
戸川建設課長	．．．．．	五九
松下社会教育課長	．．．．．	六〇
園田農林水産課長	．．．．．	六一
一、休 憩	．．．．．	六二
一、再 開	．．．．．	六二
一、一般質問	．．．．．	六二
中野 周君	．．．．．	六二
大瀬総務課長	．．．．．	六二
八板市長	．．．．．	六五
一、休 憩	．．．．．	六六
一、再 開	．．．．．	六六
一、一般質問	．．．．．	六六
奥村財産監理課長	．．．．．	六六
戸川建設課長	．．．．．	六七
一、休 憩	．．．．．	六九
一、再 開	．．．．．	六九

一、一般質問	七〇
神村行政経営課長	七一
園田農林水産課長	七五
一、休 憩	七八
一、再 開	七八
一、一般質問	七八
竹下秀樹君	七八
神村行政経営課長	七九
松元経済観光課長	八〇
八板市長	八三
一、日程報告	九〇
一、散 会	九〇

第三号 九月十二日(火)

一、開 議	九五
一、発言の申し出	九五
松元経済観光課長	九五
一、一般質問	九五
和田香穂里さん	九五
八板市長	九六
上妻地域支援課長	一〇七
小山田福祉事務所長	一〇九
一、休 憩	一一一

一、再 開	．．．．．	一四二
一、一般質問	．．．．．	一三八
渡辺道大君	．．．．．	一一一
神村行政経営課長	．．．．．	一一一
八板市長	．．．．．	一一三
長野健康保険課長	．．．．．	一六六
吉田市民生活課長	．．．．．	一八八
戸川建設課長	．．．．．	二〇〇
一、休 憩	．．．．．	一一一
一、再 開	．．．．．	一一一
一、一般質問	．．．．．	一一一
橋口美幸さん	．．．．．	一一一
長吉税務課長	．．．．．	一二二
八板市長	．．．．．	一二五
長野健康保険課長	．．．．．	一二七
神村行政経営課長	．．．．．	一三三
戸川建設課長	．．．．．	一三六
一、休 憩	．．．．．	一三八
一、再 開	．．．．．	一三八
一、一般質問	．．．．．	一三八
長野広美さん	．．．．．	一三八
長野健康保険課長	．．．．．	一三八
松元経済観光課長	．．．．．	一四二

上妻地域支援課長	一四七
八板市長	一五一
大瀬総務課長	一五二
一、日程報告	一五七
一、散会	一五七

第四号 九月十三日(水)

一、開議	一六三
一、一般質問	一六三
生田直弘君	一六三
大平教育長	一六四
福山教委総務課長	一六六
松下社会教育課長	一六七
八板市長	一六八
大瀬総務課長	一六九
松元経済観光課長	一七五
園田農林水産課長	一七七
神村行政経営課長	一七七
一、休憩	一八四
一、再開	一八四
一、一般質問	一八四
田添辰郎君	一八四
小山田福祉事務所長	一八六

八板市長	．．．．．	一八七
大瀬総務課長	．．．．．	一八八
松下社会教育課長	．．．．．	一九一
一、休憩	．．．．．	一九六
一、再開	．．．．．	一九六
一、一般質問	．．．．．	一九六
戸川建設課長	．．．．．	一九七
園田農林水産課長	．．．．．	一九八
上妻水道課長	．．．．．	一九八
一、日程追加	．．．．．	二〇五
一、諸般の報告	．．．．．	二〇五
一、日程報告	．．．．．	二〇五
一、散会	．．．．．	二〇五

第五号 九月二十六日（火）

一、開議	．．．．．	二一一
一、議案審議	．．．．．	二一一
議案第五九号 西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定について	．．．．．	二一一
鮫島総務文教委員長報告	．．．．．	二一一
議案第六〇号 平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第二号）	．．．．．	二一一
鮫島総務文教委員長報告	．．．．．	二一二
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	二一三
橋口好文君反対討論	．．．．．	二一四

議案第六一号	平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	二二五
木原産業厚生委員長報告	議案第六二号	二二五
鮫島総務文教委員長報告	平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	二二六
議案第六三号	平成二十九年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	二二七
木原産業厚生委員長報告	議案第六四号	二二七
木原産業厚生委員長報告	平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	二二八
議案第六五号	平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	二二九
木原産業厚生委員長報告	議案第六六号	二二九
木原産業厚生委員長報告	平成二十九年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	二三〇
木原産業厚生委員長報告	請願第二号	二三〇
請願第二号	浜脇地域携帯電話の不感地域解消についての請願書	二三〇
鮫島総務文教委員長報告	議案追加上程・議案審議	二三一
議案第六七号	西之表市副市長の選任について	二三一
八板市長説明	八板市長説明	二三二
橋口美幸さん質疑	八板市長	二三二
八板市長	一、休憩	二三四
一、休憩	一、再開	二三四
一、再開	鮫島総務文教委員長報告	二三五
鮫島総務文教委員長報告	鮫島総務文教委員会所管事務調査報告	二三五

一、	産業厚生委員会所管事務調査報告	二二七
	木原産業厚生委員長報告	二二八
一、	閉会中の継続審査	二三〇
一、	市長挨拶	二三〇
	八板市長	二三〇
一、	議長閉会挨拶	二三一
	永田議長	二三一
一、	閉会	二三二

平成二十九年第三回西之表市議会定例会

一、会期日程

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	九・八	月	日	曜	種	別	内	容
金	木	水	火	月	日	土	金							
委員会	委員会	本会議	本会議	本会議	休会	休会	委員会							
付託案件審査 総務文教委員会	付託案件審査 総務文教委員会	一般質問	一般質問	諸般の報告（決算特別委員会の正副委員長選出結果報告）、一般質問			決算特別委員会（正副委員長互選）						開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）、決算特別委員会の設置及び構成、決算特別委員会委員の選任、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託	

二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
本 会 議	休 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会
<p>議案審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（総務文教委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、総務文教委員会及び産業厚生委員会所管事務調査報告、閉会中の継続審査、閉会</p>										
<p>各特別委員会・議会運営委員会</p>										
<p>付託案件審査 各常任委員会</p>										
<p>付託案件審査 産業厚生委員会</p>										
<p>付託案件審査 産業厚生委員会</p>										

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 五八号	西之表市公平委員会委員の選任について	即決	九月八日原案可決
議案第 五九号	西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定について	委員会付託	九月二十六日原案可決
議案第 六〇号	平成二十九年西之表市一般会計補正予算(第二号)	委員会付託	九月二十六日原案可決
	【総務文教】歳入全款、地方債補正		
	歳出中 一款、二款、九款、十款、十二款		
	【産業厚生】歳出中 三款、四款、六款、七款、八款、十一款		
議案第 六一号	平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	委員会付託	九月二十六日原案可決
議案第 六二号	平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	委員会付託	九月二十六日原案可決
議案第 六三号	平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	委員会付託	九月二十六日原案可決
議案第 六四号	平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	委員会付託	九月二十六日原案可決
議案第 六五号	平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	委員会付託	九月二十六日原案可決
議案第 六六号	平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	委員会付託	九月二十六日原案可決
認定第 一号	平成二十八年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月八日継続審査
認定第 二号	平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月八日継続審査
認定第 三号	平成二十八年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月八日継続審査
認定第 四号	平成二十八年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月八日継続審査
認定第 五号	平成二十八年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月八日継続審査
認定第 六号	平成二十八年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月八日継続審査
認定第 七号	平成二十八年西之表市水道事業会計決算認定について	委員会付託	九月八日継続審査

報告第 一一号 平成二十八年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について

九月 八 日報 告

一、付議事件（追加分）

番 号 事 件 名

議案第 六七号 西之表市副市長の選任について

審議方法 結 果

即 決 九月二十六日原案可決

一、請願書・陳情書（新規分）

番 号 事 件 名

請願第 二号 浜脇地域携帯電話の不感地域解消についての請願書

提出者

西之表市伊関二百四十三
杉 為昭 他四十名

結 果

九月二十六日採

扱

本
会
議
第
一
号
（
九
月
八
日
）

本会議第一号（九月八日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市 長	八板俊輔君
教 育 長	大平和男君
会計管理者兼 会 計 課 長	中野哲男君
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税 務 課 長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	福山 隆一 君
学校給食センター所長	川畑 浩二 君
学校教育課管理係長	松下 成悟 君
社会教育課長	
局長	濱尾 実君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	小園 啓太 君

平成二十九年九月八日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十九年第三回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十六名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第五八号 西之表市公平委員会委員の選任について

日程第六 議案第五九号 西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定について

日程第七 議案第六〇号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第二号）

日程第八 議案第六一号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第九 議案第六二号 平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

日程第一〇 議案第六三号 平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

日程第一一 議案第六四号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一二 議案第六五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一三 議案第六六号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

日程第一四 認定第一号 平成二十八年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第一五 決算特別委員会の設置及び構成

日程第一六 決算特別委員会委員の選任

日程第一七 認定第二号 平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第一八 認定第三号 平成二十八年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第一九 認定第四号 平成二十八年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二〇 認定第五号 平成二十八年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二一 認定第六号 平成二十八年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二二 認定第七号 平成二十八年西之表市水道事業会計決算認定について

日程第二三 報告第一一号 平成二十八年西之表市農業者振興公社経営状況報告について

日程第二四 請願・陳情の委員会付託

△会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、八番議員河本幸男君、九番議員鮫島市憲君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題とした

します。

お諮りいたします。

去る九月五日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から九月二十六日までの十九日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から九月二十六日までの十九日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第五八号から議案第六六号まで、及び認定第一号から認定第七号並びに報告第一一号を一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成二十九年第三回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはおかれましては御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

最近の世界情勢を見ますと、北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験と続いておりました、アメリカの動向とともに目が離せない状況になっております。日本の国民としては、毎年夏に不戦の誓いを新たにしております。再び戦争の惨禍を招くことのないように願うものであります。

次に、国の動向ですが、八月末までに平成三十年度予算の概算要求が各省庁から財務省に出されており、四年連続で百兆円を超えるものとなったようであります。一方、国の借金は一千兆円を超えており、財政健全化対策など待たなしの状況であります。

しかしながら、離島振興関連事業等、住民生活に直結する予算に関しては、国の政策を注視しながらも要望すべきは要望し、獲得していきたいと考えております。

私も今年の三月十九日の西之表市長就任以来、およそ半年が経過いたしました。多くの市民の皆様のさまざまな意見をお聞きしながら、日々、市政の推進に励んでいるところでございます。今後、市民目線を持って市民に寄り添い、事業に関してはスピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。議員諸兄の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、主な市の状況や出来事等について報告をいたします。

まず、長期振興計画の策定についてであります。

庁内での検討や意見交換はもちろんです。市民との協働を基本として、市民委員会、振興計画審議会での検討に加えて、各校区との意見交換会、アンケート調査、高校生との意見交換などを経て、市の将来像や計画体系などについて整理に取り組んでおります。今後は、具体的な基本計画や実施計画の策定を進めてまいります。

次に、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の活用状況ですが、運賃低廉化により、利用者が昨年より大幅に伸びております。県協議会の予算の確定により、千二百八十万円の補正を計上いたしました。また、農水産物の輸送費支援についても、総量の増加を見込んでおり、今回、補正で千四百九十万円の増加を計上しております。さらに、新たに雇用機会の拡充として、交付金ベースで九千万円を超える事業展開を予定して、要望のあった八つの事業所及び個人等の事業について、国に申請を行っているところです。より有利な補助率での事業実施がなされることにより、新たな雇用創出など広く事業効果の波及が期待されるところであります。

次に、農業の状況についてであります。

まず、生育状況につきましては、基幹作目であるさとうきびが、台風五号による潮風害、その後の干ばつの影響によりまして、昨年度を下回る平均反収が予想される非常に厳しい見込みとなっております。また、作付面積も六百ヘクタールと前年期より五十三ヘクタールも減少し、地域経済への悪影響も懸念されます。このようなこ

とから、各種助成に取り組み、中でもセーフティネット基金の活用による支援を図り、生産性の回復を図りたいと考えております。

園芸関連につきましては、六月九日に西之表市園芸振興会が六十年以上の長い歴史に幕をおろし、さらなる飛躍・発展を目指すべく、西之表市野菜部会協議会が設立されました。各品目の部会制に移行し、活発な活動が期待されます。

畜産におきましては、八月競り市の平均価格が雌で六十一万五千三百五十五円、去勢で七十四万五千二百六円と七月競り市より若干価格は下がったものの、依然として好調な取引となっております。

次に、観光面では、HⅡAロケット三五号機が天候不良でロケット推進系統の確認のため二度にわたって打ち上げ延期となりましたが、八月十九日に無事打ち上げに成功しました。今年度はあと四回の打ち上げが予定されており、観光客の増加に向け大いに期待したいと思います。

さて、八月十九日、二十日の両日にわたり種子島鉄砲まつりが開催されました。ロケット打ち上げもあり、太鼓山行列、南蛮行列には例年より多くの方が観覧されたようです。また、昨年に引き続き、東京大学や鹿児島国際大学の学生、鹿児島実業高校吹奏楽部の皆さんなど島外から多くの若者が参加し、祭りを盛り上げていただきました。

花火大会では、例年の打ち上げ場所を西之表港沖合の防波堤から中央埠頭に変更し実施いたしました。間近で見られる花火に市民

からは好評を得たところであります。

スポーツ・文化面におきましては、第五十八回県熊毛地区大会が七月二日、九日に一市三町で開催され、本市は二十六種目中十二種目で優勝しております。今月の十六日、十七日に開催される七十一回県民大会では熊毛の代表として全力を尽くしてくれることを期待いたします。

国登録有形文化財旧上妻家住宅では、これまでに二回の一般公開を行い、市内外の方々に種子島の歴史・文化を知る貴重な機会になったのではないかと思います。今後、保存活用計画を策定し、文化財及び観光資源として整備・活用を図ってまいります。

市内の幼・小・中学生、高校生の活躍にも目覚ましいものがあります。スポーツ面においては、種子島中学校が地区総合体育大会総合二位、サッカー部は県大会でベストエイトに入りました。種子島高等学校は県高校総合体育大会において、男子砲丸投げ三位、女子百メートルハードル五位と活躍し、その他さまざまな種目で健闘してくれました。

また、文化面においては、県の図画作品展で古田小学校の児童が県知事賞を受賞し、榕城小学校が最優秀学校賞、めいろうこども園と種子島中学校が優秀学校、優秀学園賞を受賞しております。なお、種子島高校は、放送部がNHK杯全国高校放送コンテスト全国大会への出場を果たしており、今後ますますさまざまな分野での子供たちの活躍が期待されるところであります。

次は、馬毛島問題の現在の状況について御報告したいと思えます。まず、馬毛島活用についてありますが、これまで検討チームによる検討会を三回開催し、幾つかの活用案を選定して、年内の具体案作成に向けて作業を進めております。

また、七月七日、地権者の協力を得て、西之表市の市有財産であります旧馬毛島小・中学校跡地の避難施設用地・建物の現況調査を実施しました。馬毛島の現地調査は平成二十一年が最後であり、八年ぶりの実施となりました。私と教育長、市職員の総勢十八名が渡航し、施設等の状況確認と施設補修、施設周辺の雑木の伐採、草刈りをしてまいりました。

次に、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会ですが、去る八月九日に臨時総会を開催し、情報収集に係る取組みと今後の協議会活動について協議をいたしました。引き続き、種子島・屋久島の一市三町を軸に、今後も連携をとってまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明をいたします。

本定例会に提案いたしました議案は、西之表市公平委員会の委員の選任の人事案一件、西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の条例議案一件、平成二十九年度一般会計補正予算（第二号）など予算関係議案七件、平成二十八年度一般会計歳入歳出決算認定についてなど認定七件、その他報告案件一件の合計十七件であります。

主な議案について御説明いたします。

議案第五八号は、西之表市公平委員の選定についてであります。地方公務員法第九条の第二項の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

議案第五九号は、西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定についてであります。条例の適時性を確保するための全庁的な見直し作業を行い、放置することで支障を来す条例を廃止しようとするため条例を制定しようとするものであります。

議案第六〇号から六六号は、一般会計及び特別会計の補正予算であります。

議案第六〇号、平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について御説明をいたします。

歳入は、普通交付税が確定したことに伴い、二億二千六百六十四万四千円を追加いたしております。また、特定有人国境離島特措法に基づく社会生活維持推進交付金の事業増大等に伴い、県支出金が一億二百六万三千円、さらに、平成二十八年度決算に伴う収支の確定により、繰越金に一億七千七百六十五万三千円を追加しております。

歳出は、財産管理費、積立金に二億六千五百九十九万九千円を基金積立てしたほか、雇用機会拡充事業九千八百九十二万二千円など特定有人国境離島地域社会維持推進交付金関連経費を計上いたしております。

次に、認定第一号から認定第七号までは、平成二十八年度一般会

計及び特別会計等の歳入歳出決算認定であります。

平成二十八年年度一般会計及び特別会計の収支状況は、歳入決算額百六十一億九千四百九十七万七千四百六円、歳出決算額百五十八億一千三百九十五万四千二百六十三円で、歳入歳出差引額は三億八千四百三十三円、翌年度へ繰り越すべき財源五百七十四万八千円を控除した実質収支額は三億七千四百三十九万五千四百三十三円となりました。

一般会計の収支状況は、歳入決算額百六億九千三百二十一万四千三百九十一円、歳出決算額は百四億七千九百八十一万二千四百一十一円で、歳入歳出差引額は二億一千三百四十万一千九百八十円となり、翌年度へ繰り越すべき財源五百七十四万八千円を控除した実質収支額は二億七百六十五万三千九百八十円となり、実質単年度収支は黒字であります。前年度の決算額に対しまして、収入は一五・一％、歳出は一四・九％それぞれ減となりました。

特別会計では、歳入決算額五十五億八十八万三千五百五十二円、歳出決算額は五十三億三千四百四十四万一千八百五十二円で、歳入歳出差引額は一億六千六百七十四万一千六百六十三円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額も同額となりました。前年度の決算額に対しまして、収入は一・五六％の減、歳出は三・一％の減となりました。

なお、普通会計における経常収支比率は九四・七で、対前年度比二・九ポイント増えています。健全化指標は、実質赤字比率及び

連結実質赤字比率がゼロ、いわゆる黒字であります。実質公債費比率の三カ年平均は八・八で、対前年比〇・一％の増加、将来負担比率は五七・四で、対前年比七・四ポイント改善をいたしました。

財政の健全化は保たれていますが、経常収支比率の状況など検討すべき課題も存在します。今後とも、財政の健全さを損なうことのないよう、細心の注意を払ってまいります。

提案いたしました議案につきまして、議員各位の御審議をお願い申し上げます。申し上げまして、提案理由の説明といたします。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第五八号 西之表市公平委員会委員の選任について

○議長（永田 章君） 日程第五、議案第五八号、西之表市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。
議案書一ページをお開きください。

議案第五八号、西之表市公平委員会委員の選任についてであります。

地方公務員法第九条の二第二項の規定により、公平委員を選任したいところから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西町七〇七六番地五、氏名野田眞壽美、昭和二十九年八月十一日生まれ、六十三歳。履歴に関しましては、二ページをごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度、お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票を願ひます。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一 番 下 川 和 博 議 員
- 二 番 小 倉 初 男 議 員
- 三 番 竹 下 秀 樹 議 員
- 五 番 木 原 幸 四 議 員
- 六 番 川 村 孝 則 議 員
- 七 番 和 田 香 穂 里 議 員
- 八 番 河 本 幸 男 議 員
- 九 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 一〇番 中 野 周 議 員
- 一 一 番 田 添 辰 郎 議 員
- 一 二 番 生 田 直 弘 議 員
- 一 三 番 橋 口 好 文 議 員
- 一 四 番 長 野 広 美 議 員
- 一 五 番 渡 辺 道 大 議 員
- 一 六 番 橋 口 美 幸 議 員

○議長（永田 章君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第五八号、西之表市公平委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第五九号 西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の
制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第五九号、西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案説明をいたします。

議案書三ページをお開きください。

議案第五九号、西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定についてであります。

条例の適時性を確保するため全庁的な見直し作業を行い、放置することで支障を来す条例を廃止をするため条例を制定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔一四番 長野広美さん〕

○一四番（長野広美さん） まず、えーとですね、三つ条例が掲げられておりますので、それぞれ個々に廃止の説明をお願いしたいのが一点。

それから、もう一点は、これは一般的なことなので、不慣れなものなので御説明をしていただきたいんですが、条例を廃止するとあ

ります。廃止するのにつけて、またさらに条例を制定するという、この二重構造的な表現なんです、これが一般的にそういうふうに行われているのか、その点をすいません、御説明をお願いします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

まず、西之表市有林野管理条例の件でございますけども、本条例は部落有林野統一事業完了後の市有林野管理行政の基準を定めるといふものでございまして、現在、市有林の管理につきましては西之表市財産管理規則により管理しておりますので、廃止することが適当であるということ廃止をするものでございます。

続きまして、西之表市農業構造改善事業協議会条例でございますけども、平成十一年に農業基本法にかわりまして食料・農業・農村基本法が制定されておりました、農業構造改善事業が廃止となっており、根拠法令が消滅していることから、本条例は廃止することが適当であるということ判断をさせていただきます。

三番目でございますけども、市民福祉手当支給条例でございますけども、本サービスは西之表市重度心身障害者医療費助成条例等、その他の条例等を適用しており、廃止することが適当であるということ廃止をさせていただきます。

法令の書き方でございますけども、廃止するに当たって、わざわざその廃止する条例を制定するかということでございますけども、法令の扱い方はこういうやり方が一般的というルール的なものでございまして。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六〇号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算

（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第六〇号、平成二十

九年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

本案は平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第二号）でございます。

別冊の予算書の条文をごらんいただきたいと思えます。また、参考でお配りしております財政係でつくりました詳細説明書についても同時にごらんいただければというふうに思います。

めくっていただきました。第一条でございます。

歳入歳出予算の総額について、歳入歳出それぞれ四億九千四百八十四万一千円を追加をいたしまして、歳入歳出それぞれ百四億二千五万五千円とするものでございます。

五ページをお開きください。

第二表地方債補正は追加一件、変更二件でございます。

まず、追加分でございますけれども、農林水産施設災害復旧事業に対応するために、災害復旧費を六百三十万円計上してございます。

また、変更は、臨時財政対策債の枠の確定に伴う変更及び事業補助の確定に伴う財源の見直しによりまして、過疎対策事業の減額を行っているものでございます。中身については一一ページのほうの歳入の部分の市債に適用しますので、またこれを参考にござんいただければと思います。

続きまして、今回の補正予算について、事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳出についてですけども、七ページをお開きいただきたいと思えます。

款ごとの内訳がございりますが、ござんのとおり、二款総務費が二億八千五百三万六千円で、今回補正額の五七・六％、七款商工費が九千三百五十六万四千円と一八・九％で、二つで全体の四分の三を占めるというような状況になってございます。

中身については後ほど御説明をいたしますけれども、繰越しの確定に伴うものと、有人国境離島関係の増額補正が特徴的なものでございます。

それでは、詳細について、目の金額の大きいもの等について御説明をいたします。一二ページをお開きいただきたいと思えます。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費に二億六千五百五十万九千円を追加しております。付記説明欄にありますように、金額、財政調整基金への積立てでございます。なお、基金残高につきましては、本日お配りをしてございます予算資料の五ページに今の現状が載せてございますので、御確認をいただきたいと思っております。

これによりまして、前年度末基金現在高二十八億二千二百七十八万一千円に本年度、今まで一般関係のほうに繰り入れております合計が三億一千五百八十一万三千円、基金のほうに積み立てております合計が三億三千七百七十四万一千円、差引きで現在、二十八億四千四百七十九万九千円となっております。

十二目の企画費でございますが、一千九百五十万円を追加してございます。主なものは、十九節負担金補助及び交付金で、四月から実施しております有人国境離島特措法をもとにしました地域社会維持推進交付金の航路・航空路低廉化事業につきまして、県への負担金が決定したことによります増額が一千二百八十万円、また、現在運行しております種子島の幹線バスについて、厳しい運営が続いているという状況から、一市二町で運行補助を行おうとするものがございます。補助金として六百六十万円を計上してございます。

一三ページをお開きください。

二十三目地域振興費は六百十三万七千円を減額しております。主な要因は、地域おこし協力隊員の一部地区への配置が遅れていることから、七節の賃金四百十九万一千円、十四節使用料及び賃借料八

十一万六千円等を減額するものでございます。

一五ページをごらんください。

三款民生費、一項社会福祉費、九目障害者福祉費七百七十四万七千円の追加でございますが、主なものは、二十三節償還金、利子及び割引料、付記説明欄にございますように、平成二十八年度の障害者支援等の国庫支出金及び県支出金の精算返還分七百六十六万六千円でございます。

一六ページをごらんください。

三項生活保護費、二目扶助費に二千二百七十七万八千円も同様に二十三節償還金、利子及び割引料で、二十八年度の生活保護費の精算に伴うものでございます。

一七ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費に一千六百三十八万二千円を追加しております。主なものは、十九節負担金補助及び交付金で、付記説明欄、補助金の二つ目、戦略産品輸送費支援に一千四百九十一万五千円を増額しております。先ほどもありました有人国境離島特措法に基づきます地域社会維持推進交付金の事業、輸送費支援の事業で六月に計上した分への追加でございます。

なお、新規事業といたしまして、捕獲鳥獣有効利用検証事業として八節報奨金の賃金、九節旅費の視察旅費等八十四万九千円、それから、薬用作物産地化検証事業として視察旅費など十一万二千円を含んでございます。

一八ページをごらんください。

六款の農林水産業費、三項水産業費、四目漁港建設費に七百十八万円を追加しています。主なものは十五節工事請負費で、県補助を受けまして安城漁港の導流堤補修及び、さきの台風の影響で破損をいたしました湊漁港沖防波堤標識等の設置、合わせて六百五十万円を追加しております。

一九ページをお開きください。

七款、一項商工費、五目産業創出費に九千八十九万二千元を増額しております。十九節負担金補助及び交付金の補助金で、先ほど来ておりますが、有人国境離島特措法に基づきます地域社会維持推進交付金の雇用機会拡充事業につきまして、本市でも八つの事業所及び個人より要望がありましたので、申請を行い、雇用の拡充を図ろうとするものでございます。

二〇ページをごらんください。

九款、一項消防費、四目災害対策費に九百三十七万三千元を追加しております。主なものは、三節職員手当の時間外勤務手当に九百三十七万一千円を追加してございますけれども、先月の台風五号の来襲に伴う避難所の開設等によりまして予算が不足することが見込まれることから、増額をするものでございます。

二一ページをお開きください。

十款教育費、三項中学校費、一目学校管理費に七百五十四万円を追加しております。主なものは、旧榕城中学校体育館については昨

年度も漏水修理を行いましたけれども、屋根立ち上がりの部分の漏水が発生をし、またそれに起因する照明器具の修繕の必要が生じたために、十一節需用費、修繕料として七百四十万一千円を計上するものでございます。

二三ページをお開きください。

同款、五項保健体育費、五目体育施設管理費に六百二十一万円を追加しております。主なものは、十一節需用費、修繕料でございますけれども、台風によりまして市民体育館の屋上防水シートを張り直す必要が生じたことによるものでございます。

歳出の最後になります。十一款災害復旧費、一項農林水産施設災害復旧費、三目現年補助災害復旧費に二千六十三万六千元を追加しています。主なものは十五節工事請負費二千万円で、さきの梅雨前線豪雨によります災害で、農地三件、施設七件の災害復旧工事に伴うものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

まず、六ページをお開きください。

今回、歳入の補正の主なものは、九款地方交付税二億二千六百六十四万四千円で、全体の四五・八%、十八款繰越金一億七千七百六十五万三千円で全体の三五・九%、いずれも額の確定に伴う補正でございます。ほかに、有人国境離島の事業関連で一億二百六十六万三千円、全体の二〇・六%というふうになっております。

目ごとに御説明をいたします。八ページをお開きいただきたいと思います。

思います。

一款市税、一項市民税、一目個人は三千二百七十八万一千円増額をしております。本賦課による補正であり、対前年度の所得比較及び徴収率の向上を見込んだものでございます。

続いて、二項、一目固定資産税は一千五百五万二千円を追加しております。これも本賦課によるもので、調定と徴収率の伸びを見込んでおります。

九款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税二億二千六百六十四万四千円の追加は、平成二十九年普通交付税の額の確定に伴うものでございます。

九ページをお開きください。

十三款国庫支出金、二項国庫補助金、三目教育費国庫補助金に八百三万円を追加しております。種子島中学校や安納小学校のトイレ改善事業に対応するものでございまして、補助金の追加決定を受けたことによるものです。これにより、充当を予定しておりました過疎債を減としておるところでございます。

十四款県支出金、二項県補助金、一節総務費県補助金に八千七百五万三千円を追加しております。歳出で御説明いたしました有人国境離島特措法関連の特定有人国境地域社会維持推進交付金でございます。

ほかの補助金につきましては、それぞれ歳出事業に伴う歳入でございますので、説明は省かせていただきます。

一〇ページをごらんください。

最下段になります。十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は六千万四千円を減額をしております。前回補正におきまして、下西小学校の外壁等の補修について、公共施設建設基金を活用する予定としておりましたけれども、地方交付税の伸び等によりまして一般財源での対応が可能ということになりましたので、今後の公共施設の長寿化等の事業の増大に備えまして基金を取り崩さないということにしております。

一一ページをお開きください。

十八款、一項、一目繰越金に一億七千七百六十五万三千円を追加しております。前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり分割して、各所管常任委員会に付託いたします。

△議案第六一号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第六一号、平成二十

九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題と

いたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書、条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百六十五万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億六千五百六十八万八千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百四十万四千円の追加は、三節職員手当百三万八千円の追加がその主なもので、時間外勤務手当の支出見込み増加による補正でございます。

十一款諸支出金、一項償還金及び還付加算金百九十一万三千円の追加は、一項一般被保険者保険税還付金百八十九万二千円の追加がその主なもので、保険税の過年度還付金の増加見込みによる補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

九款繰入金、一項他会計繰入金百四十万四千円の追加は、人件費

補正等に伴う一般会計繰入金の補正であります。

十款、一項繰越金七百九十二万五千円の追加は、一目、一節その他繰越金七百九十四万四千円の追加がその主なもので、前年度繰越金確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六二号 平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第六二号、平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） それでは、御説明いたします。

本案は、平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）でございます。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五十六万二千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三百二十八千円とするもの
でございます。

補正の主なものについて、歳出から御説明をいたします。六ペー
ジをお開きください。

一款、一項、一目事業費の十九節負担金補助及び交付金のうち交
通共済見舞金に四十七万四千円を追加しております。

四款、一項、一目予備費に八万八千円を追加し、予算調整をして
おります。

次に、歳入について御説明をいたします。五ページをお開きくだ
さい。

三款、一項、一目、一節繰越金は前年度決算に基づく繰越金で、
五十六万二千円を増額し、五十六万三千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六三号 平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第六三号、平成二

十九年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題

といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 議案第六三号、平成二十九年西
之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について御説明い
たします。

予算書条文をごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五万
九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十五万
一千円とするものであります。

歳出から御説明いたします。予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費について、平成二
十八年度決算繰越金の確定に伴いまして、二十五節積立金の地方卸
売市場基金、二十八節繰出金の一般会計繰出金へそれぞれ二万九千
円の増額をさせていただきます。

次に、歳入について御説明いたします。五ページにお戻りくださ
い。

第三款繰越金、第一項繰越金、一目繰越金五万九千円の増額は、
前年度繰越金の確定に伴う補正でございます。この結果、市場基金
の平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）
の見込み額は三十二万四千円となる見込み
でございます。

以上、議案六三号の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六四号 平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補

正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第六四号、平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千七百九十三万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億三百五十九万九千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。予算書七ページをお開きください。

二款保険給付費、四項高額介護サービス等費二百二十一万五千円

の追加は、三目高額医療合算介護サービス費、十九節負担金補助及び交付金二百十四万二千元の追加がその主なもので、給付見込み額の増加による補正であります。

八ページをお開きください。

三款地域支援事業、三項包括支援事業、任意事業費三百六十六万七千円の追加は、五目認知症総合支援事業費、八節報償費二百八十四万八千円の追加がその主なもので、認知症初期集中支援チーム会議や認知症測定会等の開催見込み回数増加に伴う謝金の補正であります。

九ページをごらんください。

四款、一項基金積立金一千三百七十万三千円の追加は、前年度繰越金確定に伴い、介護給付費準備基金に積み立てようとするものであります。

七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三項償還金、二十三節償還金、利子及び割引料五千三百五十四万四千円の追加は、前年度実績により国庫、県へ精算返納するものであります。

同款、三項、一目、二十八節繰出金四百五十九万七千円の追加は、前年度実績確定により一般会計へ返納するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

一款、一項、介護保険料、一目第一号被保険者保険料八百七十一万一千円の追加は、保険料の本賦課に伴う補正であります。

三款国庫支出金、二項国庫補助金百五十四万六千円の追加は、三目地域支援事業交付金、総合事業以外の地域支援事業百二十四万七千円の追加がその主なもので、地域支援事業増額見込みに伴う国庫補助金の補正です。

四款、一項支払基金交付金二百三十八万九千円の追加は、一目介護給付費交付金二百三十五万二千円の追加がその主なもので、介護給付費の増額に伴い、支払基金交付金を補正するものであります。

六ページをお開きください。

七款、一項繰入金百一十一万二千円の追加は、介護給付費や地域支援事業の増額、保険料軽減額の減額等にそれぞれ補正をするものです。

八款、一項、一目繰越金六千二百二十九万八千円の追加は、前年度繰越金確定による補正であります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第六五号、平成二

十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二百四十五万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百九十九万三千円とするものであります。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。予算書六ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金一千百四十三万六千円の追加は、保険料の本賦課に伴う納付金の補正がその主なものです。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料一千二百二十五万五千円の追加は、保険料本賦課に伴う補正であります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六六号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予

算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第六六号、平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）であります。

一 ページ、予算書条文をお開きください。

第二条は収益的収入の補正です。収入の事業収益を百二十三万二千円増額して四億五千二百七十四万四千円に改めるものです。

内容につきましては、六ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書。収入の一款事業収益、二項営業外収益、四目雑収益、一節その他雑収益は、落雷で被災した計装機器の調査金受入れに伴う百二十三万二千円の増額補正です。

予算書条文、一ページにお戻りください。

第三条は資本的支出です。

資本的支出を四百三十万円増額し、八億一千八百八十万円に改め、三条本文括弧書きを「不足する額一億七千八百四十一万七千円は、過年度分損益勘定留保資金一億五千七百七十五万四千円、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額二千六百六十六万三千円で補填するものとする」に改めます。

支出の内容につきましては、七ページをお開きください。

資本的収支の執行計画書。支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費、六節機械及び装置購入費は、阿曾浄水場の次亜塩素酸タンク更新のため四百三十万円の増額補正です。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） 御質問します。

六ページの公有建物共済金、落雷に伴う受入れという百二十三万二千円なんですけれども、こちらの、落雷等によってこれは受け入れたということなんです。実際、落雷に伴う損害による支出というのはどういう形で予算計上されているんでしょうか。

○水道課長（上妻敏男君） 落雷で被災したのは、昨年度であります。昨年度、その計測機器の修繕を予算化しまして、執行しております。その共済金の請求に伴う受入れが本年度になるという形で予算に計上しているところでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十一時休憩

午前十一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△認定第一号 平成二十八年度西之表市一般会計歳入歳出決算

認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、認定第一号、平成二十八年年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議案書の四ページをござんいただきたいと思えます。

本案は、平成二十八年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定につ

きまして、地方自治法第二百三十三条の第三項の規定により議会の認定に付すものでございます。

説明に入ります前に、成果説明書の部分について、三点ほど正誤表を入れさせていただいております。御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、わかりやすいように、監査の意見書を使用させていただきまして報告をいたします。お手元の平成二十八年度西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書をござんいただきましたと思います。

二ページをお開きください。一般会計決算の総括について御説明をいたします。

一般会計歳入決算額は百六億九千三百二十一万四千三百九十一円、一般会計歳出決算額は百四億七千九百八十一万二千四百十一円、形式収支が二億一千三百四十万一千九百八十円で、翌年度に繰り越すべき財源五百七十四万円を控除した実質収支額が二億七百六十五万三千九百八十円となっております。

次に、財政指標の主なものについて御説明をいたします。四ページをお開きください。

財政力の強弱を測定する方法として通常用いられる財政力指数でございしますが、平成二十八年度は〇・二七で、緩やかに上昇しております。財政構造の弾力性を測定する方法として用いられます経常収支比率は平成二十八年度は九四・七で、前年度と比較すると

二・九ポイント上昇をさせていただきます。

歳入について御説明をいたします。六ページをお開きください。

調定額百八億一千五百八十八万一千五百十三円に対し、収入済み額百六億九千三百二十一万四千三百九十一円で、収入率は九八・九%、不納欠損額一千八百五十七万八千八百三十三円、収入済み額は一億三十一万三千九百九十九円で、収入率九八・九%であります。

昨年と比較しますと調定額で二十一億九千九百六十二万二千六百六十四円、八三・一%、収入済み額で十九億六千九百九十二万七千五百七十二円、八四・九%と減少をさせていただきます。要因は、平成二十七年まで実施をされました汚泥再生処理センター等、大型事業の実施によります国庫や県の出資金及び市債の減少によるものでございます。

収入未済額の主なものについてですが、市税六千三百五十三万六千六百六十六円、使用料及び手数料のうち住宅使用料が一千九百九十七万七千三百円、及び諸収入のうち奨学資金貸付金収入一千二百三十二万二千二百一十一円などありますが、全体の額としましては前年度の約四分の一まで減少してきていますとさせていただきます。

続いて、一〇ページをお開きください。市税の収納状況であります。

現年課税分が平成二十七年度は九八・六でしたが九九%、滞納繰越分が同じく二三・六%だったものが三一・二%、合計で九二・二%が九四・五%と対前年度比二・三ポイントの増というふうにな

っております。

収入未済額は平成二十六年度には一億二千六百六十六万六千円あったわけですが、二年間で半減をし六千三百五十三万一千円となるなど、年々減少をし、収納率が向上している状況にございます。

一三ページから一四ページにかけてまして、譲与税、交付金等の状況でございます。

一二ページをお開きいただきたいと思っております。

その中で、地方消費税交付金については昨年度、税率の改定によりまして一・七九倍伸びましたけれども、今年度は一転して一・七%、三千五百二十二万二千円の減となっております。

続いて、最も構成比の高い地方交付税について御説明をいたします。

一三ページをお開きください。

地方交付税は四十二億二千九百五十四万六千円、対前年度比〇・七%、二千八百五十七万六千円の減となっております。二十六、二十七年度においては一億円を超える増減があつたわけですが、本年度は微減という形になってございます。

一四ページをお開きください。

分担金負担金は、調定額の減に応じ収入済み額も減額となっております。なお、現年度保育料の収納率は九九・一%となっております。

使用料及び手数料ですけれども、対調定で九三・六%の収入済み額

となりまして、収入率が一・九％向上しています。住宅使用料の未収金の減少等によるものでございます。

国庫支出金については、収入済み額が十五億八千二百七十四万五千八百三十三円で、昨年度より六億一千八百四十五万八千四百四十円、二八・一％減少してございます。先ほど来申し上げておりますけれども、昨年度、大型事業がたくさんございましたが、湊漁港の災害復旧国庫負担や中央公民館改修の教育費国庫補助金等があったことによるものでございます。

また、一五ページの県支出金も同様に、収入済み額十億四千三百二十六万三千四百四十四円で、昨年度より一億四百万三千八百三十四円、九・一％の減少となっております。昨年度、種子島周辺漁業対策事業費の農林水産業費補助金とか農林水産施設の災害復旧費補助金が多かったことによるものでございます。

寄附金につきましては、昨年度より五千三百九十二万七千六百七十九円、伸び率で二五八・八％というふうになっておりますけれども、主なものはふるさと応援寄附金の増で、件数で八・二四倍、金額で四・五倍、七千七百七十四万七千円となっております。

一六ページをお開きください。

繰入金でございますが、四億八千六百六十二万三千六百四十円で、昨年度比一〇・三％の増となっております。調整のための基金繰入金が多なものでございます。

繰越金についてです。二十八年度、二億九千二百六十一万一千四

百七円で、昨年度比九・〇％の増となっておりますけれども、明許繰越しを除くと一三八・二％の伸びというふうになっております。

一七ページをお開きください。

二十款市債は六億八千九百九十八万七千円、前年度に比較して十二億三千八百七十七万三千円、六四・二％の減となっております。主な要因は、昨年度の衛生費、汚泥再生処理センター、それから教育費、防災拠点中央公民館改修事業、それから辺地債、新種子島産婦人科医院事業等、大型事業の起債があったことによるものでございます。

次に、歳出についてであります。一八ページをごらんください。

予算額は百七億五千五百二十七万三千円に対し、支出済み額は百四億七千九百八十一万二千四百一十一円、執行率が九七・四％、翌年度への繰越額が四千六十二万八千円、不用額が二億三千四百八十三万二千五百八十九円であります。

一九ページをお開きください。

歳出を款別に比較をいたしますと、金額で大きいものが民生費、総務費であります。前年度の比較で、増減額においても民生費が約二億円ほど増えてございますけれども、補助金の臨時福祉給付金及び生活保護の医療扶助費の伸び等によるものでございます。

また、一方で大幅減額となっております衛生費及び教育費については、昨年度、汚泥再生処理センターの整備、防災拠点中央公民館改修等を行ったことによるものでございます。

農林水産業費の減額については、昨年度、さとうきびの精脱装置の繰越しや種子島周辺対策の漁協の製氷施設の建設、及び天候不良によります生産不良作物への支援などが一時的に大きく伸びたことによるものでございます。

特徴的なものとしては、土木費が六〇・四％、一億七千八百一十六万二千二百七十九円増えてございますけれども、社会資本整備交付金を活用いたしまして道路新設改良費や公園管理費が昨年の三倍から四倍、また住宅管理費の修繕料も昨年度の二倍という伸びになってございます。

また、消防費も三四・四％伸びておりますけれども、施設整備に係るもので、榕城分団・女性分団詰所の新築及び防火水槽の設置、消防ポンプ車の購入等によるものでございます。

次に、公債費の状況について御説明をいたします。二六ページをお開きください。

実質公債費比率が八・八％で、対前年度比〇・一ポイント増えてございます。地方債残高が百四億五千五十五万五千九百九十八円で、昨年より三億四千百三十三万六千三百四十一円の減で、対前年度比九六・八％というふうになってございます。

昨年度まで歳出合計に占める割合は減少してきていたわけでございますけれども、二十七年年度から大型事業の元金などの未償還高が増えましたことから、予算に対する割合も増加に転じているところでございます。今後も公債費の管理には十分な留意が必要だというふう

うに思っております。

財政状況は経年比較をいたしますと改善しつつあるというふうに言えますけれども、他市町村と比較をいたしますとまだまだ改善すべき点があるというふうに認識をしております。また、一部事務組合での大型事業や起債の償還開始、今後増大が予想されます公共施設等社会資本の再整備の問題等、注意すべき課題も多いというふう

に認識をしております。
本市の歳入の最も大きなウエートを占めます地方交付税も今後とも楽観できる状況とせず、自主財源の安定確保を図りながら、国の動向も注意深く見守り、引き続き財政の健全化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

△決算特別委員会の設置及び構成

○議長（永田 章君） ここで、日程第一五、決算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本決算認定につきまして、各常任委員会から三名ないし四名の計七名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査の方法をとりたいと思っておりますが、これに御異議あ

りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第一号、平成二十八年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定については、七名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△決算特別委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次に、日程第一六、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名をいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員に、総務文教委員会から河本幸男議員、中野周議員、生田直弘議員、橋口美幸議員の四名、産業厚生委員会から小倉初男議員、竹下秀樹議員、和田香穂里議員の三名、以上七名の諸君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

△認定第二号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、認定第二号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを

議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の五ページをお開きください。

本案は、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものであります。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で説明させていただきます。審査意見書の二七ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入が前年度比〇・三%減の三十一億二千七百九十二万八千九百九十一円、歳出が一・二%減の三十億二千四百七十三万五千五百八十五円となり、実質収支額は一億三百九十九万三千三百二十六円の黒字となりました。

二八ページ下の歳入財源別比較表をごらんください。

歳入では、国民健康保険税が前年度比二・二%減の四億六千四百二十六万五千五百二十八円で、構成比が一四・八%、国庫支出金が増減率ほぼ〇%の七億八千八百九十五万二千六百四十六円で、構成比が二五・二%、療養給付費等交付金が二〇・一%減の七千四百四十三万八千五百二十一円で、構成比が二・四%、前期高齢者交付金が四・四%減の四億五千六十二万三千七百六十四円で、構成比一

四・四％、県支出金が四・八％増の二億三百五十四万三千七百七十一円で、構成比が六・五％、共同事業交付金が一・三％増の七億四千万二千九百五十四円で、構成比が二三・七％、繰入金金が六・四％増の三億一千五百三十三万八千五百八十九円で、構成比が一〇・二％となりました。

次に、三〇ページ下の歳出款別比較表をごらんください。

歳出では、保険給付費が前年度比一・一％減の十六億六千七百一十四万四千十三円で、構成比五五・一％、後期高齢者支援金等が前年度比四・四％減の二億八千六百五十五万六千三百三十四円で、構成比が九・五％、介護納付金が前年度比二・三％減の一億四千一万九千五百七十八円で、構成比が四・六％、共同事業拠出金が前年度比二・二％増の七億九千九百八十七万八千二百二十二円で、構成比が二六・四％となっており、これらを合わせると歳出決算額の九五・七％を占めているところでございます。

決算の特徴といたしましては、諸支出金が対前年度比で約二千二百万円、四五・六％の減となっておりますが、これは療養給付費国庫負担金の額が確定したことにより精算返納金が減少したことが主な要因となっております。

平成二十八年度決算は約一億三百九十九万円の黒字となりましたが、一般会計からの法定外繰入金九千万円を繰り入れており、国民健康保険事業財政状況は依然として厳しいものがあるところであり、国民健康今後につきしても、市民の健康と生活を守る根幹の保険制度として

安定した事業の運営に引き続き努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、開会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会の付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第三号 平成二十八年度西之表市交通災害共済事業特別

会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、認定第三号、平成二十

八年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） 御説明いたします。

議案書の六ページをごらんください。

本案は、平成二十八年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

説明につきましては、特別会計、交通災害共済事業の特別会計決算書の一六七ページから一六八ページをごらんください。

本会計の決算額は、歳入歳出予算の総額二百三十万三千元に対し、歳入決算額二百三十万三千八百七十四円、次のページになります、歳出につきましては、歳出決算額百七十四万二百四十六円で、歳入歳出差引き額五十六万三千六百二十八円は全額、翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものにつきましては、共済会費収入二百二十五万六千三百円で、歳入全体の九七・九％を占めております。加入者は一般会員が八千三十一人、ゼロ歳から小学一年生までの掛金免除の特別会員が九百九十三人の合計九千二十四人で、加入率は五八・〇％となっております。前年度と比べますと三・八八ポイント増加しているということになります。

歳出の主なものについては共済見舞金で、入院・通院の十二件分、百三万五千四百円を支出しております。

一七二ページの財産に関する調書をごらんください。

交通災害共済基金へ二万円を積み立て、二十八年度末の基金残高は三千二百一十一万円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第四号 平成二十八年度西之表市地方卸売市場特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、認定第四号、平成二十八年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

本案は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、平成二十八年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を議会認定に付するものでございます。

それでは、御説明いたします。お手元の決算書の一七三ページをお開きください。

歳入の総括表で、予算額五十四万二千円に対し、収入済み額が五十二万三千四百八十八円で、九六・五二%の収入率となりました。

次、一七四ページが歳出の総括表でございます。

予算額五十四万二千円に対し、支出済み額が四十六万二千二百九十円で、執行率が八五・二九%となります。

その結果、歳入歳出の差引額は六万八千五百五十八円となったところでございます。

一七五ページからは事項別明細書でございますが、歳入の主なもの、市場使用料四十八万三千七十七円、前年度繰越金四万二千二百七十八円でございます。市場使用料の前年度対比は九八・八六%となっております。

続いて、一七六ページをお開きください。歳出の事項別明細でございます。

歳出の主なもの、一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十一節需用費、細節消耗品四万八千六百三十八円、細節修繕料四万九千六百六十七円、また十三節委託料、浄化槽維持管理費で八万八千五百六十円、二十五節積立金、地方卸売市場基金積立金十三万円、二十八節繰出金の一般会計繰出金十三万円でございます。

この結果、平成二十八年度末の市場基金残高は三百一十一万四千円となりました。

なお、歳入歳出差引き残額の六万八千五百五十八円は全額、二十九年に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第五号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、認定第五号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の八ページをお開きください。

本案は、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものであります。

説明につきましては、審査委員意見書のほうで説明させていただきます。審査委員意見書三八ページをお開きください。

平成二十八年度決算額は、歳入が前年度比一・八%増の二十一億五千五百四十四万二千四百五十九円、歳出が一・一%減の二十億九千三百四十四万二千九百七十一円となり、実質収支額は六千二百二十九万九千四百八十八円の黒字となりました。

三九ページ下の歳入財源別比較表をごらんください。

歳入では、介護保険料が前年度比一・三%増の三億一千八百九十五万六千二百三十三円で、構成比一四・八%、国庫支出金が前年度比三・五%増の六億一千七百八十一万六千八百六十九円で、構成比二八・七%、支払基金交付金が前年度比四・七%減の五億二千五百四十六万九千二百五十円で、構成比二四・四%、県支出金が前年度比一・八%減の二億八千三百五十二万六千三百三十七円で、構成比一三・二%、繰入金が前年度比一二・六%増の四億百二十八万八千六百円で構成比一八・六%となりました。

次に、歳出ですが、四〇ページ下の歳出款別比較表をごらんください。

歳出では、総務費が前年度比〇・三%増の九千五百五十二万九千四

百八十円で、構成比四・四%、保険給付費が前年度比〇・二%増の十八億三千五百八十万九千四百四十七円で、構成比八七・七%、地域支援事業費が前年度比八・四%減の一億九百五十七万五千九十円で、構成比五・二%、基金積立金が前年度比九九・九%減の三万三千元で、構成比ほぼ〇%、諸支出金が前年度比一七八%増の五千六百九十九万五千九百五十四円で、構成比二・七%となりました。

決算の特徴といたしまして、基金積立金が対前年度比で約五千三百万円、九九・九%の大幅な減となっておりますが、これは翌年度当初に国庫支出金等の精算が予定されていたために、財源として平成二十九年度に繰り越すために基金を積み立てなかったことによるものであります。

また、諸支出金が対前年度比で約三千六百万円、一七八%の増となっておりませんが、これは平成二十七年年度の介護給付費の伸びが見込みより減少したため、前年度精算返納金が増加したことによるものでございます。

平成二十九年度は、第六期西之表市介護保険事業計画の最終年度でございます。引き続き介護保険事業の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、法案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第六号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、認定第六号、平成二十八年年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の九ページをお開きください。

本案は、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出の決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものであります。

説明につきましては審査委員意見書のほうで説明させていただきます。審査委員意見書四一ページをお開きください。

平成二十八年度決算額は、歳入が前年度比〇・八%増の二億一千四百六十八万四千六百二十三円、歳出が〇・九%増の二億一千四百六十七万六千円となり、実質収支額は六十二万三千八百六十三円の黒字となりました。

四二ページ上の歳入財源別比較表をごらんください。

歳入では、後期高齢者医療保険料が前年度比三・四%増の一億一千六百三十七万円で、構成比が五一・八%、繰入金が一・三%減の九千七百八十一万五千六百六十三円で、構成比四五・六%、諸収入が一〇・九%増の五百三十七万九千九百六十六円で、構成比二・三%となりました。

歳出については、一番下の歳出別比較表をごらんください。

歳出では、総務費が対前年度比二六・八%減の一千二十二万九千三百三十一円で、構成比四・八%、広域連合納付金が対前年度比二・八%増の一億九千七百七十万五千八百七十八円で、構成比九二・四%、この二つで全体の九七・一%を占めているところであります。決算の特徴は、総務費が対前年度比、約三百七十七万円、二六・八%減となっておりますが、これは主に支弁職員の異動により人件費が減少したことによるものであります。

今後とも県後期高齢者医療広域連合や構成区市町村と連携を図り、事業の適正な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第七号 平成二十八年度西之表市水道事業会計決算認定

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、認定第七号、平成二十八年度西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔水道課長 上妻敏男君〕

○水道課長（上妻敏男君） 平成二十八年度西之表市水道事業決算認定について御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第三十条第四項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

決算及び事業報告書一ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入。第一款事業収益の決算額は四億五千

二百九十九万一千七百六十八円、支出の第一款事業費は四億三百六十六万一千六十三円となりました。

資本的収入及び支出の収入。第一款資本的収入の決算額は四億八百万九百八十九円、支出の第一款資本的支出は五億四千四百三十四万七千円となり、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

二ページをお開きください。損益計算書です。

下から三行目、当年度純利益は前年度から約二千九百七十万円増の三千四百三十六万四千五百五十五円となりました。これは前年度繰越欠損金に補填され、当該年度未処理欠損金は二億九千八十二万五千六百六円となりました。

九ページをお開きください。事業報告書です。

総括といたしまして、国上と南部簡易水道を上水道に統合したことで業務量が増加しております。

一ページから一三ページは建設工事の概要です。

主なところで、簡易水道統合整備事業の国上・武部・深川地区と道路改良に伴う配水管布設替え、ポンプや機器の更新等を行い、測量設計業務委託費を含めた建設改良費の総額は四億七百六十万二千五百九十円で、前年度より約二億八千四百万円の増となっております。

一四ページをお開きください。業務量です。

上から四項目め、給水件数は国上と南部簡易水道の統合により、

前年度比二二・一％増の八千五百七十八件となり、中ほどの総給水量も増加しております。

下から七項目の有収率、供給した配水量に対する料金収入の対象となった水量の割合が二・五六ポイント改善しております。

最下段の二項目、給水原価が供給単価を下回り、経営の効率化が見られております。

なお、水道料金の収納率は九八・三二％で、〇・一七ポイント改善しております。

三二ページをお開きください。企業債明細書です。

旧簡易水道事業と統合整備事業による増額で、未償還残高は十八億一千二百九十六万七千二百六十三円となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△報告第一号 平成二十八年公益社団法人西之表市農業振

興公社経営状況報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、報告第一号、平成二十八年公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 報告第一号、平成二十八年公益社団法人西之表市農業振興公社の運用状況について御報告いたします。

本案は、地方自治法第二百四十三条の第三二項、財政状況の公表等に基づき、公益社団法人西之表市農業振興公社の二十八年度の事業実績並びに収支決算状況を議会に報告するものでございます。

平成二十八年公益社団法人西之表市農業振興公社の決算は、經常収益三億三千二百二十四万七千三百五十一円、經常費用三億三千二百二十二万七千九百五十九円、經常収支、差引き十一万九千三百九十二円となっております。

年間の資産増減を示す正味財産増減計算書では、一般正味財産残高が十四万九千五百二十二円の減となり一億二百三万一千六百四十九円に、指定正味財産が三百七十九万三千八百五十六円増となり、三千三百九十二万九百四十三円となり、正味財産合計は三百六十四万四

千八百四円増の一億三千五百九十五万二千五百九十円となり、企業経営としてもおおむね健全な状況にあらうかと考えております。

以上、簡潔に説明いたしました。今後とも市議会の御支援、御理解をお願いしまして、平成二十八年度の公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況報告を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一一号は地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において新たに受理した請願・陳情書は、お手元に配付してあります文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす九日と十日は休会です。十一日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前十一時五十五分散会

本会議第二号（九月十一日）

本会議第二号（九月十一日）（月）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
二番 小倉初男君
三番 竹下秀樹君
四番 永田章君
五番 木原幸四君
六番 川村孝則君
七番 和田香穂里さん
八番 河本幸男君
九番 鮫島市憲君
一〇番 中野周君
一一番 田添辰郎君
一二番 生田直弘君
一三番 橋口好文君
一四番 長野広美さん
一五番 渡辺道大君
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長 八板俊輔君
教育長 大平和男君
会計管理者兼
会計課長 中野哲男君
総務課長兼
選管書記長 大瀬浩一郎君
行政経営課長 神村弘二君
市民生活課長 吉田孝一君
財産監理課長 奥村裕昭君
地域支援課長 上妻誠一君
税務課長 長吉輝久君
健康保険課長 長野望君
経済観光課長 松元明和君
農林水産課長 園田博己君
建設課長 戸川信正君
水道課長 上妻敏男君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	福山 隆一 君
学校給食センター所長	川畑 浩二 君
学校教育課管理係長	松下 成悟 君
社会教育課長	
局長	濱尾 実 君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	小園 啓太 君

平成二十九年九月十一日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 諸般の報告

日程第二 一般質問

一三番 橋口 好文 議員

一番 下川 和博 議員

一〇番 中野 周 議員

三番 竹下 秀樹 議員

△諸般の報告

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、諸般の報告を行います。

九月八日に設置しました決算特別委員会の正副委員長の選出結果について御報告いたします。決算特別委員長は橋口美幸さん、

同副委員長は河本幸男君、以上のとおりであります。

△一般質問

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましては簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） おはようございます。橋口好文でございます。

私が一月二十九日議員になってから、はや八カ月が過ぎようとしております。この間、国内では至るところで自然災害が発生し、特に北部九州豪雨災害は想像を絶する被害を出しました。亡くなられた方々に御冥福を祈り、哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

西之表市の一次産業である農業においては、春先の低温、また八月五日、六日に通過した台風五号により、基幹作物であるさとうきびに被害が出、その後の干ばつによる生育が大きく阻害され、収量の減収が心配されているところでございます。

今、市内の農家におかれましては、安納いもの収穫が始まりました。また、園芸作物の植えつけ、十月からはでん粉用甘しよの収穫、そして、さとうきびの収穫と忙しい時期に入っております。農家さんにおかれましては、健康に十分留意され、営農活動に励んでいただきたいと思います。

農業は自然を相手にする仕事ですが、それに加え、当管内は有害獣であるシカによる農作物被害が多発しており、シカ対策も講じていかなければならないという厳しい現実がございます。西之表市の農業振興上、避けては通れない重大な課題でございます。

八板市長は施政方針演説の中に、事業としてシカ肉のジビエを推進するという政策を打ち出して掲げておりますが、シカの被害に遭っている農家にとってはほんでもない話だと。農家の気持ちは、シカは一頭も要らないと。全滅させてほしいというこの思い、ただ一点でございます。ですから、この事業は、市長さんには勇氣とスピード感を持って撤回していただきたいと考えております。

私は六月議会でもこのシカ問題を取り上げましたが、市が発注したシカの生息頭数の調査結果について、本日までお尋ねしたいと思っております。あとの質問は、質問通告書に沿って質問者席より質問をいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 橋口議員の質問にお答えいたします。

西之表市内のシカの生息頭数と、その調査に関する御質問であり

ます。

野生鳥獣による農林業の被害が深刻であることは、議員御承知のとおりです。特にシカの問題では、対策として私は三つの面を考慮しております。一つはシカの捕獲駆除であります。二つ目が農地へのシカの侵入防止さくなどの対策、そして三つ目に、ジビエ利用による資源活用という三つのことを考えております。

いずれにしても頭数の把握というのは非常に重要な問題で、不可欠な事柄であります。主管課より後ほど詳しい説明を申し上げますけれども、概略を申し上げますと、昨年春には、およそ三千百頭ほど、その推計の幅があるようですけれども、中心地としては、それぐらいと推定されておりました。それが二千頭近くを捕獲駆除した後の今年春の推定では、およそ五千五百頭、これも推計の幅がありますけれども、増えているという、そういう数字が出されております。

そういう中で、非常に頭数の把握は難しいということなんですけれども、捕獲圧をかけることによって農林業の被害を防止することはもちろんであります。そしてまた、ジビエの利用、肉や皮などを資源として活用していくことも、これも捕獲圧の一方方法であると考えます。特産品開発につながることも考えられますし、こうした各対策をバランスよく実施していきたいと考えております。そこで、先ほど議員がおっしゃったようなジビエの考えを取りやめるということは、現時点では考えておりません。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明をいたします。

シカの生育頭数調査につきましては、実施主体であります市の鳥獣対策協議会において、より精度を上げる目的で、鹿児島県が実施します調査地点に市独自で調査地点数を追加しまして実施したところでございます。

結果につきましては、先ほど市長からも答弁がございましたが、下限二千八百九十五頭から上限八千五百六十七頭、平均値として五千四百八十二頭との推定個体数の報告を受けております。また、県の数字を参考に専門家に試算をしていただいたところでございませうけど、県の数値から試算した結果では、千五百五十五頭から一万一千五百八十五頭、平均で六千五百七十頭という結果でございませう。調査結果の食い違いは、調査地点の追加により調査精度が上がったものと認識しております。

しかし、高密度にある地点での増加が全体的に数値を上げている。また、過去三カ年の捕獲実績四千九百三十六頭でございませうが、また、捕獲者の目撃情報などと乖離しているところもございませう。要点としまして四つほどあるかと思っております。

一点目、被害額が減っているため、局所での減少、また捕獲の効果は上がっていて、捕獲されていないところで増加して、それが全体的に拡散して増加している可能性があるというところでございませう。

また、二点目につきましては、二千頭以上の捕獲をしているということから考えると、まだまだ油断できない状況と考えられております。

また、三点目につきましては、被害対策等も十分に上がっていることは、捕獲と防護の両面の対策が組み合っていること、また、四点目でございますが、先ほども若干述べたとおり、本市で何が起きてこうなったのかにつきましては、捕獲されている場所、また増加が生じている場所、それと出猟日数等々の捕獲効率、また詳細な分析が必要であること等が挙げられます。

したがいますして、今後も専門家を交えまして継続的に詳細な分析、また制度のより高い調査方法の検討も必要であると考えております。引き続き農林業への被害を防止するため、関係団体と連携し、国県の施策を活用しながら、捕獲の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 私はですね、そんな長々と答弁を求めてないんですよ。去年、市が発注して鹿児島島の業者が生息頭数調査に見えたわけですから、市内五カ所をしたということでありましたので、その生息頭数を行った業者さんが、その市の調査五カ所で何頭確認したかということを問うてるんですから、何頭ですか、市の調査の結果は。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほど申し上げましたが、下限二

千八百九十五頭から上限で八千五百六十七頭と。で、平均値としまして五千四百八十二頭が推定個体数という報告を受けております。

○一三番（橋口好文君） 下限、上限と言われますが、実際山に入って調査して、その頭数を確認したんじゃないですか。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 調査方法につきましては、ふん粒調査という方法で、全国的に一般で実用性の高い方法を採用しております。その中で上限と下限がなぜ出るかといいますが、その推定個体数を算出するときですね、自然増加率というのがございまして、その増加率の幅が一・〇九倍から一・三倍という幅がありますので、それが上限と下限の差になっているところでございます。で、その数値を上限と下限をまた算出して、平均値という捉え方をしております。また、県の調査結果についても、そういうような手法をとっております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） どうもわかりにくいです。また後ほど詳しく説明は求めたいと思いますが、この鹿児島から来た業者さんが山に入って調査したとき、市の職員は同行してその調査に参加したんですか。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 今回の調査におきましては、場所のほうの打ち合わせ等ございましたが、中まで入ったというのは、一緒に仕事をしたというのはしておりません。以上です。

○一三番（橋口好文君） 私はおかしいと思うんですよ。三百二十万円、JAさんからいただいた寄附金を全額やってくるわけですから。

銭だけ払って、あとは勝手にやってくれということですか。やっぱり責任を持つて市の職員も立ち会ってやらんことには、いかげんな調査をするかもしれないじゃないですか。そういう疑いも持たれるわけですよ。市の職員が山と一緒に入って、調査の方法とかやり方、そういうのを習得すれば、今後調査するとき、外注しなくても、市独自で調査もできるということになるんじゃないですか。そうならば経費の削減にもなるわけでしょう。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 議員指摘のとおりでございます。このふん粒調査につきましては、調査自体は我々も参加できようかと思っておりますので、その辺は、今後調査がある場合は、調査に随行する。それからまた、その随行して調査に参加することの中で我々もノウハウが蓄積できれば、また議員の御指摘のように、経費の節減と。それから、地点数もまた増えることが想定されますので、精度のより高い調査は可能かと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） ぜひよろしくお願いします。

それで、今年もJA種子屋久さんは、市に対し二百七十万円の寄附金を寄附をするということが、もう既にJA理事会で決定されております。この二百七十万円の使い道を今年はどうするのか、お答えください。

○農林水産課長（園田博己君） J Aの寄附金につきましては、さきの六月議会で予算計上したように、二百万円ほど計上しております。で、議員の答弁にありましたように、J Aの理事会も決定したようだというので、二百万円強という金額は私ども確認しております。寄附されることが確定してから、この金額が確定されると思います。二百七十万円の使途につきましては、追加報償金の執行状況、六月時点の執行状況を勘案しながらですね、今、協議会のほうでは、わなが老朽化といいますか、かなり頭数が多くかかっている関係で老朽化しておりますので、その更新に活用する方向で補正予算を検討したいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 課長、ぜひですね、農家のためになるような使い方をしたいと思えます。この二百七十万円というお金はJ Aの組合員が汗水流して働いた身銭ですから、ぜひ使い方を考えて、有効な使い方をしたいと思えます。

次に入ります。

シカネット、支柱の注文についてでございますが、もう前回も非常にこのネットの注文について農家さんから批評が激しかったと。私の地区の農家さんも、ネットを補助を受けて購入したんですが、使い勝手が悪く、倉庫に使わずに放置してると。これでは、せっかく補助して税金が投入されてるわけですから、この税金が有効に使われないと。やっぱり農家の話も聞いて、予約取りまとめは、規格

とか支柱の長さ、直径、そういうのも農家の話を聞いて、農家一人一人に聞くわけにはいきませんが、J Aの営農課に行けば、向こうはプロですから、しっかりと農家の立場に立って、そういう話してもらえらると思えますので、ぜひよろしくお願いします。これもう答弁は要りません。時間がないです。

次、西之表市の長期振興計画、十カ年計画、後期五カ年計画の今年最終年度でございますが、その中に農業振興で地産地消の推進という取組項目がございました。その取組みの方針として、給食センターへの地場産品の供給体制を充実させますという項目がございます。これどういうふうな取組みをされたのか、説明を求めたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明します。

前回の一般質問でもお答えしましたように、平成二十六年六月に策定しました西之表市食育・地産地消推進計画を平成三十年度で見直し、平成三十一年度で更新する予定でございます。

また、給食を通じての地産地消の推進の取組みとしましては、給食センターにおいては、地場産品の活用に取組んでいるというところでございます。センターへの種子島産の食材供給は、平成二十八年度において、野菜等が八・二六トンの二五・二%、魚類では四百七十二キロの二一・四%でございます。地場野菜の学校給食納入については、生産者、納入をする生産者の組織からの支援と合わせて、生産者、市、給食センターの三者で、供給できる農作物の情報の共

有、また、それをもとに献立への反映、それから、供給品目、供給量の増加を図ることの検討を進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君）　そういう進めてまいりたいと思いますという答弁がありました。今まではそういうことをしてなかったというふうことですか。

○農林水産課長（園田博己君）　基本的に農林水産課が主体でというところはございませんでしたが、給食センターとしては、給食をつうじて地産地消の推進という取組みをやっている状況でございます。

○一三番（橋口好文君）　課長、私は行政がどういう取組みをしたかということを問うているわけですよ。南種子町は、もう恐らく二十年になります。町が補助して平山校区の浜田地区に強化ハウスを、これも国庫補助があつたんですが、建ててもらって、その農家に給食センターへ提供するという、そういう取組みを既に二十年前からやってきてるわけですよ。西之表市は何もしてないんじゃないですか。例えば、生産農家に話を持って行って、給食センターに納めるあれを、野菜でも何でもつくってやってくれということがあつたんですか。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君）　あつた、なかったという話になりますと、積極的な農林水産課の取組みはなかったというところがございます。

まず、センターへの供給体制の整備確立が大事なかと考えておりますし、また、給食センターと生産者との価格差をどのように埋めるのか、また地場野菜の出荷計画を作成して、それに基づく、先ほど申し上げましたような献立への反映、それからまた、センターにおいては機器等がございますので、その規格に合った生産物の指導体制を整備することが考えられると思っておりますので、今後の第六次の長期振興計画にもこういった形で盛り込みたいというところがございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君）　この長期振興計画というのは、議会の承認を得てやってるわけですよ。議会を何だと思ってるんですか。今までこういう取組みをやりますと示しておきながら、やってないということは議会軽視じゃないですか。私はそう思います。

もう時間がないですので、次に入りたいと思います。

次は、畑かん地区における生産基盤の整備でございますが、現在、畑かん地区においては、畑かんの立ち上がりの垂直バルブというんですか、それがもう耐用年数が来るということで、随時取り替えているところでございます。農家によっては基盤整備をしてない畑があつて、その当時、ついでにしてない畑にも簡易水道施設を引いてくれるそうです。今回取り替えるに当たって、今度はその基盤整備していない農地は、もう取り替えてくれないということだそうです。やっぱり耐用年数が来て、もう寿命が来てるわけですから、

それを取り替えてもらわなかったら、先々破損して事故が起きると。そうになったら、その垂直バルブの代金だけでなく、それじゃ済まされない。災害復旧になって多額のお金がかかるから、ぜひそういう備蓄の基盤整備、備蓄の垂直バルブを取り替えてほしいという農家からの声が寄せられております。どうでしょうか。善処を望みます。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

畑かん施設の長寿命化につきましては、施設供用後二十五年を経過しており、老朽化による漏水、腐食、剥離、裂傷等が見られ、昨年度より事業開始をしております県営基幹水利施設整備事業（西京地区）により、緊急度の高い施設から順に整備補修、更新等を行っております。また、畑地帯総合整備事業（西京南、横山地区）では、先ほど議員の申し上げたような畑かん給水栓の更新工事を土地改良区が行っており、漏水対策に対応しています。

議員説明の以前に畑総合整備地区外に設置した給水施設の更新はなぜしないのかという質問でございますが、土地改良区の事業採択要件としまして、三年以内に新規設置、また修繕を含み更新した給水栓については補助対象としないというところでございます。で、その後、その三年未満のやつは、その後耐用年数が経過、また劣化等老朽化したものと、あと事業でまだ漏れた分もございまして、それも含めて、今後、土地改良区の維持費で対応すると土地改良区と確認をしております。今後も地域の要望に応えられるべく緊急性、

優先度を考慮しまして、事業推進をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） ぜひよろしくお願いいたします。

次に、農業振興最後の質問ですが、米の生産調整、来年廃止されます。それに伴って市内の水田営農体系にどのような影響が出るか。また、その生産調整、今、十アール当たり七千五百円今出されているわけでございますが、これが廃止になるということで、また耕作放棄地が増えてくるのではないかと、そういう心配もあるわけですが、当局はどう考えておりますか。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

米の生産調整対策は、その内容を変えながら四十五年以上にわたり実施され、昭和四十四年から現在まで実施され、その対策として多額の交付金が投入されております。

今回、平成二十五年十月に決定されました農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、米政策は、水田の有効活用による需要に見合った米生産を推進するために、平成三十年度を用途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者等が中心となって円滑に需要に応じた米の生産が行われることを目指した米政策に変わります。

このような中、本市の営農体系にどのような影響があるかということですが、一般的に過疎地域においては、生産過剰により米価が

下落を招き、経営難に陥り、耕作放棄地が増加すると考えられますが、それに加えて、本市の場合は、副業的農家、六十五歳未満のいない世帯等が過半を占めておりまして、出荷の少ない本市、いわゆる基本的には自家用米を専用に作る農家が多うございますので、水田を維持するために自家食用だけをつくる生産者が増えまして、農地の集約化が進まない可能性も想定されております。そのため、行政による生産数量目標配分に頼らず、需要に応じた生産が行われるよう、水田をフル活用し、本市の特性を生かした振興作物や耕畜連携による需給飼料の確保など、行政、市、生産者が一体となって取り組む必要があるかと思っております。

また、米の直接支払交付金の廃止ということで、十アール当たり七千五百円でございますが、確かに農家手取りアップになったことは間違いないと考えておりますが、国の考え方としましては、他産業従事者、また他作物生産者からの同意が得られないことと、また交付金を受けることによりまして、販路拡大と経営発展の道を閉ざす、また、先ほども述べましたが、農地の流動化のペースを遅らせるといところでございます。

で、国としましては、その振り替えの措置としまして、水田活用直接支払交付金、米じやございません。水田活用の直接支援、いわゆる今までいった転作の交付金でございますが、その増額。それから、平成三十年秋からスタートします収入保険制度の創設と。また、今現在実施中ではございますが、多面的機能支払い交付金の拡充。

あと流動化のための農地中間管理事業の拡充を図っているというところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） はい、わかりました。

次の質問に入ります。

次は、公共施設の管理運営についてでございます。市役所庁舎周辺の景観についてどう捉えているか、担当課の説明を求めたいと思います。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えをします。

御質問の庁舎周辺についてでございますが、所管する財産監理課で環境美化に努めなければなりません。しかしながら、職員も限られておりますので、まちづくり公社の協力もいただいて、市役所庁舎周辺の刈り払い、ビロウの葉の剪定や生け垣の剪定、年三回ほど行っているとあります。また、まちづくり公社には年二回花壇にも植えていただいて、その管理もお願いしているところであります。全体的にいたしまして、手入れが足りず、市民から苦情をいただくこともございます。今後、この管理の足りないところについて注意をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 私はですね、この西之表市役所に入ってきたとき、今年四月からでした。実に汚いと。花園は草山。どうい

うことですか。駐車場の脇に花園があつて、ビロウの木が植栽されておりまして。その下にハイビスカスが植栽されておりましたが、もう枯れてしまつてないハイビスカスもあるわけですよ。そして、そこには何があるかといったら、そのとき植えた倒風を防ぐためのタスキのくい、これが今もさみしくぼつぼつ立っているんですよ。どうしてああいうのが目に入らないんですか。どうしてああいうものを片づけないんですか。中種子町の役場に行ってください。正面玄関は植栽されておりますが、カイヅカイブキとかいろいろな木が植栽されておりますが、きれいに剪定されて、草など一本もないですよ。同じ行政機関なのに、どうしてこう違うのかと私はもう不思議でなりません。

今朝、私は八時過ぎでしたが、北南コンクリートという二次製品とか生コンを販売する会社がございます。その社長さんに会つて名刺もいただいてきましたが、あの会社はですね、従業員が出てですね、会社の周辺の県道の歩道ですよ、掃除をしてるんです、朝早く。七時前からですよ。早いときは六時半からします。これは社長さんがやれという指示を出したんじゃないかと、従業員が、会社周辺は、自分たちの職場周辺はきれいにしようやということ、自発的に当番を決めて、従業員で当番を決めて掃除してるんだそうです。ですから、向こうを通るとき、私、野菜をつくつて青果市場なんか朝早く持っていくますんで、帰り見たらですね、やつてるんですよ、六時半から。いつ通つても、あの会社周辺の歩道にごみ一つ落ちて

いません。大したもんだと。私はこの社長さんに、今日は市議会で北南コンクリートを称賛したいと、よろしいでしょうかという許可をとつてきたわけですが、市役所の職員も、人間が足らんと言いましたが、ボランティアでやつたらいいんじゃないですか、朝早く出てきて。民間はやつてるんですよ。市の職員は、給料も民間よりはるかに高額の給料をもらつてるじゃないですか。それぐらい自分たちの職場だからきれいにしたらどうですか。

天神町の駐車場があります。種子島中央青果が入つてるヤードです。向こう見ましたか、課長さん。あの駐車場の歩道にブロック塀があります。その内側に植栽がされてるんですが、そこからはクサギの木が生い茂つて歩道に被さつてきてます。あれどうするんですか。中種子町はいつ行つてもきれいにしています。少しは市民から抗議、批判が出ないようなことをやつたらどうですか。

そして、今度はあつぽくらんの景観について御質問いたします。課長、あつぽくらんの景観について現状はどうであるか、課長の認識を聞きたいと思ひます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

あつぽくらんの維持管理につきましては、指定管理者に平成二十六年四月一日から三月三十一日までの五カ年の管理業務を委託しております。管理状況としては、管理面積九・五ヘクタールの草払い等の清掃作業や各施設の維持管理を行っております。草払い等に

つきましては、年四回前後の作業を協定書を締結をしておりますが、季節により広場の芝や道路斜面の雑草が成長が速く、管理面積も大であるため、手入れが行き届かない時期があるのも確かでございます。今後は利用実績も参考にしながら、優先順位を決めて多客期の前に清掃作業等の管理ができるよう検討したいと思います。また、各施設の維持管理についても定期的に実施していきたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 植物ですから、成長するわけですから、伸びるわけですよ。定期的によっても伸びてくるわけですから、その指定管理者二社ございますが、この指定管理者にあっぼくらんどは、たしか二千二百万円管理費を払ってると思います。それと、もう一カ所、わかさ公園や墓地公園、それから嘉永山公園といろいろ公園がありますが、そこはたしか七百何十万円じゃなかったかと思えます。そういう多額の市民の税金が投入されておりながら、どうしてあっぼくらんどについてそういう苦情が来るのかと私は不思議でなりません。行政がその指定管理者をちゃんと指導してないからじゃないですか。そのあかしじゃないですか。どうですか。

○建設課長（戸川信正君） 議員のおっしゃることも確かでございます。今後、指定管理者とですね、十分協議を行いまして、清掃作業や施設の維持管理など住民サービスの向上に努めたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） 今まで、じゃあ、行政は何もしてなかったということになりますか。指定業者から毎月作業の月報が出されております。それを見たら、あっぼくらんどについて言わせていただきますが、毎月百四、五十人、二、三十人、百五、六十人、延べ人数で使っていると。年間トータルしたら、十二月で千七百三十五人、あっぼくらんどに作業員を投入してるわけですよ。

今ね、私、八月の十八日に写真撮ってまいりました。これは、いこの森から花の広場に入る坂道の道路の状態です。八月十八日ですよ。もう盆は過ぎてるんです。これは覆いかぶってるんですよ、木が。

これは、この写真は、見てください、理事者の皆さん。この写真は国上の一里十町からあっぼくらんどに入る道路です。これも八月十八日撮影です。盆過ぎです。野木平地区の住民より、何で市は盆前にここをきれいに払わんかと。観光客も来るじゃないかと。何をしよつとかと。議会で言うてくれと。野木平は課長の集落じゃないですか。住民からそういう苦情の声が上がってるんですよ。

これを見てください。これは、この写真はボート乗り場の駐車場です。植栽がされておりますが、ススキで覆われております。これはゲートボール場の駐車場。ツツジが植えられてるんですが、ススキで覆われてます。これも一緒です。これは多目的グラウンドの西側の西面の法面でございます。昨日夕方行ったんですが、この下のほうがちよっと草刈り機で払われていて、この上は今この写真のと

おりです。それで、これが花の広場の全景の写真です。花の広場の全景の写真。どこに花があります。一輪も花ないじゃないですか。雑草に覆われてるじゃないですか。これは花の広場の道反対側の写真であります、ツツジとサツキが植栽されておるんですが、サツキはもう何十本も枯れて放置してそのまま。枯れば枯れたなり。

これは、学名はクズイモというのですが、種子島ではカンネンカズラのつるです。もうカンネンカズラが巻きしまあてこういう状態ですよ。

建設課は、二千二百万円という多額の市民の大事な大切な税金を投入しながら、こういうことを見逃してきたんですか。どうですか。

○議長（永田 章君） ここはですね、八板市長、市長のほうで答弁もええですか。

○市長（八板俊輔君） あっぼくらんど、そのほか公園はたくさんございまして、その管理が行き届いてないという指摘は私自身受けたこともありますし、私も議員と同感なところがあります。

それで、指定管理者の業者がどういう作業をして、指定管理料を市は支払っておるわけですので、その管理料と、それから、あるべき作業の内容ですね、その辺が私もよく承知してないところがございまして、やはり一般的に市民が利用するときに、今議員が御指摘されたような荒れた印象といいますか、そういうものがないようにするというのが当然のことだと思いますので、それが一般的に契約で支払われる指定管理料の範囲内できちんとされるように、業者

に確認しながら、担当課とも指導しながら、できるようにしたいと考えます。御指摘ありがとうございます。

○一三番（橋口好文君） 面積が広がりますので、この植栽については、植栽されてる管理については、この今の、現在の指定管理者では、適正に管理するのは私は無理だと思えます。素人ですから。ですから、これは五年ごとに見直すということがありますが、この植栽についてされてるあれについては、専門の植木屋さんですよ、西之表市に何社もありますから、個人でやってる方もいますので、この専門の方々に、植木屋さんに依頼すると。この発注の仕方、分割してですよ、この植栽されたこのあれについては、もう植木屋さんにしてもらうと。プロですから、しっかりできます。そのことを要望したいと思います。検討をお願いします。

それで、最後になります、七月海の日に西之表海岸清掃を行いました。小牧野地区も参加したわけですが、八板市長から夜防災無線でお礼の感謝の言葉がございました。その中で、「これで安心して観光客を迎えられます」という市長の謝辞がございました。このあっぼくらんどを見たとき、市長、安心して迎えたんですか。来年からちゃんと安心して迎えられるように、しっかりと業者を指導していただきたいと思えます。それをするのが市の職員の仕事ですから。今までしてなかったということは職務怠慢ですから、職務怠慢のないように、しっかりと行政は管理をして指導をしていただきたい。そして、足を運んでいただきたい。ほとんど行ってないんです

よ、職員が。だから、こういう状態になっても気づいていないわけです。ぜひよろしく願います。これで終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時五十分ごろより再開いたします。

午前十時四十一分休憩

午前十時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、下川和博君の発言を許可いたします。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） おはようございます。

一般質問をいたします。

朝晩は幾らか涼しくなっておりますけれども、昼間はまだまだ暑さが続いているようです。今週の土曜日、十六日には県民体育大会も開かれるようですが、本市からも熊毛の代表としてたくさんの方が参加をされると思っております。精いっぱい頑張っていたきたいと思います。

さて、八板市長も就任から半年がたとうとしております。六月議会の施政方針の中で、「家計の負担となっている給食費の一部無償

化について検討してまいります」とありました。子どもを持つ親に

とっては大変ありがたい政策ではあると思いますが、しかし、施政方針の中では具体的な内容等についての説明がありませんでしたので、今回その方法等について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、無償化の対象になる子どもについてですが、年齢的には何歳から何歳を予定しているのか、お答えをお願いいたします。

以下については質問者席から質問いたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

給食費の一部無料化についての御質問です。

対象のお子さんの年齢ということですが、小中学校の児童ということ、年齢としましては六歳から十五歳までを考えております。

そして、狙いといたしましては、子育て世代への経済的な支援、負担を軽減する見地から、児童生徒を複数有する家庭に対しまして、第二子以降の給食費を無償化できないかということを検討しているところでございます。

以上です。

○一番（下川和博君） 今、小学生、中学生ということで、そしてまた、第二子以下の子どもについては、もう全て面倒を見るということ、理解をしてよろしいんですか。例えば、小学校、中学校に兄弟五人おったら、例えば、四人は全部見ると。そういうふうな理解

でよろしいんですかね。

○市長（八板俊輔君） 家庭で複数お持ちの第二子以降ですね。一番目のお子さんは対象としませんが、二人目以降は、やはり家計の負担が大きくなるのが当然ですので、第二子以降ということになります。

○一番（下川和博君） 今、市長のほうから、子育て世代の負担を少しでも減らすためにそういうふうな政策をとっていただくということで、親の方々に本当にありがたい政策だと思っておりますが、やはり子育て、生まれてからずっと子育てになっていくわけですから、できればこの幼稚園とか保育園とかですね、そういう子どもたちにも、今後幾らかできるものであればありがたいなと思っております。これは質問にないんで、お願いであります。

次に移りますけれども、途中から無償化というのはなかなか難しいんだらうと思うんです。今現在、実際支払いをしておりますから、学校給食センターとか教育委員会とかいろいろあるんだらうと思えますんで、問題が。時期については、やはり来年の四月以降ということでもよろしいんですかね。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

今御指摘のように、来年の春以降、四月からの開始を検討しております。具体的理由等につきましては、担当課のほうから説明させていただきます。

「教委総務課長 福山隆一君」

○教委総務課長（福山隆一君） お答えをいたします。

給食費の一部無償化の実施につきましては、市長申し上げたとおり、子育て世帯における経済的な負担を軽減する見地から、できるだけ早期の実施に向けての検討ということで検討をしております。

しかし、現在支給をしております就学援助費のうち、新入学児童生徒の学用品費につきまして、本年度若干増額をいたしましたものの、さらに国の示す基準が大幅に増額される結果というふうになっております。来年度の新入学生に対する支給額の増額並びに入学前の支給について、本年度内での予算化に向けた調整が必要になってきております。また、事務的な手続についての事前調整等が必要であるというふうに考えておりますので、年度の途中の実施については非常に難しいということから、市長が申し上げたとおり、来年度の当初予算での予算計上に向け、動いているところでございます。以上です。

○一番（下川和博君） 四月ということですから、後からまたいろいろ質問させていただきますけども、よろしく願います。

次に、例えば、所得の制限について検討されているもんか、もう所得制限なしでやっていくのか、そういうところはいかがですかね。○教委総務課長（福山隆一君） 今回の給食費の一部無償化につきましては、子育て世帯における経済的な負担を軽減するという見地から事業化を行おうとするものでございまして、所得制限について

は設けない方向で考えておるところでございます。

なお、経済的な問題で就学困難な児童生徒に対しては、既に就学支援制度において給食費相当額の給付が行われておるところでございます。

以上です。

○一番（下川和博君） ありがとうございます。

それでは、四つ目ですけれども、やはり一番大事なものが財源の確保になるかと思うんですけども、こういう制度は一回始めるとなかなか途中でやめることはできないんだろうと思います。南種子町の場合は、ふるさと納税の寄附金の基金ですか、それを使って無償化をするというふうなことも言われておるようです。中種子町はしないんじゃないかなというふうな感じであります。

で、財源の確保ということですが、今、第二子以降ということですが、大体の試算はどれぐらいになってくるもんか。それと、その財源はどっからどういうふうに見つけ出していくもんか。将来的なもんですから、そこら辺はどうなんですか。実際、給食費を無償化にすることも非常にいいことだと思うんですけども、それに合わせて、やはり学校の予算措置ももう少し厚くしていくような方法も考えていけばなというふうには思うんですけども、その財源のところをお願いします。

○教委総務課長（福山隆一君） 給食費の一部無償化の実施に当たりましては、財政当局とも、恒久的な財源の問題をどう解決してい

くのかを含め、十分に協議を進めていく必要があるというふうに考えておりますが、本事業については、安心して子育てをしていただくために極めて重要なことであるというふうに考えておりまして、実現の方向で取り組んでまいりたいというふうに思っております。予算につきましては、千七百万円弱になるのではないかと推計をいたしておるところでございます。

以上です。

○一番（下川和博君） 例えば、千七百万円がもう全部市の単独の事業でなっていくということであれば、その千七百万円はどっかにしわ寄せが来るだろうと思うんですけども、もう少し具体的に財源の確保というのはまだできてない。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 財源の確保ということでございますので、行政経営課のほうで答弁をさせていただきます。

給食費の今話題になってます一部無償化につきまして、計画案としては概要について承知をいたしておりますけれども、来年の要望事業として伺っているところがございます。

現在、来年度の事業については、事業選定について各課に事業要望を取りまとめ、その中で予算編成の方針とか、どれをやっていくのかという議論を今始めているという段階でございますので、現時点で財源についてのお答えというのは控えさせていただきますというふうには思います。

ただ、内容といたしましては、市長公約でもございますので、前向きな検討が必要であるとは考えております。ですが、今財源のことをいろいろ御心配いただいておりますけど、現段階で活用できる補助制度が見当たらないという状況の中で、もし実施をすると将来的にも大きな経常経費を加えるということにもなります。今年度また経常経費が悪化するという状況もございますので、受益者負担の原則を踏まえながら、実施目的を明確にして、長期的な視野に立った慎重な政策の推進が必要だというふうに考えております。

以上です。

○一番（下川和博君） 何て聞けばいいのか、ちょっとわからんような感じで。ぜひ、今言われたように、一度始めたらなかなかやめられない制度だろうと思います。地域に配ってる、各集落に配ってるああいいうのも、今年目、五年目ですか。やっぱり一回やってしまおうとなかなか、地域が期待をするちゅうか、当てにしてしまってますね、もうやめまうと言ったら、いろんなことが出てくるんだろうと思うんですね。ですから、やっぱりすることは非常にいいことだと思っておりますけども、しっかりこの厳しい財源の中ですから、ほかにしわ寄せも来るんだろうと思いますけれども、ぜひ何か補助があれば見つけていくとか、本当に西之表市は子どもが育てやすいんだというふうな町にしていたければありがたいかなと、いいのかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、防災についてですけども、台風五号が八月でしたか、種

子島の目の前を通過をしていって、それも大体丸一日近く台風の目に入ったような状況でした。幸いに幾らか小さくはなつてましたんで、建物とかいろんな人身とか、そういう災害はなかったようですけども、ああいいう本当に長く目に入るといのは、私も五十八歳になりましたけれども、初めて経験をしたかなというふうに思っております。

で、各校区単位で避難所も開設をされました。避難所の開設された期間を確認をさせていただきたいんですけども、二日間ぐらいということでもよろしいですかね。一日でしたかね。よろしい、二日ぐらいということ。

で、その際に、各校区、安納校区だけが小学校の体育館であったというふうに記憶をしておりますけれども、何人ぐらいが避難をされてきたもんか、そこら辺を少しお願いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

まず、冒頭の期間なんですけども、閉鎖した時間がですね、若干場所によってちよつと違いますので、保健センターの場合が七日の七時、で、あとの老人福祉センターと安納と古田に避難者があつたわけなんですけども、その避難者があつたところにつきまして、六日の十八時に閉鎖をさせていただきます。

で、人数ですけども、一番多かったのが、保健センターが最大でして、十世帯、十一人の方が避難をされております。あと老人福祉

センターで五世帯、五人の方、安納小学校の体育館に一世帯、お一人ですね。あと古田校区の公民館に一世帯、お一人の方が避難をされてございます。

以上でございます。

○一番（下川和博君） 避難に行った際にですね、私も正直、下西校区の公民館に行って、避難所に、見てまいりました。そうしたところが、たまたまですけれども、下西はクーラーが故障しておりまして、小さい部屋ですね、それと外灯も故障をしております、電気がついておりませんでした。で、約一日半から二日間ぐらいの開設の時間帯、避難者がいなかったのは幸いかも知れませんが、職員の方が大変暑かったと。窓もあけられない状態だったんで、非常に難儀をしようとしました。

それと、もう一つ、私の聞き間違いかもしれませんが、安納におられた方が、何か熱中症まではいかないにしても、暑くて保健センターに移動をされたというふうなことを聞いたんですが、そういうことはなかったですかね。そういうことは。ほかのところかもしれないかもしれません。

○総務課長（大瀬浩一郎君） その安納小学校のほうに、体育館のほうに一人の方が避難されたことは承知しておりますけれども、熱中症のところの部分に関してはですね、少し詳細な把握をしてございません。その点申しわけございません。

○一番（下川和博君） すみません。そういうちよつと聞いたもん

ですから、暑くて動いてきたのかなというふうなことでした。老人福祉センターにしても、保健センターにしても、クーラーが大広間でききますんで、夏の一番暑いときでしたから、よかつたろうと思っております。

そこで、次の質問になりますけれども、非常用の備品等についての状況について、これ何回も今までもう質問もしてきましたけれども、なかなかこの整備ができていない状態です。備品等については各校区自体で準備をなささいというふうな話も聞かれるわけですが、やはり全てそろえていくには非常に金額面もかかりますし、先ほど下西の話もしましたけれども、大きなところにクーラーが入っていないところがほとんどです。避難所にしても、特に台風であれば夏が想定されますし、非常に窓もあけられないということでも暑かつたりしますので、そのクーラーの設備なんかもですね、金額とはいいませんけれども、せめて半分でも何か政策的なものではないもんかなと。そうすれば、自分たちも半分出して入れようかなとか。そういう避難が、今回二日間で済みましたけれども、例えば、地震なんかがあると、一週間、十日となつたりすると、これが夏場であったり冬の寒い日であったりすると非常に。そういうこと経験がないからまだいいんですけれども、やはり災害というのはいつ来るかわかりませんし、できることから少しでもそういう備えもできないもんかなと。

また、非常用の備品、水とか食料品とかですね、そういうことに

についても、やはり積極的に行政のほうがかかわっていただいて、校区と一緒にやっていくというふうなことはできないもんかなというのをお願いするところなんですけども、いかがですかね。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

非常用の備品等の状況なんですけども、現在十分ではないというのは承知してございます。先ほどの安納小学校の件も含めてお答え申し上げますと、私、直接現場に行つて見に来たんですけども、職員が四方から扇風機をかけてる、三、四個でかけてる状況でして、非常に暑そうでした。そういったことも考慮すれば、やはり何らかの対策は必要だろうということで、現行では直接的な補助制度というのにはなかなか見つかりませんが、活用できるとすれば宝くじ、コミュニティの助成事業で防災の部分がございますので、そういったものも活用してみたいと思います。

あと、単費関係でいきますと、地域支援課のところにいるんな地域支援の事業等がございますけども、そちらのほうの活用も考えられます。でも、それだけではですね、なかなか足りないところも出てこようかと思えますので、姉妹都市である長浜市とかですね、単独の補助金等をつくつてるところもあるようですので、そういったところを研究してみたいと考えてございます。

以上です。

○一番（下川和博君） 先ほど給食費の話をしましたけれども、育てやすい西之表市にしたいと。できれば安心・安全な、本当にそう

いうのにも対応できる西之表市であつてほしいなと思いますんで、ぜひ。後でまた市長に伺いますけど。

一つ紹介をさせていただきます。南日本新聞の八月のところなんですけれども、全国の災害時の避難所に指定されている公立学校です。トイレの備えがないのが半数というふうに見出しがあります。電力の確保で鹿児島県は全国最低の九%という数字も載っております。ちよつと読みます。

鹿児島県で災害時の避難所に指定されている公立学校のうち、電力確保の備えをしているのは九%で全国最低だと。断水時でも使えるトイレの備えが一三%、非常用物質の備蓄が六三%、飲料水の確保が三九%、通信手段の確保が七三%で、いずれも全国を下回っている。

県内では、小中学校六百十校、高校が二十九、特別支援学校四の計六百四十三の学校が避難所に指定をされておまして、公立学校の八割が避難所になっていると。西之表市の場合は、安納以外は各校区の公民館ということで今なつておるようですけれども、体育館とどっちがいいかちゅうのはわかりませんが、そういうふうな状況だということで新聞に載っております。

ですから、ぜひ市長に伺いをいたしますけども、この安心・安全な町をつくっていくために、市長の意気込みというのを少しお願いできないでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

今年五月に鹿児島県の総合防災訓練も行われまして、非常に規模の大きなところで、市民の意識、それから職員の防災についての備えというものも改めてできたかなというところですよ。

御指摘のように、いろいろ不備なところは西之表市ごさいますけれども、多方面の先ほど課長が御紹介したような補助金ですとか、いろいろな資金も活用しながら、徐々にでも一歩ずつ理想に向けて整えていきたいと、そういうふうと考えております。

○一番（下川和博君） 私ども議会の総務文教委員会でしたかね、益城町のほうに視察に行っていました。そのときの担当の方が、本当に大変な被害でしたけれども、やはりあそこは近くに自衛隊の健軍という第八師団が、西部方面隊もあると思う。二万人はいるんじゃないですかね、自衛隊が。そういう町でさえ自衛隊が来るのに三日ぐらいかかった。やはりこの避難所の一番の大変さは、自衛隊が来るまでが大変だったと。炊き出しとかいろんなそういうのができない状態が続いたということよ。

ですから、離島の種子島、この西之表市の場合には一体どうなるんだろうかなと、もしあったときには、非常に考えるところだったもんですから。やはり災害はいつ来るかわかりませんので、ぜひ事前に備えだけはお願いをしたいと思いますよ。

次に移りますよ。

次に、体育施設の充実についてですけれども、これについても今までも何回も質問をしておりますし、また六月には同僚議員のほう

からも質問もありましたよ。

二〇二〇年は東京オリンピックも開催をされますよ。そして、鹿児島では国体も開催をされる決定をしておりますよ。ただ、国体については、熊毛では何の競技も開催をされませんよ。これは非常に残念なことよ、私も何年前に予定はないのかということよを質問したことよがありましたけれども、予定はないとはっきり言われましたよ。こういう国体があれば、そういうときに施設でもちゃんとあればですね、そのために、施設の充実を図るためにいろいろ手も尽くすんだらうと思えますけれども、やはり競技がなければなかなか、お金もかかることよですから、そうかなと思うところですよ。

ただ、オリンピックの場合は、サーフィンの合宿をば検討していると、いうふうな話も聞いておりますよ、ぜひ。サーフィンの場合には余り建物も要らないし、投資が要らないのかなというふうには個人的には思うところなんですよ。

今の西之表市の体育施設を見ても、昨日もあつぽくらんにゲートボールを歩きましたけれども、あの施設は本当にすばらしいなと思えますよ。あそこはゲートボール場では、他目的な球技場になってますけれども、やはり体育施設がですね、ほかのところに行くよ、もう非常にびっくりするぐらいにほかのところはきれいですよ。知覧のソフトボール場なんかは本当にすばらしいグラウンドですよ。今ほとんど大会は知覧でやっていますよ。

で、ちょっと聞いた話ですよけれども、二〇二〇年に国体がありま

すけれども、その後は、今、県民体育大会は鹿児島市が主にほとんどやっています。何年か前から。それまでは各地区を回ってましたけれども、最近はそういう状態です。ただ、国体が終わった後は、また回すんじゃないかなと。経済効果も結構ありますし、一つは、この体育施設を充実させるために自分たちで県体を誘致をしたいと。そういうこともあるんじゃないかなと。つくり替えたりするためにですね。かなというふうに私は思うんですけども。

そこで、この西之表市の体育施設がなかなかできない一つの原因が、松原運動公園の存在というのがあるかと思えます。今の松原運動公園の現状について少し説明をお願いいたします。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

松原運動公園につきましては、平成十五年三月に策定した西之表市都市計画マスタープラン、計画期間が平成十五年から三十四年ですけれども、この中で、各種運動施設の整備状況を調整しながら、観光、レクリエーション需要、少子高齢化社会への対応を踏まえ、優しい風の拠点となるべき総合公園として整備を促進するとなっております。

また、緑地や公園の適正な保全や緑化推進の取組みを総合的かつ計画的に実行することを目的に平成二十年三月に策定した緑の基本計画においては、松原公園は運動公園としての機能よりも、かつてのクロマツ林の再生により防風林機能を回復するとともに、現行の

良好な自然環境や隣接する海辺を生かした市民や観光客の触れ合い、交流の場となる総合公園としての整備が望ましいとしております。しかしながら、本市の厳しい財政状況の中、事業の実施が先送りされているのが現状でございます。

今後、都市計画マスタープランの更新に向けた都市計画基礎調査事業を平成三十二年度に計画しており、運動施設の整備の状況、観光、レクリエーションの需要、少子高齢化社会への対応、市民の意識調査など、その調査結果を踏まえて作成する都市計画マスタープランや長期振興計画と並行しながら、松原運動公園の変更計画を策定したいと考えております。

以上です。

○一番（下川和博君） 今課長から説明ありましたが、そのプランが実現できる可能性ちゅうのはあるんですかね。

○建設課長（戸川信正君） 今のところ、最初はですね、運動、いわば野球場とかテニスコート全部入ってたんですけども、今のプランでは大分縮小した計画になっておりますので、そういうことができるかできないかは、その調査を踏まえて、財政状況等も勘案しながら、また実施していきたいと考えております。

○一番（下川和博君） この公園がまだいろんな計画が残っていると、次で、次の予定にはなかなか入れないだろうと思います。ですから、私は個人的にはなくせるもんならなくして、ゼロにして、それで前に進めていくような方法を考えていかないと、もう市長も

種子島来られて五年でしたかね、教育長もなったばかりですけれども、やっぱり実際に野球場とかいろいろ見に行ったんだろうと思いますけれども、やっぱり中種子町とか南種子町と比べると、本当になかなかですよ。実際に。本当に。

ですから、やっぱりこの計画が、さっきも言いましたけれども、可能性がないのであれば、どっかで破棄をして、新たにつくり直して、前に進んでいくような方法ちゅうのをぜひ早急にとつていただきたい。

次の項目になりますけれども、この個別の競技場の新設とか改修等についてもですね、テニスコートなんかは本当に早くつくらないと、市役所対抗というのがありますよ、持ち回りで、県下十九市の。去年かおとしかでしたけれども、中種子町でしてるんですよ、西之表市の。そういうところも、もう非常に私恥ずかしいことだと思えます。ですから、テニスコートなんかは八面できるようなコートを早急に、あっばくらんどでもいいと思うんですよ、まとめて。何かそういうふうな形で、やっぱりあっばくらんどの活用ちゅうのをですね、ぜひ進めていって、この何ちゅうんですか、体育施設を充実をさせていただきたいと思えます。

運動公園とかつちなると建設課の都市計画のほうなんですけれども、普通は感覚では、もう教育委員会がそうなってるんだらうと私は思うんですけども、やはりちよつと教育委員会の社会教育課長にも聞いてみたいと思うんですが、教育委員会の所管する運動場、

体育施設ですね、そういうところでいろんな計画が教育委員会としてはないのかなというところ、改修にしてもですけども、お願いします。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

個別の競技場の新設・改修の予定でございますが、市営プールと安納市営球場の整備・改修を長期振興計画の平成三十年度に盛り込んでいくこととしております。競技場の新設につきましては、議員おっしゃられたとおり、大会が開催できるテニスコート、武道館等の建設の要望がございます。現段階では場所や予算等さまざまな課題もあることから、検討中でございます。

以上でございます。

○一番（下川和博君） 場所等についても、とにかく大変だろうと思うんですけども、このやっぱり改修をしたりとか新しくついたりするちゅうときには、しっかりとその競技団体と話をしていたきたい。練って、とにかくする人が使いやすいようなことにしたいと思います。安納の野球場なんか、靴を脱いで入らんと中に入れないんですよ、今。スパイク履いてると、また履いたり脱いだりするの非常に難しいです。ですから、やっぱり競技団体としてつかりですね、都市計画のほうもでしょうけれども、話をしていただきたい。そして、納得をさせていただいて、つくっていただきたいなと思うところです。

今の市営グラウンドなんか、本当ゲートボールしたり陸上したりですけれども、あそこで昔はソフトボールもやったし、サッカーもやってた。そういうのがいつからか急になくなった。ちよつと聞いたこともあつたんですけども、やはり一番あいう身近なところですね、できるようなことです。

それと、もう一つお願いしたいのが、多目的の球技場をつくっていただきたいというのがあります。やはりソフトボールが二面できるようにですね、そういうのも。私は場所的にはあつぽくらんどに集中をしていたらいいと思いますけど、プールも何もですね、していただいて、今の市営グラウンドは、それこそ多目的な球技場みたいな感じで、芝生のそういうのにもできるんじゃないかなとは個人的には思います。これは答弁はよろしいです。

ぜひ島外からも、何ちゆうんですか、合宿ですか、そういうのも呼べるように、ぜひ来てくださいというふうな施設をつくっていたきたい。今の施設じゃなかなか厳しいと思います。

武道館なんかもつくるというふうな計画もあるようですけれども、ぜひクーラーを設置していただきたいと思ひます。中種子町の体育館は非常に涼しいです。もうぜひお願いします。

最後になります。市道、農道の整備状況についてなんですけど、これは側溝の整備も含めてちよつとお聞きをしたいんですけれども、非常に市道、農道、大変でこぼこして整備がなかなか進まない状態もあるんですけれども、この側溝の整備を含めてですね、ぜひお

願いをしたいんですが、特に若者の大字定住というの促進をしてるようですけれども、本当に遠いところにはなかなか住んでもらえない状況です。一つは、側溝がなくて家が建たないとか、農業振興地域に入つて、なかなか解除ができないとかちゆう問題もあるんでしようけれども、そういうところも含めて、ぜひこの市道と農道の整備についてはお願いをしたいんですけれども、課長のほうから少しお願いします。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

市道の整備状況につきましては、耐用年数の過ぎた道路など、老朽化し、路面のひび割れ、欠損、陥没等が多くなつてきています。もちろん側溝の整備されてないところもございます。その整備につきましては、長期振興計画に基づき、緊急性や優先度の高いものより、社会資本整備総合交付金や有利な起債事業等を活用して行つておりますが、交付金や起債事業に該当しない小規模なものにつきましては、市の単独事業で整備を進めているのが現状でございます。以上です。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 説明します。

農道の整備状況につきましては、平成二十九年度県営事業において、中山間地域整備事業で四路線の千七百三十メートル、畑地帯総合整備事業（西京地区）で二路線二百二十三メートル、一般農道整備事業（東海南地区）で六路線六百六十メートルと測量試験費で五

百六十五メートル、基幹農道（横山地区）の舗装工八十メートル、水路工、法面工など整備を行います。また、農道保全（住吉地区）において点検診断等業務をして、住吉の基幹農道、農免農道の補修整備を進めてまいります。

以上でございます。

○一番（下川和博君） ぜひよろしく願います。早急にお願いをしたいと思います。

子育てしやすい西之表市、そしてまた安心・安全な西之表市、何よりも住みたい、住みやすい西之表市にしていってほしいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時四十分ごろより再開いたします。

午前十一時二十四分休憩

午前十一時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、中野周君の発言を許可いたします。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 皆様、こんにちは。

一般質問通告書に従い質問をいたします。

最初の質問は、西之表市防災情報システム基本計画についてであります。

本市が今使っている既設のアナログ系防災行政無線システムは、平成十一年度に整備してから約十七年が経過をし、システム全体が老朽化しているために再整備に向けた検討が重ねられ、平成二十八年、昨年、西之表市防災情報システム基本計画書（案）が策定されております。

そこで、既設の防災行政無線システムの現状について、全体的にどのような調査結果となり、今後どのような方向性で再整備されていく予定なのかという観点から、基本計画書（案）に沿って質問をいたします。

まず一番目、西之表市防災情報システム基本計画（案）の目的をお尋ねいたしまして、あとは質問者席より行います。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

西之表市防災情報システム基本計画書の中に基本計画の目的の記載がございますので、そこをちょっと読み上げさせていただきますと答弁とさせていただきます。

西之表市の既設防災行政無線システム（同報系）が老朽化にあることから、現状を把握し、災害情報等を速やかに、かつ確実に伝達

するため、デジタル同報系を含むあらゆる防災情報通信システムの調査、比較検討を行い、将来を展望した合理的で経済的かつ最適な西之表市に有用である防災情報通信システムを再整備するための基本計画を策定することを目的とするというものでございます。

以上です。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

この基本計画書（案）によりますと、基本計画を作成するに当たり、慎重な現地調査、現況調査を重ねて行っているようです。その中に、既設整備が完全実用化された平成十二年当時、戸別受信機八千台が設置をされ運用を開始されているようですが、その戸別受信機の現在の設置台数及び故障状況と部品調達の状況等について。

それから、次の三番目になります。故障した場合、少しでも早く回復させるために新しい受信機をストックしているようですが、その戸別受信機をストック数等の状況について、お願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

戸別受信機の現在の設置台数につきましては、八千二百五十四台、うち民家について八千八十六台、公共施設が百六十八台の設置となつてございます。戸別受信機の電話等による問合せの状況ですけれども、年間大体三百件程度がございまして、職員だけではもちろん対応できませんので、業者による対応を行ってきてございます。対応するものが大体年間百七十件ぐらいになります。問合せと対応とはちよつと数字が違いますけれども、そういう実態にございます。

戸別受信機の整備の状況なんですけれども、毎年八十台から百台を導入いたしましたして、受信機の交換等をですね、主に職員のほうです、ね、で対応をしておりますけれども、今度は送信側のほうの本体の機械のほうなんですけれども、そちらのほうは専門業者でないときまさんの、業者さんのほうでメンテナンスをいただいておりますけれども、何分施設が古くてですね、部品の入手がなかなか困難ということ、そこら辺の対応に苦慮しながら、いろんな手を使いながらですね、修繕に臨んでおるといのが現状でございます。

で、もう一つ、ストックの戸別受信機の台数でございますけれども、毎年八十台から百台購入してございましたけれども、今年度の場合八十台を購入いたしましたして、そのうち現在のストックの台数、三十台というふうなのが現状でございます。

以上、部品調達の状況、故障の状況と、あと台数は以上のような状況でございます。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございました。

次の質問に移ります。

既設整備の戸別受信機の弱電界地区、受信困難地域があると聞きますが、その実態の報告、それから、その下の五番目、既設のアナログ同報系防災行政無線の問題点と防災行政システム再整備の課題について、以上二点まとめてお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

既設の整備の個別受信機の弱電界地域についてでございますけど

も、特に電波が届きにくい地域で、国上校区の久保田地区、現和校区の庄司浦、田之脇、浅川地区、安城校区の大野地区、立山校区の立山地区でございます。それ以外に市内の個別の地域でもですね、個別の中で、やっぱりこう電波が入りにくいというのは戸別にございまして、そのそれぞれについて外部にアンテナを設置してですね、対応をしているという状況でございまして、やはりその弱電界地区というのが非常に多いというのが現状ということになるかなと思います。

それから、もう一つの既設のアナログ同報系防災行政無線の問題点と再整備についての課題ということなんですけれども、一点目は、もう何といいますが古い。老朽化しておりまして、先ほどの修繕のところでも出ましたけれども、修繕になかなか苦慮しておるといのが現状でございまして、早急に整備が必要かなというふうに考えてございます。

二番目に、弱電界地区が多いということ。そういうことなんですけれども、外部のアンテナを設置しないと無線が入らない個別の地帯が非常に多いございまして、そここのところの解消をしないといけないというのが二点、問題点。現在のものの問題点というのは、その二点が大きなものであらうと思います。

で、次の防災行政無線の再整備の課題についてでございますけれども、その課題を克服するということはもちろんなんですけれども、まずは第一点目で、大前提として国のほうでデジタル化をなさないと

いうことになってますので、まずデジタル化をしないといけないということ。

で、二点目で、今の状況では、市内に屋外拡声子局ってスピーカーがありますけれども、市街地は結構多いんですね。多いんですけども、大字地域では点々としてるっていう状況でございまして、音の伝達の範囲ですね、音が伝達する、どこら辺までが伝わるよという範囲をしっかりと特定する必要があるということでございます。で、三点目で、先ほど申しました屋外アンテナをつけないと聞けないというのが多うございまして、そういうその弱電界地区の救済を図ることが課題かなというふうに思います。

で、あと四点目で、こういうふうになりたいという面では、今の防災行政無線のほうは行政連絡員の方が活用してますので、そこについてもしっかりやれるような仕組みをつくらないといけないということがございますし、一番その新しい機能がついた施設についても検討をしないといけないことがございます。

そういった課題があります上に、全体的な大きな話として、それでもかつ事業費を抑えないといけないという問題がございますので、そういった点等を考えながら基本計画書等をつくってきてございます。

以上です。

○一〇番(中野 周君) はい、ありがとうございます。

次、新システム移行までのスケジュール(年次計画)がどのよう

に予定されているのか、お尋ねいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

昨年度、基本計画書をつくったわけなんですけれども、今年度で実施計画が完了させまして、平成三十年からですね、平成三十年から平成三十一年度で整備工事をしまして、今のところ平成三十二年から運用開始というふうな計画になってございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ただいまの報告によりますと、新システム移行までに十九年経過することになります。十七年経過の現時点から新システム供用開始までのこれからの二年間は、これまで以上に故障の頻度も上がることは必然でしょうし、故障時の部品調達、これまでに比べてますます困難になり、故障や破損時の即時対応が難しく、長期的な機能停止、または、設備によっては修理不可能となることも危惧されます。すなわち、新システム供用開始までには、これまで以上の年間の維持管理費用がかさむことは容易に想像できません。

平成二十八年年度において基本設計を実施、検討委員会において十分な時間をかけて現地調査や先進地視察、検討会を重ね、新システムの基本計画が作成されております。

そこで、提案ですけれども、これまで十二分に時間をかけて慎重審査の結果、これまでに提案された六つのタイプの中から、発信する電波が強く、電波の到達性にすぐれているために不感地帯がなく、

確実に防災情報を伝達できるという二百八十メガヘルツ帯同報システムを選定されていますので、今後これからは可能な限りスピード感を持って、システムの供用開始の予定、平成三十二年四月予定をできるだけ前倒しして、既存の設備修理費などシステム変更に伴う無駄になる経費を少しでも削減すべきと考えますが、今後のスケジュール全体の前倒しについて、当局の見解をお願いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御指摘のように、この新システムへの移行というのは、一刻も早い移行が望まれるところであつて、それが必要であることは十分承知しております。

それで、今のところ、先ほど課長が申し上げましたように、平成三十二年度からの開始ということを一応目標にしておりますけれども、その前段として、いろいろその工事費の計上ですとか、実施設計ですとか、いろいろその段階がございますので、その各段階での前倒しがですね、少しでもできるように努力をしてみたいと考えております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

先ほど来報告をいただいておりますように、現在の弱電界の地域、受信困難地域は、ほとんどが海岸に面しております。津波警報などの情報伝達が遅れるおそれもありますし、甚大な被害が発生するリ

スクも危惧されます。安全・安心の確保のために、可能な限り一日も早い新システムへの供用開始に努めていただきますようお願いを申し上げます、次の質問に移ります。

○議長（永田 章君） 周議員。

○一〇番（中野 周君） はい。

○議長（永田 章君） 議長からお願いを申し上げます。

ただいま中野周議員の一般質問中でございますけれども、まもなく正午となりますので、周議員におかれましては、午後から引き続き一般質問をお願いするということで、ここで休憩をお願いいたします。おおむね十三時ごろより再開をいたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

中野周君の質問を続行いたします。

○一〇番（中野 周君） 次は二番目の質問になります。

公有財産の管理のあり方についてであります。

本市には財産監理課という特別な課がありますが、文字どおり公有財産の登記及び管理についての最高責任部署だと思っておりますが、財産監理課の事務分掌、主なる職務についてお尋ねいたします。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えをします。

財産監理課の事務分掌とその具体的な職務内容についての御質問でございますが、財産監理課は大きく分けて二つございます。

一つ目に、財産管理に関することといたしまして、市の所有する行政財産と普通財産の使用許可や貸付け、売却など財産の利活用に関すること、そして、これらに伴う取得及び売却の登記などを行っております。そのほか、財産台帳の整備、損害保険の加入、処分や移管の手続など管理に係る内容で各課との調整業務を行っております。

そして、二番目に、地籍調査に関することといたしまして、地籍調査事業の推進を主な業務としております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

三月議会でもお尋ねをし、説明をいただいた馬毛島市道の一号線、二号線、三号線についてであります。

当局の説明内容を理解しようと、この三カ月間努力をいたしましたが、いまだに納得できませんので、再度の質問でまことに恐縮ですが、いま一度質問させていただきます。

市町村の財産は、公有財産、物品、債権、基金の四つに分類をされ、それぞれ丁寧に管理運用されておりますが、その中で、公有財

産とは地方自治法でどのように定義されているのか、お尋ねいたします。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

地方自治法における公有財産の定義についてでございますが、議員も御存じのとおり、同法の第二百三十八条第一項において、地方公共団体の所有に属する財産をいっております。不動産やさまざまな権利など八項目が定められているところでございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

この地方自治法において公有財産とは、普通地方公共団体の所有に属する財産をいふと定義されているにもかかわらず、本市では、本市の所有に属さない土地を、他人の財産を市道馬毛島一号線、二号線、三号線として認定をしたままです。平成十一年、自らその所有権を放棄した馬毛島一号線、二号線、三号線が、いまだに市道認定のまま公有財産として財産台帳、道路台帳にあたかも実在しているのかのごとく記載されている現状は、適切ではないと考えます。

市道認定時の中枢であるはずの道路を構成する敷地は、平成十一年には本市の所有権は消滅しております。同じく地目も、平成十一年には公道から雑種地に変更されております。すなわち、所有権が移転なされ、地目変更がなされた時点から、既に市道馬毛島一号線、二号線、三号線ともに公有財産ではなく、市道の認定基準、市道としての条件を著しく欠落しているのに、なぜいまだに道路台帳に記

載されたままなのか、答弁をお願いします。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

市の所有権のない馬毛島の市道三路線の廃止の問題ですけれども、六月議会でも答えさせていただきましたけれども、道路法第四条の私権の制限については、所有権が移転しても、市道が廃止されない限り、道路法の制限が敷地所有者に加えられた制限は消滅するものでない昭和四十年最高裁判決が出ております。また、道路法十条において、市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止できるとなっております。

馬毛島の市道の敷地については、現在所有権はありませんが、学校敷地や個人の所有の土地があるため、財産の維持管理などのために通行の必要があり、市道としての機能がなくなったわけではないので、存続の方向で検討してまいりたいと思います。

○一〇番（中野 周君） 今答弁をいただいたように、この道路法

第四条、私権の制限という道路とはですね、人や車が通る道路をいうのであって、今や馬毛島にはその通路とか道路は一切ありません。あるのは雑種地、原野、山林のみです。もしこの所有権のみを移転をされてですね、地目が公道のままあるのであれば、私も今課長の答弁を理解いたします。残念ながら、地目は雑種地です。よって、馬毛島では道路法第四条は参考にできないと考えます。

私が問題にしているのは、公有財産台帳の記載、調製のあり方を議論したいのです。この問題は、市に所有権がないものを公有財産と位置付け、市の公有財産台帳に記載する行為の法的是非に係る問題であり、人の心情とかですね、市の都合とか、そういうものを尋ねているわけではありません。法的是非に係る問題ですので、質問ですので、当然のこととして答弁は法的根拠をもとにお願いします。

くどくなりますが、市道とは公有財産であり、公有財産とは市の財産のことです。すなわち、市の財産でないものは公有財産ではない。公有財産でない市道はあり得ない。道路法第四条に私権の制限があるからとかですね、本市として、西之表市として必要性があるからとか、または、ほかに土地所有者がいるからなどの理由で、市道は一度認定した以上、所有権が消滅しても、地目が公道から雑種地に移行・変更されても、財産台帳は調製しなくてもよいとする法律はどこにも見当たりませんでした。もしそのような法律があるんですしたら教えてください。

○建設課長（戸川信正君） 地目の件につきましては六番目で述べさせていただきますと思いますので、私は道路とは工作物だと考えます。道路はですね。敷地の上に道路が通っていると。建物とかそれに準ずるものだと思いますので、財産として考えております。

○一〇番（中野 周君） 課長、さつきもお願ひしたようにですね、あなたの考えを聞いてるんじゃないんです。法的根拠を示してほしいという質問なんです。

道路法という道路とは、あなたは構築物だと言いますが、道路法をよく読んでください。道路法という道路とは、道路を構成する敷地、支壁その他の物件をいいます。道路を構成する敷地とはですね、建物を建てたり、道路や公園などに充てたりする一定区域の土地をいうのであります。わかりますか。

すなわち、敷地、土地のないところに道路は存在しない。道路でないところを市道として台帳に記載されているこの今の現状、これは決して適切ではないと考える一人なんです。市長の見解をお願いします。

○市長（八板俊輔君） 市道が公有財産ではないという御指摘かと思えますけれども、市道としては続いております。それで、道路法上の市道は存在しております。で、ここでいう公有財産というものはですね、道路については、道路台帳に記載してあるものを、それに公有財産として扱うというふうなものがございます。

したがって、市道馬毛島一号線、二号線、三号線は、市道として存続しており、道路台帳に記載されておるこの三路線は、市の公有財産として存在しているものと解釈しております。

○一〇番（中野 周君） 市長、もう一度その自治法から入りましょうよ。自治法。公有財産とは普通地方公共団体の所有に属する財産をいうのです。これわかりますよね。馬毛島一号線、二号線、三号線の起点から終点までのこの土地が西之表市の所有であるかどうかという、まずそこが議論の原点なんです。いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 道路法上の問題と地方自治法の問題、それから登記法上の問題といろいろございますけれども、道路につきましては、地方自治法上に財産の規定がございませんので、その他の道路法上の規定をもって公有財産として管理しているところですよ。

○一〇番（中野 周君） まずですね、法律の基本から入りましょうか。国有財産に関する法体系、国有財産に対する法体系をひもといてみますと、大きくは財政法、国有財産法、会計法とかいろいろあります。

市長が答弁の中にですね、道路法では認めても、自治法ではそぐわない面があってもいいというように受け取れましたが、全ての法律に枠に入らなければならないのが日本の基本の考え方ではなからうかと。国家の基本的な考えだと思えます。国有財産法であれ、財政法であれ、全てのものがその枠に入らなければですね、ならないと基本的にそう思います。地方自治法には触れるけども、道路交通法ではそういう規定がないから、うちではまだその所有権のない土地を市道として認定していいんだとする法律はないと。私はそこを力説してるんです。お願いします。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

地方自治法にはですね、細則がありまして、決算書に財産に関する調書というのがあるんですけれども、これには道路は記載をしないでいいとなっております。道路、漁港、港湾等については記載しな

くて、道路につきましては道路台帳をその台帳にかえるんだと。で、漁港、港湾にしても、その漁港台帳、港湾台帳をかえるということ、一応財産には私は入っていると解釈をいたしております。

○一〇番（中野 周君） 道路台帳イコール財産台帳ですよ。わかりますか。うちには、その道路法として、財産台帳にかえて道路台帳を財産台帳と見てると思うんです。その財産台帳に所有権のない財産を明記することがおかしいんじゃないかと。所有権のない財産を私のもんですと言ってるのはおかしいんじゃないかと。この疑問を解いてください。

○市長（八板俊輔君） 何度も繰り返し申し上げておりますけれども、道路法上の市道であるということ、それが道路台帳に記載されており、それを市有財産というふうに考えているということでありまして、土地の所有権が必ずしもその要件ではないということであります。所有権がなくても、市道あるいは公道であるものはあり得るということです。

○議長（永田 章君） ちよつと周議員、休憩をとります。

○一〇番（中野 周君） はい。

○議長（永田 章君） 皆さん方、離席せずにそのままお待ちください。

午後一時十五分休憩

午後一時二十五分開議

○議長（永田 章君） それでは、一般質問を再開いたします。
市長に答弁を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

地方自治法上の財産、公有財産のところでは所有という言葉が出てくるわけですが、それについてのお尋ねでありますけれども、地方自治法上にそのそういう規定がございますけれども、道路についてのその財産としての規定は別の法令を充てております。地方自治法上に道路についての規定がございませんので、道路については別の法令がございますので、それをもとに財産として道路台帳をつくり、そして、それを管理しているということであります。法令の細かいところにつきましては、条文については担当所管課のほうから答弁をいたします。

○建設課長（戸川信正君） 先ほども申しましたけれども、自治法上も公有財産ということでこちらは判断をしてみると、それで、西之表市の財産管理規則の第十条のほうにですね、公有財産台帳の特例というのがあります、前条前項の規定にかかわらず、道路については、道路法の規定により道路管理者が調製する道路台帳をもって公有財産台帳にかえることができるということで、自治法上の公有財産という判断をいたしております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） どうも納得いきませんが、自治法ではその道路としての規定がないと。このようなことですか。自治法。自

治法では、自治法でいう、私二百三十八条を問題にすればですね、公有財産とは何ぞやということなんですよね。公有財産とは地方自治体の所有する物件だと。ここが原点なんです。所有権もないのに財産だと主張するあなた方の考え方がおかしいと。そこを正してらんです。

○建設課長（戸川信正君） 先ほども何度も申してましても、敷地の所有権はありませんけれども、工作物としての所有権、所有をしようということでは公有財産という判断をしております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） 所有権がないけれども構築物があると。そのようなことですか。何の構築物があるんですか。

○建設課長（戸川信正君） 現在の、その昔のような舗装という形じゃないかもしれませんが、道路法上の道路が通つてるといふ判断をいたしております。

○一〇番（中野 周君） 道路法上ですね、雑種地を道路として認めることはないんですよ。私道かですね、公道、公道として登記がなされたらば、あなた方の言う道路として認定をそのまましてもよいと思うんですけれども、もう既に公道もなければ私の道もなく、雑種地になってるんです。向こうはもう個人の構内になってるんです。そこうちの市道が三本通ってますよという、うちの財産台帳の記載の仕方はおかしいんじゃないかという提言なんです。ぜひですね、今後時間をかけてじっくり検討をしていただき

ます。

多分このまま続けても水かけ論だと思うんです。それじゃ、視点を変えての質問に入ります。

次の質問です。道路台帳に記載されている道路の面積、道路の延長で普通交付税の額が算定をされ、毎年交付されていますが、実在しない市道馬毛島一号線、二号線、三号線に対する交付税は適性、適切なのでしょうか。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今議員御案内いただきましたように、市町村道の普通交付税の算入については、測定単位について道路の面積及び道路の延長が用いられております。道路法の二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路で、当該地方団体が管理するものの面積及び同様に管理するものの延長ということで地方交付税法に記載をされているところです。

もう要は、先ほどの議論にありましたように、道路台帳が適正かどうかという話になるんだというふうに思いますけども、現在のところ、馬毛島一号、二号、三号線については、全て道路法第二十八条に規定する市の道路台帳に記載をされておりますので、交付税の算定にいうところの市町村道の範疇に含まれているというふうに考えております。

二年に一度、県の総務部市町村課税制係によって交付税の現地調

査を受けてございます。資料の提供も全て行っておりますが、これまで不適切と指摘を受けたことはございません。しかし、交付税の要件にもございますように、当該地方団体が管理するものという点については、三市道の現況が確認できない状況が続いておりますので、管理が難しいという状況になっていることも事実でございますので、今後、馬毛島における三市道についての維持管理について、地権者を交えて検討を行うとともに、交付税の算入対象の道路として適当であるか否かについて県と協議を行い、適正に対処をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○一〇番（中野 周君） そもそもこの地方交付税の原理原則なんですけど、市道の維持管理をせんがために交付税を国から交付されると思っています。実際は、一号線、二号線、三号線はないんですね。そういうことも含めて、今後この件についても深くひもといていただきたいと思えます。

もう一点になりますが、道路交通法が適用されない、すなわち皆様御承知のとおり、馬毛島内は道路交通法が適用されておられません。向こうで走る車は全部無車検車で、ナンバーもございません。それでも道路交通法には違反してないんです。すなわち、道路交通法を適用されない個人所有の敷地、構内に、所有者の許可もなく市道として道路台帳に記載したまま公有財産扱いしている現状は、先ほどと同じように適切ではないと考えます。当局の見解をお願いい

たします。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

この馬毛島の一号線、二号線、三号線につきましては、昭和四十五年度に農道から市道認定を受け、昭和四十九年に農林省から土地を譲渡により所有権移転登記がされております。その後、防塵舗装や農道整備が行われ、昭和五十七年には区域決定及び供用開始と道路用地の権限を取得し、これらの内容をもとに道路台帳に記載されております。

昭和六十一年七月三十一日、県知事から、馬毛島が昭和五十五年四月二十一日に無人島になったことにより、農地法第七十四条の第二項の規定により目的用途に供してないことから、譲与を受けた道路の返還を命じられ、市道敷地を含む道路、水路等を後日有償で買い戻すことを前提に、農林省に返還しました。

しかし、島民の離農や転出により農地の荒廃が進む中、農道としての利用がされなかったとして、昭和六十二年三月、農地法による利用計画が立てられなかったために、農道としては取得が不可能と判断をしまして、買い受け辞退届が出されました。その後、平成十一年に馬毛島開発がその土地を取得し、現在に至っております。

このように、市道につきましては昭和四十五年度に市道認定がされており、道路敷地については農林省に返還し、平成十一年には馬毛島開発、現タストーン・エアポート社が取得して現在に至っております。

市道として道路台帳に記載されていることについては、さきにも述べましたが、道路法は、適法に開設された道路は、敷地が未登記であっても、道路成立後の敷地の第三者取得は、道路管理者の使用権限により制限された所有権を取得するものです。昭和四十年の最高裁判決で、道路法四条において登記されていなくとも、その後、敷地所有権を取得し登記した者があらわれても、その者は制限された土地所有権を取得したにすぎず、当該道路が廃止されない限り、私権の制限は存続するとの判例があります。このことから、道路敷地の所有権の有無にかかわらず、道路管理者は使用権限を有するものと考えております。したがって、市道として道路台帳に記載しております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） お問い合わせですが、私の質問に答えてよ。そんなことを聞いてるんじゃないんです。道路交通法が適用されない。そんな道路があつていいのかという質問なんです。

○建設課長（戸川信正君） 道路交通法の関係ですけど、まず、道路からですね。道路は、道路の整備や保全などの道路そのものの構造や機能を保証するもの。簡単に言えばですね。で、道路交通法は、道路を通行する者、歩行者や車両などの安全や円滑さを目的とする法律でございます。

道路交通法が適用されるかどうかということですけども、道路交通法において道路とは、道路法や道路運送法における道路や道路

運送法における、道路や道路運送法における道路や、道路運送法における道路ですね、自動車道ですか、が記載されております。したがって、馬毛島の市道につきましては、私は道路交通法が適用されるのではないかと考えております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） 先ほども言いますように、あなたの意見を聞いてるんじゃないです。法的根拠のもとに答弁を組み立ててください。

次に進みます。

一定の事項を登記簿に記載をして民法上の権利や事実の存在を行使する登記簿謄本と本市の道路台帳の地目が異なります。どちらが正しいんでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

登記簿謄本と本市道路台帳の地目が異なるということですが、道路台帳につきましては、道路法第二十八条に、道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保管しなければならず、規定いたしております。また、道路法施行規則第四条の二において、その細かな規定がされております。

その内容を簡単に説明しますと、道路台帳は調書及び図面をもって組成するとなっております。調書については、最低の記載事項が定められており、一番目に道路の種類、二番目に路線名、三番目に路線の指定及び認定の年月日、四番目に路線の起点及び終点、五番

目に路線の主な経過地、六番目に供用開始の区間及び年月日、七番目に路線の延長、その内訳、あとは、もうあと十五項目等が定められております。

また、図面の記載事項につきましては、一番目に道路の区域の境界線、二番目に市町村、大字、字の名称及び境界線、三番目に車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の幅員など、十七項目が定められております。

しかしながら、調書、図面ともに、地目について記載するようにはなってございません。

以上です。

○一〇番（中野 周君） やみくもにですね、時間を浪費していただきたくないんです。端的にシンプルに、登記簿謄本と本市の道路台帳の地目が異なるが、どちらが正しいかということをお聞いているのに、質問をしてない内容を無駄に時間を使っているというふうに指摘します。今後このようなことのないようにですね、質問の内容に的確に簡潔に答弁をしていただきますようお願いいたします。

時間がございませんので、市道馬毛島一号线、二号线、三号線のみならずですね、そのほかの市道及び農道、公園なども含め、公有財産の管理運用のあり方については、道路法とか国家賠償法、道路交通法など関連法律もたくさんありますので、いずれの法律にも抵触しないように、全般的、多角的に鑑みて、もっとも正確に財産台帳の管理・調製に努めていただきますようお願いをして、

次の質問に移ります。

次は、公有財産の一つでありますいこの森についてです。

平成二十六年十月、いこの森の散策道は、途中道に迷ったり、危険箇所が多く、散策できる状況ではなく、施設の体をなしていないと、いこの森を散策したある市民から指摘を受けたのを皮切りに、翌平成二十七年五月には、同じ市民の方から、あれから半年以上の時間はたっても、現地に行ってみると何の対応もしていないのを確認し、市の建設課にいこの森は危険施設であることを再度指摘したところ、今回も前回同様、検討するとの回答があったそうです。五月の二十日まで検討結果を待つが回答もなく、再々度指摘すると、今度は対応が農林水産課に変わっていたとのこと。ここでも厳しく指摘したら、その日の夕方、六月七日だそうですが、トラロープが張られ、立入禁止措置と案内板に危険告知がなされていたとのこと。

このように市民から林業施設いこの森に関して、多額の税金を投じて整備されたにもかかわらず、適正な管理運用がなされていないがために施設がずさんな状況になっているとお叱りを受け、市では公共施設等管理運用検討委員会で検証作業を行ったとのことですが、まず、いこの森が今どのような状況なのか、報告をお願いします。

○財産監理課長（奥村裕昭君） 答ええます。

公共施設等管理運用検討委員会の事務局は財産監理課でございます。

ですので、私のほうで答えたいと思います。

平成二十八年九月に開催した公共施設等管理運用検討委員会において、いこの森の検証に係る部会を設置することを決定し、検証作業について部会にお願いをしたところでございます。延べ八回にわたり関係資料や現地の調査などを行い、同年十二月に同検討委員会に報告を受けたところでございます。

報告された現地の現状についてでございますが、部会は三日間の現地調査を行い、次のように報告しております。

概要といたしまして、貴重な植物は現存しているものの、鑑賞、散策のための遊歩道はほぼ壊滅状態と言え、本来目指していた機能は消失している。逆に危険度が高く、今後の位置付けを明確にした上で対策を講じる必要があるとして報告を受けたところでございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございます。

今報告のとおりですね、今回市民の方から指摘を受けるまで、我々議会も含めて全庁的に認識することもなく、平成十三年の災害時から今日までほとんど放置されたままの状況は、我々行政に携わる者全ての関係者は深く反省すべきと考えます。

今課長から説明がいただいたようにですね、危険度が高く、今後の位置付けを明確にした上で早急に対策を講じる必要があるという報告をしているということですが、次の質問です。

いこいの森の今後の位置付けと、どのような対策を講じているのか、報告をお願いします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

検証報告を受けまして、いこいの森の位置付けにつきまして、農林水産課所管の行政財産であると再度確認をしまして、報告書の活用方針をもとに、農林水産課において、県との協議の上、維持管理をしていくこととしております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） もう少しですね、スピード感を持って対応を希望いたします。

皆様御承知のとおり、この林業施設いこいの森はですね、西京ダムを中心として農業環境整備が進む中、地形、植生などの諸条件を踏まえ、島民及び来島者の保健保養の場として楽しめる森林を造成するため、県が事業主体となり、四億三千万円以上の工費をかけ整備されたものを西之表市が引き継ぎ管理している施設でございます。

平成十三年災害から指摘を受けるまで、公有財産を適切に維持管理する重要な責務を十五年間にも及ぶ長年にわたり放置してきたために現状になった。すなわち、水害という天災に放置してきたという人災が加わって、現状のようなさまざまな状況になっているとも言えます。議会も含め、猛省すべき希少な事象だと言えます。この猛省が教訓として生かされなければ、指導、指摘をしてくれた市民

を初め、公有財産の所有者である全市民に対して、行政としての立ち位置もなくなり、市民に対する背任行為と指摘されることも危惧されます。そのように強く思う一人ですが、市長、見解をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

議員御指摘のように、管理に行き届かない面が多々あったというふうに深く反省しなければならぬと思います。今後は、先ほど農林水産課の課長が申し述べましたように、県とも相談、協議をしながら、いい方向に持っていったら、市民の財産としてきちんと使えるようにしていきたいと考えます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

いずれにしろ、一日も早くいこいの森の位置付けを明確にして、早急に対策を講じるべきだと考えます。

そこで、次の質問です。

この専門部会が現地調査を重ね、検討会を重ねた結果、今後の利活用（案）を取りまとめているようですが、その利活用（案）の報告をお願いします。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えします。

専門部会の会長を私がやっておりますので、お答えをさせていただきます。

いこいの森検証に係る部会としましては、検証後、今後の利活用

方針（案）として次のように提案しております。

当初の目的であった市民の保健保養の場としての役割、種子島の貴重な植生の観察の場として役割は十分に認めるものの、管理体制の問題、改修等維持費用の問題、保健保養の場としては安心して市民に提供できないと判断できることから、一つ目、県との協定書に基づき保全林事業の維持管理。二つ目、水辺の森の貯水池については、周辺整備を定期的実施し、特にスイレンの花の時期には、市民に鑑賞について広報を実施する。三つ目に、オリーブの森については、現存する藤棚を生かし、定期的な管理を実施することにより、市民に保健保養の場として利用を促す。以上、大きな柱といたしまして三点提案をしております。

つまり、保全林など目的のあるものについては、これに基づき維持管理をしていくこと、また、利用価値のあるものについて再整備して活用を図ること、利用に当たり危険と思われるものについては、利用を縮小するなどの対策を講じることと提案をしております。

また、細かくは現地の各ブロックごと及び全体的なものについて、それぞれ活用案として提案をしているところでございます。

以上です。

○一〇番（中野 周君） 今説明をいただいた一番最初の県との協定書に基づく保全林の事業の維持管理というのをもうちょっと具体的に教えてください。

○農林水産課長（園田博己君） 県との協定書の関係でございます。

この施設につきましては、平成十五年八月二十日に締結しました生活環境保全整備事業の施行及び施行後の維持管理に係る協定書を結んでおります。それに基づいて、市において維持管理をしているという状況でございました。で、先ほど来説明がありましたように、利用が困難になったということで、市が維持するにもこの協定書がございまして、なかなか管理しづらい面もございましたので、今般、平成二十九年の六月二十七日付けで協定廃止の申し出をしております。で、翌七月五日付けで、本市の財産管理規則に基づき適正な維持管理に努めることを条件に、協定の廃止の通知をいただいております。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。
次に進みます。

専門部会が提案した今後の利活用（案）のように、当初目的を変更したり、事業面積等の縮小、変更をする場合は、議会に提案し議決を必要とするのが当然だと考えますが、当局の見解をお願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明します。

議会の議決が必要な事項について明確に定めることを目的とした地方自治法第九十六条並びにこれに基づく議決事項の拡大を定めた本市議会基本条例第九条においても、議会の議決を要するものとして該当するものはないことから、事業計画変更等に係る議会の議決は必要ないと解しております。

○一〇番（中野 周君） わかりました。これまででる質問していた内容についてはですね、今後また議会を捉えながら審議を重ねたいと考えます。

これまでの私の聞き取りによりますと、そもそもこの問題は、平成二十六年十月に、いこいの森の散策道は危険箇所が多く、散策できる状況ではなく、施設の体をなしていないとの指摘を受けたのを皮切りに、観光パンフレット、港の観光案内、市のホームページ等の観光案内に、事実とは異なる内容で掲載され続けていたと。それとか、議会答弁の内容とか長期振興計画との整合性などなど、いろいろな角度から指摘を受け続け、あげくの果てには住民監査請求まで請求せざるを得なくなるほど市民を憤慨させた問題だと私は受けとめております。お互いに猛省すべき提言だと考えます。

多額の税金を使用して整備されたにもかかわらず、ずさんな状況になっている。これはいこいの森に限らず、全ての公共施設管理運用のあり方をいま一度多角的に見直す絶好の事象だとも受け取れます。そこで、公共施設等管理運用検討委員会専門部会を組織して検証を重ねたようですけれども、結果、財産管理のあり方とか事務処理体制及び方法等、組織としての体制等の課題も見えたと思います。専門部会の総括として、一連の課題、要因分析、今後の改善の方向性について報告をお願いします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えいたします。
専門部会が設置をされたところの事務局を行政経営課のほうでや

ってございましたし、中身的にその庁内の事務処理体制、あるいは庁内の体制の問題だということでもございますので、行政評価を所管してございます行政経営課のほうで回答させていただきます。

御質問の事務処理運営手法等について整理をされた件について御報告をいたします。

まず、本検証作業の中で見えてきた事務処理のあり方や組織体制等の課題、要因ということでございますけれども、一つに、市役所内の情報共有、担当者と係内の情報共有、あるいは課内の情報共有、そして関係課との情報共有、あるいは二役との情報共有という部分が十分なされていなかったということが課題だというふうに考えております。二つ目に、事務事業の毎年の振り返り作業を行っているわけですが、そこが形骸化し、機能をしていなかったということが挙げられます。そして三つ目に、横断的な課題解決を図る体制がしっかりと構築をされていなかったということを掲げているところで

す。
改善の方向といたしましては、事務事業の振り返りの作業のあり方を見直して、課内での情報や課題の共有、全体の検証体制を強化するということふうにやっていきたいというふうに思っております。また、市民に対しても事務事業の成果をわかりやすく公表をし、いろんな御意見がいただけるような形をつくってまいりたいというふうに考えてございます。また、横断的な政策課題に関しては、庁内でしっかりと情報を共有し、関係課が連携して課題解決に当たる体制

づくりを行政改革とも連携をしながら推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○一〇番（中野 周君） すみません。今、一連の課題の中で、一番目が、情報共有がなされてなかった。二番目、何とかが機能されなかったと。すみません。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えします。

毎年、それぞれの事業について振り返りシートというのをつくつてございます。その部分のチェック機能が十分機能してないというような話でございます。

○一〇番（中野 周君） はい、ありがとうございました。

この事象で、本当に我々議会も含めて、やはり公有財産の管理のあり方というのは猛省する部分が多々あるというふうに思ったのと、それから、公共施設等管理運用検討委員会の専門部会を立ち上げて、この検討に当たった経緯を見たとき、庁内の横の連絡、横断的な組織をつくって検討した。これはやっぱり高く評価してよいと思えます。今後も、やっぱりいろんな事象によってはですね、こういうような横断的な検討会もぜひお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 以上で中野周君の質問は終了いたしました。ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時十分ごろより再開いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行いたします。

次は、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

〔三番 竹下秀樹君登壇〕

○三番（竹下秀樹君） それでは、通告書に従いまして質問を始めます。

まず、特定有人国境離島地域推進交付金に係る三つの事業について伺います。

まず一番目ですが、四月より待望の航路運賃等の低廉化が実施され、利用者数も四月においては前年比一・三倍となり、その後も増加で推移していると聞いております。事業者の立場からしますと、商品の流出、いわゆるストロー現象への懸念という側面はありますが、総じて島民の利便性の向上、経済的負担の軽減に寄与していると認識しているところであります。

その住民運賃の割引については、平成二十九年四月三日付けの内閣府の有人国境離島法政策推進室によります資料によりますと、対象地域の主要な航路における普通運賃からの割引率は、フェリーで平均三五％、ジェットfoilでは平均三九％の引下げと記載されております。当該地域におきましては、現在、島発往復九千円

ということ、従前の島発往復の一万一千五百円からだと約二一％、正規運賃であります鹿兒島発往復の一万二千八百円からでも約二九％の割引率でしかありません。この割引住民運賃の水準は、事業実施主体に委ねられておりまして、ここ種子島におきましては、市単独で決められない現状はあるかと思いますが、この割引率に決まった経緯、理由の御説明をお願いいたします。

以下の質問は質問者席から行います。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

今御案内いただきました特定有人国境離島地域社会維持推進交付金制度におけます航路運賃低廉化についてでございますけれども、これは率で定められてるといよりは、例えば、ジェットフォイルだとかフェリーだとか、そういう航路種別により引下げの下限運賃の水準というのが定められております。ジェットフォイルの場合は、JRの特急指定席並みの額が下限というふうにされているところで、具体的な算定方法については、航路距離と同レベルのJR距離別運賃に特急券及び指定席料金を加えることでJR特急指定席並みの運賃というふうになりまして、さらに、それに九十五分の百を上乗せした額が下限の運賃の水準というふうにされてございます。

九十五分の百については、片道運賃の算定を行う場合に、往復の場合、往復の割り振りをするとき、往路が九十五分の百、復路は九十五分の九十という算定の仕方ということになっておりますので、

その分の高いほうの九十五分の百が水準になるということです。

鹿兒島、種子島間の片道料金が七千円。四月からは七千二百円というふうに変わってございますけれども、三月までは七千円ということ、先ほど御案内いただいたとおり、四千九百円の値下げでございますので、割引率が約三〇％。先ほどの七千二百円と比較しても三二％というふうになっておりまして、議員の御指摘いただいたように、平均より割引率が低い計算というふうになっております。先ほどの算定方法で鹿兒島、種子島間の下限運賃を試算いたしますと、約四千五百円というふうになりますけれども、この水準はあくまでも引下げの下限を示すものでございまして、最終的には引下額は、先ほど御案内いただいた事業主体の県と、それから事業者等の調整の上に決定をするということになっているところでございます。

したがって、当該地域の割引率が平均よりも若干低いという理由については、もともとの料金設定において下限水準との開きが他地域よりも少なかったという部分と、また事業者との調整によるものというふうに御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

基本的に、その購入時に往復分が発券されるわけですから、基本的には往復割引は二重割引になるので適用されてない。そういう理解でいいんですか。この割引の率の算定に当たっては。

○行政経営課長（神村弘二君） ちよつと御質問の趣旨がわかりかねたんですが。

○議長（永田 章君） もう一度お願いします。

○三番（竹下秀樹君） 購入時に往復分發券されるわけですから、基本的に往復割引が適用されてるわけですが、その料金設定においては。そうすると、既にその割引部分が設定されているので、基本的には二重割引。要するに、補助金の対象として二重割引は対象にならないので、その往復割引は適用されずに、片道分の都度の発券と。そういう制度設計になってると。そういう理解ですか。すみません、ちよつとよろしくお願いをいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） 片道とかではなくて、JRのさつき言った特急券、特急席指定とか、そういう部分が下限ですよというのは決まっています。それが、その往復の場合幾らというのも当然出てるでしょうから、それに対してどうだという話で設定がされるということですよ。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

続きまして、雇用拡充事業についてお尋ねいたします。

今回、民間事業者が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う場合の設備投資費や人件費などの運転資金を最長五年支援するということが、本市からも八件以上の事業が国に申請されており、十月にはその採択結果が公表されるようであります。その雇用も含む経済波及効果を鑑み、全事業の採択を期待してるところであります。

この雇用拡充事業でありますけれども、対象経費に島外からの事務所移転促進費の項目があります。島外からの事業所、あるいは事業者誘致に資金面での後押しをする制度設計になってると理解してるところです。今後、この島外からの事務所移転促進につままして、この事業を活用する意向のある民間事業実施者のリクルートを初め、担当課として何か取組みが検討されているのであれば、お答えください。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

雇用機会拡充事業につきましては、議員がおっしゃったとおりでございます。雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者を支援するというものでございます。今年度は六月十五日から七月十四日までの期間で公募を行いまして、市で審査された八事業者について国へ提出を既に行っております。うち一事業所が島外に本社を置いている状況でございます。

本市といたしましては、これまで企業誘致に取り組んでおりますが、その中で各種制度の紹介も行っており、今回、他の制度に比べまして、本制度は誘致への有効的な手段だと特に認識しておりますので、引き続き、さらにこの活用推進を図っていききたいというふうに考えております。

また、今年度につきましては事業のほうの公募を終わりましたが、来年度、事業のですね、公募のほうを年明けからまた行いまして、

審査会、国へのまた提出というふうな流れで動いております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

さらに続きまして、滞在型観光促進事業についてであります。

地域の魅力の旅行商品化支援ということで、対象経費として企画開発した旅行商品券等の販売を促進するための経費があり、具体的には、宿泊を伴う滞在プランの場合、開発した旅行パックを事業実施者が特別価格で提供したら、その実勢価格が割り引いた分を補助しましょうという設計になっていると理解しております。

今現在、島内居住者のみが運賃低廉化の対象になっていきますけれども、この事業を活用すれば、少なくともこの旅行商品利用者においては旅費が安く済み、事実上、運賃の低廉化と同様の便益が図られ、観光客増加に寄与すると思われまます。

私のその制度設計の解釈が正しいのかを含め、この滞在型観光促進事業につきましての制度概要と本市の今後の取組みにつきまして、説明を担当課よりお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

この事業につきましては、種子島滞在型観光促進事業としまして、前議会六月補正予算におきまして計上し、承認をいただいた事業で、島内一市二町で予算化を行い、種子島観光協会で事業実施を行っているところでございます。

議員がお示ししていただいたとおり、もう一泊したいという旅行

者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力の旅行商品ですとか、観光サービスの担い手育成などの取組みを支援するものでありますが、事業の枠組みといたしましては、旅行商品ですとか滞在プランの企画開発、それから実証宣伝、販売促進という流れになっております。現段階では五事業、この種子島観光協会のほうで行う予定でございまして、一部事業を除きまして、今年度は旅行商品や滞在プランの企画開発を中心に事業展開する予定となっておりますのでございます。

その直接的な観光客への低廉化というふうな位置付けでございますが、今現在でこのような制度設計になっていないというふうな認識を持っておりまして、より誘客をするための仕組みづくり、そういったところに重点化された制度だというふうな認識しているところでございます。

この事業で一番大切なことは、今現在で地域の魅力を売り込んでいくのはもちろんであります。それに伴った受入環境の構築、そのためにも、今後、一市二町、鹿児島県、種子島観光協会、観光関係団体が、さらに屋久島も含め、一体となった取組みを進めていきたいというふうな考えているところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） 今現在での具体的な旅行プラン等々の企画がありましたらお示しをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） 現在、種子島滞在型観光促進事業は、種子島アイランドガイド育成事業、こちらは島内の観光ガイド団体の養成、あとは観光ガイドマニユアル等の作成などが中心になっております。

あと、サイクルツーリズム推進事業、こちらにつきましては、自転車レースですかね、サイクル関係のですね、推進のためのモデルコースの設定ですとか、あと実際にライダーの方に種子島に来ていただきますして、モニターをしていく予定でございます。

また、アニメツーリズム造成支援事業ですが、こちらはアニメツーリズム推進に向けた聖地巡礼の部分の滞在型プランの企画、そして、観光客入り込み動態調査につきましては、島の魅力の洗い出し、それから滞在型プランの構築ですとか、携帯電話等のモバイル、そういったものの位置情報サービスを活用した観光客の動向調査、そのようなものを計画してございます。

また、宝探しイベント事業といたしまして、こちらはモニタ的な動きになるんですが、島内観光地への訪問を促す謎解きイベント、景勝地ですとかその歴史的なもの、そういったものをまたクロージアップして、魅力化を図るためのその事業構築を図っているところでございます。

また、今議会におきまして、アイランドホッピングツアー宣伝業務という事業をさらに追加しております、こちらは発信力の強いSNS系ですね、ブロガーですとかツイッターを、商品ですから、

お金にされてるプロの方がいらつしやるんですが、このような方をお招きしまして、種子島の景勝地、観光地のほうをお回りいただいて、それをまた情報発信をしていただくような、そのような企画の事業のほうも今予定しているところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。また別個にアニメツーリズムに関しましては質問を立てておりますんで、その際にお聞きしたいと思います。

続きまして、大きくくりで定住・交流人口増加策及び商工業振興管理についての質問をさせていただきます。

議会におきましても、その背景にある人口減少問題を含め、いろんな切り口から毎回のように関連の質問がなされております。行政としても、まち・ひと・しごと総合戦略を定めて、各課においても人口減少は避けられない中で、緩和策として子育て支援の充実や住民満足度の向上と各産業の所得向上に向けた各種施策の推進を図りながら、定住・交流人口増加に向けての移住者支援や観光推進、大卒連携等の多様な取組みを展開していることは承知しているところで、新市長としましては、本市の定住・交流人口の増加に向けて、どのように新しい風を吹かせていけるのか。複合的政策で取り組む事項ではありますけれども、あえて言えば、市長の考える一丁目一番地の政策は何なのか。短期的、中期的な八板ビジョンをできれば具体的にお聞かせ願いたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えします。

交流人口及び定住人口の増加というのが、本市の再生の肝要な点だと思えます。それにつきましては、地域にある資源の活用、それから歴史的、文化的な観点からのいろんな古民家ですとか、そういうもののまちづくりへの活用といったものがあります。そして、二〇二〇年にオリンピックが予定されておりますけれども、オリンピック種目のサーフィンが、この種子島には最もふさわしいスポーツとなっておりまして、その関連のキャンプ地ですとか、そういうものの誘致ですとか、そういうものも今既にやっておりますでありますけれども、そういうことですか、また、産学官民連携によるいろいろな交流人口拡大のための取組みというのも視野に入っております。

具体的にというところですが、現在、第六次長期振興計画を策定中で、市民の皆さんも入れて、どういうふうなものをつくらうかということがありますが、例えば、先ほどの地域資源の活用というところでいいますと、観光スポットの喜志鹿崎ですとか、それから浦田海水浴場、そして天女ヶ倉、あと能野に眺めのいいところがございますけれども、そういった地域の持っているその観光スポットをより生かすような設備を整備すると。トイレですとか、駐車場ですとか、休憩所ですとか、そういうものを整備して、その集客力を高めていく。そういうものを少しずつ整えながら、交流人口、ひい

ては定住人口を増やしていくということになります。

定住人口の増加については、若者を、例えば、大字地域に誘導するために、住宅の購入やリフォームなどを実施する際に補助を行っております。空き家バンク制度というものも創設して、ＵＩターナーへの住宅の紹介ですとか、所有者に対するリフォームの補助なども、やりやすいように制度をつくっていききたいと。

それから、先ほどちょっと申し遅れましたけど、波止場から中心街地にかけてのその港町の再生というものについては、従来、中心拠点施設というふうに呼ばれておりましたが、そういう同様な狙いの施設というのにも必要になってこようかと思えます。そういうものを含めて、長期振興計画の中で盛り込めるものは盛り込んで、十年、あるいは二十年になるかもしれませんが、いずれにしても長い目で考えていきたいと、そういうふうに考えております。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

定住・交流人口増加策、その背景にあるその今の市における人口減少問題ということがあろうかと思えます。通告にはないんですけども、関連ということで御質問させていただければ、昨年九月議会におきまして、前市議が各課の抱える一番の課題ということを質問され、行政経営課からは、行政経営的にも市全体としても、一番の課題は人口減少であると。今の高齢化の進捗を考えると、このままいくと産業の衰退から地域の消滅までいくところが容易に想像がつくという踏み込んだ、ある意味率直な答弁があったところであ

ります。各課からも、保育士であったり、あるいは介護士であったり、人材を確保することの難しさ等々の話もありましたけれども、危機感というものは全庁的に共有していると思います。この人口減少問題につきましては、市長はどのように取り組んでいくのか、御見解をお聞かせいただければと思います。

○市長（八板俊輔君） 人口減少問題については、やはり深刻な問題でございます。国の推定でいきますと、ちよつと年度は忘れましたけれども、今の一万五千、六千人弱の人口が半分になるというような推定もありますけれども、それは国の立場での試算でありますので、全国津々浦々そのとおりにいくとは限らないわけで、我々は、この種子島で種子島の土地に合ったもの、その特色を利用した人口増加策というのは、あるいは目減りの策というのはあり得ると思っております。

そのためには、先ほどから申し上げますような交流人口の増加策、それから定住人口の増加策というのがありますが、高等教育機関の設置による外に出る若者を引きとめる、あるいは外から若者を呼び込むような、そういう施策も必要になってくるかと思えます。

それからまた、地域の疲弊というのがございますので、それをとどめるようなことは、あらゆる手段を使って、例えば、小学校の校区が子どもたちが減ってる。そういう点にしましては、しおさい留学とか留学制度もございませけれども、その辺の拡充とかですね、これは教育委員会、教育長のほうでも考えておられると思えます。

れども、そういうものもいろんな面から考えて実施していきたいと、そういうふうと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。ぜひ市長のリーダーシップを持って取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

先般、一般社団法人アニメツーリズム協会が、全世界のアニメファンが選んだ「訪れてみたい日本のアニメ聖地八十八」を発表し、本市が鹿児島県では唯一、アニメ「君の名は」で時の人となった新海誠監督の「秒速五センチメートル」、それとゲーム化もされた「ロボティクス・ノーツ」に二作品で聖地として選ばれたところであります。

総務省は、放送コンテンツ海外展開推進事業で、このアニメ聖地を観光資源として活用し、海外へのPRも推進しながら、インバウンド需要の拡大に取り組んでいくこととあります。

本市でも六月議会におきまして、地域おこし企業人交流プログラムを活用し、ドンキホーテグループのジャパンインバウンドソリューションズから社員の派遣を受け、観光協会を中心に複数の事業を組み合わせて、具体的な外国人観光客受入態勢を構築していく旨の担当課からの答弁がありました。

今回のアニメ聖地としての選出は、一つの大きな追い風になるかと思えますが、今後の受入れの環境整備など、取組みの効果的推

進をどう図っていくのか、担当課の御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

今議員がおっしゃりましたとおり、「訪れてみたい日本のアニメ聖地八十八」に「秒速五センチメートル」「ロボティクス・ノーツ」の二作品が選定されまして、大変喜んでるところでございます。

今後の対応、受入れ等につきましては、まず、先ほど御質問いただいた特定有人国境特別措置法の活用をした種子島滞在型観光促進事業の中で、アニメツーリズム造成支援事業として展開していく予定でございます。

「ロボティクス・ノーツ」につきましては、来年、二作目のゲーム化がもう既に予定されているということで、こちらのほうは西之表市を舞台とした内容となっているようでございます。アニメ聖地八十八をさらに後押しすることになると思いますので、ゲーム制作だけではなく、アニメ化への要望も行っていきたいというふうに考えてるところでございます。

また、六月議会におきまして説明しましたとおり、外部のお力、企業等もですね、活用しながら、さらに世界に向けて情報が行き届くような体制、そういったものもつくっていくような展開も図っていききたいというふうに考えております。

その一つとしましては、例えば、特に「秒速五センチメートル」につきましては、中国の方がですね、かなり中国の方に人気があるということ、そういったところをピンポイント的ですね、御紹

介することができないかと思ひまして、既に中華系のその新聞社のほうに四ページにわたる種子島の情報を載せておりまして、その中で一ページは、アニメのセルといますか、その絵をですね、ページ分丸ごと使ひましてPRを図ったところでございます。

もう既に情報発信等、そういったものも行っておりますが、ただ、受入環境につきましては、先ほど申し上げたような事業を構築し、市民の方と一緒になつてつくり上げていきたいというふうに考えてるところです。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） 以前、中国資本によります「秒速五センチメートル」の実写化という話もあったかと思うんですが、こちらのほうの進捗状況、現状は今どうなつてゐるんでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） はい、お答えいたします。

「秒速五センチメートル」の実写化につきましては、こちらは途中で情報のほうを共有すればよかったんですが、中国側のほうの資本サイドのほうから、一旦撮影のほうはちよつと延期をさせていただけないかということで、その際に伺つたのが、四月に今年、撮影する予定だったんですが、一年後というふうなお話はいただきました。ただ、こちらのほうも、その後の連絡等も含めまして、一年後なのか、それとも前倒しで行われるのかというところは、まだ詳細な分のところはちよつとつかみ切つていないところなんです、今持つてる情報としては一年後ですので、来年の四月を目途にして動

いてるのではないかとというふうに推測しております。
以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

また商店街振興協同組合とも連携しながら、このアニメに関するまた事業も組み立てられてるといふふうに理解してまずけれども、そちらのほうの説明もお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） はい、お答えいたします。

商店街振興組合のほうにつきましては、補助金のほうをですね、こちらのほうから準備をさせていただきました。例えば、景観的な部分であったりとか店の看板英語表記、あとは、こちらのアニメでさかね、そういったものを活用した部分と、あとは商店街の魅力といたるところをうまく組み合わせることができないかということ、実際に行政側のほうと、それから商店街振興組合の方々が直接意見を交えながらですね、できることから取組みを進めていけないかということ、今話を進めているところでございます。
以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。日本人のアニメファンも初め、世界中からここ種子島にアニメファンが来ていただけるような機会だと思いますので、積極的な事業推進をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

次が既存店舗改修など支援事業補助金の創設についてであります。

先般、商工会の理事の皆様と産業厚生委員会、商工業の振興に資する意見交換会を行ったところですけれども、商工会からは、地域の消費人口が減少するため、将来の不透明さからなかなか踏み込めなかったけれども、何かしらの補助制度があれば、より個店の魅力を高める店舗改正のために投資するインセンティブが働くんだと。そういうような既存店舗の改修に使える補助金の新設の要望が多く出されたところであります。

さきの六月議会でも、同僚議員の類似の質問に対しまして担当課より説明を受けたところでありますけれども、創業に関しては、空き店舗対策の一環として、三カ月以上の空き店舗で新たに事業を始める際には、必要な整備に係る経費を助成する企業活動支援事業補助金制度があり、補助率二分の一以内で交付限度額が七十万円と定められており、過去二件の実績とのことであります。複数年で二年の実績をどう評価するかではありますけれども、せっかくの支援事業がニーズとミスマッチになつてゐるのではないかと懸念するところでもあります。

今回の創業支援に関しましては、申請のハードルは大分上がりまされども、より手厚い雇用拡充事業制度もできましたので、市の企業活動支援事業は既存店舗への改修への支援も含む事業に拡大するの、ニーズに応える施策になるのではないかと思うところであります。

いずれにしろ、あと六月議会での担当課の説明でも、先ほど話は

出ましたけれども、商店街振興協同組合と連携して進めている商店街の景観統一事業との組み合わせも含め、誘客要素を高める評価基準を定めて、一定の条件を満たせば既存店舗も補助対象とする制度の検討を進めていく旨の答弁がありました。その後の進捗状況の説明をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） はい、お答えいたします。

これまで企業活動支援事業におきまして市内の空き店舗等を活用し、新たに事業を始める際に必要な設備投資等に係る経費を助成しております。今後は御要望にお応えするような形といえますか、こちらでもですね、積極的に誘客的な取組みを進めていかなければならないということもありまして、以前から検討をしていたところでございます。

で、六月補正後でもですね、その枠組みの分のところにつきまして今議論を進めるところでございます。同時にその景観統制的な部分のところも話をしながらですね、どういったところに補助をしていけばいいのかというところをルールづくりをしていかなければいけないというふうに考えていたところだったんですが、ただ、その景観統制的な部分のところというのがなかなか答えが出ないところもありまして、一旦は、既存の企業活動支援事業の中にその店舗再生利活用事業というの位置付けて枠組みをつくりまして、既存のその制度の中に新たに、今四つあるんですけども、商品開発、販路開拓、ビジネスプラン、空き店舗活用、ここに新たにつけ加えるよ

うな形で制度化が図れないかというふうに考えております。

で、当然そのニーズに基づきまして、要望がかなり多いような状況になりますと、予算規模も含め、新たな制度の設計というようなことも視野に入れながらですね、段階的に進めていくことがより具体的ではないかというふうに考えてるところです。

で、期間につきましては、九月中にですね、その骨格を全部定めて、補助事業的には二分の一を一応考えてるところです。で、ただ上限額につきましては、空き店舗改修のほうが七十万円、対象事業費が百四十万円ということになってるんですけども、既存店舗の中で誘客効果が高いというものを、審査会を経たものをですね、優先度を持って予算の枠内というような形の中で決めていこうかなというふうには考えてるところですが、その金額にしましては、まだちよつと議論の余地がありまして、九月中にはそこは固めていければというふうに考えてるところです。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

審議会をとという先ほど説明がありましたけれども、その審議会はこういう面々というか、人選で構成されるんでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） はい、お答えいたします。

この企業活動支援事業の審査会は、まず金融機関と、それから商工会の経営指導員、それと区長会の会長ですね、それと、あとは関

連する各行政機関の課長から構成されておりまして、それぞれのその審査におきまして、幾つかの重点項目に対してのその点数づけを行い、その中で優先度を決めてるような状況でございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

雇用拡充事業の審議会と同じような構成ということでの理解でいいんですか。

○経済観光課長（松元明和君） はい、そのとおりでございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをいたします。

続きまして、最後の質問になりますけれども、六月議会でもお尋ねしたところではあります、中心拠点施設建設計画についてお伺いをいたします。

六月議会におきまして、この計画案は市長の港町再生構想の一部を構成するものであり、こうした中核施設は、観光交流の面からはもちろん、地域経済の活性化や産業振興に大きく寄与するものであり、社会的必要があると認識しており、当然本年度策定する長期振興計画にも盛り込むよう内容を検討していくと旨の答弁をいただいたところであります。

これを受けまして、先般、商工会、商店街振興協同組合、観光協会、区長会の代表が集まりました、今後、前回の構想をベースに、より充実した機能を持たせるべく、商工会を中心に各団体とも協議

を重ね、一定の段階で市に対し再度要望書を提出する旨で合意したというふう聞いております。

さきの市長の施政方針の中でも、各事業においてスピード感を重視する旨の御発言がありましたけれども、庁内におきまして、段階を踏まえた上で、一定の時期になりましたら、その建設準備委員会を初め、協議する場の設置も求められるかとは思いますが、この計画につきましてもロードマップをどのように市長はお考えなのか、御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

これまで中心拠点施設につきましては、にぎわい創出委員会ですとか、それから、それを踏まえた建設準備委員会の中で議論をしてきたところであります。

この中で、この施設の役割につきましては、西之表港と地元の西町、東町の中心商店街を結ぶ、つないで人の流れをつくる、中心市街地への人の流れをつくるという、その動線づくりの拠点といえますか、そういう機能がまず一つあります。

もう一つは、施設そのものの機能といえますか、中に何をつくるかというところがあると思います。これは特産品に関するエリアですとか、それからまた、伝統芸能を紹介する、発表するような施設ですとか、いろんな考え方が、機能があると思います。そういうものを市民の皆さんの意見を伺いながら固めていくと。それを今話に上がりました審議会、市民委員会の議論も踏まえて煮詰めていき

いと。

ロードマップということだと思いますと、いつまでにといいことでありますが、概略は今年度中のその長期振興計画になるべく盛り込またいというところです。これには西之表港、それから市街地周辺も含めた歴史的なその、上妻家住宅なんかもありましたけども、それも視野に入れて町全体としてやっていきたい。それが港町だけじゃなくて、西之表市全体の人口減少の解消策にもつながるものであると思っております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君）　ロードマップでありますので、目標を管理するですね、ロードマップの中に、いつまでに何を中間目標としてということがあろうかと思えます。先ほどの御答弁の中に、平成二十九年度中ということでお答えいただいたところですけれども、現在、第六次長期振興計画を審議会の中で協議してるところでありますけれども、第五次の後期計画における重点推進項目として、多くの観光客や市民が交流できる機会や場の創設を核に、市全体への波及効果を見据え、にぎわい創出のための取組みについて検討を進めていくという文言があり、政策としては、種子島の玄関口である西之表港を核とした観光交流推進のための環境整備を推進すると。まさしく、もうその五次の段階でも、市長の港町再生構想と合致する内容がうたわれてるところであります。

六次におきましても、その方針からは大きく変わる内容が出てく

るわけではないと思います。それを踏襲した形での長期振興計画になると思うところであります。そういう意味で、この長期振興計画のこの答申が最後出てくるまでを待つまでもなく、一定の協議の場をまた設けていただきながら、スピード感を持って対応していただきたいというところをお願いしたいということでもあります。御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君）　議員おっしゃいますように、市民の皆さんの御意見を伺いながら固めていきたいと。それで、本年度中に長期振興計画は策定いたします。年内、十二月議会には提案をして、それをまた四月から実施していくことでもあります。

港町のところで、先ほどの話をちよつと補足いたしますと、二十年ほど前に、西之表港の埋立てをかなり広範囲に計画した図面があります。それが途中で中断して今の形になつてるわけですけれども、それをまた再度復活するということは無理だと思えますけれども、一部その計画の中にあつたものを少しまた取り入れてやるとかですね、そういうことも含めて、前の御質問の中でありました市のマスタープランですとか、それも二十年のスパンで、平成十五年でしたか、から二十年間の計画でできたものが、それもなかなか進捗しないような状況になっております。その中で、松原運動公園の問題ですとか、そういうものもあります。

スポーツ施設の充実とか、そういうものも踏まえて、全体的な西之表市のまちづくりの構想というものも、いろんな場ですとね、市

民の御意見、これまでの経験のある方々がたくさんいらっしゃいますし、いろんな意見をお持ちの方もいらっしゃいますので、そういう皆さんの御意見を踏まえながら、そして、西之表市の職員のこれまでのデータの積み重ね、経験を生かしながら、議会の皆さんとともにつくり上げてまいりたい。そう考えております。御協力をよろしく願います。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございました。ぜひよろしくお願いをいたします。

以上をもちまして私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 竹下議員、自席のほうにお願いします。
以上で竹下秀樹君の質問は終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十二日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後二時五十四分散会

本会議第三号（九月十二日）

本会議第三号（九月十二日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板俊輔君
教 育 長	大平和男君
会計管理者兼 会 計 課 長	中野哲男君
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税 務 課 長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	福山 隆一 君
学校給食センター所長	川畑 浩二 君
学校教育課管理係長	松下 成悟 君
社会教育課長	
局長	濱尾 実 君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	小園 啓太 君

平成二十九年九月十二日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第 一 一般質問

七番 和田香穂里 議員

一五番 渡辺 道大 議員

一六番 橋口 美幸 議員

一四番 長野 広美 議員

△発言の申し出

○議長（永田 章君） 初めに、松元経済観光課長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔経済観光課長 松元明和君登壇〕

○経済観光課長（松元明和君） 先日の竹下議員の一般質問中、企業活動支援事業審査会の構成メンバーについて、一部構成メンバー

に誤りがあったため、訂正をお願いいたします。

構成メンバーは、商工会経営指導員、鹿児島銀行種子島支店長、熊毛支庁総務企画課地域振興係長、副市長、行政経営課長、地域支援課長、農林水産課長、経済観光課長の八名です。

議会運営上、御迷惑をおかけし、申しわけありませんでした。

○議長（永田 章君） 以上で終了いたします。

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） おはようございます。和田香穂里でございます。

通告書に従って質問を行います。

政治とは言葉であり、政治家にとつて言葉は生命線であると言われます。不言実行は美德かもしれませんが、政治においては、不言実行では有権者に伝わりません。言葉をもって伝えることは政治の

重大な役割の一つです。

さて、六月議会における市長の施政方針への質疑及び一般質問への答弁を振り返りますと、市長の言葉が十分に市民には伝わっていないと、その後の市民の方からの声を聞くにつけても感じるようになります。私自身、六月の一般質問の録音を何度も聞き返し、書き起こしを何度も読み返して、いまだに市長の言葉を理解し切れないところが多々あります。言葉が伝わっていないことは、方針や施策やそれを裏づける思想や覚悟が伝わっていないことにはほかなりません。

私自身もおのれの理解力や質問力の拙さを反省し、言葉の持つ意味や重みを改めて肝に銘じ、言葉にこだわって本日の一般質問に臨みますので、誠意ある正確かつ明確な言葉をもってお答えいただきたいと思えます。

一番目の馬毛島問題についてですが、原点に戻って伺ってまいります。六月定例会での質問と重なるところもありますが、市民にしっかりと伝えるためと御理解の上、伝わるお答えをお願いいたします。

まず、公約とは何だと考えていらっしゃるか、お答えください。以下の質問は質問者席にて行います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 和田議員の質問にお答えいたします。

公約とは何かとの質問でございます。私は、公約とは、公衆に対

して政策を約束すること、あるいはその約束のことであると承知しております。

○七番（和田香穂里さん） 公約とはというお答えをいただきました。これについては私も辞書で調べましたが、やはり選挙等に際して、政党やその候補者が、一般の人々に対して政策であるとかそういったことを約束すること、あるいは約束というふうに書かれておりました。辞書のお答えのとおりかなと思います。

それでは、二回目の市長選挙において、馬毛島軍事施設絶対反対という公約を掲げたことは間違いないでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

今和田議員のおっしゃった文言は、私が掲げた項目の中の一つであります。

○七番（和田香穂里さん） そこは確かに私も間違いないことだと思います。

そして、三番ですが、六月定例会一般質問の答弁によれば、馬毛島軍事施設イコールFCLPではないというのが市長の見解だろうと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島軍事施設イコールFCLPではないかというお尋ねですけれども、議員も御承知のとおり、平成二十三年六月二十一日に日米両政府が日米安全保障協議委員会（ツー・プラス・ツー）を開催して、共同文書に在日米軍再編の一環として馬毛島が米軍のFCLPの恒久的な施設の候補地となることが示され

ております。

そこで、御質問のところですが、FCCLPというのは Field Carrier Landing Practice、その略語であります。これは米軍の空母艦載機の離着陸、タッチ・アンド・ゴーの訓練であります。施設のことではありません。それで、FCCLPは訓練であり、そのものが軍事施設ではないというをはっきりさせておかねばならないと思います。馬毛島に軍事施設をつくることは、馬毛島でFCCLPの訓練を実施することであると認識しております。

○七番（和田香穂里さん） 今とても重要な、FCCLPが軍事施設ではないというお答えをいただいたんですが、多くの有権者の方々は、八板候補の公約にある馬毛島軍事施設をFCCLPであると捉えた上で、それぞれの立場の候補者に投票をしました。

実際に、二回の市長選挙では、いずれのときもFCCLPや自衛隊にしっかり反対してくれるから八板さんに入れる、あるいは八板さんに入れたという言葉が直接数多く私は聞いています。そして、結果、反対、ここは鍵括弧をつけて読んでいただいて、「反対」三候補の中から、ここも鍵括弧で「反対」候補の八板さんが当選したことに、よかった、安心したという安堵の声もまた直接多く聞きました。

であるからこそ、馬毛島のFCCLP反対の民意が示され、「反対」の新市長が誕生したという報道もされ、住民もまたそのように受けとめたと思います。そこは、いま一度しっかりと確認をしてお

きたいと思えます。

しかしながら、現在、多くの有権者の認識としては、六月議会の市長そして馬毛島対策協議会における市長の姿勢が選挙のときは明らかに変わっていると、そういうふうに認識されています。これもまた多くの声を私は聞いています。軍事施設イコールFCCLPと思わせておいて市長になった。市長になったら、FCCLPは軍事施設ではないとおっしゃるのであれば、これは公約違反ではないですか。どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 公約違反という認識はございません。

○七番（和田香穂里さん） 六月議会では、市長は、情報収集しないとFCCLPが軍事施設であるかどうかは判断できないというふうにおっしゃいましたが、先ほどの答弁では、FCCLPは軍事施設ではないというふうに答えられました。

それでは、もう判断する情報が十分に収集できたということでしょうか、お答えください。

○市長（八板俊輔君） 繰り返し申し上げますけれども、FCCLPは米軍の艦載機の訓練のことです。施設というのはそれを、訓練あるいはその他のいろいろな活動がありますけれども、それを行うための施設、英語では Facility、といっておりますけれども、訓練と施設の定義を、概念をしっかりと押さえておかないと、この問題は非常に混乱を招くというふうに考えております。その点をもう一度しっかりと捉えてですね、言葉の意味をしっかりと捉えて御質問いた

だきたいと思います。それでないと、私と議員との質疑が噛み合わないことになるかと思いますので、その点、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○七番（和田香穂里さん） 私も、軍事施設という言葉、どういった言葉であるのか調べてみました。ちなみに、我が家にある旺文社国語辞典と三省堂の新明解国語辞典で調べました。軍事施設という形では記載がありませんで、軍事と施設をそれぞれ調べました。

軍事は、旺文社では、軍隊、軍備、戦争などに関係のある事柄とありました。また、三省堂では、兵備、戦争に関する事柄となっています。

そして、施設のほうは、旺文社のほうで、建物や設備などがある目的のためにこしらえ続けること、また、そのこしらえ、設けた物。三省堂は、その目的のために不可欠な建物、その他の設備を整え、必要に応じた管理運営がなされる体制を整えた状態にあること、また、その場所とあります。

英語では、今市長がおっしゃったように facility、military facility ですね。military は、軍、軍隊又は軍の、軍事上のという意味です。facility は、おっしゃったとおり、施設、設備のことです。

さらに、軍事施設をグーグル検索、いわゆるググってみました。すると、軍事施設という言葉では出ないんですが、軍事基地でヒットします。その中で、小学館の日本大百科全書では、軍事基地を、

最も広い範囲での規定は、軍隊が使用する全ての施設、区域を軍事基地というと解説していました。

残念ながら、市長がおっしゃった六月議会での説明、軍事施設とは、戦争など軍事上の目的のために部隊、兵器などを配備する施設という定義は見つけることができませんでした。

今私が調べたところによれば、必ずしも施設というのは建物とかそういうものだけではないということでございます。やはり、おっしゃったとおり、言葉というのはきちんと使わなければいけません。その定義をしっかりと認識した上で使う必要があると思います。

今の私の説明から、ぜひ改めて軍事施設とは何かをお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 軍事施設とは何かという御質問ですが、軍事のために、軍隊のあるいは軍事の組織がその目的のために使う施設というようなものだと思います。

先ほどから申し上げているように、practice はあくまでも訓練でありますので、施設の範疇には入らないと考えます。

○七番（和田香穂里さん） 訓練そのものは施設には入らなくても、訓練を行うにはそれなりの施設設備が必要であります。であれば、FCLPそのものは施設ではなくても、FCLPのために使われる場所、施設、建物その他のものは軍事施設ではないでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 訓練を行う空間ですとか面ですとか、いろ

いろいろな訓練を行うためには、航空機、戦闘機ですと、空中では空域というものがありません。それから、海域もあります。海域、空域というどちらかでやるわけですけれども、タッチ・アンド・ゴーを行う施設というのは、端的に言えば滑走路ですね。滑走路のことをFCLPが利用する施設というふうに考えております。その滑走路に付随するものがタッチ・アンド・ゴー、FCLPを行う施設ということになると思います。

○七番（和田香穂里さん） であれば、FCLP訓練が軍事施設ではなくても、それに使われるもの、アメリカの軍隊の訓練に使われるものは軍事施設ではないでしょうか、お答えください。

○市長（八板俊輔君） 質問の意味がちよっとわからないんですけれども。質問の御趣旨に沿うかどうかかわかりませんが、タッチ・アンド・ゴーの訓練というのは、搭乗員が航空機に乗って操縦し、そして滑走路、空母を模した地上の滑走路を使ってタッチ・アンド・ゴーをする、そういう一連のトレーニングのことをPracticeといいます。

で、施設というのは、Facilityは、それを行うための場所でもありますとか、そのための装備でありますとか、そういう物質的なものになると思います。

訓練はあくまでもトレーニングでありますので、その違いははっきりしていると思います。議員がおっしゃるるように施設にFCLPが含まれるということはないと考えております。

○議長（永田 章君） 和田議員、もう一度質疑をしたほうがいいんじゃないですか。

○七番（和田香穂里さん） 私も、ちよっと市長のお答えが十分に理解ができないんですけれども。申しわけございません。同じところをぐるぐる回っているような。

訓練は訓練です。あくまでも訓練です。FCLPは訓練である。しかし、FCLPはアメリカの軍隊、軍隊という言葉には軍という言葉が付きまします。軍事上のものです。この軍隊が行う訓練であり、その訓練に必要な施設が馬毛島につくられる。訓練に必要な施設は軍事施設ではないですか。軍隊の訓練に必要な施設。これは軍事施設ではないですか。訓練そのものではなく、軍隊の訓練に使われる施設です。これを軍事施設と言わずに、何と申すのでしょうか、お答えください。

○市長（八板俊輔君） 今の言葉遣いではそのとおりだと思います。軍隊の訓練に使う施設は軍事施設という解釈で間違いはないと思います。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。ようやく認めていただいたと思います。

では、馬毛島にFCLPがふさわしいかどうかということになれば、市長のお答え、市長の思いもおのずと決まってくるのではないかと思いますけれども、まだ情報のほうは必要でしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

FCLPがふさわしくないかどうかということですが、私は、これまで馬毛島にFCLPの軍事施設を持つてくることについて大きな疑問を持っていることを申し上げております。

つまり、そのほかに、この馬毛島の歴史ですとか種子島の島民とのかかわりですとかを考えたときに、よりよい活用の仕方があるのではないかとというふうに考えております。

それで、就任以来、庁内の職員の、行政経営課内に専任の副長を置いて、その副長を中心にふさわしい利用法、活用法はないのか、それをチームをつくって庁内横断的なスタッフでその案を考えて、できれば年内に案をまとめてお示しする、市民に提言するということを目標にして、今、鋭意頑張っているところであります。

○七番（和田香穂里さん） ただいまの市長の答弁を要約すれば、FCLPという軍事施設は馬毛島にふさわしくないから、よりふさわしい利用の仕方を今後調査し検討していくというふうに理解させていただけます。

ただですね、六月議会で同僚の議員の質問に対して、議会の意思としての意見書、これは三月議会で採択された意見書ですが、この意見書を尊重する、また前市長の姿勢、活動を引き継ぐというふうに答弁されました。このことと市議会議員選挙や二回にわたる市長選挙で示された民意、これを鑑みれば、軍事施設の定義やFCLPが軍事施設かどうかの判断云々、そういったことを考えるまでもなく、西之表市のリーダーとしてFCLPには反対するべきと考えま

すが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今の御質問は、米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会というものがありませんけれども、その活動などを想定されての御質問であろうかと思えます。

この協議会は、熊毛地域の種子島それから屋久島の一市三町の首長それから議会を会員として構成しておりますけれども、この中で馬毛島の問題を論議しておるわけですが、そこで今年の就任後初めての会議が五月の中旬に行われまして、そこで論議いたしましたのは、この馬毛島の問題についてどう対応するかということ、それまでいろいろ自治体によってさまざまな立場がありましたけれども、少し足並みの乱れが出てきたということもあって、ニュートラルな立場でやるべきではないかという意見が出されました。

それを受けまして、私も、会長となる立場、当該馬毛島が行政地域としてございますので、その西之表市の市長としても、その協議会全体の、郡民全体のことを考えて行動するためにはニュートラルな立場で、賛成とか反対とかそれぞれの考えはありましようけれども、その最終的な判断をするために、情報というものを、正確で十分な情報を収集して、郡民、それぞれの市民、町民に伝えて、問題の所在あるいは方向性というものをきちんと認識していただいて判断すると。そのための行動をするということでありまして、ニュートラルというのは中立ということでありましようけれども、賛成、反対、どちらかを主張するための集まりではないということを確認した上

で行動しているところでもあります。

○七番（和田香穂里さん） ただいまニュートラルな立場というお答えがありましたので、質問の順番を変えさせていただきます。

一二番、（一二）です。今のお答えの中にもニュートラルな立場でという言葉がありました。このニュートラルな立場という言葉について一度確認をさせていただきます。

馬毛島対策協議会が組織としてニュートラルなのか、協議会の会長として協議会の中でニュートラルな立場なのか、あるいは西之表市長としての立場がニュートラルということなのか、はっきりとお答えいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） ニュートラルな立場についての確認の御質問であります。

協議会の総会で方向づけをしたことでもありますので、当然に協議会の組織として、かつその組織の会長としての立場でもございませう。また、現在の喫緊の課題は、タイムリーで正確な情報、十分な情報を収集すること、それを効果的に行い、住民に伝達することと捉えております。その上で、民意を反映した最良の活動を続けていくという信念からのものであります。そのためにはニュートラルで情報収集を図ることが必要で、そしてまた、どちらにも偏らない立場での収集が情報としての中立的な価値を確保すると考えられるところでもあります。市長としても、その観点からニュートラルな立場をとっているということでもあります。

○七番（和田香穂里さん） 前回から正確な情報の収集ということは何度も言われるんですが、一体どれだけの情報を収集すれば満足していくものなのでしょうか。そもそも正確な情報というものがあるんでしょうか。正確な情報がなければ物事を前に進められないというあり方は、ここに今あるものを見ようとしなくて夢幻を追いかける、有名なメーテルリンクの童話『青い鳥』、まるでこの物語のようじゃないかと私は思います。

私たちも、ふだんの生活においては、そのときそのときの状況を日々判断して生活しています。まして一つの自治体の首長であるならば、あるかないかもわからない情報を求めて判断を、物事を前に進めることを先送りするのではなく、今この時点における瞬時の判断力、手にある情報を生かした的確な行動力が求められるのではないかと思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 正確な情報とは何かという御質問であろうかと思えますけれども、今回の市長選が今年の一月と三月にありましたが、その前から、一年あるいは二年前からですけれども、この馬毛島の問題について、FCILPの施設を馬毛島につくるかどうか、あるいはその前に米軍が馬毛島に来るとか、それから米軍は嫌だけれども自衛隊ならいいとか、あるいは馬毛島ではなくて種子島に自衛隊の部隊を置くんだとかですね、そういったさまざまな情報がございました。

私が正確と言っているのは、この国が国策としてこの南西諸島に

部隊を配備する際に、種子島あるいは馬毛島にどのような任務の部隊をどういうふうに配備するつもりであるのか、それをしっかりと捉えて判断したい。正確な情報というのはそういう意味でございます。

これまでのここ何年か、特に選挙、市長選の前後で市民に届いた情報というのはさまざまなのがございました。そのさまざまな情報が違うものですから、その得た情報によってその市民の判断が変わってくるわけですね。それは国にとっても我々地域にとっても非常に不幸なことでありますので、その辺の正確な情報を、どの情報が正しいのか、そういう意味で私は正確という言葉を使っています。以上です。

○七番（和田香穂里さん） 例えば、おっしゃったように、つくろのかどうかとか、自衛隊ならいいとか米軍はだめだとか、あるいは馬毛島ではなくて種子島にだとか、それはいわゆる情報ではないです。言ってみれば、噂のレベルだと思います。

そして、この問題に関して、恐らく正確な情報というのは国から出されるもの、既に出されているもの、あるいはツー・プラス・ツーに書かれていること、そういったことだと思います。そして、それはもう既に出ています。

市長がそういうふうな正確な情報と捉えているということに関してはわかりました。

では、私も、情報の確認の意味で、幾つか今度聞いていきたいと思えます。

七番に戻りますが、所信表明でも触れられていましたが、馬毛島に現地調査に行つて、伐採や草刈りの作業もされてきたということでしたが、その際、地権者のタストーン・エアポート株式会社代表取締役会長が案内されたと聞いています。調査や作業だけならば職員だけでもよかったのではないかと思います。そこで、現地で氏と会つた目的とどのようなお話をされたのかお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） タストーン・エアポート社の会長である立石さんが、我々の調査、調査というか、馬毛島に渡つたときに立ち会われたということについての御質問かと思えます。

本市では、先ほど申し上げましたけれども、庁内の検討会として、以前より馬毛島対策協議会というものを設置しております。そこで、毎年年度当初に、馬毛島に関する各所管の課題、例えば、市道ですとか海岸地域の現況、それから樹木伐採後の復旧状況、建物の評価、学校施設、文化財等の確認のために、タストーン・エアポート社に對しまして上陸及び調査の協力を要請してきております。

しかしながら、その承諾の返事がもらえない状況が続いております。今年度も五月の下旬に文書を発送しております。しかし、同様に返事がない状況でありました。

そこで、皆さんも御承知と思えますけれども、私が市長に就任いたしました四月に東京に行く機会がありましたので、その折にタストーン社を訪ねたしまして就任の挨拶をするとともに、この今回の渡島調査についてのお話をしました。お会いすることで、その対話

といいますか、話し合いの環境づくりをしようというところが主たる目的ではありませんけれども、その中で、二回目にお会いしたときに小中学校跡の調査についてお話をしましたところ、了解をいただいたということであります。

これは、今年五月に鹿児島県総合防災訓練が西之表市で行われましたけれども、その避難施設に馬毛島小中学校がなっております。この小中学校の校舎が、随分、無人島になって、また最近までは職員が行くこともありましたけれども、行かなくなってから随分たしますので傷みも激しいということで、調査をして、あるいは補修するところは補修したいということをお願いしましたところ、当日、会長と御子息の副社長、お二人が葉山港にいられて、我々が資材を持っておりましたので、その資材を積む車とか移動の車をですね、提供していただいたということでもあります。

会話については正確なところは覚えておりませんが、会長が、タストン社の所有の車ですけれども、それで移動して、市道を通って小中学校の校門前まで行って、我々が校庭に入りました後、会長がなかなか入ってこないの、「会長、中にどうぞ」と言っていて校庭でいろいろさまざまなことをお話しました。詳細については今わかりませんが、いろいろな話をいたしました。私と、それから教育長、それから職員、計十八人で作業いたしました。

おおむねそんなところです。また詳しく何かございましたら、以上です。

○七番（和田香穂里さん） まさか今日はいいお天気ですねとか海はなぎていますねというお話に終始したわけではないと思いますので、ぜひ思い出していたら、後ほど資料として提出していただけたらと思います。

そして、この会長御夫妻、さきの鉄砲まつりの歓迎レセプションに招待をされていきました。その理由と経緯を説明してください。

○市長（八板俊輔君） 立石会長は、馬毛島の敷地の九九%を所有する会社の経営者であります。市としては当然対話をすべき相手でございますので、種子島の伝統的な最大級のイベントであります鉄砲まつりにお招きすることは、相互理解を深める、今後の対話をスムーズにすることもつながるということで招待をいたしました。

○七番（和田香穂里さん） 相手の土俵に乗っかっているのかなという気がするんですけども。

鉄砲まつりには自衛隊も参加していました。自衛隊のキャラクターが町を歩いていました。この自衛隊が参加に至った経緯を御説明ください。

○市長（八板俊輔君） 鉄砲まつりへの自衛隊の参加についてでございますが、毎年、歓迎レセプションには地元の自衛隊、種子島駐在員事務所長を招いております。今年は、五月に鹿児島県総合防災訓練がこの西之表市で行われましたこともありまして、自衛隊鹿児島地方協力本部の部長も御招待したところであります。

○七番（和田香穂里さん） タストン・エアポートの会長や自衛隊

というFCLPの問題に密接にかかわる人物や組織、これを市の最も大きなと言われましたが、その行事である鉄砲まつりに招いた、このことで市長がFCLP受入れに動いているというふうに感じた市民も大変多くて、どういうことなのという問合わせを、どうなっているのという不安な声を大変多く聞きます。ここに対して、そのFCLP受入れに市長が動いているのではないかという不安に対して納得のいく説明をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島問題を考えるときに大変大事なことでと思います。馬毛島の問題だけではなく、いろいろな課題には賛成、反対、いろんな意見を持つている方が市民にはたくさんおります。立場はそれぞれ違っていても、対話それから意見交換をするということは大変大事なことでありうと思います。そして、そのため環境づくりをすること、維持していくことはさらに肝要なことであろうと考えております。

今回の鉄砲まつりの歓迎レセプションそれから当日の式典等にタuston・エアポートの関係者それから自衛隊、防衛省の関係者もお招きしたわけでありませけれども、ニューtralな立場をとるためには、対話ができる状態を維持することが必要であります。タイムリーな情報を収集して、市民に提供することができると考えております。西之表市にとって大きな課題を話し合う必要のある人物を招いて、種子島のよさや実態を知っていただく機会にするとともに、こちらの話を聞いていただく環境づくりに役立つと考えております。

議員は私がFCLPを受け入れる方向に動いているというふうに感じる市民がおられるという認識であるようでございますが、私はそのFCLPの受入れに動いていることはありません。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） FCLP受入れに動いていることはないと、今はつきりとお答えいただきました。そこは大変重要なところだと思いますので。私も市民の方々にその点はしっかりと、これこそ情報だと思いますので、伝えていきたいと思ひます。

情報ということで、八月九日に厚木基地から岩国基地に米軍空母艦載機五機が移駐計画の第一陣として到着したという報道がありました。そして、それに先立つ七月十二日には、防衛省が、今後のFCLPに際しては岩国基地から硫黄島に直接向かい、厚木基地を利用しないと米軍が説明していることを明らかにしました。

ということは、これによって馬毛島でのFCLP実施の可能性が高まったというふうに考えられますが、この情報を受けて、市長の御見解を伺いたいと思ひます。

○市長（八板俊輔君） 山口県の岩国基地において米軍空母艦載機の移駐を容認することが表明され、部隊の移駐それから大規模な移送が始まると報道もされております。

この移駐容認に当たって、岩国市が国に求めた安心・安全の達成目標というのが四十三項目あるそうです。その中で、FCLP訓練について、岩国基地で実施しないことを求めています。そして、

FCLP施設については、国が馬毛島をその候補地としているとう、建設をする旨が含まれております。それを理由に、この安心・安全の項目が達成されているということを示しているところもあるようです。

新聞報道で、艦載機部隊が厚木から岩国に移駐すれば、距離的に近い馬毛島でのFCLPの実施が現実味を増すとか近づいたとかいうような記事も見受けますが、これは観測の域を出ていないと思います。それは、国からこれについて何ら情報が出されておらず、国と地権者との買収交渉も進展している状況にありません。

それから、九月の一日から六日にかけて、台風によって硫黄島でのタッチ・アンド・ゴー、FCLPの訓練ができないことで、厚木基地においてその訓練がなされたというような報道もあります。

岩国への艦載機部隊の移転が進んでいることは事実でありますけれども、先ほど申し上げましたように、馬毛島の買収の課題が進展しているわけではありません。

繰り返しになりますけれども、国や地権者との話し合いの機会を多くすることでタイムリーな情報の収集に努め、市議会や市民と共有することで議論を進めて民意の形成に努めてまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 情報を収集して市民と共有して、またそのためのニュートラルな立場ということが今まで語られてきたことだと思いますが、先ほどの質問、一二番に戻らせていただいて、

ニュートラルな立場を先ほど御説明いただいたんですが、市長は、協議会の会長としても、そして西之表市長としてもニュートラルであるというふうにお答えいただいたと思います。

ですが、市長は、協議会の長である前に、この西之表市の市長です。そして、FCLP、この問題は、馬毛島に係る問題は、馬毛島のある西之表市がその問題の地元であります。これはもう言うまでもないことです。この地元の自治体の市長として、先ほど六番や二番でも述べましたが、FCLPに反対する理由は十二分だと思われまます。この地元自治体の市長として、その理由を踏まえて、反対の立場を明確にして、対策協議会や市の運営でリーダーシップを發揮して、また協議会では他の三町を説得していくべきではないかと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

この問題はもう数年間にわたって続いております。その中で、この西之表市のとつてきた対応の仕方というのもしつ変わってきたようなところもございます。

現状を踏まえまして、やはり熊毛地域の一市三町と手を携えて、この問題に対応するためには、やはりそれぞれの立場はあるけれども、ニュートラルなところで行くところまでは行くと。とにかく郡民に正確な正しい情報を伝えるためには、確認していくためには、中立の立場でやっていくことが最善の道だと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 情報の収集も共有も確かに必要だと思

います。ですが、かじ取りという言葉があります。市長は、西之表市という船のかじ取りをされている、いわば船長さんです。船長さんが情報を収集して共有しなければと言っていたら、いつまでたつても船は前に進みません。やはりここは今ある情報をしっかりと的確に判断していただいて、かじ取りを進め、西之表市という船をしっかりと前に進めていただきたいと思います。

以上で馬毛島問題についての質問は終わらせていただいて、大分時間が残り少なくなってしまったんですが、次に、大字地域の諸問題と対策について伺ってまいります。

高齢化、少子化、人口減少、そこから派生するさまざまな状況や問題が種子島では国の三十年先を行くと言われていています。そして、それらは特に大字地域において喫緊の課題だと考えています。

六月議会での施政方針でも多少は触れられていましたし、昨日の同僚議員の質問にも一部関連する部分で、市長はあらゆる手段でも言われました。大字地域の抱える諸問題への認識と対策を改めてより具体的にお示しいただくとともに、市長の掲げておられる三本の柱、港町再生、産業振興、人づくりには大字地域への視点がよく見えてこないのので、どこに大字地域の活性化に関連する視点があつて、それをどのように生かしていくのかお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

日本全国で地方の過疎が進む中で、本市においても、人口減少、高齢化の進展に伴って地域の担い手不足やコミュニティの弱まりと

いったものが進行しております。六十五歳以上の人口が五割を超える限界集落もあり、地域によって組織として機能を果たせなくなつてきているところもございます。

そういう中で、今後も防災、防犯や子供の健全育成、お年寄りたちの安全確認、そして地域福祉など、さまざまな面で支援が必要な場面が出てくることが予想されます。地域の疲弊は市全体の衰退につながる大きな問題であります。

したがって、地域や関係機関と協議しながら、安心・安全で住みよいまちづくり、住民の生活の満足度を高める施策を展開してまいります。

例えば、議員お住まいの立山では、毎年九月十五日にカシミア号関連の行事がございます。漂着した商船の乗組員を救出して、保護して、祖国に送り届けたということを顕彰する催しが毎年九月十五日に行われているところであります。伊関では、二十日に紀徳祭もあります。そういうこの種子島の人情ですとかその人間性をあらわす、伝えるような催しというのがありますけれども、このカシミア号の催しも、地域住民が少なくなることによって存続の危機がございます。そうしたものをなくさないようにすることが必要になってくると思います。

そういう意味で、大字地域の支援というものはあらゆる面から手段を尽くして方策を考えてまいります、そう考えております。

○七番（和田香穂里さん） 今、二番のほうの三本の柱における視

点のほうのお答えはなかったんですけども、多分同じような形で出てくるのだらうなと思って、すみません、先に進ませていただきます。

校区行政連絡員についてなんですが、西之表市においては、校長イコール校区行政連絡員として務められています。

校区は幾つかの自治組織としての集落で構成された大きな一つの自治組織であると考え、自治組織の長として校区内の業務や役割を負うとともに、行政に対して区の住民の要望や苦情を取りまとめ、行政に伝える役割もまた負う存在だと思います。

一方、校区行政連絡員は、行政サービスの末端としての位置付けで、報酬を得て行政サービスの補完的な業務を行っておりまして、立場としては行政側にあると。

それぞれの立場や役割は、対立とまでは言いませんが、相反するところもあり、それを同一人物が務めることは矛盾しているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明をいたします。

議員もおっしゃられましたけど、校区長につきましては校区の代表であり、地域の行事の実施やさまざまな地域の問題、課題などを地域の住民の中心となって解決に向けて取り組んでいただいております。また、市の各種会議等の委員として貴重な御意見もいただいております。

一方、校区行政連絡員は、行政事務の円滑かつ効率的な推進を図るとともに、住民に身近な行政の実現を図ることを目的に設置し、市が委嘱をしております。業務内容につきましては、住民へ行政事務の情報の伝達や意向の取りまとめ、行政に関する相談、苦情、要望等の関係機関への取り次ぎ、校区内の活性化、相互の連絡調整などとなっております。

集落によっては分けているところもあり、地域の判断に任せるところでもあります。

以上です。

○議長（永田 章君） 課長、同一人物が務めることは矛盾しているかしていないか、その判断は。そこを答弁、ちよつと。

○地域支援課長（上妻誠一君） そのような意見もございしますが、えつとですね、すみません、ちよつとお待ちいただけますかね。先ほども話をいたしましたけど、地域が兼務したほうがよいとの判断でございますので、地域に、運営にですね、支障がなければ、市としては問題ないと考えているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それは、校区長イコール校区行政連絡員というのは地域が選択していることであると、地域がよければいいのであるということですね。

で、その地域なんですけど、大字地域においては、今、役員を引き受けられる人材がどんどん限られています。そして、一人が幾つも

の役、これは今御説明のあったそういった内容も含め、農業や漁業、畜産業、その他第一次産業やもちろん商工会等、商業等の振興に係るものやPTA育成会などの教育関係、その他さまざまな会のさまざまな役割があつて、そういったものを担うことが大変多いと。そして、その結果、役員を引き受ける人の物理的・精神的負担が大変大きくなっている。また、校区長は、校区長として何々協議会、いろいろありますが、そういったものの会長や委員が割り振られることも多くて、結果、会合や研修もまた多いということですね、仕事の両立が難しいという声も非常に多く聞かれます。

自治組織や地域の仕事の拡大、先ほど校区行政連絡員の仕事というの御説明がありました。本来行政が行うべき仕事が行方リストラのしわ寄せ等の原因によって地域に押しつけられているという面もある、そのような分析もあります。

そういった状況は恐らく各課の関係者並びに市長も御理解いただいているとは思いますが、この校区行政連絡員のあり方について、校区長とも重なって兼務している人も含め、そういったあり方について何かしら検討がなされているのかどうかお聞かせください。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

校区行政連絡員の業務につきましては、先ほど来から話をしておりますが、年一回の行政連絡員の総会への出席、月二回の行政文書の案内、あと住民からの行政に関する相談、苦情、要望等の関係機関への取り次ぎなどとなっております。

実態といたしまして、全ての校区長が校区行政連絡員を兼ねているのが実情であるため、業務の負担を軽減いたすためにですね、会議等の開催日について、可能な限り同一日に開催するなどの工夫に努めているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 実際のそういった日程の調整ということよりも、もっと突っ込んだあり方についてぜひ検討していただきたいと思っております。単に行政サービスの下請ではない、主体的な自治活動が行われるためには、行政の適切なサポートが欠かせないと思っておりますので、現区長や区長経験者、地域住民のいろいろな声をしっかりと掘り起こしてですね、対応していただきたいと思っております。

次に、子供の貧困について触れさせていただきます。

二〇一四年一月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律、いわゆる子どもの貧困対策法が施行されました。これは御承知のとおりと思えますが、国としても子供の貧困に対策の必要を認め対応していくことを決めたということで、それだけ深刻かつ重大な問題だということだと思えます。

去る六月二十七日に厚生労働省が発表した二〇一六年国民生活基礎調査の結果によれば、二〇一五年の子供の貧困率は一三・九％、十二年ぶりに改善したとはいえ、子供の七人に一人は貧困であるという数字が示されました。

ちなみに、ここで言う子供の貧困率とは、手取り年収が百二十万円を下回る世帯で暮らす子供の割合です。

六月三十日には、鹿児島県が初めて実施したかごしま子ども調査の結果が公表され、県の子供の貧困率は一二・九%です。国の数値は下回るものの、およそ八人に一人以上、一クラスに三人から四人が年収百二十万円を下回る世帯の子供だというシビアな数字が出ました。

そこで、西之表市の子供の貧困率を伺いましたところ、市では数値は出していないということでしたが、もちろん数字にあらわれなことからといって存在しないということではありません。

それでは、西之表市における子供の貧困に関しての実態把握がどうなっているか、それを伺います。

また、あわせて、貧困家庭の子供は夏休み明けにトラブルが発生する事例が多いそうです。夏休みは給食がありません。そのために、食事が十分とれないことから低栄養状態や体重減少、体調不良を起こす。あるいは、夏休み中の勉強不足によって学習への不安が増大する。また、夏休みといえば、普通はどこかへ遊びに親と行ったりとか友達同士と旅行に出かけるとか、いろいろなことがあるんですが、そういったことが経済状況から体験できずに、寂しさや不満が募ることなどもトラブルの原因だと言われています。二学期が始まって、そういった子供の変調に学校の教員が気づいて、家庭の状況が明らかになることも多いということです。

であれば、子供の貧困の発見やその支援対応には、学校現場との密接な連携が必要と考えます。現在、どのような形で行われているか、一番、二番、あわせてお答えいただきたいと思えます。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

かごしま子ども調査の結果につきましては、私たちも県のホームページで確認をさせていただいております。数字につきましては、ただいま議員が御説明いただいたとおりでございます。

また、本市の実態把握についてでございますが、本市の実態調査、御報告のとおり、実施しておりません。では、そのために、私たちがどの数字で判断をしているかというところでございますが、保育料の階層別児童数、それから教育委員会が把握している小中学校の要保護・準要保護認定を受けた児童生徒数、また十八歳までの児童のいる世帯の平均所得額等を実態把握の材料として活用しまして、本市子育て世帯への経済支援の必要性を判断をしているところでございます。

しかしながら、経済的な実態は、あくまでも相対的な状況把握にすぎないところでございまして、子供の貧困問題を考えますと、重要なことは、今支援を必要とする子供たちがどこにいるのか、どんな生活をしているのかということ把握することだと思っております。

学校との連携はどのように行っているかというような御質問をい

ただいておりますけれども、現在は、学校や保育所、認定こども園、民生委員等、関係機関の気づきにより寄せられた情報をもとに、気になる子供や家庭を家庭児童相談員が訪問し、生活の様子を確認をさせていただいております。

また、生活実態から、必要に応じて保健センター、それから生活困窮者自立支援事業で設置しております暮らしサポートセンター、ここと連携をして、子供への支援だけではなくて保護者への就労支援、生活支援につながっているとございます。

県の調査を受けとめて、私たちとしても、今後必要なことがあるんだろうと思います。本市において現在実施している子ども医療費助成制度のほかに、子ども食堂それから学習支援等が想定されるところでございますが、所得基準で一方的に貧困と位置付けてみたり、それからそうした子供たちだけを一カ所に集めて支援するということが、やはり個人の尊厳やプライバシーを考えますと非常に難しいというふうに判断をしております。

国が実施する子供の貧困対策も、教育の支援から生活の支援、就労の支援、経済的な支援と各分野に及んでおりますので、各事業の支援対象となるかについて個別に判断をしていく必要がございますので、対象児童についての各課横断的な支援体制、相談体制を考える必要があると思っております。貧困問題に対応するために、先ほど申し上げました市民生活課においては暮らしサポートセンターを設置して支援に当たっております。福祉事務所だけではなくて、全

庁的にそういった体制を構築していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 教育委員会。学校。ないですか。

○七番（和田香穂里さん） これについては、ちょっと時間もなくなりましてので、また次回の議会において、改めて学校現場のほうの声なども聞かせていただきたいと思います。

そして、最後、恐らく最後まで行かないと思うんですが、核ごみ最終処分場の科学的特性マップというのが経済産業省から出されました。日本地図に色分けされているのをごらんになった方も多いいと思います。

これについても、市長は「反対」ということを報道関係に表明したというふうに言われていますので、ぜひ「反対」を貫いていただきたいと思います。

ここについての詳細な質問等については、また次回行いたいと思えますが、まず、我が市では、かつて馬毛島に使用済み核燃料の中間貯蔵施設建設の話が持ち上がった、島民が一丸となって反対して、それを撤回した、阻止したということ、そしてその際に西之表市放射性廃棄物等の持ち込み拒否に関する条例もまた制定されているというところで、この経緯と条例を踏まえて調査の受入れを断固として拒否していただきたいたいということを最後に申し添えて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 日本共産党議員団を代表して一般質問を行います。

四月から高速船やフェリー、飛行機の運賃が安くなり、昨日、同僚議員からも質問がありました。六月の一般質問では、高速船の利用率が昨年と同じ時期に比べても一・三倍ほどの伸び率があるのではないかとありました。特に、生活航路として位置付けてある高速船については、安くなったことで島民が病院や私用など移動がしやすくなったこともうかがえます。

一方で、島内での消費が落ち込むことも懸念がされ、それを食いとめる方策も今後の課題として挙げられます。

市長の所信表明にもありましたが、航路・航空路運賃の低廉化に

より利用者が大幅に増え、この事業の予算追加、また農水産物等の輸送費支援の送料でも予算の増額が提案をされております。離島住民にとつては、本土との格差解消、また負担軽減のため、離島振興法や有人国境離島法の充実が今後も期待がされます。

そのような中で、八月の初めに襲来しました台風五号は、船が長期にわたり欠航することになり、島内にいた方も島外にいた方も苦労されたのではないかと思われます。この台風災害時に、奄美航路では、奄美群島への旅行者に対し、延泊費の補助、船舶欠航補償制度が初めて適用されたとの報道がありました。このような制度があれば、心配なく旅行先に滞在をされ、一時的なものになるかもしれません。この欠航時の延泊補助について、熊毛地域において検討がされていないか質問をいたします。

以下は質問者席より行います。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

奄美群島における船舶欠航時の補償制度についての御質問でございますが、議員御案内をいただきましたとおり、この制度については、鹿児島県旅客船協会が県の委託を受けて保険会社と契約をし、奄美群島の船舶便が悪天候で欠航等した場合に旅行者に対する延泊費用を補償するものでありまして、船舶便を対象とした補償制度は国内初ということでございます。

制度自身の背景といたしまして、世界自然遺産登録を目指す奄美群島の交流人口拡大及び航路の利用促進を図る目的がございまして、今年の七月から来年の二月末までの期間限定で社会実験として実施をするというふうに伺っております。生活航路ではありませんけれども、住民ではなく旅行業者のパッケージツアーの旅行者を対象にしたものでありまして、また個人旅行者も対象としておりません。県においては、社会実験の効果や課題を検証した上で制度を継続するかどうかを検討するとしております。

熊毛地域において同様の制度は現段階では検討されておりませんが、奄美航路での社会実験の検証結果によっては、将来的に離島航路全体の展開も期待されるというふうに思いますので、今後の動向を注視しながら、必要に応じて要望活動等も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今課長からもあったようにですね、この船舶欠航補償制度なんですけれども、復唱になるかもしれないですけども、奄美航路が欠航した際に延泊費用を最大二泊まで補償するという制度で、一泊上限一万五千円の補助が今回支払われているということでした。

七月一日から来年の二月二十八日までのこの期間で試験的に行っているようですが、この効果などは今から報告をまとめてですね、来年四月ごろから実施を目指して国と協議を進めるといこと

も話されておりました。

県と旅客船協会ですかね、保険会社との共同のパッケージツアーでの利用で一部の公費負担を行っているようで、保険会社への掛付け金とかですね、詳細については、あくまで試験的にやるので明らかにされていないということだったんですけども。

先ほどありました制度の背景なんですけども、やっぱり奄美群島を訪れる方が過去最多の五十七万人を超えていることとかですね、奄美群島の世界遺産登録を見据えたことによるさらなる旅行者の増加を見込んでなどとも言われておりますが。

この熊毛地域においてはですね、屋久島はもう既に世界遺産登録にされている地域もありますし、種子島の魅力ですね、きれいな海水浴場があったりとか、ロケット打ち上げなどですね、観光客が多く訪れます。

また、航路、航空路の欠航、欠便とかではないんですけども、不具合でロケットが打ち上がらなかったときとかにですね、延泊の補助というのが適用されればですね、旅行者も安心して、また観光の面でも有効ではないかなというふうにして思われます。

そうしたこの熊毛地域での連携なども期待されておりますけども、また、観光協会とかですね、商工会の関係者の方にもちよつと話を伺うことができたんですけども、旅行者への延泊補助などが充実すれば、滞在期間が延長されてよいというふうにして期待はあったんですけども、やはりその前の段階の、島外の利用者への運賃の補助

というのを実現してほしいということが強く強調されておりました。

とにかくですね、この観光の振興、盛り上げる制度になればと各団体の方はおっしゃっておりましたし、また、このようなですね、延泊の補助の制度の充実としてはですね、島民が鹿児島市内に病院や出張などでですね、台風による欠航時、足どめですかね、高速船などの欠航時に延泊補助、このような制度が実現すればですね、また島民の負担軽減にもなるのではないかとというふうにして考えます。やはり当然公費の負担になるなどのことにもなるかもしれないですし、島外に出たときの用事の内容での線引きというものもかなり難しいものになるかと思われれます。

また、さきに述べた保険をですね、かけていくことに関しては、保険料が高額だとなかなか実現できないかもしれないけれども、そういうことをですね、議論をする余地はあるのかなというふうにして思いますけども、今後、一市三町のこの熊毛振興会などでですね、話し合いを進めていただきたいと思いますけども、市長、どのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えします。

離島航路は、島民の生活航路としましても非常に重要なものでありまして、また交流人口の増加を図るための観光航路としても重要であります。

議員御指摘のように、一市、種子島、屋久島を一体と考えたその

種子屋久ゾーンを一つの観光のエリアとして、それから、それだけでなくて、生活地域経済のエリアとしても成り立ちますし、防災の面でも、将来はそういう自立するエリアとして災害の後の復旧の面の協力といえますか、そういう面でも力を合わせてやっていくべきエリアだと思います。そういったもろもろの課題解決に向けてですね、種子島屋久島振興協議会というくくりもございますので、そういうところで時期を逸することなくですね、対応を考えていきたいと。

離島航路の運賃につきましては、有人国境離島法の特措法の適用でやっておりまして、それで離島発の運賃は下がったところですが、それに対して、外からの運賃についても適用できないかというところはかなり難しいところはあるようですけれども、できるところからやろうと。島外に住んでいる子弟ですね、そういうものができないかというようなことも今進んでおります。

そういうものを含めて、この種子島屋久島のエリアで力を合わせてやっていきたいと。御承知のように、屋久島の町長が全国離島振興協議会の会長にもなられておりますので、荒木会長と一緒に頑張ってまた中央への要望活動も続けていきたいと思えます。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね。県の交通政策課の方ですね、その担当課も、現段階では旅行者への補助の対象としていらっしゃるんですけども、効果等を検証した後、島内の利用者の延泊補助にもなるような制度となるか検討もしていきたいというふうにして話され

でもおりました。

ここ、熊毛地域でもですね、離島振興法や有人国境離島法が島民の負担軽減につながるような、そのような制度につながっていくように取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次にですね、高速船の減便について質問をいたしたいと思います。今回も十二月一日から三月九日までの高速船の曜日運航、減便が実施されるようですけども、七月ごろにですね、運航表にも記載されて窓口にも置かれております。

この減便ですけども、もう二、三年ぐらい続いていますよね。会社側からですね、この理由として、この時期の朝一便はですね、遠方より、中種子町、南種子町の方とかですね、そういう利用する方が少ないので、会社運営のためという話もありました。

ただ、今ですね、さきにも報告がありましたけども、有人国境離島の補助金が出ていて利用者が増えているような状況にあると。このような状況からですね、減便をしなくてもいいのではないかというふうにして思われますけども、この今回の減便についてですね、会社側から市に説明があったか、お答えをいただきたいと思えます。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

減便と言われますのが、平成二十七年年度から冬ダイヤの期間限定で導入されております曜日運航のことというふうに思いますけども、今年度の実施について、現段階ではまだ会社側からの説明は受けて

ございません。

しかしながら、今議員からお話がありましたけど、会社のホームページ上では、十二月の一日から来年三月九日まで曜日運航が実施をされる旨、掲載がされているという状況にあるようでございます。

昨年度も、種子島屋久島振興協議会の中で高速船の曜日運航等に関する要望書ということで提出をいたしたところでございますが、なかなか事前の話というのがされないという状況が続いてございます。以前、二年ぐらい前になりますかね、市長と当時の行政経営課長と一緒に会社のほうにも行って、そういう申し入れもしておりますけども、再度、またそういう取組みも含めてですね、種子島屋久島振興協議会としても行動していきたいというふうに思っております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 説明はなかったというふうにして言われますけども、運航表に出ていますよね。やっぱり会社側に求める姿勢というものも行政側としては必要じゃないかなというふうにして思えます。

この減便についてですね、本当に困ると、たくさんさんの声が寄せられているんですね。七時発の便がなくて、次の八時の便を利用するとですね、屋久島からの乗客もありますので、満席で乗れない場合があると。

またですね、鹿児島県の病院に行った場合ですね、八時の便に乗って九時半ごろですか、着くんですけども、そのくらいに着くとですね、病院での受け付けが遅くなると。ある方は。で、昼からですね、診察になるというふうになって、診察を受けてですね、薬をもらって帰ろうとすると、今度はですね、夕方の便、最終便の減便ですね。減便のその前の三時の便に間に合わない。日帰りができないというふうにして声が寄せられているんですね。

いろいろなこの会社の都合というのもありますけども、せめてですね、離島住民に支障のないような減便を検討すべきではないかと。市の側からも会社側にそういうふうにして要望するべきだと思います。朝一便とですね、最終便を確保して、日帰りができるようにですね、昼間の便とかですね、減便して、島民に支障が出ないようにするべきと考えますけども、これについていかがお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおりだというふうに思います。

ちなみに、昨年度も一応八月の十九日の日にですね、会社側に對してそういう要望書というのは提出をしております。ただ、具体的にこちらから提案をして協議をしたりというような分をなかなか持ててございませんので、そこら辺について設定をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） やはりですね、市民の立場に立つということが大切だというふうにして思います。やはりどうしても減便をしないでならないというふうにしてあればですね、やはりダイヤ、昼間の便をですね、減便するなどの対応をして、朝の便と夕方の便を確保すべきだと。そうでないですね、生活航路としてある高速船運航に対してですね、島民は納得しないと思いますので、減便開始の十二月までまだ期間はあります。ぜひですね、会社側に改善を求めていただきたいと思います。

市長、どのようにお考えであるか、お答えをいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

御指摘のように、島民の生活にとって重要な、日常的に利用している便でもございますので、減便がなされない道があるかどうか、これもその会社側とですね、十分協議をしていく機会を設けて要望していききたいと思います。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、会社側にそういうふうにして求めていっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

高額療養費の未払い問題についてですけども、月初めから終わりまでの医療費が高額になった場合、一定の自己負担額を超えた部分がですね、払い戻される高額療養費制度というものがありませんけども、本市においてですね、この高額療養費の未払い件数とその合計

額はどのようになっていくか、お答えをいただきたいと思います。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

国民健康保険の高額療養費については、世帯主の申請に基づき、当該世帯主に支払うものでありますが、未払い額につきましては、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの診療分のうち未申請となっているものについて、世帯ごとに診療月を一件とカウントした場合で七百二十七件、世帯でいえば三百四十三世帯、金額は八百十九万七千八百三十円となっております。以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 今課長からもありましたけれども、平成二十八年四月から平成二十九年の三月までで、件数七百二十七件、八百十九万七千八百三十円ですかね。これから申請に来る方もあるかと思われすけれども。

例年、何%ぐらいですね、この申請に来て、払い戻しをされているのか、また、これですね、申請に来られない理由というものがどのようなことが考えられるかですね、それについてどのように対応しているか、お答えをいただきたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） 例年のその払い戻しに來られない数でございますけれども、ちなみに、その一年前のところで残っているのが、平成二十八年度は三百四十三世帯と申しましたが、その前年分が三百五世帯、その前になると四十四世帯というようなことに

なっていて、で、期間がたつにつれて來られるというような形になっておろうかと思えます。

次に、申請に來ないことについての理由なんです、いろいろな理由があると思いますが、一番多いと思われるのが、限度額適用認定証を医療機関等の窓口で提示しまして、窓口での支払いが高額療養費自己負担限度額までとなる現物給付の制度がございます。それを利用して被保険者が、その後、世帯の合算や多数回の該当などによって償還払い分が発生するんですが、その分を申請していないというケースが多いようございます。被保険者は限度額適用認定証を提示した上で窓口負担を行っている、さらに償還払いが生じていると思っていないということが実際にあるようでございます。

年に一度、保険証更新の際にリーフレットを入れておったり、また高齢者につきましては高齢者受給者証の交付会において説明をするなど、制度の周知を図っておりますが、高額療養費の支給要件がちよつと複雑なところもあって、なかなか理解されていないという現状もあるようです。

なお、未申請者につきましては、申請の勧奨を行って、申請に來られるよう促しているところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） それではですね、例年、幾らか未払い金が残っているというふうにして解釈しますけれども、一つ確認ですけ

ども、この払い戻しのお金ですけども、申請されに來られなかった分の時効というものがあるかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

○健康保険課長（長野 望君） 高額療養費の未支給に伴う時効消滅は二年となっているところでございます。

○一五番（渡辺道大君） つまりですね、このかかった医療費の領収書をですね、持って申請に來なければ、払い戻しはないというふうにして確認しますけども、この時効になったお金、払い戻されなかったお金は一体どうなるのかと。

それとですね、また領収書が添付が義務づけられていると思えますけども、担当課はですね、どこの誰かが対象になっているというのがつかんでいるのじゃないのかなというふうにして思いますが、領収書がなければですね、どのような支障があるかというのを、お答えをいただきたいと思えます。

○健康保険課長（長野 望君） まず、担当が額をつかんでいるかということですが、支払うべき債務の管理という点から、誰が幾らあるというところについては把握しているところでございます。

申請については、領収書の添付ということになっておりますが、領収書がなくなっている、そういった場合には、病院等で再発行、領収書ではないんですけど、受診したという証明をつけて申請をし、てもらっているところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 改善策としてですね、領収書がなくても、システム上、個人管理をしているのであればですね、払い戻しをして、その都度ですね、その登録を抹消していけば、名前をですね、消していけば、領収書なしでもやはりできると思うんですね。

後期高齢者医療制度というのは自動償還をしているというふうにして伺ってもおりますけども、そのように払い戻す制度にしっかりとですね、その個人のやはりお金なのでですね、払い戻す制度に改善すべきだというふうにして思いますが、それについては今どのような協議とかがされているか、お答えをいただきたいと思えます。

○健康保険課長（長野 望君） 健康保険課としまして、発生した被保険者の方には受け取っていただきたいということで、一回、残っていますよという勸奨を必ず一回は入れているところでございます。

ただ、それと、あと先ほどの時効の件でいえば、時効二年と申し上げておりますが、うちのほうからとりに來てくださると勸奨をかけた時点で、時効中断によりそこからさらに二年間延びるというような制度になっておるところでもありますので、そういったところを機にぜひとりに來ていただいて受け取っていただきたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 今、ぜひとりに來てくださというふう

にしてあったんですけども、やはりその制度的な決まりというものもあるかもしれないんですけども、未払いになっているこのお金、これは一体誰のものなのかと。そのまま預かっていて時効になるのか。勧奨とかですね、申請に来るように促しているというのとはわかりませんが、とりに来るのをですね、待っているという姿勢はですね、やはり市民にとっては理解が得られないと思います。税金をですね、納めに来てください、医療費の払い戻しは申請しに、とりに来てくださいというですね、こういう姿勢というのがやはり市民にとってはですね、理解がされないと思いますので、この姿勢、やはりですね、この制度というかやり方の改善というのをですね、求めますけども、市長はいかがお考えですか、お答えをいただきたい。

○市長（八板俊輔君） 制度上、いろいろ市民にとって利益とかあるものがあれば、改善できるところは改善すべきだと思いますけれども、その制度を精査した上で、できるところは取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ぜひ進めていただきたいというふうにして思います。

次の質問に入ります。

旧牧之峯の処理場の木材等の再利用についてですけども、可燃物の仮置き場として旧牧之峯の処理場というものがありますけども、地域の清掃作業や自宅の清掃作業の際にですね、出る木材や草木、

竹などを捨てるのですね、この処理場があることによって、市民にとっても大変よいものだというふうにして思います。

ただですね、今、その敷地にはですね、現在、細かく砕いた木くずとかですね、草木、竹などが山積みになっておりますけども、この現状についてお答えをいただきたいと思います。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） 御説明いたします。

旧牧之峯処理場の木くずや草木、竹などの現状についての御質問ですが、牧之峯処理場については、平成二十四年四月から種子島清掃センターの稼働に伴い閉鎖をいたしました。その後、平成二十四年十二月に、一時保管場所として木類、竹類、草類に分けて蓄積をしております。

平成二十八年度末までの五年間の搬入量、これまで五年間が経過しておりますので、その搬入量といたしましては、正確な計量器がないため管理人の目視による大まかな量となりますけども、木類が約千三百五十五トン、竹類が約百八十トン、草類が六百四十一トンほど蓄積されていることになろうかと思えます。

定期的に重機を借り上げて、重機が届く範囲で上に積み上げてきている状況がございます。その関係で、重機に踏まれている底の部分についてはかなり朽ちてですね、土状になっている状況でございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今、その現在の状況なんですけども、そのままにしておいてはですね、やはりどんどん増えていくというふうにして思われますので、何かしらのこの再利用あるいは処理というものが必要になるのかなというふうにして思われますけども、先ほどありましたけども、木くずにして土壌改良剤とかですね、こういう再利用というのが今検討がされているんじゃないかなというふうにしても思われるんですけども、過去、牛舎、牛の敷材としても取り組んでいた経緯があるかなというふうにして思われます。

しかし、いろいろな利用の仕方についてもですね、木はなかなか腐りにくいというふうにして思いますので、堆肥化がなかなか進まないというような状況とかですね、あるいは堆肥化までの経費がかかるということ、熊毛支庁の方もですね、やはりそういうのがなかなか進むことができないというふうにして言って、やはり県内でもですね、そういった再利用の研究をしているんですけども、なかなか最適ではないというふうにして、もっと研究が必要だなというふうにしても話されておりました。

何にしてもですね、旧牧之峯処理場に運ばれてくる木材については、何らかの対応処理をしなければならぬというふうにして思われますけども、今、木材チップの加工なども進んでいますけども、やはり細かく粉砕する前にですね、薪等にですね、適した木材というのはやはりその大きさに切つてですね、利用者に提供してもいいのではないかなというふうにして思います。お風呂を沸かすのに

ですね、まだ薪を使っている家庭というものもありますし、黒糖つくりについてはですね、廃材を利用していらっしゃる方で、適した木材があればですね、選定して、生産者、生産している方にですね、話し合ったりして使ってもらおうというのもよいのではないかなというふうにして思いますけども。また、市の事業でもですね、薪等を利用した火おこしをするようなイベントなどがですね、あれば、使うこともできるのではないかなというふうにして考えます。

何にしても、この旧牧之峯の処理場については、そのままではどんどん増えていくので、何らかの手だてをとるべきだというふうにして思いますけども、市長はどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

議員も今発言の中にごさいましたように、チップ化して希望者に配布すると。農作用の堆肥、発酵して堆肥にするとか、さまざま用途があると思います。家庭用のガーデニングの材料にするとかですね、そういう利用者もあるように思います。また、薪としての利用ということでもありますけれども、手間と、また運搬のこともあるうかと思えますけれども、それも可能であれば、その選択肢の一つにはなるかと思えます。その他、いろいろ皆さんの案を伺いながら、取り入れられるものは取り入れて、より効率的な運営を努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、多くの地域の人たちと話し合いを進めてですね、有効な活用をしていたきたいと思います。そして、あそこに積んである木くずとかですね、草木、竹とかを処理ができるように取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になります。

市道の管理についてですけども、個人の敷地また所有地にですね、小屋とか増築ですね、建造物をつくろうとするとき、どうしても市道にかかってしまうという可能性がある。そのようなときにですね、市はどのように区別をしてですね、所有者に対して指導をしていくか、お答えをいただきたいと思います。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

市道と個人の敷地はどのように区別されているかという質問でございます。

市道と個人の敷地はどのように区別されているかということでございますが、質問の趣旨は、市道の敷地と個人の敷地がどのように区別されているかと。で、このことにつきましては、地籍調査が実施された箇所においては、市道と個人の敷地の境界は確定をしております。また、改良工事が行われた道路については、平面図とは別に丈量図を作成をし道路敷地の管理を行っているため、道路の敷地と隣接する個人の土地、字、地番までの把握ができております。

しかしながら、地籍調査や改良工事が行われていない箇所につい

ては字絵図で管理をしており、必要に応じて個人や土地家屋調査士等と立ち会いを実施をし、境界を確定しております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今お答えがありましたけども、今回ですね、市道にですね、個人の浄化槽が設置されているのではないかと、いうふうにしてですね、声を聞いたんですけども、私も現場確認いたしました。そのようなケースで浄化槽の設置申請というものが出ていると思うんですけども。この家にどこに設置するという地図なり図面なりですね、添付すると思います。どこにですね、このような浄化槽を設置するというのがないと、やはり許可は出せないというふうにして思うんですけども、そしてしっかり現地もですね、確認して、市道にかかわっていたらやはり設置をさせてはいけないというふうにして思いますけども、その点についてはどのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

市道に浄化槽が設置されているところがあるのではとの質問ですが、現在のところ、市道に設置されている箇所はありません。

最近でも市道沿いに浄化槽を設置したいとの個人からの協議がありました。その箇所につきましては、工事施工前に現地で立ち会い、道路と個人の境界を確定をし、浄化槽については必ず個人の敷地内に設置するように指導をいたしております。また、工事完了後も、市道敷地内に浄化槽が設置されていないことを確認いたしてお

ります。

その他の工事におきましても、水道工事等で市道の掘削をする場合や市道の掘削は伴わなくてもバリケードや工事車両の駐車及び資材の搬入等で利用する場合は、道路工事承認申請書を提出をさせ、許可をした上で工事を施工させております。

○一五番（渡辺道大君） 今課長は言われましたけども、課長がですね、そういうふうにおっしゃっているのであれば、地域からですね、こういう声は出ないというふうにして思うんですけども。

市長、やはり所有者のその建造物が市道にはみ出したりしてですね、つくったり設置したというのは相手の所有者の財産と認めるようなことになるというふうにして考えるんですけども、もしそういったケースが出た場合、そういう方針でいいのかどうか、そこら辺をちよつとお答えをいただきたいと思えます。

○議長（永田 章君） 渡辺君、ちよつと待って。

渡辺議員、課長答弁では、そういう事例はないということと課長のほうから答弁をいただきましたけども、どうします。

○一五番（渡辺道大君） わかりました。ないということと、ちよつと納得がいかないんですけども。

やはり今後のこの市道の対応についてですけども、やはり図面をしっかりと添付すると、提出させると、そして必ず現地を確認するというところで許可を出すようにするべきだというふうにして、再度ですね、やはり確認をいたしたいと思えます。

そうですね、市長に求めてもあれなので。

非常にですね、そういう事例がですね、出て、発生した場合ですね、やはり認めてしまうとですね、今後同じようなケースも認めかねないということですね、本当に大変なことになると思いますので、今後ですね、そういった事例があった場合は、しっかりとですね、現地調査なり確認をして指導をしていただきたいというふうにして思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの質問を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 一般質問の通告書に従いまして一般質問を行いたいと思えます。

こんにちは。よろしく願いいたします。

まず、国民健康保険税についてお伺いしたいと思います。国民健康保険制度、六十歳以上の割合が高くて、特に本市では、前期高齢者の皆さんが三五・九%となっております。これは、必然的に病気にかかるケースが多くなり、一人当たりの医療費が高くなることにつながります。

そしてまた、非正規の労働者や年金生活者の加入が多いということと、低所得者層が多いということも構造上の問題があるというふうに思います。

近年、私たちの市民所得、相対的に上がっていませんが、とりわけ国民健康保険加入世帯三千百六十六世帯のうち、所得が百五十万円に満たない世帯は二千四百八十六世帯、七八%と報告されております。

まず、担当課にお伺いいたします。国民健康保険の収納状況についてお伺いし、あとは質問者席より行いたいと思います。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

国民健康保険税の収納状況につきましては、一般分と退職者分の合計で、現年度分九五・七〇%、対前年比で〇・五七ポイントの増、滞納繰越分三一・六九%、対前年度比で二・二八ポイントの増、現年分と滞納繰越分の合計が八三・二二%、対前年度比で前年度を四・一三ポイント上回ったところ です。

収入未済額におきましても、平成二十九年五月末で八千七百三十

八万二千二百三十七円、前年度に比較しますと二千二百五十七万四千八百二十八円、率で二〇・五%減少しています。

平成二十九年五月末の滞納世帯数は百七十五世帯で、国民健康保険世帯数二千八百八十四世帯、これは重複世帯は除いております、の六・一%を占めております。

一方、滞納処分状況につきましては、預貯金差し押さえが百四十四件、給与差し押さえが二百十九件、出資金差し押さえが十八件、生命保険差し押さえが三十六件、年金差し押さえが十二件、所得税還付金の差し押さえが五十件、動産差し押さえが十八件、その他差し押さえが百九十六件、合計で六百九十三件、金額では一千二百二十六万二千八百九十八円を充当いたしました。

国民健康保険事業の健全な財政運営を図るためにも、市民の理解をいただきながら、なお一層の収納率の維持向上を図っていく必要があると考えております。

滞納者に対しましては、生活状況の把握を行い、できるだけ自主納付による完納を促していますが、納期内納税者との公平性の観点から、状況に応じて預貯金、給与、所得税還付金、生命保険、出資金の差し押さえや搜索等の滞納処分を実施してまいりたいと考えているところです。

あわせて、納税意識の高揚や市民の納税に対する御理解、御協力を引き続きお願いしてまいりたいと考えています。

なお、災害や病気、倒産等により納税が困難な方ややむを得ない

理由がある方につきましては、個々の状況に応じた納税相談を行った上で引き続き対処してまいります。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今数字を述べていただきましたが、近年、過去の収納状況を見ますと、平成二十六年度は、滞納状況一三・八二%、それが今年度、先ほども報告をいただきましたが、五月三十一日現在の報告で六・〇七%と、平成二十六年からしますと、約半分以下に減少しているという状況であります。

この状況をもっとつぶさに見ていただきたいというご質問なんですけれども、平成二十六年、三十歳台から六十歳台の子育て世代の滞納率、二割前後です。平成二十八年度分では一割にも満たないほど、滞納している世帯が半減しています。

こういう状況を担当では収納率が上昇しているということの評価をしているというふうに思うんですけれども、こういう上昇している要因について、どのような見解をお持ちかをお伺いしたいと思います。

○税務課長（長吉輝久君） 低所得者等につきましてはですね、世帯における前年中の総所得金額等が一定基準以下の場合、固定資産税のうち均等割額と平等割額を軽減しております、七割軽減、五割軽減、二割軽減ということで、全体で六割の世帯が恩恵を受けているような状況でございます。

徴収強化を行っているところでございますが、税務課においては

ですね、一方で、口座振替の推進、コンビニ収納の導入など納付環境の整備を行い、納税交渉の場においては、生活状況を十分に聞き取って、必要があれば納税猶予の制限も活用しています。

また、納税者の方が多重債務に陥っている場合は、状況をしっかりと聞き取り、弁護士等の専門家に引き継ぐなど滞納整理を行っているような状況で、日ごろからですね、十分未納者と面接を行いながら対処をしていることが上昇につながっているかと思っております。

○一六番（橋口美幸さん） そういう状況で、滞納の皆さんとは適切に窓口で相談を行い、状況を見て滞納処分をしているという報告ではありません。

国民健康保険加入者の階層別に見ると、先ほども言いましたように、百五十万円に満たない世帯が七八%いらっしゃるということです。

で、軽減措置のことをおっしゃいましたけれども、先ほども二百万円子供二人のモデル世帯、法定減免二割減免を計算した結果、二百万円の所得ですね、三十五万六千六十円という試算ができました。

そういう中で、もう一回担当課の見解をお伺いしたいんですけれども、国民健康保険税が市民にとって重い税となっているかどうか、このことの認識をお伺いしたいと思います。

○税務課長（長吉輝久君） 国民健康保険事業につきましてはですね、低所得者が多いという状況もありまして、なかなか厳しい状況

もありませんけど、国とかですね、県、市、そういった財政を、補助金とかですね、そういったのを入れながらですね、もともと国民健康保険事業ですね、健全な財政運営を図るためにもですね、どうしても収納の維持向上を図ってもらわなければですね、運営上なかなか厳しい状況がありますので、そういうこともお願いしているような状況でございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 国民健康保険税が市民負担にとって重いと感じているかどうかということをもう一回質問したいと思いません。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

国民健康保険運営につきましてはですね、どうしても実際は医療機関に行った場合はですね、十割負担がもともとかかってきますけど、それを三割負担ということで、皆さんで相互に補っている部分についてはですね、やむを得ないことじやないかなと思っております。

○一六番（橋口美幸さん） 社会保障としての国民健康保険税制度ということがまず前提になければ、こういう発想には、負担が重くなっていくという発想にはならず、やはり公平性の面だけを前面に出していくと今の担当課のような答弁になると思います。

この間、国がですね、やはり私たちはずっと一貫して要求し続けていますが、消費税は上げましたけれども、国庫負担が一九八〇年

代五七・五％、そして今二四・七％と減らしております。そのことが国民健康保険の負担が重くなっている、これが要因の一つではないかということではぜひ共通認識をしていただきたいというのが一つあります。

そして、そういう前提のもとにですね、滞納せざるを得ない多くの人は、払わないのではなくて、払いたくても、暮らしていくためには払えなくなっているという国民健康保険税になっている、そういう世帯が多いのではないかと思います。

この間ですね、お金がなくて窓口に分納を相談に行っても、いろいろ言われて、そして結局最後には担当の人ですね、差し押さえるぞと言われたというケースがありました。そういう担当課の窓口の対応について、長である市長はそういうことをどのように感じてもらえるか。

このことが、私は市民からの声が一件、二件ではありません。この間、一年、二年間、平成二十六年からこういう国民健康保険の回率率、国や県がどんどん強化をする中で、担当課もそういう業務上しようがない面というふうには思いますが、やっぱり市民のそういう環境を思えば、今担当課がおっしゃったような、市民の状況も考慮しながら、相談しながら滞納処分をしていくという言葉とはちよつと状況が違うのではないかなというふうに思いますが、市長はどのように認識しておられるでしょうか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 国民健康保険制度の年々運営状況が厳しくなっていることは御案内のとおりだと思います。

その中で、おっしゃるように、国庫負担の割合の問題等もありまされども、また、課長が先ほど申しましたように、公平性の問題もあります。そういう中で、市民に等しく公平に負担を求めていく作業というのもしなければなりません。

窓口にお見えになる市民の皆さんには、そういうことを理解いただいた上で決まりに従って納付していただく、その理解を求めている中で、最終的には意に沿わない強制的な手段に至らざるを得ない場合もございます。これも、職員といたしましても、そういうことはなるべく避けたい、そういう思いではあります。

ただ、それを説明しないといけないことがございますので、そういうやりとりの中で、何と申しますか、お互いの感情が高ぶる場面もあるように聞いております。

そうしたことがないように、負担の重い市民、家庭については、そのほかの支援策という制度もございまして、そういうものも案内しながら、納付率の向上については引き続き職員も努力している、そういう状況であると思えます。

こういうところを市民の皆さんにも理解していただきながら、この国民健康保険制度が長く続くように努力してまいりたいと思えます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） これからです、本当、市民が窓口に来るといことは、払わないということではないんですね。

そこで、窓口でそういうおどしともとれるような、差し押さえるぞというような対応がどうなのかということ、これをまず指摘をして、それを市長にはぜひ指導していただきたい、こういうことをもう一回答弁いただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） そのように職員にも常々話をしながら、指導といいますか、一緒にやっつけよう、制度をよりよい方向に持っていかうということを話しているところでもあります。

○一六番（橋口美幸さん） 私も市民がよく相談に来られるとき、本当、年金生活になり、で、元気な働き盛りときはきちんと真面目に納税をしてこられた市民の方がほとんどです。で、病気になったり、年金が足りなくなったり、生活優先になったりすると、本当にあすは我が身だと、担当課の人にも私はよく話をしています。

そういう意味です、やはり税務課の職員が、私たちは何でもしていいんだ、差し押さえしてもいいんだということ、これを大上段に構えていくということは非常に間違いとなっていて、この間ですね、鳥取地方裁判所というところでは、年金そして児童手当、高額療養費、そういうものを差し押さえてはならないという判決も出ております。

一方では、そういう滞納処分には差し押さえてもいいという判決も出ておりますが、基本的に、子育てのための児童手当とか生活

のための年金だとか、そういうものは普通、貯金通帳に入りますよね。通帳に入った途端にもう行政が差し押さえていいという法律上もなつてはおりますけれども、先ほど課長が述べられましたように、やはりその預金通帳に入ったものは全て、子供を生活させるための子ども手当だったり、暮らしていくための年金だったりすることや、子ども手当だったり、暮らしていくための年金だったりすることや、それをやはりきちんと精査をしていただきたい。

それが本当にできているのかなというふうに担当課の方にはもう一回お伺いしますけれども、六百九十三件の生命保険の解約とかありました。

一つの例です、健康で働いていましたが、六十五歳以上の方が事故で車椅子で生活する障害を負いました。国民健康保険を滞納していて、この保険の解約を迫られて私のところに相談があったんですけれども、こういう生命保険を解約するときに慎重に判断しなければならぬという御存じでしょうか。

○**税務課長（長吉輝久君）** 議員のほうに、何というんですか。要はですね、国税徴収法第四十七条、地方税法第三百三十一条の条項によりですね、徴収職員は、督促状を発してから十日を経過すると、財産を差し押さえないと規定しております。このことではですね、地域社会の福祉の実現のためですね、租税の果たす役割が必要不可欠であり、その安定的税確保のため、法律を通じて徴収職員に義務づけられているわけです。

大多数の納期内納付をしていた方がいらつしやる反面で、一

部の方だけに特別な扱いが許されるということは、果たして公平負担の原則にどうでしょうかということもあります。

またですね、先ほど御説明しているようにですね、当然病気や災害等、納税が困難な方についてはですね、十分な聞き取りを行っておりますね、そしてまた滞納整理につきましてはですね、ずっと経過を書いておりますので、その経過によって、この方はどういった形で納付相談をしているかという判断がありますので、そういったことを踏まえてですね、徴収職員は日々頑張っているような状況でございます。

だから、当然そういった余剰財産につきましては差し押さえてくださいね、十分な財産調査を行いながら判断をしているような状況でございます。

以上です。

○**一六番（橋口美幸さん）** 督促状も発送していることを言いました。督促状として戒告というような順序で、流れで進むと思えますけれども、督促状はどうしても出さなきゃいけないものでもなく、督促状を出すべきだというようなことだというふうに私は理解しております。

今回の、これは一つの例なんですけれども、病気や災害などの十分な聞き取りをしたかどうかというところが私はまず疑問になっております。これは今後の教訓のために私は取り上げているんですけれども、この人の場合は車椅子で、この生命保険がなくなったら、

何カ月後に手術をしなきゃいけない、入院をしなきゃいけないということがもうはつきり出ている状況であるのにもかかわらず、生命保険を差し押さえる、そしてその生命保険の解約金を使い果たしてしまつたら福祉に行けばいいじゃないかということも言われたと言いますが、そういう保険金の解約をするときには、最低限度、そのことによつて生活保護を受けなければ暮らしていけないという人の生命保険は解約してはいけないというルールがあるということをぜひ承知していただいでですね、今後も、今課長が述べられましたように、十分な聞き取り、そして本当に窓口に相談に来るなり、その方は下半身が、車椅子なので、一回、国民健康保険税を納めるのでとりに来てほしいという要望を出したら、一回目は来なかつたんだそうです。「持つてきてください」と、「あなたはこの前来たでしよう」ということで、そのときはとりに来ず、ずっと滞納をしたまま、そしてまた最近、「七月と八月をとりに来てください」と言つたら、今回は、「基本的には来ませんが」と言いながら二人で収納に来たということも言っていました。

ですので、やはり市民の立場に立つた職員の対応のあり方というのは、この税務課に限らずですね、どの課でもやはり肝に銘じた形で、市民サービスという言葉ではちよつと私も言いたくないんですけど、やはり皆さんの職種として、行政職に携わり、行政の仕事がスムーズにし、そして納税者である市民が生活しやすい、安心・安全な暮らしということをサポートする役割なんだということ

をしつかり腹に落としてほしいというふうに思います。

そういうことで、次の質問に移りたいと思います。

次に、四月からの国民健康保険の都道府県単位化につきまして、そういう情報があれば全員協議会に報告しますよという課長の報告ではありましたが、まだ報告がありませんので、どういう状況なのかをお伺いしたいと思います。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

増大する医療費と少子高齢化の進展という背景の中で、国民健康保険が年齢構成が高く、医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱えているということについては、先ほど議員が説明されたとおりであります。

そのような中、日本の国民皆保険を将来にわたつて堅持するため、平成三十年度から国民健康保険の制度改革が行われます。現在、国民健康保険は市町村が個別に運用しておりますが、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するという狙いがあります。

具体的には、平成三十年度からは各市町村が都道府県に納める納付金を都道府県が算出し、都道府県から各市町村に通知されます。あわせて、各市町村の標準的な保険税率も県のほうから示されることとなります。市町村はそれを参考に自分たちの保険税率を定め、

賦課徴収を行い、国民健康保険事業費納付金として県に納めること
になります。

一方、各市町村が必要な保険給付費は、県が保険給付費等交付金
として各市町村に支払いをするということになります。

国民健康保険事業納付金の算定方法や国民健康保険運営方針等につ
いては、県、市町村、国民健康保険団体連合会で組織する鹿児島
県国民健康保険新制度移行準備連絡会議におきまして、平成二十七
年十月の設置以来、これまでたび重なる協議を重ねてきており、先
月、八月二十八日に鹿児島県国民健康保険運営方針素案を連絡会議
として取りまとめ、先日、九月四日に開催された県国民健康保険運
営協議会に提示されたところでございます。

それでは、その運営方針案に書き込まれている主な事項について
説明することで、議員の質問の答えとさせていただきますと思いま
す。

まず一つは、平成三十年からの保険税水準の統一は、被保険者
の税負担の急変を招く可能性があるため、当面行わないが、負担平
準化の観点から引き続き県と市町村で協議していくこと。

二つ目、平成三十年以降、保険税の算定方式は三方式に移行を
開始し、平成三十五年を目標として県内全市町村統一するという
こと。

三つ目、納付金に市町村ごとの医療費水準を反映すること。

四つ目、制度改正により一人当たりの保険税に激変が生じた場合、

県繰入金等を活用した緩和措置を行うこと。

五つ目、市町村における決算補填等を目的とする法定外一般会計
繰入れや繰上充用については解消を図っていくことなどござい
ます。

また、県国民健康保険運営協議会には、同日、あわせて国民健康
保険制度移行に伴う保険税必要額の試算も示され、九月五日、新聞
報道もあつたところでございます。

なお、今回のこの試算について若干説明させていただきます。

この試算は、国民健康保険制度改革に伴う新たな制度の仕組みや
公費負担のあり方を反映した場合の平成二十九年当りの一人当
たりの保険税必要額が平成二十七年と比べどう変化するかを検証
し、今後の国民健康保険事業納付金の算定のルールや激変緩和の措
置についてどうするかというのを検討を行うために試算したもので
ありまして、平成三十年の保険税負担額をあらわすものではない
ということを御注意いただきたいという点がございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 大まかに今説明がされましたけれども、
三方式で、今、四方式ですので、都道府県下になると三方式になる
ということが変わることです。

そして、平成三十年からは一般繰入れを徐々に解消していくとい
う大変厳しいものだというふうに思います。私たちはどの市町村も
赤字で、今、国民健康保険財政が大変な中でですね、今後も展望の

ない、都道府県下統一してもますます厳しくなるというふうには思いますが。

西之表市の状況を、県内の状況を見ますと、収納率が高くて十四位となっております。特定健診の実施率は三十四位、県の平均が四二・五％、西之表市は三八・三％です。医療費も、一人当たりの水準がですね、四十一万五千七百七十二円が県の平均に対し三十六万一千円と。後期高齢者医療制度のときもそうだったですけれども、一人当たりの医療費、低い水準となっております。

そういう中で、またさらにですね、一般健診の充実だとか健康増進計画、さらにこの保険料のことだけでもないんですけど、さらにそこはそれで推し進めていただきたいというふうに思います。

国民健康保険財政、時間もないので、今日は報告を受けたただけでしたけれども、また次の質問でもしていきたいと思えます。

続きまして、次の項目に移らせていただきたいと思います。

馬毛島問題についてであります。まず一番目に、先ほども馬毛島問題、市長ももうかなり答弁をされておりましたので、重複する分は解釈にとどめておきたいと思えます。まず、国や地権者との関係の進捗状況について、これも、馬毛島に公有財産を守るために渡ったということも報告されました。これは、非常に市有財産を管理する意味では評価をしたいと思えます。

もう一つの質問ですが、今、市を二分する問題を抱えている本市のリーダー、市長ですが、ある意味、地権者と関係構築は、市長の

答弁を素直に聞けばですね、関係づくりやコミュニケーション、それは否定するものではないですけれども、事馬毛島の軍事施設建設については、市民も敏感に反応しております。これは市長も公約に掲げておりますので、これは市民の、賛成であっても反対であっても大変重要な問題だと、関心のある問題事だというふうに認識しているだろうと思えます。

そういう課題であることからですね、地権者との関係については、市民への説明責任もあるのではないかと。「市政の窓」であのような形で報告はされましたが、今後もしこういう、担当室も持つておられますので、頻繁に地権者とは交渉をさせていただいたり話をしていったりするということがあると思えますが、その都度市民への説明責任を果たせるのかどうか、果たすのかどうか、その認識をお伺いいたします。

○議長（永田 章君） 橋口議員、通告には、国と地権者との関係の進捗状況ということで通告をしておりますけれども、市長と地権者との関係については通告はありませんが。

○一六番（橋口美幸さん） はい。じゃあ、ちよつと言葉を申し添えます。

そういう関係が、国との関係が、地権者と交流する中で国との情報が入ったら、きちんと市民に情報を提起をしていただけるでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 国及び地権者との話し合いといえますか、

いうことは適宜進めているところでありまして、その内容については、適宜機会を捉えて市民あるいは議会の皆さん方にも、含めてですね、情報共有の形で進めてまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 今市長がその情報をとることが、共有することが大事だというふうにおっしゃっております。市民にとっても、市長がどういう動向なのか、この馬毛島問題についてどういう考えを持っているのか、適宜知りたいというふうに思っていますので、ぜひその都度、行動があつたら市民に伝えていただきたいというふうに思います。

それから、二番に行きます。

ツー・プラス・ツーからの削除についての認識をお伺いしたいと思います。これは平成二十三年にツー・プラス・ツーで明記されまして、また八月十七日、ワシントンでは、共同、ツー・プラス・ツーの会議がありました。これの中では、発表文では「恒久的な艦載機着陸訓練用の施設を可能な限り早期に確保する」ということが盛り込まれておりますが、厚木基地で今訓練をし、その厚木基地での訓練も爆音訴訟が、また住民運動が広がり、数千人という人が今爆音訴訟をまた始めておりますが、この秋から二つの戦闘攻撃飛行隊と電子攻撃飛行隊の移転が開始される、そして早期警戒飛行隊は既に移転が完了しており、艦載機部隊の六十一機のうち約半数、四個飛行隊の移転を秋までに完了させるということですが、

で、東京都で、硫黄島で今行われているFCLPの訓練先はまだ

確保されていないということで、馬毛島の文章は今回は明記していないということがありますが、しかし、馬毛島所有者と交渉をしているというふうにツー・プラス・ツーでは報告をされております。

そういう中で、市長がよく馬毛島を有効活用するというおっしゃっております。その有効活用するについても、やはりツー・プラス・ツーに明記されたまんまで有効活用はできないんじゃないかというふうに私も思いますし、多くの人がツー・プラス・ツーに明記されたままいろんな文化的施設をつくったりとか保存したりとかというものはできないと思います。そういう市長の目標を達成するために、ツー・プラス・ツーからの削除をぜひとも行動していただきたいと思うんですけれども、この認識についてお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 目的に向かっている行動の手段というか、プログラミングといいますか、そういう考え方の問題であると思えます。

何が今最も効果的なことであるか、どういう行動をとるべきかというところを考えてみますと、先日、馬毛島に我々職員が渡島した後、「市政の窓」でその一部を、内容を紹介いたしました。それについて、市民の方からの感想というのはですね、馬毛島にまだ学校が残っていたのかというような反応がすぐ私のところに参りました。事ほどさように、馬毛島の内情といいますか、実態というものが市民に知られていないというのが現状だと思います。

これは、現在の所有者、所有企業であるタストン・エアポート社が、二〇〇〇年、今から十数年前に大規模な工事を始めました。そのころから、一般市民はですね、それまでと違って島に近づくことが難しくなりました。

今でも海岸の磯遊びですとか釣りに行くとか、そういう海岸に限定した行動であれば、一般市民は今も馬毛島に渡島することは可能であります。

ただ、先ほど申し上げたような、島がよくわからない状況にある、この状況の中でですね、私たちがやらねばならないことは、馬毛島がどういいう島であり、どういう現状にあるかということをお伝えすると同時に、その認識のもとにどういう利用をしたほうがいいのかという具体的、現実的な方法をまず説得力のある内容で提案して、それを地権者それから国に提案しながら理解を求めていくということが最も優先するべきところではないかというのが私の考えであります。

でありますから、そういう中で、六年前に日米共同発表文の中に掲げられたその文言を削除するというところにエネルギーを使うことが優先するかどうかということにも私は疑問を感じております。そういう意味で、議員がおっしゃるような、その削除について、今の時点で取り組むということはいかかなものかということとあります。そのほかに優先してやるべきことがあるだろうということとあります。

○一六番（橋口美幸さん） では、今の答弁を聞きますと、ツー・

プラス・ツーは、明記されてはいるけれども、馬毛島をどのように入用するかという方向のほうを地権者とも探れる方向性は見つけ出している、目途はあるという解釈でよろしいんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） その方向を探るために環境を整えていくことから始めているということとあります。

○一六番（橋口美幸さん） そういう市長の考えをお聞きしましたが、私はやはりそれは順番が違うというふうに思います。

次に、質問に行きたいと思えます。

馬毛島への軍事施設反対、先ほどの同僚議員の質問にもありましたけれども、公約を守るためにどういうことをしていくのかということ、今の質問とダブるかもしれませんが、本当に選挙公約を、市民との約束ですので、馬毛島への軍事施設絶対反対の道筋というのは、例えば、今おっしゃったような、文化的施設をこういうものがあるんだということを市民に情報提供していくとかそういうことはわかりましたけれども、その選挙公約を実現するために、もつとほかにあるとするならば、どういうことがあるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 公約の実現のためにということ、何をやるべきかということとありますけれども、先ほど来申し上げているように、馬毛島をどういふふうに入用するのがいいのか。

私どもの西之表市も馬毛島には土地を所有しております。それはもう、ただ、全体の１％に満たない土地ではありませんけれども、民間の土地もござります。

そういう中で、原点に立ち返って、過去の種子島の島民と島のかわりというものをやはり地権者にも理解していただいて、我々の心情といえますか、この土地の、地域の成り立ちに馬毛島が非常に関係が深いものだということを理解してもらうためには、先般の種子島鉄砲まつりへの御招待というものの、それから自衛隊の皆さんの種子島への来島ということもですね、互いのことを理解し合うためには必要なことだと思っております。そういうことを進めながら、私の公約の実現に努力してまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

馬毛島のたしかDVD、あれは八板市長が元記者の時代につくられたDVDだと思えますけれども、あのDVD、本当に馬毛島の、私も馬毛島の近くで育ちましたので、本当に感慨深いものがあり、やはり何としても守っていききたいということがあるからこそ再三このような質問を市長にもするわけですけども。

もう一点ですね、先ほどFCLPは反対だということを断言されたと思います。そういう意味で、この公約実現に向けてはですね、あくまでも協議会ではニュートラルということをおっしゃいました。やはり腹の中ではですね、FCLP反対なんだということを市民に向けてはきちんと断言する、そういう意味で、声に出して言うことで市民に公約実現をするということを再度お願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 馬毛島の問題を種子島全体、屋久島も含め

た熊毛地域の重要な課題として捉えていくというのが馬毛島一市三町の協議会であります。そこでの活動が今再開して、屋久島の町会議員選挙が入りますので、その後にもまた集まる機会を持ってこの問題について協議することになるかと思えます。その中で、またそれぞれの自治体の考え方も伺いながら、共同の形をとりながら、目的といえますか、に進んでまいりたいと、そういうふうにご考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひですね、やはりもともとは一市三町FCLPには反対と、協議会の中でも反対ということが過去ありましたので、やはり市長のおっしゃるとおり、誠意を尽くして、時間をとって、情報を共有して、そういうFCLP反対という、協議会がそういう方向に向かうようにリーダーシップを発揮していただきたいと、ぜひ期待をしたいと思います。

続きまして高等教育機関の設置について進みたいと思えます。今、高等教育機関の設置、私も何回も質問はしましたけれども、この膨大な資料のもとには私は質問をしております。

そういう中で、今年の市長の所信表明の中でもですね、中種子町、南種子町とも一緒に熊毛地域としてやっていきたいということを所信表明ではおっしゃいました。

今の進捗状況について、一市二町との協議も含めてお伺いしたいと思えます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

今年度の部分なんですけども、現在、検討委員の選定を行っているところでございます。一回目の会合を十月の初旬ということで予定をしております。担当のほうは長期振興計画のほうもちょっと抱えておりまして、若干時期的に遅れが生じているという状況でございます。

本年度の予定ですけども、県外も含めた学生のニーズ調査をさらに行います。それと、実習の受入期間の調査、また新たな学科の検討等を行っていく、あと建設場所等についても検討が行えないかということを考えているところでございます。設置運営については広域的な協議が必要というふうに考えてございまして、本年度中に事務レベルでの検討を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 時間がないので、ちょっと急いで質問をしたいと思えますけれども、私も中種子町、南種子町の担当の方にお伺いしましたけれども、中種子町では、そのような、五月、六月ごろ聞いたかなという感じでした。南種子町では、行政のほうには何もそういう話は伝わっていない、そういうことでした。ですので、課長が今述べられたように、遅れているという状況だろうというふうに認識します。

職員の研修費執行状況、四十八万八千円ではなかったかと思いま

すが、先進地視察、どのようなことを目的にして、今後進めていくのかということが一点と、それから私もこの膨大な資料がこのファイルにもう一冊あると思います。そういう、ある意味、また再度学生ニーズの調査、これにも調査した結果はあります。そういうことを本当に無駄、無駄とは言いませんが、皆さんの貴重な労働力と税金と時間、このようにかけて、本当にとる意味があるんだろうかということも含めて、担当課及び市長の考えをお伺いしたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今議員が御案内いただきましたように、今回の予算において先進地視察というのを組んでございます。まだ協議会の実施をしてございませんので、決定事項ということではお話はできませんが、一応、事務局の案といたしました。昨年、講師ということに来ていただきました、名桜大学の事務局長に来ていただきましたけれども、名桜大学のところで運営の状況とかそういった部分について勉強させていただければというふうに思っているところでございます。

それから、学生の再度調査の必要性についてお尋ねであったというふうに思います。昨年については、鹿児島県内の高校等に調査を行っております。三百何人という方がその可能性があるということでお答えをいただいておりますが、運営上一番心配されるのが学生の確保ができるのかということが一番やっぱり大きな課題だというふうに思っておりますので、県外でも、例えば、ほかの県の普

通校とかですね、そういうところで幾つか抽出をして調査を再度かけてみたいというふうに思っているところがございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん）　じゃあ、もう一回、市長には質問してから。

この、今、そういう状況もありました。私も質問するたびにですね、県内の看護学校の状況とか、それから地元の保健師さんの話も聞いておりますけれども、やはり県内の看護学校の定員割れもあり、そしてまた卒業した県内の学生もこの県内に就職する人はわずか半分だそうです。

半分の人は何を目的に島外に出るかといいますと、技術の習得、そしてもっと勉強したい、向上心を求めて、鹿児島県内よりもっと高い医療技術を学びたいとか、向上心のある人だけじゃないでしょうけれども、そういう人は県外の高い医療を学びに行くという情報もあります。

そしてまた、地元の保健師さんたちの話を聞いても、実習生の受入れは、自分の経験上本当に大変で、島内で実習生を受け入れるというのも大変なことだというふうに聞いております。

私は、そういう意味で、もう本当に今までの時間を費やした、税金、労働力、時間、これを本当に総括しましてですね、やはり今までのやったことを無駄にしないような方向性、方向転換を目指したかどうかということをご提案したいと思います。

今、やはり若い人を全国から呼び込むというふうにありますけれども、やっぱり若い人を呼び込むためには、若い人たちの知的要求を満たす図書館とか文化施設だとかスポーツ施設の充実だとか、そういうことに皆さんの頭脳とか時間とか税金を使ったらどうかというふうに思いますが、市長の考えは変わらないでしょうけど、私のこのような提案を受けて、市長の認識をお伺いしたいと思います。提案も含めてですね。若者を呼び込むための施策。

○市長（八板俊輔君）　若者を、この種子島から出ていく数を減らすこと、それから外から若者を呼び込むための一つの方法として高等教育機関というものが必要であろうということがまずあります。

そして、今議員おっしゃいましたように、図書館とか文化施設それからスポーツ施設の充実についても、可能な限り整備してまいりたいと考えております。特に図書館につきましては、建物の老朽化とかそういう緊急性も付随してきておりますので、長期振興計画の策定ともあわせてですね、盛り込みながら、総体的に考えていきたいと思います。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん）　折しも、今、長期振興計画策定中で、本来に来年度からのこの高等教育機関、それに携わる、また次の質問になりますけれども、榕城中学校跡地の問題も含めてですね、今いる住民がどういった過ごしやすい地域をつくるか、そして若い人たちが帰ってきたい、そして若い人がここで自然もあり、そして今あ

るような、若い人たちが魅力を感じるような施設とか文化的要求を満たすものとかそういうものの具体化をですね、ぜひ長期振興計画で練っていただきたいというふうに思います。

続きまして榕城中学校跡地の活用についてでありますけれども、私、以前までは、この榕城中学校跡地イコール看護学校という形の質問をしてきたわけですけども、今回は、この榕城中学校跡地問題、長期振興計画の中でどのように議論がされているのか。私も第五次長期振興計画を見てもみましたけれども、やはり榕城中学校跡地活用については何も記されていないかというふうに思います。

今、榕城中学校跡地活用をされております。種子島中学校の部活動の場として体育館活用、そして武道場も一般的に開放し、また社会教育課が埋蔵文化財調査室として活用をされております。さらにまた、今、この高等看護学校の調査の中でですね、耐震度とか調査は全て終わっております。この調査を土台にしてですね、榕城中学校活用に生かしていただきたいというふうに思います。

今、地方創生総合戦略で予算が幾ら来たのかというのもあるんですけども、これは余談ですが、インターネットの中で、地方創生予算がどの程度その地域の再生のために使われているか、ある市では、三分の一はほとんど講師料だったりコンサル料だったり、そういう形で地方創生の予算はよそに持っているかという現状があるというふうにニュースを見ました。

その点からいえば、この地方創生総合戦略の中で調査した榕城中学校の耐震問題、それを大いに活用していただきたいというふうに思います。

まちづくり構想の一環としてですね、ぜひ放課後児童クラブ、前回の議会でも提案をいたしました。放課後児童クラブの問題そして図書館の問題を、ぜひ移転を真剣に考えていただきたいと思います。

それから、もう一点ですね、児童発達支援センター、私も八月に増田中学校跡地に調査に行っていました。増田中学校跡地、本当に有効活用されておりますが、本市の子供たちが自立支援の問題で放課後児童デイサービスというサービスをそこでしております。子供たちが幼稚園児だったり、放課後デイサービスは小学生ですね。この子供たちがあ増田まで二十七人今通級をしております。そういうことも含めると、本当に文教地として、この榕城中学校跡地、大いに市民のために活用できるのではないかというふうに思います。市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 榕城中学校の跡地利用の問題であります。皆さん御存じのように、看護専門学校が出たことがございます。それから、今回の高等教育機関の用地の候補の一つであります。これは、現在の種子島中学校、旧種子島高校の敷地、そして下西川迎のNTTの跡地ですね、そういうものが候補地になっておりますけれども、まさに今おっしゃった図書館ですとか、文教あるいは美術

館というようなことを言われる方もいらっしゃいます。そして武道館、これも要望がございました。

そうしたいろいろな目的を持つ施設をこの市内にどういうふうに配置するかというところは、これから総合的に判断しなければいけないという段階にきていると思います。かなり長期間にわたって我慢してきたために施設が老朽化して、いろんな昔立てた計画がですね、そのままになっていたりということが随所にありますので、榕城中学校跡地もその中の一つとして、よりほかの施設との兼ね合いもございますので、そういう中で、最適な配置を考えながら利用の仕方を検討していきたいと思えます。

そのためには、今の長期振興計画の中でも、市民の皆さんに立案する中に入っていたいでやろうという仕組みを既にスタートさせておりますので、論議を尽くしていきたいと思えます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 榕城中学校跡地活用で看護学校が最有力じゃないかというふうに私たちも理解しておりましたので、アンケートをとってみました。あくまでも私たちのアンケートなんですけれども。そのアンケートの、二月にとりましたが、六六%の人が島外から人を呼び込むということは展望がない、赤字になるし、無駄な財源を使うことになるからやめたほうがいいということが、六六%の人が賛同できないというアンケートの結果でございましたので、ぜひ市民の皆さんの意見も反映させるといって、長期振興計画の

中でですね、市長のお答えでしたので、ぜひそこも踏まえて議論を深めていただきたいと、そして有効に活用していただきたいと思えます。

本当に、くだいようですが、やっぱり放課後児童クラブ、子育て支援センター、そして子供たちの児童発達支援センターですね。増田まで三十分も通っていく子供たちの苦勞を思うと、本当に榕城中学校跡地、いい場所だし、お互いに横の連携、縦の子供たちの集団の中で子供たちが育つ環境、本当に十分いいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ真摯に考慮をしていただきたいというふうに思います。

最後の質問になります。これも前回の質問の中で残った部分であります。

中野地域の道路のことなんですけれども、今、種子島高校生はオートバイでは通りません。歩行で歩いていく、通学していく高校生がいっぱいいます。そしてまた、中野地域の人たちはあそこを通って上之原方面に行ったり、あちこち大字に行ったりするわけなんですけれども、その通学路だし生活道路、そういう道路が今どういう状況にあるか、担当課の認識をお伺いしたいと思えます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

御質問の田屋敷実高線につきましては、六月にも回答させていただきましたが、道路は狭小の上、急な勾配であり、議員の質問にも

ありましたけれど、種子島高校の生徒の通学路としての事故等の危険が懸念される現状であり、現在は、学校側が單車と自転車の通行規制をしていることを把握しております。

しかし、本路線の道路狭小部は公園区域と隣接しており、改良工事計画には都市公園との調整が必要と思われます。

また、道路改良事業等は、長期振興計画にのっとり事業を進めていますので、他の事業との優先度を十分検討しながら事業を実施することになります。

このように、通常改良工事には相当な年数がかかることが予測されることから、自治会長さんや地元の見も十分伺いながら、応急的な対応として離合場所の設置や突角処理などの特殊改良等を検討し、通行時の危険性の解消を図っていきたく考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今答えていただきましたので、でこぼこ道路と、それから離合する場所はぜひ早急に計画をしていただきたいと思うんですけども、いつごろ、どのような形で取りかかるのかというところを具体的にお示しただければお願いしたいと思っております。

○建設課長（戸川信正君） 建設課の道路の維持補修の事業が毎年ある程度持っておりますので、できれば来年度の予算の中でできる部分は実施していきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 生活道路、通学路ということですが、

今、何回も、都市公園の一部であるので、かわりの土地を求めないと拡張はできないという答弁がずっと続いているわけですが、今度、長期振興計画の中でどのような議論がされるのかどうかなんですけれども、やはりもうそれならそれで都市公園を、かわりの土地があるならある、ないならないということをやっぱり断定していただき、そして今の道路がでこぼこがかなりあって、地域の人たちが單車で通るには本当に危ない道路です。ですので、そこをでこぼこをきちんと、応急措置ではなく、安心・安全な生活道路として活用できるような方向をきちんと出していただきたい。都市公園の、隣接しているので、そこが見つからない限り無理ですという答弁はもうずっと続いていますので、そこをもうちょっと進んだ形での解決策をぜひ求めたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（戸川信正君） 今すぐできるとかという答弁はできませんけれども、それも含めて将来的に検討してまいりたいと思っております。

○一六番（橋口美幸さん） では、来年度の予算でこの中野道路の補修、上がることを、乗せていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十分ごろより再開いたします。

午後二時六分休憩

午後二時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

〔一四番 長野広美さん登壇〕

○一四番（長野広美さん） 今年度は、西之表市の取り組むべき政策の基本指針となる長期振興計画の第六次計画が策定されることになっております。議会にも八月に中間的な報告がなされました。

かつて、第四次長期振興計画ではオーシャンプロムナード構想というのが掲げられておりました。昨今、中心拠点施設計画、そしてまた、今新たに港町再生というような言葉も聞こえてまいります。長期振興計画に忠実に従えば、種子島の玄関口である港を中心としたまちづくりは既に実現していたはずですが、なぜ実現していなかったのでしょうか。

実は、今回の私の一般質問は、その分析のためではなく、ぜひ次の計画策定に組み込んでいただきたい提案として意見を述べたいと思います。

さて、質問の順番ですが、まずは国民健康保険税等についてから伺い、行財政改革については、全庁的なことでありますので質問を最後にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、質問の第一点、国民健康保険税の値上げを抑制するために掲げてあります。来年度からの制度改正については、既に同僚議員の質問で答弁されておりますが、幾つか確認事項ということでお伺いしたいと思います。

まず、来年度のこの制度改正の主な部分については、県を運営主体の責任主体とするということですが、危惧されることがございます。西之表市の健康増進事業等、医療費を抑制する取組みの内容、また県平均値よりも本市の収納率は高い、この実態等は県に統合されることで平準化されてしまうのではないかと。いわゆる法定外繰入れがここ近年なされておりますけれども、この財源補填分をしないといった部分については、将来、保険税の負担増加になるのではないかと。いかといったものが心配される点です。

西之表市の保険税が変わらない、もしくは保険税そのものの上限、もしくは軽減措置の内容等についてもどうなのでしょう。このような点について、改めて今回の改正について説明をお願いしたいと思います。

以下は質問者席より行います。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） では、お答えいたします。

まず、県単位化についての制度の説明は先ほどのとおりでございますが、議員から御質問のことは、市町村の保健事業とかそういうことが、健康増進の取組みがどうなるのかというようなこと、ま

ず一点目はそこだと思えます。

県単位化については、財政的部分については県のほうへ移管されますが、対市民というところについては各市町村が、県のほうから一定の方針は示されますが、どういったことをするというような選択権はまだ市町村のほうに残るといふふうに理解しているところでございます。

それから、収納率が県内で高いという、これがどういうことになるかというところでございますけれども、当然、収納率を一定以上に保っていくという努力は当然していくことになります。そのことによつて、一市町村保険者としてはより多くの収入を得るということになりまますので、そのことが健全な経営化につながっていく、そういったことにつながろうかと思っております。

それから、もう一点は軽減措置のことだと思っておりますが、低所得者向けの軽減措置につきましては、単位化になつても率とかそういういった、所得が幾らからが七割だよとかそういうことについての改正はありませんので、そこについては県単位化になつても変わらないと、そういう理解でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） もう一点確認をさせていただきたいんですが、先ほどの同僚議員の質問に対しての答えの中で、資産割等です、課税方法については、今まで本市では四つの項目を掲げた試算をしていたわけですが、それが三つの方式に変わると

いうことを説明されましたけれども、これに伴つてどのような変化が起こるかといったことは想定されているのでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） 試算の三方式への移行についてでございますが、三方式については、資産割についてがなくなるといふようなこととなります。で、現在の資産割がなくなれば、その分はどこかでその分が課税されるということにはなりません。一般的に言えば、応能、応益を五対五、五〇対五〇に保っているという現状からすれば、資産割がなくなったことは、その分応能割の所得割のほうがその分負担が増えると、資産課税が減つて所得課税が増える、そういう方向になるかと思えます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 今回、具体的なところはですね、今後また試算も含めて明確に説明されてくるのではないかと思えますけれども、この国民健康保険制度はですね、みんなで支え合おうという制度の仕組みを基本にしているのであれば、速やかに、できるだけ多くの保険者になる皆さん、国民健康保険制度を利用して市民にですね、やはりその制度改正についても理解周知を図る必要があるかというふうに思います。

県のほうの取組みが、先ほどの説明では平成二十七年度から検討会を立ち上げられているということでしたけれども、この議会に対してもまだ今のところ具体的な説明はなされておられません。

これに対してですね、例えば、愛媛県の松山市には、もう既にホ

ームページ上で、細かな部分ではないかもしれませんが、制度改正に向けた案内がされております。特にわかりやすいのがですね、この今回の改正によって変わること、そして変わらないことという項目でその内容が紹介されております。

そういった部分ですね、ぜひ今後この国民健康保険制度の変更についても、本市においても、速やかにできるだけわかりやすく説明していただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） 制度改正の申しについて市民、被保険者の方に理解していただく、そういうことは大事だろうかというふうにも私も理解しておるところでございます。

先ほどの前議員の質問の中で、県の国民健康保険運営協議会で今度方針案が説明されたという点がありました。県のほうから、その方針案の大部分については、県の運営協議会を公開にしてそこで説明するまで、各市町村から独自に説明したり、方針案についてはですね、大部分の国の制度でもう決まっているところについては別なんですけど、そういう細かなところについてはまだ出さないでほしいというようなこともありまして、今回、ここで答弁させておりますのも、その公表された結果を踏まえて今日の一般質問の答えとかそういうふうになっております。

今後、県のほうでも、これからは国民健康保険団体連合会のメディアとかそういうふうなことで、いろいろ県民に対しても情報を

出すというふうになっております。それに合わせるような形で、市のほうのホームページなりチラシを配るなり、そういうことはしていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） この国民健康保険制度についてですね、先ほどの改めまして同僚議員の質問の中にもありましたように、この差し押さえ件数六百九十三件と。とにかくですね、少しでも市民負担を軽減しようということが何よりも大事ですし、そのためには周知徹底も大切なことだろうと考えております。

そしてまた、次の質問ですけれども、市民の健康増進で税の負担を少しでも軽減しようと、これも当然のことだと思っております。そこで、では、さまざまな事業を年間通してやっておられるわけですけれども、その全体概要も確認いたしました。

その中でですね、ちょっと気になるところがありました。それは、第五次長期振興計画の中で健康づくりの推進体制の整備という部分が目録設定に掲げられておまして、その中で、地域ぐるみの健康づくりを推進します、支援します。また、公民館等、地域の高齢者が、いわゆる公民館の活用する環境を整えるというふうなことです。これに対して、すこやか利用件数が具体的な目標設定にされているわけですけれども、やはりどうしても町なか、すこやかを中心とした健康づくりの事業がかなり多く展開されている実情がある

かと思えます。

そういった部分からしてですね、今後、この次の六次の事業策定の中でぜひ検討していただきたい点がありまして、一つは、今ありましたように、地域づくり、地域ぐるみの中の健康づくり増進、もしくは公民館等の活用等をですね、具体的に事業の中に取り組みでいただきたい。

二点目が、子供から大人までの健康づくりというような方針は示されて持っておられます。その中でも、特に社会人となる二十代から介護保険制度が始まる六十代までのこの期間の中がですね、果たして健康増進について十分に健康づくりの働きかけができているかなというふうなところをちょっと考えるわけです。今現在のところ、節目健診については具体的な取組みがなされておりますので、そういった部分で、年齢ですとか、その若い世代とか、世代ごと、地域ごと、もう少しきめ細かなですね、健康増進の事業の展開がいいのではないかと思えます。

三点目になります、女性を対象にした健康づくりという部分です。これも、年齢別で結構ターゲットがどのような形で健康づくりが取り組めるのかはやはり異なります。そういった部分も含めてですね、ぜひこの次の六次の長期振興計画の中でこの観点を検討していただきたいと思えます。

国民健康保険制度というのは、保険税という名前がついておりませんが、自治体によっては保険料という言葉にもなっています。みんな

が支え合うんだという部分ではですね、あくまでも今後財政運営の主体が県に移行する分、ぜひ市民に国民健康保険の理解を促進すること、それから健全運営に向けてみんなが支え合うといった部分健康づくり、この部分をぜひお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか、健康保険課の担当にお願いします。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

健康づくりで保険税の値上げ抑制という最初の質問のタイトルでございましたが、当然、保険給付が少なくて済めば、歳出が抑制されて、そのことが健全な運営につながるというところでございます。その中で、先ほど伺いました地域づくりの中で公民館を活用したというところがありました。この点については、国民健康保険被保険者ではないんですけど、介護の包括のほうで地域のほうに入って健康の体操をしたりとか、そういった方面が先行してやられているところがございます。そういった取組みを国民健康保険、国民健康保険に限らず若い世代のほうにも、できるところからフィードバック、経験とかフィードバックしながらやれていけばというのは当然そういうふう思うところがございますので、六次の計画の中でどういう位置付けにするのか、ちょっと今から検討になります、そういう取組みは必要かと思っているとございます。

それから、子供から大人まで各ライフステージごとの取組みというところでございます。一応その計画に、生まれた世代はこういうこと、そういったことをある程度取り決めてやっているとござい

ございます。こちらについても、具体的にどんなことをやっているというの、一応一事業一事業がそのどこかに振り分けられているところでございますが、ここではつきりどれがどれというふうに言えることはないんですけども、そういった取組み、もつとわかりやすいように入れるということで、そちらのほうも当然進めていきたいというふうに思っております。

最後は、女性対象の取組みということだと思います。女性対象についても、女性特有のがん検診とかそういったところ、年代別、節目のところをやっているところがございます。がん検診についてはちよつとはよくなってきたところですが、まだまだ全国平均とか比べれば受診率も低いと、そういったところを進めていかなければいけないというところもあります。

それとまた、ほかに女性に関して、各年代ごとに何かできることがあるか、そういったところも今後検討して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。

商店街の活性化また商工支援の内容について伺いたいと思います。実は、ここにですね、平成二十八年度から平成三十二年度までの過疎地域自立促進計画というのがございます。この中で、少し一文を紹介したいと思えます。この商業の部分に触れられているんです

が、内容は一部割愛してありますので、その部分はないんですが、主要点としてですね、平成十四年に西之表市商店街振興協同組合が組織され、防犯カメラ設置などの取組みがなされたものの、本市の消費力の衰退に合わせ、低迷からの脱却は困難を極めている。平成二十四年度から新商品開発や販路開発など企業活動支援事業を行っているが、空き店舗化の進行など、衰退に歯どめがかからない。さらに関係団体との連携強化が求められるなどが述べられております。

こういった中で、果たして本当にですね、一生懸命やっていらっしやるんですが、全体と統括して、この商工支援のあり方について成果はどのように考えておられるのか、そういった部分で、大枠として伺いたいと思います。

質問は、実はですね、分けて、長期振興計画第五次の事業評価といった部分もあわせて、類似しているものですので、それとあわせて中で回答していただければ助かります。できる限り簡潔な答弁をお願いいたします。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

商工支援につきましては、取り組んだこととしまして、主に四つの政策について重点的に取り組んでおります。

一つ目は、商店街の活性化と交流人口の拡大でございます。域内の消費喚起による直接的な経済効果を目的としたプレミアム商品券

ですとか、あと芸術、食、アニメの補助金、さらに大学連携、そういったところで学術的な研究者を招くための交流人口拡大事業、そういうようなことを中心に行っていました。

先ほどの計画の話で、日本全体的な話をちよつとさせていただきますと、恐らく一九八二年には三万カ所ぐらい商店街というのがあったんですけども、そこから二〇〇〇年前後で大体一万五千ぐらいまで、もう半分に減っています。

で、こういった問題というのは、地方だけ、種子島だけの問題ではなくて、全国的に構造的ないろんな課題が商店街に向けられてかなり衰退してきている現状でございます。当然、法律的なこととして、まして、一九九二年に大店法の改正、そこが引き金になりました、郊外型の大規模小売店、そういったところに誘客がなされ、商店街がまた加速度的に疲弊していったという現実がございます。

そのような中で、いろいろな、今ちょっと個別個別の事業を申し上げようと思ったんですけども、構造的な問題がどうしてもありまして、それに伴って我々ができることとしては、既存の商店、小売店さんなんかの経営安定化政策であったり、先ほど申し上げたようなイベント的なものであったりとか誘客的な個別の政策を組み合わせながら取組みを進めてまいりました。

さらに、これ以外でも、実は雇用対策もですね、あわせて、商工業政策の部分の実はもう少し上の部分になると思うんですが、各産業の部分の成果的なものが恐らく雇用政策の部分のところにもつ

ながってくると思うんですが、この雇用政策という部分につきましても、商店街と横並び的に当然取組みのほうは進めさせていただいております。

で、このことにつきましても、企業誘致的な動きですとか、あと国の緊急雇用対策事業、そういったものを活用しながら、短期的それから長期的な部分での雇用促進を図ってきたところがございます。で、四つ目は、当然小売店のほうが戦えるような環境をつくらなければいけませんので、製造業を中心とした特産品開発、それらのところにも力を入れてまいりました。

で、総じまして、何をもって成果というのかというときにですね、どうしても先ほど申し上げたような社会的構造の部分の流れにですね、太刀打ちできなかったというのが実情ではございます。このことにつきましては、中小企業庁などの統計におきましても、九八%が、どの自治体もですね、商店街活性化というのを課題に掲げ、成功していないという、唯一、二%ぐらいはですね、維持もしくは活性化しているというふうな統計的な報告もございます。我々もそういったところに対して、成功事例をですね、いろいろと勉強させていただきながら取組みを進めているところではございます。

ただ、そういった中で、どうしても機能的なものとしては、商店街、今まで一九八〇年からあった機能というのが丸々同じように継続できるかというと、そうでは全くなくて、今は今の時代に合った部分での商店街のあり方というところを模索し、今、例えばで

すけども、インフォメーションセンターの中におきまして、各種団体ですとか、あと今まで連携しておりませんでした医療機関ですとか高校、商店街の当事者だけではない方も含めましていろいろな取組みを進めているような状況です。

要するに、購買だけではなくて癒しも含めた、あとは交流拠点というような位置付けも補完した中で商店街のあり方というのを検討して今取組みを進めているところでございます。

成果というような形で御紹介できるかわかりませんが、今、そのような形で、はい、取組みを進めているところでございます。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、本当に環境が大きく変わってきていますので、実に、皆さん、特に商工政策の部分において厳しい状況であるということは本当に理解するものです。

ただですね、実は、私たち、第五次の長期振興計画を策定しました。またさらに、ほかにもですね、私たちはこのほかに今紹介しました過疎地域自立促進計画といったものを持っております。さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略といったものもそれぞれあります。それぞれの計画の中で、商工支援の部分についても、それ、全ての事業についてもそうですね、事業を計画し、その目標を設定し、さらにその振り返りを全て行い、結果として次の事業に転化していくという仕組みになっているはずですよ。

こういう状況の中で、今課長から答弁いただいた部分をですね、やはりもう少し具体的なですね、その目標に対しての自己評価とい

った部分は、今後、長期振興計画をつくる策定の中で具体的に取組んでいただきたいと考えております。

私個人的にはですね、いろいろな事業の中でも、例えば、地域通貨、商品券の発行事業についても、今のままでは単なる生活費の補助にしかならないので、やはり地元商店街の魅力を引き出すためのきっかけづくりをですね、少しでもその商品券発行事業の枠組みの中に組み込んでいただきたい。

そういった部分ですとか、いろいろ町なかで、この町なかの商店街の皆さんからも市民の皆さんからも、この町の活性化に向けていろんな考えだとか意見だとかが出てきているんだらうと思います。

特にですね、今回、次期の長期振興計画策定に向けた中で、第五次計画に対する市民アンケートというのがございました。これももちろん皆さん各課で共有されているものだというふうに思いますけれども、この中で、商工支援、商工業の振興について尋ねた項目があります。質問はですね、商工業の振興が図られ、地域経済が活性化していると思えますかという問いに対しては、よくなっていると思わない、現状にも満足しておらず、以前よりも悪くなっているといった評価が出されております。この三つの観光交流、農業、林業、漁業の振興といった部分の中でも、突出してですね、商工業の振興については市民の皆さんの評価が低い結果が出ております。これについてどのように受けとめていらっしゃるんでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

このことにつきましては、我々のほうも既に深く受けとめておりまして、五年間の短期的な部分での取組みの中でしっかりと成果を出せなかったということに関しては、深く反省をしているところでございます。

ただ、言いわけにはなるんですけれども、こちらの部分の取組みに対しても、維持的な部分、例えばですけども、我々の中でも満足度調査的なものというのは別にしておりまして、こちらのほうは商店街中心にとっているものなんですけれども、分野的には観光業ですとかホテル業、そういったところというのは横ばいから若干改善傾向にあるという分析もされておりまして、特に建築ですとか小売関係、そういったところは維持からもうかなり悪くなっているというようにところでも独自の調査をさせていただいております。

あと、こちらの長期振興計画のアンケートです、自由記述のほうを見させていただいたときに、商工業の振興という部分のところは、製造も含め広くあるんですけれども、皆さんの意見というのはやっぱり商店街中心の意見が寄せられております。ですから、この満足度の部分というのは、商店街のその疲弊、ちよつと元気がない、活性化されていない状況というのがそのまんまあらわれているのではないかとふうには受け取っているところでございます。

○一四番（長野広美さん） えつとですね、確かに今課長が答弁されている中で、行政として一番大事なのは、市民に見える化といった部分が一つの大きな責任でもありますし、事業遂行の中でですね、

市民とともに事業をしなきゃいけないわけですから、本当に皆さんの取組みが商店街の皆さんと、もしくは市民の皆さんと、消費者の皆さんとともにこの地域振興、まちづくりにかかわっているかといった部分が大事な要素だと思います。

そこです、八月の九日、商工会の役員と産業厚生委員会との意見交換が開催されました。この際にですね、出されました主な意見というのはですね、一つ目、空き店舗の固定資産税について、これを軽減したら家賃が安くできるのではないかと。公共施設、例えば図書館とか子どもセンターとか、そういった公共施設を中心市街地に持ってこれないだろうか。深刻な人手不足が発生していて、賃金の補助をしていただきたい。また、人手不足に対しては、季節変動性のあるものなので、季節ごとの雇用形態とかそういった部分の調整、コーディネートをしてもらえないだろうか。空き店舗を行政がそのまま借りてもらったらどうだろうか。あと、まちづくり全体構想があつてほしい。このような意見です。

具体的な部分については、また産業厚生委員会でも、またそれぞれの所管の中でも議論していただければと思うんですが、このような意見がですね、この長期振興計画ですとかさまざまな商工支援の事業計画の中でしっかりと反映されているかどうかという部分を確認したいと思えます。担当課長はどのように考えておられるでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

先ほど、我々独自のアンケートも含め調査をしているということなんですが、当然この節目節目のアンケートというのも既に全てこちらのほうでも確認をさせていただいているところです。

当然この部分の政策の展開というのは、軸を二つ考えておりまして、目の前の課題の解決という部分のところ、どちらかといえれば意見がちょっと多いものですから、その部分も当然考えますし、先ほど申し上げたような長期的な部分の交流人口拡大であったりとか人を増やすような政策、その二つに分けながら取組みを進めていくように五次の中でも取組みを進めておりました。

六次におきましても考え方は同じで、基本的には皆さんの意見です、反映をする中で、短期的な部分と長期的な視点を同時にこなしていくような総合的な取組み、そのようなことで対処しているというふうには考えております。特化した形の中で物事を整理していると思うんですけど、なかなか複雑化した問題というのは解決できませんので、できるかわからないんですけども、全体的に、全てのことに対処できるような取組みというのはしていかなければ物事の本質の解決にはつながらないんじゃないかという考えを持っておりまして、その前提で今までも取組みを進めているところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、この商店街の活性化に向けて、商工行政といった部分は、そもそもが課長が今冒頭で述べ

られたように環境が大きく変わっているので、本市単独の状況だけではない要因が非常に大きいというふうなことを言われています。

しかしですね、いずれにしても、この厳しい状況の中で、限られた予算、限られた人材、限られた資源、この今ある私たちの歴史背景、その中で優先順位が必要なわけですね。その優先順位をどうつけますかというお話なんです、そういったときに、課独自の内部での調整についても、この振り返りシートですね、行われている課題整理が次にきっちり生かされているかどうか、そういった部分ですね、また次の商工会の会員の皆さんとの話し合いですとか、具体的な政策の中にどう反映されていくかといったところにつながっていくんだろうと思います。

特にですね、ちよつとですね、今課長に答弁していただいた部分は政策が見えないんですね。難しいということとはわかるんですけども、だからどうしたいんだといった部分が、やっぱり担当の課長としてですね、本当に苦しんでおられるんだろうとは思いますが、しかし、見える化というのは優先順位を明確に示す必要があります。特にですね、ここに実は御紹介、もちろん当然知っていらつしやると思いますが、二〇一四年、船井総研さんがにぎわいの事業の中で町の現状についての調査を行われました。私、これは非常にわかりやすいと思っております、今後、私たちの商工支援、商工行政の中で中心的な役割を果たす概念だと思っております、今までの商業の魅力というのは、いわゆる商品だとか品ぞろえとか商品価値その

ものだったと。それよりも、今現状、町なかの魅力というのは、それと同様に安全・安心、癒し、交流、さらに地域密着、この四つのバランスがある地域の商店街の魅力という位置付けがここで示されています。このとおりだと思います。これに基づいて、行政ができること、商工会ができること、そういった部分でもですね、優先順位はわかりやすいんだろうと思うんですね。

で、これからですね、例えば、私は商店街の再生に向けた空き店舗対策とか新規事業に対する支援の拡充をというふうにお願いたいと思っていますんですが、これらも全て、今言った四つの項目の視点をですね、組み込んだ中で、どうその補助事業がですね、この町全体の価値を高めていくのかといった視点は必ず持っていたきたい。

そういった部分をこの長期振興計画の策定の中でですね、しっかりとさせていただければ、見える化といった部分がわかりやすいんだろうと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、改めてもう一度、先ほど紹介しました商工振興が市民アンケートでは非常に低い評価だったということでしたが、一般的に人の認識とか理解とかということをベースにした指標というのは、実際の現象よりも少し遅れて数値化されるものなので、今現状の取組みについては、また市民の認識は別かもしれません。

特に注目したいのはですね、このまちかどインフォメーションの事業展開については、これまでとは全く異なる広がりを見せている

などというふうに認識しております。行政側にとっても、住民の皆さんからの情報収集の場にもなりますし、これが一番新しいまちかどインフォメーションのコピーだと思えますけれども、町なかで何が起きているのかというのが非常にわかりやすい。一目でわかります。このような情報は今までありませんでした。

そういった部分ですね、ぜひ第六次の商工支援の事業政策については、振り返りと、それから事業計画の見直しの中で、できるだけ事前の協議の場を細かくしていただいてつくっていただきたいと思えます。要望で終わります。すみません。

次の質問に移りたいと思います。すみません。ありがとうございます。

空き家バンクの導入について質問したいと思います。空き家バンクの制度が導入されることになりました。そこで、これまでの取組状況について簡単に御紹介をしていただきたいと思います。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明をいたします。

さきの六月議会において御説明をいたしました。定住人口の増加を図り、地域の活性化につなげるため、空き家バンク制度を創設いたしました。

これまでの主な取組みといたしましては、昨年度に空き家の実態調査を実施するとともに、広報媒体として不動産ページに特化したウェブページの構築を図ったところでございます。

また、空き家調査において、住居可能と思われる空き家の所有者に対し、今後の住宅の管理についてのアンケート調査を行ったところ、三百三十一件の方から回答をいただき、そのうち六十件の方から空き家バンク制度の資料が欲しい旨の回答をいただいたところで

さらに、今年度は、空き家バンク制度に登録する所有者に対し、空き家バンク改修事業により住宅リフォーム等の補助を行うとともに、「市政の窓」やお知らせ版、ホームページ等で事業の周知を行い、住宅の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） これは、今現在、実際に登録されている件数があるんでしょうか。

○地域支援課長（上妻誠一君） 今の登録件数は四件でございます。以上でございます。

○一四番（長野広美さん） この四件は新たに、通常の市が抱えている島元気郷ですとか市の関与している住宅、空き家ではなく、新たに民間から登録された件数ですか。

○地域支援課長（上妻誠一君） お答えをいたします。

これはですね、個人の所有の四件でございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） すみません。ごめんなさい。個人は個人なんですけど、今回の空き家バンクで全く新たに市の登録に回答

されて登録される新規ということでしょうか。

○地域支援課長（上妻誠一君） えっとですね、島元気郷とか定住促進住宅ではなくてですね、新たに個人の申請があったものでございます。失礼いたしました。

○一四番（長野広美さん） 今後ですね、この登録件数がですね、増えることが何よりもこの事業の制度活用、そしてその実績を出すことになるかと思うんですが、改めてこの空き家バンクの制度を導入される目的というのをもう一度御紹介していただきたいと思えます。

○地域支援課長（上妻誠一君） 空き家バンクにつきましてはですね、今、人口減少とか高齢化の進展に伴いまして、地域、大字地区を中心ですね、人が減ってきておりますので、そこに人の流れをつくるということが目的で空き家バンクの創設をしたところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） そうすると、必ずしも島外からの定住人口を確保するといった部分は、必ずしも大きな目標設定には含まれていないということでしょうか。

○地域支援課長（上妻誠一君） 島外からのU・Iターン者ですね、それも含めまして、あと島内の方たちの住宅の確保にも反映されるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） まだ始まったばかりの制度ですけれども、課題等についてはどういったものがあるか認識されていらっしゃるでしょうか。

○地域支援課長（上妻誠一君） お答えをいたします。

課題といたしましてはですね、始まった制度でございます。そうであるためにですね、住宅の確保が課題となっているところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、国土交通省がですね、全国的なこの空き家バンクの取組状況についての調査がなされております。御存じでしょうか。

それによりますと、昨年、これは、えっとですね、二〇一五年に出されて、二〇一六年の八月には国土交通省がですね、空き家バンクを一元化して情報発信しようという方針を出されております。今現在のところ、今年のもう既にこの八月ぐらいからですね、ホームページ等でも比較的広域的なデータバンクという形で動きがあるようになっております。

その中で、改めて御紹介したいと思えますけれども、この空き家バンクの実態調査といったものを国土交通省が委託して調査をされておりました、その中で紹介するとですね、大体ですね、二百十九件、これは平成二十八年度の結果だそうですが、一カ月の物件の成立、物件が契約が成立した件数というのは〇・五件未満が全体の

四五%です。

また、実際にどのように周知しているかということについては、八〇%以上がホームページを活用しております。当然それ以外にも広報誌をやっているんですが、比較的この空き家バンクの運営が成功して実績を残されている自治体は、それ以外に、実は固定資産税の納入通知書にもそのような空き家バンクに対する通知もお知らせとして含めて紹介しているそうです。

ですね、この空き家バンクに対する登録率、空き家がある中の登録率の一位は、秋田県に隣接している山形県の遊佐町というところだそうです。ですから、必ずしも人口が多くて物件が多くてニーズが多いから成功しているというわけではないだろうと。ここは人口が約一万三千人です。その中で、十年以上この制度を運用されており、特に町内の放送、随時ですね、広報にやはり気をつけて行われているといったことだそうです。

また、この実態調査の中で示されているのは、空き家バンクの活用するメリットとしては、一番目に、やはり解体ですとか改修工事の補助金をつけられる、もしくは、購入するもしくは借りる側のほうにも補助金等のメリットがある、そういった部分がこの制度、空き家バンク制度を積極的に活用しようという動機づけになっているということが示されています。

しかし、何よりもですね、一番大事なのは、成功している全国の事例の中ではですね、何といってもふだんからいかに積極的にこの

空き家バンク登録を、もしくは空き家バンクについての周知を図っているかということが今回のこの実績の中ですね、紹介されている事例です。

そこですね、もう一度、改めてこの空き家バンク制度の位置付けという意味で、課長にですね、これはどういう目的で導入されましかつというふうに聞きました。お答えいただいた内容は、やはり地域の活性化ですとか、大字地区を含めてですね、あと、島外からのやはり人口定住促進をつなげていきたい。

実際のところですね、本市のこの人口分布の状況から見て、地域支援課長として、大字地区の活性化事業、地域支援課のこれまでの取組み、そういった部分を総括してですね、本当に地域支援課の取組みが成果を出しているんだろうかと。空き家バンクは別としてですよ。今この現状の中で、そういう中で、この空き家バンクの事業展開が非常に大事になってくるのではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○地域支援課長（上妻誠一君） えっとですね、ちょっと、そうですね。地域にはですね、それぞれ課題がございます。地域の実情、いろいろございますので、その中で、市といたしましては、地域の意見を聞きながらですね、例えば、地域活性化交付金を活用していただいたりですね、課題チャレンジ交付金を活用して地域の活性化につなげていただいているということですが、それも含めてですね、あらゆる支援を、財政的支援というのも含めましてや

っているところですが、それが実を結んでいるかという話になろうかと思うんですが、えっと、そこについてはですね、担当課長としてという意見でございますけど、まだ、正直言いますと、私も来てですね、半年もたつたかたないかでございますので、何とも言えないんですが、えっと、人は減ってはきております。しかし、中には地域をどうにかしないといけないという動きもございますので、必ずしも我々が市のほうでやっている施策等がですね、無駄にはなっていないというふうに思っております。

今後はですね、今空き家バンクとか、先ほど話もありましたけど、そういうのも活用しながらですね、地域の活性化につなげていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） いま一度この空き家バンク制度についてちょっと振り返りたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置付けの中にあるんですが、実は、雇用と住まいの情報発信体制を整備し、出郷者団体との連携によるマッチング施策の展開を図るといふふうなことがあります。まさにこの空き家バンクの活用についてもですね、こういった島外に向けての情報発信も同時に課題としてあるわけで、これは必ずしも地域支援課だけの課題というわけではないかと思いますが、そういった部分で、総合的にこの空き家バンクの制度の充実といった部分をですね、今後もぜひ検討していただきたいと思います。

ただですね、この空き家バンクの制度について、もう一度、先ほどの全国調査の事例を、した結果の中で紹介したいことがあります。成果を上げるためにどのような施策が必要ですかというものに對して、空き家バンク制度の周知、啓発が一番であるということがあります。

ただ、一方で、国土交通省が別の調査ですね、空き家にしておく理由は何ですかという調査をした結果、物置として必要だ、もしくは資産として保有したい、それから捨てられない物がある、手間をかけたくない。

つまり、貸す側にもそれなりの理由、空き家になっている側にも理由がありまして、空き家バンク制度のこの制度を導入し今後展開するに当たって、実は、その制度の成果を出すためにですね、職員に求められている、職員にはですね、非常に多岐にわたるスキルですとか高度な専門性ですとか、そういった部分もこの制度の活用は今後展開していくためには求められているんだということを理解していただきたいと思えます。

そういったことを含めて、この第六次の長期振興計画の中でも今後の展開を検討していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 空き家バンクの制度の活用に対しましては、今、定住人口の増加を目指してということ、それから大字地域、それから商店街のほうもそうなんですけれども、商店街というか中心

市街地のほうもそうです。それから、ちょっと教育関係にもなるかと思えますけれども、例えば、留学制度なんかもありますけれども、家族も一緒に来たかどうかというようなアイデアもあります。そうした方向でもですね、活用可能な制度になると思いますので、広い視野を持ってですね、この制度を全国的にも情報として発信して利用してもらうようにPR方努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） すみません、もう一点だけ。この空き家バンクについてはですね、実質的には、一昨年、全体調査、市内の調査をベースにしてこの制度がスタートするわけですけども、調査後以降に既に新たに空き家になったところがあります。そういった部分ですね、その情報発信の仕方でもですね、いわゆる調査を行い、その空き家に対してのアプローチだけではなく、やっぱり全庁的、市民に対してですね、今後もどんどん積極的にこの制度利用の促進を働きかけていただきたいと思えます。お願いします。

最後の質問に移りたいと思えます。順番が前後して申しわけありませんでしたが、行財政改革についてです。

今までの私の一般質問、そしてこれまでの数々同僚議員の一般質問等も含めてですね、いかに事業の遂行に当たって現場の皆さんが大変苦労されているかということと同時に、この行財政改革大綱の意味づけがですね、非常に大事なんだということを改めて考えておりますので、そういう趣旨で質問をしたいと思えます。

この八月に総務課から、平成三十年以降の行財政改革に向けた平成十四年度を一期とするところからこれまでの取組みについてわかりやすく報告していただきました。大変わかりやすくまとめられた報告内容だと思います。

特にですね、今回は全職員にアンケートを実施されており、現状、課題、そういったものに対する認識、さらには改善点など多重的な意見がうまく整理されていると思います。

ただ、一方で、次期大綱づくりの中に本当に市民目線が生かされているのかといった部分が実は今回伺いたい点になります。

まずは、その状況について担当課長のほうから説明をお願いします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

行財政改革大綱におきましての市民目線ということなんですけども、議員も御存じのとおり、今回の大綱の作業は長期振興計画の作業と並行して進めさせていただいております。関連しますので。その中で、長期振興計画の策定の中で行っております五月上旬の市民アンケート、あと五月の七日から六月二十九日の校区別の意見交換会、あと五月の十日から五月二十四日の中高生アンケート、こういったものを基礎的な資料として行革のほうでも使わせてもらっております。

で、それ以外に、行革の中で個別に、長期振興計画とは別にです

ね、八月の十日に行革の懇談会を開いたんですけども、そこ、普通の意見交換だけですとなかなか意見が出ませんので、ワークショップの形をとりまして、市役所は仕事がちやんとできているかということワークショップでやっていただきました。そういった意見を集約してございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 八月十日のその行革の意見交換会について、もう少し細かく、えっとですね、どういった対象で、結論としてどのようなものが出されたのか、またそれをどう反映させようとしているのかといった部分で説明をお願いします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

ワークショップの形式につきましては、先ほど言いました市役所は仕事がちやんとできているかというのを聞いたわけなんですけども、行革の懇談会、外の委員の人たちが構成されてございますので、外の、すみません、具体的な数、名称はちょっと省きますけども、行革の懇談会の委員の人たちに、市役所は仕事という部分では、経営の四資源、人、物、お金、情報が効果的に、効率的に、柔軟に迅速に、ちゃんと公平、公正にできているかというのをいろいろ伺いました。

その結果ですね、やっぱり人のことですね。職員に関係するんですけども、そういったところの中でいろいろ出てきまして、頑張っている人とそうでない人が極端ではないか、課長職はそういうこと

職員がそういった意識を変えていけるか、環境整備はどうあるべきかといった部分で、もう少し専門的な議論をしていただくべきじゃないかというふうに受けとめます。

で、次の質問に揭げましたけれども、各分野それぞれの専門性を高める、もしくは強めるにはどうしたらいいかといった部分をですね、昨今、特に非常に人、物、金限られているこの厳しい状況の中で、またこの長期振興計画の中で、各地域での説明会等の中で、職員の負担が大変なんだということは説明されてこられたと思います。

しかし、その中でもですね、やはり政策がつけられていき、市民サービスに應えるような方向性を長期振興計画といった形でつくっているわけですから、少しでも改善するにはどうしたらいいだろうか。

で、私個人的にはですね、今から議論させていただきませんが、どうしても専門性をですね、しっかり高める、そういった制度設計をつくっていただきたい。特にですね、この専門性の強化については二つの側面があるかと思えます。

まずは職員研修のあり方です。アンケート結果、職員が求めている研修という内容は、財務簿記、例えば交渉能力、政策形成、チーム対応、いわゆる職員全般に求められている資質がベースになっているというふうに受けとめます。

例えば、一方で、土木、医療、教育、福祉など、それぞれのこういった分野ではですね、実は、有資格者が業務をどういうふうにする

るかといった部分の位置付けは比較的わかりやすくなっています。

これに対して、地域支援、商工観光、農業分野、一部には農業分野でもですね、専門性はありますけれども、そういった部分の専門性といったものは、具体的には何かわかりやすい資格みたいなものがありますか。私はほとんどないと思います。ないにもかかわらず、現状の中から、職員のアンケートの中から、その専門性を高めるにはどうしたらいいかというのはなかなか出てきにくい環境があります。

そういった部分は、総務課のこの人材育成等の制度設計を考えなきゃいけない立場にある人たちは、もう少し突っ込んでその実態を把握する必要があるんじゃないかと思うんですね。

一つ御紹介したいと思います。私たち産業厚生委員会は、先ごろ宮崎県の日南市を視察しました。そこでは、シャッター街だったところが三年間ほどでよみがえって、数々のベンチャー企業が進出する、行政と市民が一体になって取り組んでいるというふうに注目されてきました。その立役者は田鹿さんという、以前大手のコンサルタント業に勤められていた方ですね。その方がマーケティング専門官という位置付けで活躍されていらっしゃいます。

そういった部分でですね、職員研修のあり方、この現場に即した職員、求められている職員資質をどう強化するかという部分についていま一度検討する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

人の意識の話から専門のほうのお話が変わったということで、えっと、二点あるということ。

○一四番（長野広美さん） まず一点目です。

○総務課長（大瀬浩一郎君） そのうちの一点目の。二点目はまだお話ししていませんよ。

○一四番（長野広美さん） まだです。一点目です。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 一点目の研修のほうだけしますけども。まず、専門研修が非常に大切だというのはそのとおりでございます。まして、しかし、六月の議会でも議論させていただきましたけども、残念ながら、人材育成基本計画の実施計画としての研修計画の細かいところは定められてございません。そのところはしっかりとやりたいと思いますけども。

実際上はですね、各専門的なものの中で、防災スペシャリストの養成講座とか地域防災リーダー、あるいは救命、市町村税の徴収事務の研修、こういったものに派遣してございます。

で、まだ行ってございませんけども、十月だったですかね、政策法務の研修とかにも行かせますけども、特に資格とは関係ないんですけども、勉強することによってすごく専門的な知識が高まるという研修がございますので、そういったところもピックアップしながらですね、で、今度、まだできておりません人材育成基本計画の実施計画の中の研修計画に落とし込んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、もう一点ありますので。その分はですね、えっとですね、これは、昨今、さんざん出てきていますまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でですね、全ての事業を横串を刺している、このPDCAといった、横文字ですね、私個人的に余り好きな言葉じゃないんですが、要はですね、事業の遂行に当たってですね、このPDCAサイクルを徹底するといったものを位置付けてあります。

簡単なことではないんですね。今までずっと各課のそれぞれ皆さんとも話をさせていただきましたけれども、事業を実施することによっていいっぱいですね。長期振興計画もまさにそれですけれども、ずっと私たちはレビューして評価して次に生かすんだといったサイクルをずっと聞かされてきましたけれども、まだその実感がなかなか弱いところがあります。

これを具体的に徹底しなければ、実質的な成果はなかなか難しい。これはですね、もう、ねばならないというぐらい明確に位置付けてありますよね。この総合計画の中で。まち・ひと・しごと。

そういった部分で、全職員を対象にですね、もしくは特化した職員でも結構ですけど、こういった部分を常に評価して事業の中に組み込んでいくといった部分をこの人材育成の中では位置付ける必要があるかと思えます。課長、いかがですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

議員のおっしゃるとおり、全ての職員に全ての専門的なそのPD

CAの仕組みを理解して、アウトプット、アウトカムの成果指標の意義をわかって、それを活用して事業をつくれ、あるいは事業を回せというのは、これはまたなかなか難しい話だと思っています。で、そのときの、その部分の専門の人もいれば、現場の中で、現場ですごいいい仕事をしていらっしやる職員もいらっしやいますので、やっぱりそれぞれの役割分担の中でやるべきだろうと思います。

そういったものも含めて、やっぱりしっかりとした研修の仕組みとかPDCAサイクルを回す取組みというのをやっていきたいというふうに考えてございます。

○一四番（長野広美さん）　これが一番大切なことだと思えますので、最後に市長にお伺いしたいと思います。今ありましたように、人材育成の部分ですね、実は先行投資型で、今、なかなか本市の財政状況、人的状況、これもですね、正規職員、非正規職員、いろいろな部分で総合的に今後行財政改革の中身を詰めていかなきゃいけないわけですけども、そういった中でも、この人材育成の制度設計、一定程度の予算も確保してですね、しっかりと取り組んでいくんだといった部分がなければ、このさまざまな事業計画は事業計画で終わってしまいかねないというふうに危惧するわけです。ぜひこの部分について、市長がですね、今後の行財政改革大綱の策定それから長期振興計画策定についても、この人づくりの部分でしっかりと位置付けていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市長（八板俊輔君）　人づくり、有能な人材をそろえるというこ

とは、このまちづくりには肝要なことだと思えます。それは、専門性のところもありますけれども、それについては、採用時からやはり専門の資格を持った、あるいは専門の技能を持った職員を最初から採用時の段階で募集すると、採用すると。それは既に始まっておりますけれども。

それから研修。いろんなチャンネルを使ってですね、職員の研修というのは、県の機関に委託してやっている研修制度もございまして、あるいは姉妹都市ですとか、いろいろ友好関係のある他の自治体あるいは県それから国ですとか、あるいは教育機関という選択肢もあると思いますけれども、いろいろその交流のある団体との人事交流ということも考えられると思います。そういう手段を、あらゆるものを駆使してですね、職員の能力それからスキルをアップしていくということは常に検討してまいりたいと、そう考えております。

○一四番（長野広美さん）　実はですね、この長期振興計画、今年度中に策定するということになっておりますし、この行財政改革大綱の方針づくりについても、これは今年度中です。大変時間が迫っている中ですが、とにかく迅速に、少なくとも制度設計の方針ですとか方向性とかといったものを明確に示していただきたいと思えます。

もう時間がありませんので、この人事評価の今後の充実につけてはですね、コメントだけにさせていただきますと思います。

職員のアンケートの中では、執行部主導の制度だというふうな位

置付けも見えてきますので、この人事評価制度の充実はですね、十分に今後もですね、職員全体の理解を求めているのだと思います。

あと、さらにもう一点ですね、この制度を充実、成功させるためにはですね、ここにおられる全管理職の皆さんが、職員からですね、いかに信頼されるか、信頼関係がつけられているかといった部分がこの制度の鍵になるわけです。ぜひだんからですね、信頼性を得る、コミュニケーションを図るすぐれたリーダーになるべく、それぞれの管理職の皆さんが努力していただきたいと要望して、一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 自席のほうにお願いいたします。
以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十三日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後三時三十分散会

本会議第四号（九月十三日）

本会議第四号（九月十三日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市 長	八板俊輔君
教 育 長	大平和男君
会計管理者兼 会 計 課 長	中野哲男君
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税 務 課 長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君

◎議会議事事務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	福山 隆一 君
学校給食センター所長	川畑 浩二 君
学校教育課管理係長	松下 成悟 君
社会教育課長	
局長	濱尾 実君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	小園 啓太 君

平成二十九年九月十三日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第 一 一般質問

一二番 生田 直弘 議員

一一番 田添 辰郎 議員

日程第 二 諸般の報告

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） おはようございます。

一二番議員、生田直弘です。よろしくお願いたします。

それでは、一般通告書に従いまして、人づくりとまちづくり、産業振興、リスク管理、行政改革をテーマに大きく四つの点について質問をさせていただきます。

まず最初に、人づくりとまちづくりのテーマとして、教育環境の整備と移住定住への寄与についてでございます。

七月に訪問しました無料市営塾に取り組んでいる先進自治体では、運営費年間約二千百万円につきまして、市単独の自主財源をほとんど使わずに、当初、県内下位であった中学校と小学校の成績を、現在は県内トップ七年連続として高い成果を上げておりました。また、その教育環境の整備が移住や定住にも寄与している様子でした。

加えまして、国は地域未来塾の拡充等の対策及び社会全体の支援推進のために、地域子供の未来応援交付金等で、平成二十八年十二月二十日現在、既に五十三市町村を支援しています。

こうした先進自治体や国の施策や財源獲得支援策の現況を受けてお伺いしたい質問は大きく三つございます。

まず一つ目、通告書内の質問の趣旨にありますとおり、当市の教育理念、ひとりだちの教育に対する新教育長の定義づけと方針についてお尋ねします。

教育長が七月から新しくなられております。人がかわれば、物事の捉え方や定義づけも方針も変わるのが当然でございます。当市の教育行政の組織の長ともなりますが、その影響力は大きくなります。つきましては、これまで鹿児島県のたくさんの先生たちの先生をされてこれ、他県での御経験もあり、さまざまな見識のある大平教育長から、ぜひとも直接御答弁をお願いできればと存じます。

以下は質問席からお尋ねします。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） ひとりだちの教育に関するお尋ねでございますが、少し長くなることをお許しただきたいと思えます。

当市の教育理念は、従来から、ひとりだちの教育であります。私もこの理念を踏襲していくことを就任の御挨拶の中でも申し上げたとおりでございます。

しかし、言葉は同じでも、ひとりだちの意味するところ、その言葉に込める思いは、時代によって変わっていくのであろうと思えます。もちろん時代を越えて変わらない不易の部分がありますから、それは大切にしていかなければなりません。

私が考えるひとりだちの教育は、島立ちのためとか離島のハンデに負けないとかの内容にとどまらず、真に自立した人間、文字どおり、ひとりだちした人間を育てる教育であります。

現代の青少年の状況を見るに、経済優先の社会システムの中で豊かな物質文明を享受する余り、いかに功利的、自己中心的な考えを

膨らませ、忍耐力や思いやりの心、奉仕の精神といった豊かな人間性を失ってきているか。自ら考え、困難を乗り越えて、人生を切り開いていく力を弱くしているか。それを考えれば、真に自立した人間を育てるひとりだちの教育は、まさに時代の要請であり、郷土西之表市はもちろん、我々の社会が未来に向かって発展していくために不可欠の教育であります。

それを実現していく方針としましては、知・徳・体全ての分野で、真に自立した人間になるための確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てていくこととなります。

大切なことは、子供たち自身が、自分はどういう人間になろうとするのか。そのために、今、自分は何をなすべきなのかを考えること。先生方が、この子供たちを真に自立した人間に育てるために、どう指導すればよいのか、どんな力を身につけさせればよいのかを考えること。保護者の皆様が、我が子を真に自立した人間に育てるために、どのように接すればよいのか、どんな協力をすればよいのかを考えること。そうやって、みんなが同じ方向を向くこと。これが一番大切なことでもあります。

教育委員会が、それを総合的に支援、指導していくことは、当然のことでありまして、私どもは、そのために全力を傾ける所存であります。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

大変貴重で、非常に深く広く大事なお話を聞かしていただきまし

て、ありがとうございます。

私は、都会でいろいろ、海外であるとか東京であるとか、過ごした経験がございまして、種子島に来たわけですけども、種子島におきましては、子供を育てる環境においてもですね、非常にその都会であれば、金銭的なものであるとか経済的なものというものの物差しで人を測る尺度が非常に強い状況でありますけれども、ここにおいて、非常にその多様性を認め合う子供たち、周りの社会人の皆様がですね、非常に多様性を認め合う文化があるというのに、非常に社会として持っているその文化が非常にすばらしいことだと思えますので、ぜひともですね、地域ぐるみとなってというのは簡単なんですけれども、子供、そして社会人みんなですね、非常に今、社会教育面、学校教育面全てにおいて必要になってくる、人として人生を豊かに切り開いていく力が必要になってくると思いますので、引き続き、教育委員会並びにですね、教育行政のほうからも、しっかりといいところを伸ばしていけるようにお力添えいただけたらと思います。

続きまして、二つ目の教育環境の整備を整える上でですね、今おっしゃっていただきました方針等でございますけれども、これ、最終的に指導並びにそれぞれ役割分担がある方たちが、行動レベルにおきまして動ける状態をつくっていかねばならないと思います。

知・徳・体、当然でございますけれども、それをですね、この方針をどのように、そういった隅々まで組織並びに全体がですね、構成

する構成メンバーが動けるような形にしていきたいために、どのような具体的な方向性と内容があるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○教育長（大平和男君）　ひとりだちの教育を実現していく上で、教育環境の整備は極めて重要であり、教育委員会の責務であります。具体的な方針展開ということではありますが、まず、ハード面では、校舎やトイレの改修等、喫緊の課題でございます。情報教育推進の観点から、コンピュータの整備も拡充していかなければなりません。これらについては、平成三十年からの第六次長期振興計画の中に位置づけて計画的に取り組んでまいります。

学力の向上、豊かな心、たくましい体の育成等、それぞれに解決すべき課題を抱えておりますが、特に、学力向上に関しましては、学習意欲の喚起、教師の指導力の向上、家庭学習の充実を柱に取り組んでまいります。また、小学校三十二年度、中学校三十三年度から完全実施となる新学習指導要領への対応、特に新しく始まる英語教育の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

これらの施策を実現する上では、何といたっても、子供たちに直接接する学校現場の活性化が重要でありますので、その学校現場を統一する管理職の意識の啓発、あるいはまた直接研修等を通じた教職員の資質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○一二番（生田直弘君）　ありがとうございます。

今御答弁ございましたとおり、現場の力でございます。前回の一

般質問のほうでも御答弁いただきましたけれども、教育委員会のほうがですね、出向いて指導されていくという言葉をいただきました。うまくいっているところは、私もいろいろな企業様であるとか、いろいろな現場を見てきているんですけども、必ずそこに現場感があると。そこに現場と全体を俯瞰的に指導並びに方向性を出していくところは、必ず一致するというところがございますので、現場は常に動いているところでございますので、しっかりとですね、そのあたりにつきましては、今、御答弁いただきましたとおり、それが形になっていくように進めていただけたらと思います。

続きまして、三番目の質問に移らさせていただきますけれども、さきに述べました無料市営塾の運営費につきまして、もう少し財源等調査をさせていただきましたところ、国のほうからですね、財源が約三分の一でございます。県のほうが三分の一で、市の自主財源につきましては、過疎債のソフト事業を使われているような状況でございます。つまり、過疎債でございますので、最終的には交付金で戻ってくるような形になるわけなんですけれども、そういったことを勘案しますと、より一段とですね、市の自主財源、一般財源のほうに直接影響を及ぼすような状況ではないというような形でございます。

さらにですね、内閣府のほうの平成二十九年一月の発表の資料では、鹿児島県につきましては、市町村レベルではなく、都道府県レベルにつきましては、鹿児島県もこの交付金の活用実績があるとい

う自治体になっておりますので、それを踏まえましてですね、これまでの地域未来塾や交付金の活用の検討状況ですね、今後の展開につきまして、既に国等で施策が打ち出されている内容でございましたので、今の足元の状況と今後の展開について御検討状況をお聞かせいただけますでしょうか。

「教委総務課長 福山隆一君」

○教委総務課長（福山隆一君） お答えをいたします。

公営による学習塾、いわゆる土曜塾につきましては、現在検討中ではございますが、講師の確保、特に中学生の指導が可能な講師をいかに確保するかなど、解決すべき多くの問題がございます。

また、御質問にあります文部科学省の学校を核とした地域力強化プランによる学習支援地域未来塾の交付金及び内閣府の地域子供の未来応援交付金の活用につきましては、先進県の情報も収集をいたしながら、分析・検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

何事をするにしてもですね、いろんなその実際に形にしていこうとおきましては、どの自治体、どの事業においてもですね、いろんな問題、課題が出てくると思います。そこはやるかやらないか、何事もやってみないとわからない中で、できるできないかというものは、そのときの環境が決めると思うんですけども、本当にやって

みないとわからないということは多々あると思うんです。

ただ、そこをやる前にですね、これは一般論ですけれども、どうせ無理とかですね、そういった、誰かやってくれないかなみたいなですね、そういった主体性がないような発言というの、まあこれは本場に一般論ですけれども、多くなってきたように見られるわけなんですけれども。実際、まあそうは言っても、現実的に講師をどういうふうに確保していくとかというような形をつくっていく上で非常に重要になってくると思うんですけれども、そのあたりにつきましては、社会教育課長いかがでしょうか。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

現在、社会教育課も教育委員会の中でやっている事業といたしましては、学校づくりということでの学校応援団ということでの話を、協力を進めております。

これも六月の議会の中で質問があったように、今現在、学校の支援の場というのが、やはり住民、地域住民の学習の成果を生かす機会となっておりますので、それとあわせながらですね、場所の提供とか、その人材につきましても、現在、今、市民講座という部分がございます、その講師の方々についても、いろいろな観点で協力ができていくのではないかとということでの活用というの、今後、検討していかねばならないと思っておりますので、教育委員会の中でも、この事業につきましては、勉強しながら行っていきたいと

思っております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

そうですね、そういったこともありましたので、前回のその一般質問等ですね、定例会のほうで、地域応援団、実際に人材の確保をどうしていくのかというところも流れとして御質問させていただいたわけなんですけれども、ほかの自治体につきましては、その地域のその自治体だけに限らずですね、人材確保につきましては、ICT、インターネット、情報通信のですね、活用につきまして、例えばその無料のテレビ会議用のセットをですね、これは、もう今、皆さんの中でもスマートフォンとかお持ちであれば、もう十分以内に皆さんの中でも無料で、テレビ会議、テレビでの通話ができるような状況とかもつくれますので。そういった工夫というのは、お金をかけなくても、今あるその技術を使えばですね、島内にいなくても、島のほうに講師というのはアクセスできるというのは十分検討できて、実際それをやってみる自治体もあるということでございます。

そのあたりにつきましてはですね、今後のこう、今、目の前にあるその資源だけに頼らずですね、幅広く他社、ほかのところの事例等も検討しながらですね、やっていただきたい、御検討いただきたいと思うんですけれども。何よりもですね、こういったその取り組みというのがコミュニティに勢いが生まれてくると思いますし、地

域全体の育成にもつながってくると思います。

そこで、例えば県内の一番を目指すかどうかという別の議論はあ
ると思うんですけども、そういったわかりやすい目標であるとか、
そういったところに、まずそこを目指す過程の中で、子供も大人も
ですね、成長して、まだまだ成長して、生涯成長していける、学ん
でいけることだと思えますので、そういった取り組み自体にですね、
住んでいる地域の方たちに明るさが戻りまして、そういった活力と
いうのが、そこに魅力とかですね、関心を持った方たちというのが
共感を持ってですね、移住・定住というふうに関われていくことだ
と思えますので。そういった環境整備が非常に重要だというふう
に、そこはやっぱり意気込みが必要になつてくると思うんですけども、
市長、すみません、御意見いかが、お聞かせいただけますよう
か。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） まさに人づくりは、まちづくりの根幹部分
をなすものだと考えております。そういった意味で、教育委員会の
教育長を中心とする環境、学校環境、それから地域の整備について
も、市長部局とも各関係各課とですね、知恵を出し合いながら、ま
た市民の皆さんの御意見を伺いながら、市全体として教育を盛り上
げていきたい、そう考えております。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

ぜひともですね、前向きな取り組みをですね、御検討いただけ

らと思います。

続きまして、それでは、次の大項目の二に移りたいと思います。
リスク管理と行政改革というテーマでございますけれども、危機
対応時と平時のリスク管理面から見た行政運営についてお尋ねしま
す。

私のほうがですね、リスク管理という業務につきまして、かなり
長い業務を行ってきた経験から、扱った金額につきましても、
十兆円以上の金額につきましてもは取り扱いをさせていただいた形で、
そのいただいた資金をですね、どのように管理して、危険等にさら
されないか等につきましても、組織全体でですね、フレームワーク、
枠組み、仕組みづくり、そして、それを動かしていく実践的なリス
ク管理というものがどうあるべきなのかというのを業務として経験
してきたことがありますので、直接本市につきまして、そのまま当
てはめることは当然できませんし、そういうつもりもありませんけ
れども、当たらずとも遠からずというふうには考えております。

そういった中でですね、今回、まず危機対応のところございま
すけれども、リスク管理につき、大きく二つあると思っております
で、危機対応のところですね、何か起こってから、大きな災害等も
含めてなんですけれども、そういったところの危機対応というところ
と、二番目につきましては、予防的リスク管理、何か起こる前に
未然にいろいろ防ぐことができるんではないかというような観点か
ら御質問させていただきたいと思うんですが。全体のその枠組み等

につきましては、考え方につきましてはですね、これからのそのア、イ、ウ、エ、オの順番の中で一緒に共有させていただきたいと思うんですけれども、まずアのところですよ。

八月の第二週の台風上陸時のですね、物的・人的被害の状況につきましてお尋ねします。

このことにつきましては、まず、そのリスクというものが潜在的にあったり、可能性というふうに定義されるわけなんですけれども、こういったものが実際に事が起こったときに損害が発生したということ、見えなかったものが、ことが、イベントが、何か出来事が起こったときに、ものが、状態が発生したということでございますので、まずその状況について御説明いただけますでしょうか。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

台風五号でございますけれども、八月の五日から六日にかけて、割とゆっくりした動きで長時間の被害を発生させました。人的被害についてでございますけれども、幸いなことに人的被害についての報告はございませんでした。物的被害といたしましては、建物の屋根の一部剝離が二棟、市営住宅のブロック塀の倒壊が一棟、あと風力発電がありますけれども、風力発電のプロペラの落下が一件、その他、農作物の被害、あと倒木等が多数発生いたしましたので、本数等はちよっと把握はできませんでしたがけれども、多数の倒木等の被害が発生いたしました。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

人的被害がですね、なかったというのは、何よりだと思います。物的被害につきましては、もう少しちよっと確認させていただきたいんですけれども、中学校等で渡り廊下かどこか、あるいはプール周りとかですね、何かちよっと破損が、吹っ飛んだようなこととかをちよっと聞いたんですけど、そのあたりについての状況把握というのはされておりますでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

台風の被害に関しましては、その個々の現場につきまして、多数のさまざまな、小さなと言ったら、ちよっと語弊がありますけれども、そういったトラブルは発生してございます。

総務課のほうでの全体の把握のほうでは報告は来てございませんけれども、それぞれの所管のほうで対処していただいているものと考えてございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

そうしましたら、まずその状態の確認でございますけれども、二番目のところですね、イでございます。

危険箇所の改善等ですね、既に要望とか指摘がなされていた場所の被害等についてあったかどうか。これはですね、もう既に特定、ここに何か起こったら何か起きるんじゃないかというようなりスク

がですね、特定されてたものについて、事前の対応策、対策というのは効果があつたのかどうかということの確認なんですけれども。このイについて御説明お願いします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

事前の危険だと思われる場所の状況ということでございますけれども、具体的に把握しておりますものは、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域という地域での把握の仕方をしてございまして、急傾斜地の崩壊の危険があるところが百四十八カ所、土石流の危険のあるところが五十四カ所でございますけれども、今回の台風に関しましては、その被害、それぞれの箇所についての被害の報告はございませんでした。

ただし、事前にパトロール等をいたしましたり、特に今回の台風は長かったというのもあるんですけども、その長い台風の期間の中で、市役所のほうでは建設課とか農林水産課のほうで職員に待機していただいてございますので、そのときに対処できるものに関しましては、パトロール等、それと例えば、ちよつとした崩れた場所があつて、その応急対応が必要だとか、そういったことがございませうけれども、そのときには応急措置としまして建設課あるいは農林水産課で対応も、そのときに、その時点で済ますという対応の仕方をしてございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

続きまして、下のウですね。物的・人的被害及び新たに、人的はなかったわけなんですけれども、新たに発生した危険箇所に対する現在の対応というのは、組織的にどういうふうになつてゐるのかお尋ねします。

これは組織的にですね、特定されたものについて漏れや抜けがないかとかですね、その対応についてきちつと講じているのかどうかというのの確認でございます。お願いします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

新たに場所が発生した場合についてはですね、先ほどの答弁でそこまでもう答えてしまつたんですけども、そのときそのときの状況で対処をするということを心がけてございますけれども、緊急の場合につきましても、そういった対応をしておりますけれども、やっぱり平時でも、危険箇所が我々のほうで認識できてない場合がございますので、毎年四月に行政連絡員総会等が開催されますけれども、そういった折に、連絡員の皆様をお願いしまして、そういった場所の報告をいただいております。そのときの道路ですとか危険箇所について、それぞれの所管について対応していただくというふうな対処をさせていただきます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

それぞれの所管についての対応ということについて、総務課のほうでは、全体のほうは何がどうなつてゐるかというのは、防災等の危

機管理を統括する部署として、そこについては把握はしてない、所管のほうに任じてるということでよろしいんですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 災害が大きくなりまして、影響が大きいものにつきましては、総務課のほうでやりますけども、その他のものに関しましては、それぞれの所管の課で対応をお願いしてございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

状況よくわかりました。続きまして、エのところです。

災害対策本部や避難所等の有事対応に従事した職員の役割と最長就労時間についてお尋ねします。

ここにつきましてはですね、実際にそのいろんな枠組みを設定して、仕組みを設定したとしても、実際それが運用できるのか、実践されているのか。そこを実践するのは人でございますので、そこににつきまして、どういうような実践がされたのかというのについてお聞かせいただけますでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

今回の場合は、当初、情報収集体制ということで、総務課だけで対応しました。その後、災害警戒本部をつくりまして、災害対策本部まで拡大したというのが、今回の台風だったわけなんですけども、職員の役割でございますけれども、最初のほうは防災消防係のほうで体制をしきまして、今回の場合は、災害対策本部の一次配備とい

うものをしきました。

一次配備の要員については、計画書では二十三名、これが二次配備になりますと八十五名、三次配備になりますともう全員ということになりますけれども、実際上はですね、そのときそのときの状況、あるいは出てこれる職員によって状況がもう全然変わりますので、そのときそのときの状況を見ながら、職員をお願いをして、対応を図っているというのが状況でございます。

今も台風近づいてますけども、台風などの場合には、警戒とか広報連絡体制、広報が多いですね、呼びかけとかですね、そういったものをやります。

その次に、迫ってきますと、避難所の設営の準備をしますので、今回は三班体制で三次配備までやりましたけども、二十八名掛ける三班で職員全部で回すということをやります。

その後、実際に来まして、緊急対応で道路に木が倒れてきたとか、家屋が何か飛んできて危ないとか、そういったものが来ますと、今度は市役所だけではなくて、警察あるいは消防、関係するところが出てきますので、そういったところ、あるいは行政ではできないところは、民間の建設会社等に連絡しまして、応急措置を頼むというふうな体制を引きます。

その後で、被害調査等で、収まりましたから、職員でいろんな対応をして、復旧すべきものについては災害復旧工事を行うというふうな、そういうふうな体制になってございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

役割のところまではわかったんですけども、最長就労時間につきましては、いかがですか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 最長就労時間は、今回、三十六時間でございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

職員がですね、最長就労時間三十六時間というのは、非常に長いのではないかとふうに思っています。

先般七月にですね、同僚議員からお話いただきましたように、地震、熊本地震がありました益城町に行っていました。課長クラスの方で、当然、震災とはちよつと違うとは思いました。十五、六時間ぐらいで対応して、それで戻ってというような、台風の場合、戻れるかどうかなのかなと思うんですけども、やはりそのケースは違うとはいえ、実際にその行動して、市民の方たちを守る方たちがきちつと交代された形で、長期化するようなものにつきましては、あらかじめ、ある程度の一定基準を設けてですね、その方たちがきちつと市民の方たちを守るように、そういったところについてはですね、ぜひ設定していただけたらと思います。ありがとうございます。

で、オのところ、有事の状況変化や運営体制マニュアル等のリス

ク管理の実践に課題はないかということなんですけども、これは先ほど申し上げたとおり、要は実践できるのか、できてるのかどうかということですね。

西之表市のほうにつきましては、当市につきましては西之表市職員初動マニュアルというのが平成二十八年一月で出されているものがございますけれども、これは最初の初期行動の数日間だけのところまでしかマニュアルとしてはないわけですよ。避難所に行くにしても、実際その自治体、益城町のほうにつきましても、やはりその職員の方が手いっぱいになってしまつて、実際の行政経営、運営についても影響が非常に出了たということになりますので、長期化するようなところにつきましてもですね、規模の程度、状況の程度と刻々と状況は変わりますので、その変化とか実効性の手段、評価につきましても見直しというのが図られるものかと思うんですけども、そのあたりについての課題はなかったんでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議員の御指摘のとおりだと思います。マニュアル等がありましてもですね、実際それが使えるかどうかというのは、非常時には非常に大変でございます。

まず、準備するという職員の意識づけですね、そういったところをやる必要があります。あと、仕組みについても考える必要がございます。今、総務課では、実は三班体制をとっています。先ほど三十六時間と申しましたのは、総務課の職員なんですけれども、たまにたま、その災害対策本部を立ち上げるときと重なってしまったので、

その時間になってしまいましたけども、実際は、総務課の中で三班組みまして、三班でローテーションを組んでやるというふうなことをやってございます。ただ、議員のおっしゃるとおり、市役所全体できてございませんので、そういったことが課題だと思います。

あと、災害危機のときにはですね、これをやれば必ずできるといふのは、なかなかございませんで、女性の皆さんの市議会議員の皆さんがHUGをもらっていただいたと思うんですけども、実際の避難所の訓練のときの実際の状況を体験してもらおうということを、実は女性消防団の訓練でやりました。

そのときに、本当の危機の状態になったら、こんだけ対応ができなくなるんだよというのを常日ごろからわかるというのが、非常に体験するのが大事かなというのがわかんと思います。多分、女性の議員さんの方は体験されましたので、おわかりかなと思います。

以上でございます。

〇一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

やはりですね、職員の方だけじゃなくて、自主防災も含めてですね、何かあったときには、各地域のほう頑張って何とかやるということにつきましても、非常に、実際なつたときには、人手とみんなの力が必要になってくると思いますので、そこにつきましても、今できているところ、できないところがあると思うんですけども、そのあたりにつきまして一緒にですね、深めていきたいと思っておりますので、あり方につきましても、枠組みにつきましても、実際それを

やっていく行動につきましてもですね、一緒に考えていけたらと思います。

ちよつとあんまり時間がなくなってきました。次に移ります。

二のですね、平時の予防的リスク管理になるんですけども、熱中症対策等の教室温湿、湿度について問題ないのかということなんですけれども。こちらにつきましてはですね、八月二十九日なんですけれども、種子島中学校の学校薬剤師の方からのちよつと、ほか市民の方からですね、いただいた、ちよつと御意見いただきました。それによりますと、学校保健法の第二十四条の三項においてですね、学校の環境衛生の維持及び改善に関して必要な指導及び助言を行うことが、この薬剤師さんの役割なんですけれども、今回データをとっていたかきまして、学校からの依頼によってデータをとっていたところですね、その基準等が、湿度につきましては三〇%以上八〇%以下、室温につきましては十度以上三十度以下というのが望ましいというところから逸脱しているということで、改善の必要があるという助言が来ているようなんですけれども、実際データを見てもですね、ある日につきましては、そういったことが起こっているというようなことなんですけれども。

これは特定されたリスクをどう評価して対策していくかという事例でもあるわけなんですけど、先ほど、前回の御答弁でも市長からもお話しいただきましたとおり、子供たちの学力、体力、心の力、総合的な人間力を備えていくために努めていくとおっしゃっていた

きました。その前提には、身の危険というのはですね、さらされなような環境設定が大事と思われますけれども、そのあたりにつきまして、当然そのコストがかかることではあると思うんですが、市長はどのようにお考えか、御見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 後半部がちょっと聞こえなかったんですけども、熱中症対策とか学校の危機管理というか。

○一二番（生田直弘君） そうです。

○市長（八板俊輔君） 設備のところですね。

市内の、例えば中学校、小中学校は、かなり設備が、いずれも老朽化しております。その上で、例えば夏場に風が入ってこないとかですね、そういう暑いというようなこともあってですね、それは、今、扇風機で対応しているようなところがございませうけれども、今後、学校の整備というのは、逐一、要望も考慮しながらですね、整備していく段階が来ると思いますので。暑いほうが何か新陳代謝を鍛えることにもなるというような考えもあるようですけども、それはそれとして、環境整備には、教育委員会と協議しながら進めてまいりたいと、整備を進めてまいりたいと思います。

○教委総務課長（福山隆一君） お答えをいたします。

熱中症対策といたしましては、各学校における保健室だよりや学級の週報などを通じて、熱中症の症状や対応について理解を深めるとともに、児童生徒に対しては、水分補給のための水筒を持参するよう指導をいたしておるところでございます。特に、部活動の際に

は、水分補給の時間を設けるように顧問に注意喚起をいたしております。

学校環境基準、衛生基準では、教室の室温については十度から三十度程度が望ましい。湿度については、相対湿度が三〇%以上八〇%以上であることが望ましいとされているところですが、実際の教室における室温等については、日によって、この基準を超えることがあろうかというふうに思います。

教育委員会といたしましては、小中学校の保健室や図書室等の順にクーラーの設置を進めており、保健室には全ての小中学校に、図書室には小学校二校、中学校一校にクーラーの設置がなされておるところであります。

普通教室のクーラー設置については、現在検討はいたしておりませんが、限られた予算内で優先順位をつけながら、今後とも教育環境の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

いろいろですね、できるところからやっていたら本当であります。いろいろですけども、事が起こらないことを願ってやまないわけなんです。実際、設備、整備をするに当たっては、いろんなコストとの相談になってくると思いますので、ほかの自治体では、営繕課等ですね、設置をして、機動的に修繕等をですね、行いながらやっていくような流れもありますということを御提案させていただきます。

きまして、次の質問に移ります。

二のイですけれども、種子島中学校が旧種子島高校使用のプールの整備ということで、真ん中あたりがですね、非常に深くなっている、まだ中学生、小学校上がったばかりの子供たちがプールをするのに非常にその深いところがあるということで、ちよつと溺れそうになりながらも泳いでいる、教育というか、授業を受けているようなこともあるんですが、何か起きてはですね、大変ですし、最近では飛び込み等はなくなくてきていると思うんですが、そのあたりについて問題ないのか、対応等につきましてですね、お聞かせいただけますでしょうか。

○教委総務課長（福山隆一君） お答えをいたします。

種子島中学校のプールは、一番浅い部分で一・三メートル、一番深い部分で一・五メートルということでございます。学校からも、プールの水深が深く、生徒への負担が大きいため、授業に支障が出ることもあるという報告を受けておるところでございます。

このため、教育委員会といたしましては、種子島中学校の来年度のプールの授業に間に合うように、プールの底を三十センチ程度かさ上げする工事を行うため、早急に新年度の予算に計上できるように、要望をしまいたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

指導員の方も減ってきていると思いますので、そういう意味では

ですね、何かあつてはですね、からでは遅いと思います。こういったちよつとリスクが特定されたところにつきましてはですね、優先順位いろいろあると思うんですけども、命にかかるところにつきましては、間違えても水難等の事故が起きないように、手当てをいただければですね、ぜひとも来年にはですね、みんなが安心して安全に授業を受けられるようにですね、手当てしていただけたらと思います。

続きまして、ウです。海水浴場、市営プールのAEDの設置と監視員の訓練についてお聞かせいただけますでしょうか。

環境設定につきましてと、あとはその実際にそれを動かされているのか等につきましてお尋ねいたします。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、海水浴場につきましては、浦田海水浴場とよきの海水浴場の二つがございますが、二海水浴場とも、まずAEDを設置してございます。また、管理人、監視人を含めまして、できるだけベテランの方がですね、毎年雇用できるような形をまずとっておりまして、さらに毎年、胸骨圧迫ですとかAEDの使い方、それから心肺蘇生法などの普通救命講習、こちらのほうを毎回受けていただき、安全対策を行っているところでございます。

以上です。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

市営プールのAEDは、プール開業期間中一台設置しています。監視員等の訓練については、プールの開業前に、消防署のほうで、心肺蘇生法、AED使用法、水難救助法等を毎年実施しております。なお、市営プールのAEDについては、プール開業期間中、特別に市民体育館のAEDを使用していることから、今年度中に、新たにプール専用のAEDを購入する予定でございます。

以上です。

〇一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

環境設定のところと実効性の担保というところにつきましてはですね、いつ何が起るのかわからないというところですので、ハード面やソフト面についてもですね、しっかりと整備していただけているようですので、引き続きですね。あとは、普段、いつ何が起るかわからないということについて、常にそういった危機意識を持って臨まれるかどうかということにかかっておりますので、引き続き、そのあたりもあわせてですね、お願いできたらと思います。ありがとうございます。

続きまして、次の項目の三つのところに移りたいと思います。

産業振興と行政改革でございます。第六次長期振興計画におけるしごと分野の位置づけについてお尋ねいたします。

こちらにつきましては、第五次長期振興計画の、通告書に記載がございますけれども、（一）のところですね、第五次長期振興計画の後期基本計画に対するアンケート分析では、商工業の振興、農業、

林業、漁業の振興、雇用創出の項目が最悪の領域に分布しているという状況がわかりました。

また、市民、中高生、校区意見交換会、この三つのアンケート結果でも、今後、市が力を入れるべき取り組みの項目では、働く場の確保ですね、（既存企業への支援や企業誘致等）が第一位になっております。

このあたりにつきましてはですね、今申し上げた、その三項目の悪化原因は何であるというふうには、原因の特定といえますか、をさせていたただきたいんですけども、御説明いただきまして。

そのちよっと時間がなくなってきましたので、あわせて、イに移りませけれども、その結果を踏まえた上でなんですけれども、アウトプット、そもそもアウトプット、アウトカムの設定や行政評価の仕方に問題ないのかというところをちよっと一緒にあわせてなんですが。

アウトプットというのは、結局、どういった結果をそもそも目指していたのかと。課題解決にどういった結果を目指していたのかというところで、その効率性についての基準・評価についてになってくるところでございます。

アウトカムにつきましては、その効果ですね、効果につきまして、周りの取り組んでいる方以外の方、取り組んでいる方も、その有効性、成果がどうなのかというところを、きちっとしているのかというところなんですけども。まあ当然、やっている方も評価する側も、

目標・基準がないと評価もできないですし、その良否についても判断できないと、話がかみ合わなくなってくると思うんですが。

まず、その、この先ほどのところの、その原因の特定とその当初設定した施策についての客観的な状況についてお尋ねします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、商工業の振興につきましては、昨日も質問の中で出てまいりましたが、全体的な大きな問題も含めまして、あとは複数の要因が重なり、悪循環に陥っている状況だと認識しております。このことは、全国の地方都市でも同じような傾向が示されているところでございます。

このような状況の主な原因といたしましては、まず初めに人口減少による消費力の減少と、あと、ネットショッピングなど消費者の購買行動ですかね、こういったものが近年大きく変化したことによるものが直接的なものだと認識しているところでございます。

また、商業などでは、郊外の大型店舗と西町、東町を中心とした商店街それぞれで原因にも違いがあるものと思われまます。

製造業も同じで、消費力の減退と購買行動の変化、後継者不足など、さまざまな原因が複雑化している状況でございます。

これらの原因以外にも、消費者のニーズの変化、それから建物などの劣化、景気の低迷、価格競争の激化など、複数が連鎖的に問題化している現状だと認識しているところでございます。

続きまして、雇用の創出につきましては、各産業の低迷に比例す

る形で雇用環境が悪化していると認識しているところでございます。また反面、雇用不足が問題化している職種も多く、雇用のミスマッチが発生している状況でもあります。

以上です。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。農業、林業、

漁業の振興につきましてはの要因について御説明いたします。

まずは、総体的に就業者の高齢化に伴います、失礼しました、就業者の高齢化に伴います後継者、担い手不足、それと農林水産業におきましては、雇用の確保というよりは、労働力不足が考えられております。またもう一点、生産資材等の価格の上昇とも考えられているというところでございます。

それを受けまして、対策としましては、今後、多様な担い手の育成、それから労働力の確保、それと経営基盤の強化等々の施策展開が必要ではなからうかと考えております。

以上でございます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御質問のイの部分についてお答えをいたします。

議員御指摘いただきましたように、今回の市民アンケートにおいては、産業振興の分野で市民の満足度が確かに低い評価というふうになってございます。こういったことから、アウトプットとアウト

カムの設定の適否に疑問を持たれたということかというふうに受けとめております。

確かに、第五次長期振興計画の中で、例えば、市の農業振興施策の求める結果として、総生産額であったり新規就農者であったりという部分を設定しているわけですが、この部分については、二十八年度終了時点において、結果としては、全て目標を達成しているという状況にもかかわらず、それが市民の評価につながっていないという結果が示されているところでありまして、このことは真摯に受けとめなければならぬというふうに思っております。

計画設定時において、活動の実績としてのアウトプットの指標や成果としてのアウトカムの指標等の設定については、いろいろな考え方があるかというふうに思いますけれども、一つの政策分野における目標、あるべき姿を設定した場合に、どういう状態になれば成果があったかを定め、さらにそれを実現するための手段として事業を行い、その結果や結果を元に展開することが成果に結びついているのかの検証が必要になってくるというふうに考えているところです。

行政評価については、基本的には成果指標は、働きかける対象がどういう状態になってもraithたいのか、その状態を測る指標としてふさわしいものは何か、さらに客観的に測れるものは何かということを考えて設定をされている状況でございますけれども、いろんなところから御指摘いただいているように、制度導入後十年を経過をして形骸化している面も指摘をされておりますので、今回の長期振興

計画の策定にあわせて、これまでの評価の手法を見直し、結果を元に成果をしっかり把握をして、有効性を確認しながら予算との連動を図れる仕組みの再構築に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

今です、御答弁の中で、経済観光課につきましては、まあ島内の消費、島内の資源について、どう対応できているのか、どういう課題があるのかというところでの着眼点がですね、島内の消費等が低くなっているからとか、そこから入ってきた外部のところ、ネットでの購買がというところでちょっといろいろ課題等についてお聞かせいただきました。

農業につきましてもですね、担い手等、もろもろ等、島内でのその需要、人材の需要というところでした。

行政経営課につきましてはですね、まさに指摘どおりなんですけれども、アウトプット、つまり目標はクリアできているんですけど、効果が出てないよねというところだと思っんですね。そこにつき、まさにアウトカムという、その効果の有効性についての、その指標の設定であったりとか、そこにですね、効果を、そのどこに設定したらいいか、目標とその効果、成果というのを、ちゃんと目標が達成して成果に結びついていくのかというところまでひもつきで設定ができていないというところのあらわれなんだと思っんですね。

そこは、今、十年ぐらいたって形骸化しているところについて、現場のところとの、ホームページでは政策体系であるとか行政評価というのを記載されていますけれども、個々の職員の、その作業、事業レベルまでにおいて、その取り組み、これは何のために、どこに向かつて、どこまで行けばいいんだというところについての共有というのが、共有されてないというところなんだということが、こういうふうにあると私は思っています。

せつかく一生懸命やっていて、時間もエネルギーもかけているので、特にですね、財政が厳しくなっている状況におきましては、いかに効率的にやっていくか。その効率性の評価につきましては、やはりアウトプットの設定が、きちっと、ちゃんとした形で承認されておられないといけないわけですので、そのあたりについてはですね、今後の取り組みについてお願いできればと思います。

ですので、今、ウのところにつきましては、長期振興計画の中で形骸化しているようなものについてはですね、廃止等もしていきながら、見直しをしていかれるというようなことでございましたので、そこについては、しっかりと中身のある、実効性が実践的にできる、複雑にしてもしようがないんですよ。簡単な形でも、人も減ってきているので、そういった意味で、中身がある、簡便であったとしても本当に意味のある形のものにしていけるようにですね、ぜひともお願いいたします。

ウのところにつきましてはですね、事業廃止、統合等についてと

今後の取り組み、これだけお聞かせいただけますでしょうか。

○行政経営課長（神村弘二君） 事業の廃止や統合の実績と今後の取り組みという部分についての御質問でございます。その部分についてお答えをさせていただきます。

事業の廃止と統合の実績についてですけども、制度が改正になったりとか、あるいは事務効率のために統合されたもの、またブラッシュアップしていくために廃止をしたもの等もございますけれども、先ほども申し上げたとおり、振り返り作業が形骸化しつつある状況もございまして、十分な検証、評価、そして見直しが機能しているというところ、機能していると言えない状況もございます。

このような状況から、先ほども申し上げましたけれども、各産業界の事業実績についても、第五次長期振興計画において取り組んできた事業の効果や課題等を総括した上で、廃止や統合も含めた効果的な事業の精査を行い、今後四年間の事業実施計画を作成をしていくというふうにしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

ぜひですね、必要なもの、必要じゃないものを特定した形で議論していただいて、やっていただけたらと思います。

御提案ですけれども、例えばこのホームページの「事務事業には」ということで、課題解決的な活動事業というファミリーサポート支援事業とか、いろんな課題解決型の事業と、定型的な活動の事

務ですね、住民票発行等の事務作業とかがありますけれども、こういった市の抱えている、いろんな事業、事務事業ございますけれども、この中で振り返りシートというのが、全てのその職員に全ての事業にくっついていく形になると思うんですが、課題解決型のものについては、当然、裁量的に何かやって改善していったということが出てくると思います。そういったものについては有効な、振り返りシート等については手段だと思わなければならない、基本的に決まったことを効率的にやっていくような、その事務的なものについては、改善とか裁量の余地はないんですね。そこについては、振り返りシート等はもうつくらなくて、複雑な、あーいった複雑なものをつくらずに、簡便的なもので目標設定等をしていったらいいんだと思いますので、そのあたりについて、人も時間も有限です。で、業務効率を上げて、少ない予算の中でも最大限の効果が上がるようにですね、していったらいい、職員の方の作業に追われるような状況で、考えることができなくなってしまうかどうか、明確な目標と課題というのを、きちっとみんなが共有できるような状況を体制としてつくっていただきたいというふうに思います。これは提案でございます。

最後、エのところでございます。

先ほどもちょっと経済観光課のところの御答弁の中でも、かなり着眼点というか、答弁の中でだけだと思わなければならない、島内の消費に依存するような形かと思うんですけど、のような御答弁にちょ

っと聞いたんですけれども、足元の既存企業への支援、企業誘致の活動と取り組みの、今後の取り組みについて。これ、三アンケート、市民、中高生、校区の意見交換会全てにおいて、このあたり一番やってほしいというふうに言われている市民からの意見でございますので、これについてどういった取り組みを今されていて、今後、どういうふうに、こういった島外、島内両方ですね、どのようにしていかれるのか、第六次長期振興計画への盛り込みも含めてですね、市長の意見をお聞かせいただけますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 産業振興、それから港町再生という西之表市を盛り上げていくためにはですね、やはり今以上に積極的な取り組みが必要であると思います。

第五次長期振興計画の振り返りを踏まえて、第六次長期振興計画を策定するわけでありませうけれども、やはり難しいところがあり、産業振興の場合の企業誘致というものがですね、非常に難しく、離島であるということが非常に大きなネックになっているわけですが、けれども、例えば、その港町再生のところ、国際性のある、国際性豊かなまちづくりというようなことがあります。それは、この種子島がポルトガルとの縁があって、その火縄銃の歴史を、それから文化というものを大事にして、古民家の歴史的、文化的な価値というものを絡めながらやっていくということがありますけれども、例えば、企業誘致で言いますと、そのポルトガルの酒はワインですけれども、ワインが無理なら、さとうきびのラム酒ですとかですね、

それを、そういう新規事業について、最近の動向として、企業、島内関連企業ですとか、あるいは大学と連携して、いろいろ学術的な取り組みが行われておりますけれども、そういったところから、そういったところとの情報交換の中で、新たな産業を、企業を誘致する、あるいは創業するというようなことも考えられております。そういうことを絡めていきたい。

それと、もう一つは、やはり第一次産業ですね。農業、漁業、もうかる農業、もうかる漁業、そしてもうかる商店街ということを考えながら、それぞれ農業の産品の販路拡大、漁業については、鮮魚等の鮮度保持の能力を高めてですね、売り込んでいくと、そういうことも視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） ちよつと時間が大分迫ってきておりますので、ちよつと私の提案のところ、次のさしていただいて、ちよつと御答弁を少しだけいただきたいんですけども。

昨年、宇宙活動法がですね、整備されました、小型ロケット等のその分野におきましては、民間がかなり参入してきております。そこにつきましては、平成二十九年六月交付のですね、地域未来投資促進法が整備されました、県につきましては、宇宙開発等のですね、近未来技術特区の実現に向けました企業誘致に向けて、研究機関等はですね、景気に左右されないというようなこともあってですね、関連企業の誘致に重点的に取り組むということ、種子島のですね、ほうに誘致できないかという話も出ておりますし、まさにその離島

のハンディキャップのところにつきましては、ハンディキャップという点においてですね、地理的な状況についてのハンディキャップを乗り越えて、徳島県の神山町とかにつきましては、特別な企業誘致に係る税制優遇等を全面に出さなくても、当市においては光回線があるということ、IT企業が続々とそこに、その文化が好きとか、その自然が好きとか、いろいろと地理的なその、地理的などうか、そのソフト面について、文化等につきまして気に入っているところについて見直されてきているということもありますので。

私につきましては、そういったことであるとか、あとはその種子島においてはですね、余りそのアクセント、方言としてのアクセントがきつなくて、NHKの標準語に使われるようなお話をされる方が非常に多いので、そういった、これはちよつとコールセンターとか、ああいった地理的なハンディキャップを乗り越えていけるようなもので、ある程度ターゲットを絞って、ニーズを含めてですね、積極的に企業誘致活動に取り組んでいただけたらと思うんですけども。簡単に、すみません、御答弁をお願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。企業誘致につきましては、昨日、一般からの一般質問におきまして答弁しているところがございますけれども、各種制度の充実を図っております。

まず、企業立地促進奨励金、それから創業支援ネットワークによ

る支援、それから特定有人国境離島地域特措法の活用、地域再生法に基づく地方拠点強化税制などの各種制度、それから未来投資型の部分も含め、国のほうで各種制度の部分のところを充実してきていくこともありますので、このようなことをしっかり活用しながらですね、企業誘致のほうには取り組みをしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど市長の答弁の中にもありました域学連携、大学連携の部分につきましても、この種子島の地域資源をうまく活用して、外にもしっかり伝えていけるような形ですね、今取り組みを進めております。

一つにはその学びの島、教育的な部分のところも含め、研究機関がですね、種子島のほうに集まってくるような、そういうような環境というところをちよつと意図しながら、島外のほうにも情報発信をしているところなんです、このような情報発信が功を奏しまして、最近では、IT企業ですとか看護師養成事業、体験観光事業などでですね、域学連携を推進した延長の中で情報を得た企業がですね、既にこちらのほうに、今、打診をしていただいているところです。

ここ一カ月、二カ月の間にまたその三者含めて協議を進めていきますが、そのようなことで、今進んでいる先端技術的な部分のところを、この島の中に取り込み、また、ロケット、そういったもののもともともあるですね、潜在的な要素というところも含めて、企業のほうにしっかりとPRをしていき、実際の企業誘致のほうにつなげ

ていきたいというふうには考えております。

以上です。

〇一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

まさにですね、今ポイントを絞って島外への発信というところがポイントになってくると思いますし、大学連携等ですね、ところが重要になってくると思います。そこにつきましましてはですね、先般、日本学術会ですね、会議がございまして、座長ですかね、務められました大政東京大学教授のほうにも、西之表市の訪日外国人の誘客であるとか海外発信の取り組みにつきまして、今現在、一月から七月現在で、日本に訪日外国人は一千六百万人来ておりますけれども、そちらについてもすっかりPRをいたしました。そして、ぜひともちよつといろいろな形で御協力いただきたいとお願いしましたところ、快諾いただいておりますので、そのあたりもですね、所管課と一緒にフォローアップさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、四番目の産業振興の地方創生に資する分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランの推進事業につきましてお尋ねします。

これは前回の第二回定例会に係る一般質問のフォローアップになるわけなんですけれども、ちよつと時間が余りございませんので、まとめて、こちらの御理解と現況等の確認と今後の方向性についてお尋ねいたします。

一番目、現状の進捗と成果につきましてなんですけれども、液肥のですね、バイオエネルギーをつくった後に液肥等が出てくるということなんですけれども、この液肥の作物の実証栽培をしたところ、非常に好調であったというふうに聞いております。

また、今後につきましてはですね、バイオガスのラボテスト等が見込まれているということなんですけれども、ちよつと委員会の設定がどうなのかというのをちよつと、今後、専門性の評価が入ってくると思いますので、そのあたりについてお聞きしたいのと、あと、第六次振興計画上の位置づけとしましては、この件につきましては、建設、農業、商工、観光ですね、消費のアップ、雇用増化、産業創出振興、人口交流、廃棄物問題の解決、林業、森林の涵養力、防災組合の経営改善化、財政的な貸付金の回収等の財政の向上等というふうには私は見えているわけなんですけれども、実際に形にするに当たっては、一つ一つの積み上げになると思うんですが、このあたりについて、第六次振興計画についての位置づけと今後の方向性、現状とあわせて、市長、お答えできるところからお願ひいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン推進事業につきましては、昨年度から本市の酪農業の課題となっております乳牛の糞尿を活用した有機廃棄物系バイオマスの導入につきまして、行政と民間団体、学識経験者等による検討組織を設置をし、検証を進めているところでございます。今年度も引き続き検証作業を実施

するということにしております。

具体的な取り組みにつきましては、八月に庁内検討会を開催をし、今後の事業内容やスケジュール等確認をしたところでございますが、今後実施予定の連続ラボテストでは、肉用牛の糞尿と生ごみを原料として、ガスの発生量の把握を行うとともに、事業系生ごみ等の活用についても検討を行い、事業化を見据えた精度の高い調査となるように取り組みを進める予定とさせていただきます。

また、今、御質問、議員のほうから御案内いただきましたように、メタン発酵の過程で発生する液肥の効果を図る実証栽培については、今年度、牧草と早堀りバレイシヨを対象として実施をするというふうにしてございます。

検討会については、昨年度までの委員に加えまして、酪農や耕種農家の代表者も委員に加わっていただいて、本事業についての理解を深めていただきながら、より具体的な検討を進めていくという予定にしております。

それから、長期振興計画上の位置づけと今後の方向性についてでございますけれども、島内循環型の再生可能エネルギーの活用効果といたしましては、地域課題の解決とあわせて、エネルギーの地産地消が進むことで地域内の資金循環が活性化をし、新たな産業の創出や雇用の確保に結びつくことを期待しているところでございます。

そうした視点から、さまざまな効果が、おっしゃるとおりあるわ

けですが、第六次長期振興計画においては、多様な産業振興と雇用の創出の施策に位置づけまして、再生可能エネルギーによる新たな事業展開の雇用創出を目指して取り組みを進めていくというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

時間もありませんので、最後、ウのところでお閉めくくらせていただきます。

実際こういった、かなり広域に影響を与えるもので、実際にこちらにそれほどその分野においての専門性がないものにつきましてはですね、机の上で、ややもするとちょっと抽象的なイメージでいろんなものが概念設計されていくようなことになりがちなんですけれども、これからのフェーズにおきましては、ぜひともですね、多様な雇用創出等にですね、つながっていくようなことの位置づけも考えているということでございますので、具体的な経済的な課題と社会的な課題の整理というのを緻密に実践的にきっちりやっていたらと思います。

またその、島内のその専門性、この自分たちが持っている専門性だけに頼らず、そういったものをやっていたらいいと思います。今般ですね、国立研究開発法人の、国の外部機関ですけれども、新エネルギー・産業技術総合開発機構のですね、新エネルギー部バイオマスグループ等のほうにもですね、またちょっとコンタクトがと

れましたので、そこにつきましては、国、日本のあちこちから、こういうケースが上がってきている中で、それをどういうような評価と基準と見方をしていっているのかというようにつきましの知見が集約しているところでございますので、そちらのほうは、また所管課のほうともですね、ちょっと連携していただきまして、知見を深めた上で、どういったような設計をしていったらいいのかというようなこともあわせてお願いできればと思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一二番 田添辰郎君登壇」

○一二番（田添辰郎君） おはようございます。一般質問をさせていただきます。通告書の順序、議論の流れ上、少し変えさせていた

だいております。

まずもって、十月一日から高校生までの医療費無料化が実施されるということになりました。本来にこの問題、長年、前長野力市長も御尽力をいただいたわけでありますが、実施に向けて本当に御礼のほうを申し上げます。そして、今回の議会で、子育て支援のために給食費の一部無償化という話も出ました。このことは月曜日から昨日まで街頭演説の中で市民の方にもお伝えしたところでございます。その中で、やはり高校生の子供さんを持つ世帯、高校が一番お金かかるのにねという話もお聞きしたところでもございます。十二月予算化されるかと思いますが、やはり親御さんの、高校生の子を持つ親御さん、その世帯のことも少し考慮していただければありがたい、そのように思うわけでございます。

いずれにいたしましても、本当に子供の育てやすい西之表市になってまいりました。前長野力市長、そして八坂新市長のおかげだと思っております。本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。今回、項目のほう、かなり多く、六項目にわたります。そして、答弁いただく課長様には申しわけございませんが、私のほう通告書の一番と四番については五分程度、それ以下は、二、三、五は十分程度、そして馬毛島の問題を三十分程度と考えております。ですから、私の質問のほうも簡潔にいたしますが、各担当部署の答弁のほうも簡潔にお願いできればと思います。

では、子ども医療費の窓口負担の問題からさせていただきます。

今申し上げましたように、十月一日から高校生まで医療費無料化が実施されるということになりました。本来に画期的な制度、南種子町が先んじて行いました。そして、中種子町が今年四月から始まっております。少し遅れたわけですが、新市長の懸命な努力のたまものと感謝するわけであります。

この医療費無料化については、やはり医療費が暴騰しないか、そのような問題がございます。コンビニ診療、過剰診療の問題もございます。以前、長野力市長に確認いたしましたところ、中学生までの医療費無料化を実施するというところでございました。その財源の確保を質問し、そして、いつまで実行できるのか確認しましたところ、長野力市長のほうは、自分の任期中は行うということを明言されております。それほど西之表市の財政状況、厳しい状況でもありません。

そして医療費は無料化になりますが、これは医療費がただになるわけではございません。医療機関、歯医者さんが無料で治療を行うようになるわけはありません。我々の子供たち、孫たち、親御さんの経済的な問題に関係なくして、平等に必要な医療を受けさせたという思いから、親御さんに負担をかけるのではなく、市民全般でその医療費を負担しようという思いの制度でもあります。

先ほど、長野力市長が任期中は必ず実行するというふうにおっしゃったように、この制度がきっちり活用されなければ、せっかくいい制度、喜ばれる制度でも、維持することができないわけであり

ます。

そのためには、先ほどから申し上げますコンビニ診療、過剰診療対策、この制度自体を悪用することがあつてはならないわけでありますが、その辺の周知のほう、私自身は街頭演説で毎回のようになさせていただいております。市当局においては、その努力、いかようになされてるのか確認をさせていただきたいと思ひます。

〔福祉事務所長 小山田八重子さん〕

○福祉事務所長（小山田八重子さん） では、コンビニ診療とはどういうことかということから、まず御説明をさせていただきたいと思ひます。コンビニ診療、コンビニ受診とはということですが、二十四時間営業のコンビニエンスストアにちよつと買い物に行く感覚で、休日や夜間に受診をしたり、緊急性がないにもかかわらず、安易に救急外来を利用する行為のことを「コンビニ受診」と言つております。重篤な患者の受診の妨げになったり、医療費の増加につながる行為だと、子ども医療費無料化への取り組みが、そうした行為に拍車をかけるのではないかと御指摘もあるところでございます。

しかしながら、子育て世帯への効果的な経済対策として、また、全ての子供たちに適切な診療を受けてもらうことを目的として、本市においても子ども医療費の無料化に、さらに十月から十八歳までの拡大に踏み切ったところでございます。

御質問の対策については、対象となる保護者の方々にコンビニ診

療、過剰診療また安易な受診を避けていただくよう御理解を求めていくことになろうかと思ひます。

田添議員のほうでも、街頭演説の中で、そのようなことを周知していただいているということに感謝を申し上げます。私どもも引き続き広報紙等で啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、特に乳幼児のいる御家庭では、育児への不安や健康状態への不安感が強いのではないかと思われまので、子供さんの健康状態については、乳幼児健診等の機会を捉えて、保健センターの看護師や保健師などから専門的な助言を受けるなどして、不安感を取り除いていただくことも必要かと思つております。

保健センターでは、乳幼児健診のほかに、子供さんの成長の確認や日ごろ心配なこと、気になることを医師等に相談できる定期相談日も設けているほか、生後四カ月までの乳児がいる全ての家庭を母子保健推進員が訪問する「こんには赤ちゃん訪問」も実施しているようにございます。

日ごろから相談できる窓口を見つけておくことも、安易な受診を避けることにつながると考えまので、こうした相談窓口を積極的に御利用いただきたいと思いますと思つております。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。担当所長のほうには、これまで御尽力いただき、本当にありがとうございます。

では、二つ目の質問に移らせていただきます。

窓口負担の解消の問題でございます。これも一年半以上にわたりまして質問させていただきました。そして、前回の一般質問でも行わしていただいたわけであります。既に行政当局の手から離れて、やはり政治家である市長の行動が、この窓口負担の解消、どうしても必要だ、その状況になっているのではないかと思います。

種子島一市二町、中種子、南種子、西之表、全てが高校生まで医療費無料化が実現されました。やはりこれは種子島三首長一致運動として、県当局また関係所長に申し合わせなり、これを推進するため動きをすべきじゃないか、そういうふう思うわけであります。

以前から担当所長が申し上げているとおり、沖縄県と鹿児島県が、この件につきましては大分遅れた状況でもございます。改めて市長のこの問題に対する決意のほうをお聞きしたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

現物支給の取り組みについては、私どもの西之表市だけでなく、あるいはまた種子島の一市二町だけでなく、県下多くの首長さんたちが同じような要望を続けております。

県に対しまして、また国に対しまして、我々の末端の基礎自治体の苦勞についてですね、理解をいただいで、要望を続けてまいりたいと思っております。

○一一番（田添辰郎君） せっかくのいい制度であります。未長く

運営ができるように、そして、このいい制度が子供の格差を生じないように、ぜひとも強力な動きをお願いいたします。

では、コミュニティFMについて質問させていただきます。

南海トラフ地震、この地震は、今後三十年以内、七〇%以上の確率で起こると言われております。先日も台風災害時に、国上のほう、一部地域で停電が一昼夜続きました。そして、防災行政無線のほうも使えない状況になった地域もあつたかに聞いております。

月曜日にも同僚議員のほうが一般質問がございました。対応していただけるということなんですが、この行政防災無線、私が初めて議員にならしてもらって、二年目、三年目にできた制度であります。当初は、十年後には更新するという予定でもございました。それが既に十七年か十八年、二十年近くかかるうとしているわけでございます。同僚議員のほうも確認されておりますが、この喫緊の課題、いかようにするのか。防災行政無線のほう、いざというときに使えない、そのような状況も踏まえて、どのように市長のほう考えているかお知らせください。お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

機器の老朽化、それから時代に合わないシステムということが懸案になっておりますので、防災システムの更新については、御案内のように更新の作業を進めているところであります。

その機種を選定についても、いろいろ検討を重ねて決まっております。実施設計ないしその配備については、今後、着々と進んでい

くことと思います。詳細については担当課のほうからお答えをいたします。

〇一番（田添辰郎君） 聞いているからいいですよ。いや、月曜日聞いてますので、はい。

月曜日、同僚議員のほうからお答えのほうを大体聞いておりますので、市長の考えをお聞きしたかったということでございます。

コミュニティFMについてお尋ねにいきたいと思います。

今回も台風災害がございました。平成十三年には、本当に大規模水害が起きたわけでありました。残念ながら、我々の仲間、市民の方も二人の方が亡くなられたという現状がございます。そのようなことを考えますと、今回も台風が近づいてきております。緊急防災システムも重要であります。やはり市長、事故あるときに、その代理をする方、そのようなことは市長元気でいらっしやいますので、ないかと思いますが、出張等、それぞれございます。何かの事情がある場合には、やはり大規模災害時、市長のかわりに指揮する方も必要になっております。そのような場合のことも考えて、副市長人事のほう、国、県もでございます。これも喫緊の課題として、市長のほう受けとめていただければと思っております。これはお願いでございます。

コミュニティFMについては、数年前から民間NPOのほうで説明会なり勉強会を行い、強力に推し進めているところでございます。コミュニティFM、ラジオ、行政防災無線の子機を今の形ではなく、

ラジオでやろうということで、子機の問題で大幅な経費削減ができる問題でございます。それと、ラジオでございますから、畑に行ったり、田んぼに行ったり、海に行ったりした場合も使える。そういった、より市民にとつて、いつでも身近にある存在になる、そのような利点も言われております。

このような問題、行政としてどのような検討をされてるのか。私自身はコミュニティFMにこだわるのは、やはり防災の観点からだけではなく、ほかの観点もいろいろと考えていかなければならない、そのように考えるからであります。

奄美のほうでは、西之表市のほうでも勉強会を行いました。大規模水害時にコミュニティFMが本当に効果を発揮した、そのような話も伺っております。そして今、国もこのようなコミュニティFMについて、さまざまな補助を行っているわけでありました。既に行政の担当部署のほうは、もう数年経っておりますから、勉強済みかと思っております。

このコミュニティFMのやり方、そして、今回、我々がとうとうとしている方法、その違い、また従来のやり方とどのようなデメリット、メリットの差があるのか、そのことについて教えていただければと思います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

〇総務課長（大瀬浩一郎君） コミュニティFMの検討状況についての御質問でございますけれども、防災行政無線の導入の検討の中で、

コミュニティFMについても検討がなされてきました。その中で、ラジオ型の子機の活用ということも決定されたわけでございます。

三番目のメリット、デメリットまでいかれたのかなと思っておりますけれども、それでよろしゅうございますか。

〇一番（田添辰郎君） はい。

〇総務課長（大瀬浩一郎君） はい。それでは、メリット、デメリットの話もございましたので、そちらのほうもお答えさせていただきます。

防災行政無線のメリットといたしましては、自治会ごとの放送が可能であること、各種システムとの連携。デメリットは、弱電界地域、電波の弱いところが現状では多いということ、あと保守・維持管理の経費が高額。

あと、コミュニティFMにつきましてのメリットとしましては、地域の細やかな情報が出せるということですね。あと、災害時においてコミュニティ放送があれば、すぐその果たす役割が大きいということになります。で、デメリットとしましては、FM放送ですので、集落ごとということがございます。あと、つくろうとしましたときに、施設整備の経費が大きいということと、それとあと運営になった場合に、安定した経営とその維持管理等の負担が大きいということがございます。

以上でございます。

〇一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

維持管理の問題、当然あるかと思えます。西之表市、人づくりもやっつけなければなりません。まちづくりも当然やっつけなければなりません。農業、水産業の問題もあるわけでありませんが。

さまざまなメリット、デメリットがある中で、どれを選択すればいいのかということになれば、やはり総合的な判断が必要になってくるかと思えます。私自身コミュニティFMの方法、課長が答弁されたような維持管理に関しても、さまざまな補助金もございまして、そして、施設整備には莫大なお金がかかるわけでありますが、これについても補助があるわけでございます。その中身、内容、やはり詳細に検討をしていただいて、いま一度、奄美の担当者のほう、以前講演に来ていらした方に御要請をしてお話を聞くなり、そういうたさまざまな努力をしていただきたい。

単なる防災行政無線、危機的な状況になって、そのときだけ役に立つものでいいのか。やはりそれに関しては、付加価値を持たせていかなければなりません。防災に関することですから、携帯電話、スマホもそうです。多チャンネル化をいかに図っていくかという問題が重要かと思えます。

そして、まちの活性化も、当然、図っていかねばなりません。私が議員になりました平成九年、以前の長野力市長も同期でいらつしゃったわけでありまして。七人の仲間です。テレビ局をつくれなにか、そういったものを検討し、鹿児島県のNHKまで勉強をしに行つたことがございました。テレビ放送で何とかまちを活性化しない

かという七人の思いがあったわけであります。それも、当然、経費的に不可能だということがわかり、断念したわけでありますが、やはりこのまちの活性化には、人と人とのつながりをつくっていかなければならぬ、そういうふうな思われたいわけであります。テレビは無理でしたが、コミュニティFMだったら何とかできるんじゃないか。そういうふうな思い、また、一般の市民団体のほうも、NPO団体のほうも熱心に、今、動いてくださっているわけであります。この時期を逃して、テレビはもちろんですが、ラジオもこの地域にはない。それが永遠に続くかと思えます。市長のほうの考えをお聞きしたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

コミュニティFMの導入についての御質問であります。

コミュニティFM、FM放送の重要性、機能については、十分承知しております。私は大まかに二つの側面があるかと思えます。

それは、一つ目は、地域コミュニティの形成において重要な働きをするということです。ローカルなニュースがこの電波を使って、地域に届くということ、それから逆に、地域からの情報を、また放送に乗せることも可能であります。これは今、種子島が、西之表市が非常に危機に面しておる大字地域の衰退といえますか、それは市街地もそうですけれども、この地域の再生のためには非常に大きな力を発揮するものと思えます。

二つ目は、やはり災害時の機能であります。大災害のときに、情

報伝達というのが非常に難しくなります。その万一のとき、災害における通信手段がなくなつたときに、FMがその役割を果たす。これは、議員おっしゃいましたように、奄美の水害のときに力を発揮したところでもあります。これはもう全国あちこちで知られていることでもあります。

まさに、このコミュニティFMを導入することは、我が西之表市のまちづくりには欠かせない、あるいは重要な役割があるという認識はございます。

では、どういうふうな設立、打ち立てていくかというところでございますけれども、これには、先ほども申し上げたように、設備には莫大な額が必要でございます。また、運営についても相当なものがかります。それについては、やはり民間の活力を重視して、ある程度は民間で備えた上で、それを行政ができることから支えて運営していくと、そういうことが必要であろうと思えます。

一から十まで行政がお膳立てをしてやっていくというほど、この西之表市の財政は豊かではございません。それについては、今、発起人から、それから運営にかかわっておられる方の一層の努力を私どもは注視しているところでございます。

○一番（田添辰郎君） 民間活力というお言葉をいただきました。

中曽根政権下、政府が中曽根総理のとき、民間活力という言葉が使われました。西之表市に民間活力というものはあるというふうな自負されてるのかどうかわかりませんが、私自身は、後ほどの一般

質問でもさせていただきませんが、民間の活力を削いできたのが行政の仕事であったと私は思っております。この問題、市長のほうもよく重要性はわかまえていらつしやるようであります。

そして、冒頭に申し上げました窓口負担の問題、医療費窓口負担の問題、また、このコミュニティFMの問題も、市長がどう動くかで変わってまいります。金がない、財政的に厳しい。四十年前から西之表市はそうでありました。その中で創意工夫し、どうやっていくかが鍵であります。先行投資が、将来的に花を咲かすかどうかを見据えて、今、財源を使っていく、そのことを考えなければならぬと思っております。

市長の答弁にはありましたが、いままじ調査のほう大好きなようでありますので、調査のほうも検討もしていただければと思います。続きまして、順番を変えまして、四番の運動施設の維持管理についてでございます。

わかさ公園天倫館、そして旧榕城中学校体育館となっておりますが、申しわけありません、武道館の誤りであります。武道館のほうの雨漏り、そしてシロアリの駆除のほう、どうなってるか。また、二番目の市営グラウンド入り口の植樹について、そして、市営プールの改善について、簡単に結構でございます、御紹介ください。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

運動施設の維持管理についてということ、わかさ公園の天倫館

につきましては、現在、屋内の相撲場として利用されておりますが、雨漏り等で練習に支障が出ていることから、今年度、天倫館入り口の木の修繕とあわせて、屋根の補修も行います。なお、予算につきましては、六月補正で計上しております。

続きまして、市営グラウンド入り口の植樹についてでございますが、市営グラウンド入り口にガジュマルを植樹しており、グラウンドゴルフやゲートボールをする方が、木陰を休憩所として活用しております。一方、枝が伸び過ぎて、夜間に入り口付近が暗くなることから、グラウンドの照明の角度を変えて、入り口付近を照らすようにしたり、ガジュマルの定期的な剪定を行うなど、改善に取り組んでおります。

三番目の市営プールの改善についてでございますが、市営プールの改善要望については、これまで更衣室入り口のカーテン設置、飲料水の自動販売機の設置、日焼け防止のための屋根の設置などの要望がありました。更衣室入り口のカーテンや自動販売機の設置については、既に対応したところですが、日焼け防止のためのプールへの屋根の設置につきましては、現在はテント設置等に対応しているところですが、なお、今年度は子供用の小プールの床のペンキが剥がれていましたので、修繕を行ったところでございます。

以上です。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

三項目について答弁をいただきました。

雨漏り、いろいろあります。武道館のほうは、本当に使えないものを地震に対応できるように処理していただきまして、今、柔道のほう、そして総合格闘技ですか、使わしていただいて、その方たちから本当に感謝の言葉をいただいております。

この財源の少ない西之表市でございます。本当は使えなかった施設のほうを補強して使えるようにしていただいたわけでありまして。新しいものをつくってほしいという思いは強くあるわけでありまして、このような古い施設でも補強しながら、手入れを入れながら、やはりいましばらく使う必要があるかと思えます。雨漏り等、そしてシロアリのほうは、課長のほう、見て御存じだと思います。対応のほうをお願いしたいと思います。

そして、市営グラウンドの入り口の植樹についてでございます。この問題、何度も質問させていただいております。課長のほうも、これから運動会の前で、子供たち、特に小学校低学年、中学年の方たちが練習に参ります。夕方どきの、日が暮れるときの状況で見に行っていたらと思えます。

入り口前のガジュマルが、なぜ移してくれ、切ってくれ、私が言いますのは、今、教育委員会でございますから、御存じのとおり、学習障害の子供が増えております。原因は明らかではございません。注意欠陥・多動症という方も増えております。子供の責任でもございません。親の責任でもございません。あの場所で本当に低学年の子供たちが飛び出そうとして事故に遭おうとしている。そのような現

場を見た方しか、このように強くは言えないかと思えます。

以前の質問に関しましては、わかき公園からの入り口への街路灯の問題を言われました。僕はあんなところは比にならないと思っております。街灯をつけてもつけなくてもいいし、危険だったら、通らなくすればいいだけの話であります。一番の主たる出入り口である入り口に、子供たち、幼児を初め、小学校低学年児、万が一が起る可能性があるとおじいちゃん、おばあちゃんが感じたから、私のほうにも声が来るわけであります。親御さんから声があるからこそ、私が、今、一般質問をしているわけでありまして。この問題、教育委員会としても真剣に考えていただければと思います。

そして、市営プールの改善についてであります。私も今回、中種子町の流れるプールのほうに四回を目標に行っていました。中種子町のプールのほう、大分、時期が、時が流れまして、大規模修繕するというところでございます。市民の中には、中種子町のプールが閉鎖されるのではないか、そういう噂も流れていたわけでありまして、私自身も確認し、ほっと一息をついたところでもございます。中種子町のようなプールをつくる必要はないかと思えます。しかしながら、中種子町とは違う特徴を出していただければ、市営プールのほう、場所はそのままでも構わないと思えますが、やはり中種子町が流れるプールでありますから、きっちり競技をする、子供の用のプールもございしますが、競技もできるプールにしていただく、その方向で検討をしていただければと思っております。

そして四番目、運動施設の広域化についてであります。

この問題、プールの問題で思ったわけであります。西之表市のプール、市営グラウンドの下のプールでございますが、なかなか利用者は少ないようであります。中種子町の流れるプールはといえば、利用者の半分は西之表市民であります。そのようなことを考えると、中種子町、プールの大規模改修を行うわけですが、それを中種子町一つに負わしていいものかなと、そういうふうにも思っております。

そして、その他の球技施設、体育施設、私は同様に考えるわけがあります。西之表市の人口は、昭和三十四年、三万三千人以上、三万四千人以上ありました。市の特例により、西之表市になったわけがあります。その当時、種子島の島民は六万人以上いたと考えられます。今、西之表市の人口は一万五千数百人あります。半減いたしました。中種子町、南種子町合わせても、種子島の人口は三万人、それぐらいであります。最盛期の西之表市の人口より少なくなつた可能性があるわけであります。このような状況の中で、平成の大合併は失敗に終わりましたが、一市二町、自分の町、自分の市にこだわって、大型大規模施設のほうを、運動施設も文化施設のほうも、それぞれつくらなければならないのか、そういう疑問を持つわけがあります。

そのような観点から、プロ野球の誘致、いろいろさまざまな声もありませんが、私は現状の財政的な問題を考えれば無理だと考えるわ

けであります。その部分につきまして、運動施設の広域的なあり方、どのように検討されているか教えていただければと思います。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

運動施設については、現状を踏まえながら、活用すべきものは広域的に活用しているところがございます。今後、施設の整備については、市が独自に整備すべきもの、あるいは広域的に共同利用したほうがよいものを見きわめながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○一一番（田添辰郎君） 財産監理課のほうから、先日、資料をいただきました。議員全員に配付されたわけですが、公共施設のほう、学校施設もそうですが、道路も含めて、かなり人口減少に合わせて減らしていかなければならない現状もございます。

我々議員は、選挙に出る立場であります。頼まれれば、作ってくれ、あれをしてくれ、そういうのも大事な仕事であります。しかしながら、議員もそうであります。市長も行政の職員としても、この西之表市、広くは種子島、きつちりと健全な形で将来にわたって、長期的に繁栄ができるように考えていかなければなりません。このような観点を教育長また市長にもお持ちいただければと思います。では続きまして、三番目の生活困窮者への対応についてへ移らせていただきます。

税の公平な負担は当然であります。これは議会のほうから強く要

望し、また県の指導もあり、今のような法律にのっとり適宜対応をしていくようになったわけであります。そのおかげもありまして、収納率は上がっております。水道の料金の問題もございます。以前お話ししましたが、水道料金が払えない御家庭に行って、子供しかいないのに、何も言わずに水道栓を閉めていった。そういったお話もこの場で言ったことがございます。

市長もそうです。そして私の目の前に座っている執行部の方も国民健康保険税を払ったことがあるのか、ほとんどの方がないかと思えます。

前回の質問で申し上げました。毎月決まった日に給与がもらえる。そして、時期になればボーナスももらえる。そういう方は市民の中では少ないわけであります。

そして、国民健康保険、私はやはり制度としての欠陥があるかと思えます。これも徐々には正されていくわけですが、低所得者、自営業者、そのようなもので成り立っているわけでありますが、低所得者の控除、さまざまなものが打たれております。自営をなさっている方の国民健康保険では、低所得者の分まで賄わなければ、健康保険制度の仕組みが成り立たない形になっております。そのため、一生懸命働いている方で国民健康保険の方は、税金のために働いているようなもんだ、そういう嘆きをする方がいっぱいいらっしゃるわけであります。

税務課におきましても、これまで六期だったものを八期にしてい

ただきました。本当に以前からお願ひしたことでありますので、ありがたく思うわけではありますが、高い国保税の問題、そして、固定資産税の問題、その土地の収益力に応じて、やはり税金はかかるのが当然ではないかと思えます。収益力の落ちた土地に、以前と同じような税金をかけるというのはどうなんだろう。そういうふうな思いうわけであります。

そして、水道料金のほうは、原因は明らかではありません。水源が二カ所ある。そして面積が広い。高くなるのが当然であります。しかしながら、しようがないと言っているんじゃないでしょうか。

よそと比べて、中種子町、南種子町と比べても、高い高いばかりの西之表市。せっかく子供たちの施策を一生懸命やっただけで、ここに子供を持つ若い世代が住むことができるんでしょうか。僕は住めない状況に向かっているように考えます。

このような高い固定資産税、国保税、水道料に関して、市長のほうは、まだお帰りになって、間がないわけですが、どのようか感じておられるか教えていただければと思います。

○市長（八板俊輔君） 私は住民票をこの西之表市に移しましたのが五年ちよつと前でございますが、その間、国保税も納めさせていただけました。その間、退職しました後は、収入が減っておりますので、非常にその国保税を納めるにも苦労した記憶がございます。そういう意味では、市民の所得の思うように増えない市民の方々のお気持ちは承知いたしております。

しかしながら、一方でこの全体的な国保財政、運営についてはですね、やはり収入のほう、納付のほうを積極的に収納率を上げなければいけない、そういう面もあるわけでございます。そうした両方のバランスから成り立って、この市民生活を我々は支えているわけであります。

その収納につきましては、やはり市民の皆様の理解を得ながら、適切な方法をとっていきたい。職員もその思いで日々努力をいたしておるところであります。

〇一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

本当に住みづらい、子育ての環境はよくなったわけではありますが、住みづらい西之表市になってきております。

市長のほうは選挙のときですね、私自身も使わしていただきました。生意気な言葉かもしれませんが、寄り添う、市民に寄り添うという言葉を市長のほうも使ったような気がいたします。私自身は家内のほうが一生懸命訴えておりました。

税の公平な負担、当たり前のことであります。きちっと税收を上げていかなければなりません。市の財源の中で、市税が一三%から一四%を占めているわけであります。貴重な財源でもあります。

しかし、その税の徴収に当たって、相手の生活を顧みないような発言をしながら、徴収をしていいのか。社会保険ではなく、国民健康保険、その税を払われる方は自営業の方が多いわけであります。うまくいっている自営業もあれば、うまくいっていない事業所

もあるわけであります。そして、子供を抱えたり、お年寄りを抱えたりあるわけであります。市役所職員と同じように、決まった日に給料が入ったりはしません。決まった月の何日にボーナスが入ったりはしません。しかしながら、目の前に事業を行うための支払いはあります。学校の支払いも当然あるわけであります。そのようなことを考えながら、国民健康保険に加入されている市民の方は、やりくりを考えるわけであります。

税金を払うのは重要でありましょうが、税を払うため、ほかから借金しよう、身内ならわかります。ほかのカードで借金しよう、国税が遅れている場合は、多重債務問題もあって、カードも借りれない事例もあるわけでありますが、ほかから借金をしよう、利息の高いところから借金して返さなきゃ、そういうふうに深刻に考えている方もいらっしゃるわけであります。

子供の学費の問題でしょうか、そのお金を貯めて、何とか専門学校、大学に行かせようと思っても、それを税金に支払わなければならないのか。本当にこのことを悩んでいる方があります。そのような状況をつくっているのは、今の徴収体制でもあります。市民の声、市長のほうには、なかなか届かないところがあるかもしれません。ぜひとも、そのようなことを市民に直に聞いていただいて、どのようにすれば、市民目線ではなく、そういった上から目線ではなく、市民とともに寄り添った形でいい政治ができるのか考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

明確な答弁、ありがとうございます。本当に勉強していただいて、もっと市民の中に入っていたらと思います。

このふるさと西之表市が大好きな市民がいっぱいあります。子供たちも、市長も御存じのとおり、種子高生半分以上がいずれは帰ってきたという、本当に子供たちにも、今住む僕らにも愛される郷土であるわけであります。そこに住めるように、暮らしていけるような最大限の努力を、この生活困窮者対策、この面からも考えていただければと思います。

そして、各課の連携のほう、今、税務課のほうを申し上げました。水道課の問題もそうです。生活困窮になればなるほど、その部分で目が洗われてくるわけであります。それをいかに連携して対応していくか、このことを真剣に考えていかなければならないと思います。福祉事務所のほうでも検討されているかと思いますが、市長がそのことをやはり念頭に置いていかなければ、本当に救うべき市民を救えない、そういう現実があるかと思えますので、その辺のほう、市長どうお考えでしょうか。

○議長（永田 章君） ここで議長よりお願いを申し上げます。

ただいま正午となりましたけれども、田添辰郎君の一般質問中へでございますけれども、この生活困窮者への対応についてのみ答弁をいただいて、あと休憩と入りたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 国保税の問題、それから水道料金の問題、

いろいろ本市には、本市ないしは、この国の制度上、いろいろ生活困窮者、低所得の方々にとっては、住みにくい、あるいは生活しにくいところが多々ございます。そうしたところは、やはり議員おっしゃるように、市民の方の直接の声を聞きながら、そして、市の職員も各担当所管の業務がございましたけれども、各課知恵を出しながら、よりよいこの西之表市をつくるために努力をしてまいりたいと考えております。そのために私も微力を尽くしてまいります。所存でございます。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

ここでしばらく休憩いたします。

田添辰郎君のあとの残り一般質問については、おおむね十三時ごろより再開いたします。休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田添辰郎君の一般質問を続行いたします。

○一番（田添辰郎君） 一般質問のほう再開をさせていただきます。先ほど生活困窮者の対応について一般質問させていただきました。

本当に税務課のほう努力を重ねております。先ほど市長のほうにも市民の話も聞いてくださいとお願ひしたわけですが、なかなか聞けないお話なんで、一点だけ追加をさせていただきたいと思ひます。

滞納が続きますと、法的な手続に従えば、差し押さえのほうができます。物にしてもそうですが、給与のほうも差し押さえができません。給与の差し押さえにおいて、税務課のほうは、本人ときつちりと話し合いをして対応するということではありますが、給料の差し押さえが、会社から連絡があつて本人が後から知るといふ事例も複数起きております。税金を取らなければならぬのでしようが、その当人の仕事、信用をなくしては、どうしようもないのではないかと、市民の生活を脅かすものにならないか。そういうふうにも思ふわけでありませう。このような一例があることもお知りおきいただければと思ひます。

では、五番目の働く場所の確保及び公共事業の状況についてでございます。

市民生活に支障がなきよう事業が選択され、実施されているかでございます。これは当然でありますので、そのようにされておると思ひますのでお聞きはいたしません、現況及び程度、それが必要で必要な事業を行い、それが十分に行われているかについて確認させていただきますと思ひます。

限られた人材の中、そして財源の中で、各課鋭意努力されておる

ことは十分承知しております。そのような意味もありまして、まずは、建設課、農林水産課、水道課、簡単で結構でございますので、必要な事業をきちつとやれてるかどうか確認させていただきたいと思ひます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

普通建設事業、土木費の過去五年間の決算状況は、平均しますと、一年間で約二億二千万円の事業費となります。平成二十九年度は、六月補正現在で約三億円の事業費となり、平均予算に対して三六・四％増の予算を確保しております。

土木費の内訳は、道路、橋梁、河川、海岸、砂防、都市計画、住宅などですが、第五次長期振興計画に基づき、道路整備の充実については、道路、橋梁等の危険箇所やカーブの解消を図り、安全性の確保、住環境の整備につきましては、住環境の整備促進を図り、日常不便を感じている施設の解消を図るとともに、老朽化した公営住宅についての必要な整備を図ることを目標に掲げ、事業を実施してきました。

現況及び程度は十分であるかとの質問につきましては、財政運営が厳しい中で限られた予算で事業を実施しており、必要十分の尺度はちよつと測りかねますけれども、今後も予算の許す限り、積極的な事業の展開を図ってまいりたいと思ひます。

以上です。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

本市の農林水産業の基本とする基盤整備は、県営事業を活用しまして、県を初め、関係機関、地域と一体なって推進をしております。また、実施においては、国県補助事業の導入や有利な起債の活用など財源の確保を図り、市民の要望や緊急性、優先度を考慮しながら、事業導入に努めております。

以上でございます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

水道事業では、安心安全な水の安定供給を使命とし、かつ健全な経営を継続する必要がありますので、市民生活に支障を生じさせないための必要な規模での整備を行っております。設備投資は、水道料金との兼ね合いもあり、計画的に行っているところであります。

なお、現在進めている簡易水道整備と耐震化事業に係る来年度までの総事業費は、全体で十六億円程度となっております。

以上です。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

財源がないところで、いろいろ創意工夫されているかと思えます。皆さん御存じのとおり、県内市町村の中でも、公共事業のほうは、西之表市は下のほうを低迷しております。

市長のほうは御存じかと思いますが、長島町のほうでは、さまざま

まな工夫を行っているところでもございます。人口一万人で、九十億円の予算に關しまして十七億円の公共投資を行っているということでございます。

また、財産監理課の報告でも、長期的に見れば、毎年、公共施設維持管理に十億円以上のお金が必要だというお話も出ております。その財源をいかにつくっていくかが問題であります。

必要な事業は、水道管の更新作業、いつも申し上げます。これはすぐにでもしていかなければなりません。これも計画的に行わなければ、弱い、強い部分ができて、故障が早く、破損が早くなるわけです。

そして、公共事業を行った場合、受けるのは、民間の事業所であります。そして民間の事業所のほうに従業員の方もいらっしゃいます。人数で言いますと、ピーク時には西之表市だけでも五百人の従業員、これは建設業組合に入っているだけですが、現在では五百人が二百人まで減っております。この二百名、六十歳以上の方も二〇%以上を超えるわけですが、大半は子供たちを育てる若い世代であります。

役所の職員は、仕事が遅れたからといって、給与が遅れるわけがありません。当たり前のことであります。しかしながら、一般の事業所、また、そこに働く従業員の方、経営者の方もきつちりと決まった日に給与をあげるように努力はされるわけですが、仕事が遅れることによって、年間の計画も崩れてまいります。金融機関

ともきちつとおつき合いをしながら、資金繰りに精を出すわけでありませぬ。

今年の事業においても、昨年もそうでありましたが、年末、年度末に集中し、限られた従業員の数ではこなし切ることが難しい、そのような状況も発生いたしました。そのようなことを反省してみれば、早目早目に手を打っていくことが重要かと思えます。

職員数も減り、また、特に技術系の職員の採用が難しいというところで、発注までの時間が短くすることはなかなか難しいということはおわかっておりますが、いかにそこを創意工夫して早く出していただくか、市役所職員の給与は払われないということはありません。建設業、事業を受けるほうの事業所のほうは、その事業がきつちりと決まった月に入ってくるかどうかによって、従業員の支払いのほうも変わってまいります。そして、今現在、西之表市の建設業の中で、きつちりと賞与なりを与えている企業も少ない現実もあるわけでありませぬ。

建設課また農林水産課、水道課、さまざまな課がございますが、事業を出す場合に、やはり民間の事情も考慮していただければと思えます。遅れたからしようがない、何々の理由があるから、そういうことはわかっておりますが、そのようなことでは民間は動いてはまいります。公務員たる自らの身分と仕事を与える民間の身分、あり方は全くありようが違うということを再確認していただきたいと思えます。

消防署の移転また消防連絡システムの改善について御質問させていただきます。

消防署の移転、六年半以上前の東日本大震災、その当時から言われていることでございます。西之表市の喫緊の課題、喫緊の課題が多過ぎるわけですが、これも市民全員が思うように、あの低地にある消防署では、いざというときに役に立たない。当たり前の話であります。

学校をつくろうとか、にぎわいの拠点施設をつくろうとか、私は消防団員であり、榕城分団の詰所、女性分団の詰所をつくっていたことは、ありがたく思っておりますが、やはりそれ以上に優先すべきは、消防署をどう移転するかであるかと思えます。それは組合の議会もございませぬから、なかなか前に進まないのはわかっております。まず、やるべきこと、やらなければならないという自覚があるのかどうか確認させていただきたいと思えます。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

熊毛地区消防組合の消防庁舎本署の件だと思えますけれども、議員のおっしゃいますとおり、東日本大震災以降、移転のところが議論になってございます。認識としましては、移転をしなければならぬという認識、あるいは議論はなされているものと思えます。

市役所の業務的には、直近でございませぬけれども、熊毛地区消防組合より古い、今の西之表消防署、元の消防署ですね、その移転の問題がございましたので、そちらのほうを急いで議論していたという

のが実情でございます。

以上でございます。

○一番(田添辰郎君) 消防署の移転のほう、分団詰所のほうを移転していただき、本当にありがとうございます。感謝するわけがあります、消防署の移転、これも真剣に考えていかなければなりません。組合議会もあるわけですが、要は、財源の問題になつてまいります。

今、長期振興計画をつくろう、さまざまな計画をつくろうということ、担当課長のほうは一生懸命やられているかと思えます。私も議員一期目は関心がございました。二期目以降、全くというほど、長期振興計画などという計画に関心はございません。財源の裏づけのない計画に何の意味があるんでしょうか。

事業者等に事業を出していかなければなりません。これは冒頭に申し上げた、僕らの大切な子供たち、孫たち、教育環境をよくするためでもあります。そのいい施策を継続的に行うためにも、財源の維持を図り、またその子供たちの親である若い世代に仕事をつくつていかなければなりません。

先ほど、生田議員からすばらしい質問がございましたように、働き場所をいかに確保するかが、この西之表市の中心課題であります。そして、その効果を、親の世代での効果を子供たちにも普及させていく、そして親の世代にも普及させていく、つなげていく、このことが重要かと思っております。

三課の現状分析をお聞きしました。そして、これまで五カ年の数字の資料もいただいております。しかしながら、御紹介いたしました。各課は、少ない人員で、そして財源で、やれる範囲のことはやっております。しかしながら、財源がないという、この状況はいかんともしがたいところがございます。長島町のように、さまざまな補助金を検討していくのも重要であるかと思えます。それも当然やっていたかなければなりません。

しかしながら、市長として、まず考えるべきは、長期振興計画、つくるのは結構でございます。市民目線、結構でございます。市民の皆さんもこのごろは余り一生懸命に声を発言されません。できないとわかってるからであります。落合市長の市政の時代から、十四、五年前から市民参加が言われております。長野力市政でも、そういう形で長期振興計画をつくつてまいりました。できない計画をつくつてどうするんでしょうか。できる計画、実行できる計画にするためには財源がなければなりません。その財源、市長はどのようにするんでしょうか。

○議長(永田 章君) 田添議員、これは二の部分ですか。

○一番(田添辰郎君) 二のほうに入っちゃったね。入りました、はい、すみません。

○議長(永田 章君) 二の部分ですね。

○一番(田添辰郎君) はい。すみません。

○議長(永田 章君) じゃあ、市長、そういうことで答弁を。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

財源をどう確保するかという問題で御質問であります。財源確保は、まずは第一番目には、市税の収入を上げることが一番目にございます。それから、この日本の国の地方自治体、基礎自治体は、構造的に国の交付金ですとか補助金というものも、一定以上、もうかなりの部分になりますけれども、それを組み入れた上で事業を推進していくということがございます。

市税収入を上げるためには、やはり人口増でありますし、定住人口の増加でありますし、法人市民税の増加を図るには、また企業誘致ということもございます。それに基幹産業の、いわゆる生産者の方々の収入を上げていくということが一番のことだと思います。農業でもうかる農業を育てていくということ、そして漁業ももうかるように育てて支援していくということ、商工業もそうでございます。そういうことを広範に、いろいろな側面から考えながら、政策を立案していくと。事業をその上で立案して、その財源は、その上でさまざまな知恵を働かせながら、確保していくということがあろうかと思えます。

最近では、出郷者の方々の支援をいただくために、ふるさと納税というような仕組みもございます。そういうもろもろの手段を講じて、この西之表市の事業を推進していききたい、そのための財源確保は、あらゆる手を尽くしてつくっていききたい、そう考えております。

○一一番（田添辰郎君） 農業、漁業、第一次産業、観光、四十年

前から既に言われていることであります。なぜできなかったのか。財源の確保ができなかったからでもあります。今、ふるさと納税というありがたい仕組みがございます。この制度、税制度上は明らかにおかしな制度でございます。しかし、ある限りは有効活用にしなればなりません。そのような、いつまで継続できるか、いいか、税源に頼るようなことであっていいのかどうかとも思うわけであります。

そして、税収アップをやりました。税収アップというのは、仕事が必要ならなりません。仕事をどうやってつくるのか、プラスの循環をいかにつくっていくのか。八板市長だけではなく、これまでの歴代市長がそのことを考えたわけであります。四十年にわたって、このことをリーダーは考えてきたわけであります。そして、今の現状がございます。

今、市長がおっしゃるような、これまでと同じような創意工夫しながら財源確保に努める、そのようなことでは財源は確保できない、すなわち働く若い世代の仕事もできない、税収アップもできない、私はそういうふう思うわけであります。

馬毛島の自衛隊施設について申し上げたいと思えます。

五月に県主催による防災訓練のほうが行われました。県の担当職員、そして国にかかわっては、自衛隊員八十名、そして海上保安庁の皆さんが参加されていたわけであります。全体で千名以上の参加、大規模な訓練が行われました。本当に二十年ぶりぐらいに、

我々の町の商店街、居酒屋さんが満員御礼という状態が見られたわけであります。

そのような訓練の中で、国上の方から、浦田の白い砂浜、ホバークラブで上陸するにはちよいどいいというお話を聞いて、ぜひとも次の機会に自衛隊の訓練を行って欲しくないかなというお話もございました。

昨年は、西之表市でも国上、そしてごみ焼却場のところですか、二カ所において行われたわけであります。今年も十一月に予定されております。残念ながら、今回は昨年より少し小さな規模だと思われているわけでありますが、国上に住んでいる方から、自衛隊の訓練があったからといって困ったという声は私自身は聞いておりません。よかった、いざというとき安心だ、そういった声を聞くわけがあります。

今回も自衛隊のほう、種子島を使って訓練する予定でございます。その誘致に向けて、先日の鉄砲祭りのパレード、自衛隊も海上保安庁のほうもパレードに参加していただきました。これも、市長の奥深い考えがあつたのだと思います。セレモニーのほうにも、自衛隊の方の、そして市長の考える馬毛島の自衛隊FCLP以外の利活用方法にとっては。馬毛島の所有者、そちらの代表の方、密接な関係をつくることが重要でありますから、当然招待してよかったですだろうと思います。

そのように、目くばせ気くばせをいろいろ使っていただけの市長

でございますから、今年の自衛隊の訓練について、どのような積極的な誘致策を考えているのか。そして、でき得れば、昨年より大規模になり、そして商店街の潤いが少しでも大きくなればと思うわけでありますが、その辺を市長どのようにお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 自衛隊の訓練の誘致の御質問でございますが、現在のところ、自衛隊の訓練誘致の活動はいたしておりません。今後の計画もしておりません。

しかしながら、平成二十六年より、対象は種子島全域でありませけれども、ほとんど中種子町と南種子町で訓練は行われております。鎮西という名で、陸上自衛隊西部方面隊の訓練であります。本年度同様に行われるのではないかと推測はいたしておりますが、こちらから誘致をしているというところはございません。

○一番（田添辰郎君） 市長の考え方ですから。本当に市民の中では、中種子町の問題、自衛隊が来てくれることに、どのような町にいい影響があつたのかを考えれば、ここにも誘致してほしいという声もございます。自衛隊、絶対嫌だという声もあります。どちらの声を聞くかは、市長の判断であるかと思えます。

続きまして、現状の安全保障環境についてであります。

東アジアの情勢、北朝鮮もそうであります。中国の状況、私自身は、このような危機的な今の東アジアの状況をつくつたのは、私が所属する自由民主党の責任であるかとも思うわけでありませぬ。

戦争をしないための一番は、人類はいまだに戦争をなくすための

知恵を有していないようであります。今考えられる限りの方策は抑止力を持つこととあります。北朝鮮が今このような状況になりました。アメリカの拡大抑止力は、効果を発しないような状況にもなりかねません。そのような状況をつくったのも、やはり我が国日本が、戦後七十年以上の平和を憲法九条のおかげだという言霊思想にとらわれて、何もしなかったからではないか。そういう深い反省があるわけであります。

憲法九条二項をきつちりと改正し、戦争をするためにではなく、戦争をしないための抑止力を強める、その努力をしなかったばかりに、今、危機的な状況に追い込まれている、そのように判断するわけであります。

そういう中で、先日、空襲警報とも言えるJアラートのほうが初めて流されました。こういうチラシもございます。今朝方、国民保護ポータルサイトから印刷したものであります。十分以内、四、五分で何ができるか。種子島の場合、何ができるんでしょうか。堅固な丈夫な建物に入る、地下室に入るだけではなく、畑にいたらくぼ地を探す、側溝を探す。そこに入るだけでも、亡くなる可能性は大分減っていくわけであります。そのような、自ら招いた危機とはいえ、厳しい環境になっております。

その中で、国民保護法というものが十三年前に施行されております。県のほうは国民保護法に基づいて計画をつくっておりますが、市のほうはどのように対応しているのか確認させていただきたいと

思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 国民保護法に関する御質問の通告のほうでは、市町村の役割ということでございましたけども、全体の役割としましては、関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有するというところで、具体的には、警報、避難の指示の伝達、住民避難の誘導、救援の協力、そういったものでございます。実際のところは、Jアラートの管理とか情報伝達の仕組みの整備に力を入れてございます。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君） まず一番重要なのは、国が持つ危機意識を、危機感を、地方公共自治体も大丈夫だ、地方公共自治体がそのように思えば、その市民の方が一の危険に備えられないわけでありませう。まず国とともにその危機感を共有する、そのことに努めていただければと思います。

そして、馬毛島の問題、市長は選挙期間中にわたりまして、鹿公園やさざまなことを言っております。今は市民の意見を聞きながら、馬毛島の自衛隊施設FCLP以外の活用方法を検討すると言っております。

しかしながら、その方法が生かされるのは、国と馬毛島の所有者の話が決裂した場合に初めて問題になることであります。今の現状、馬毛島の所有者のほうは、長年にわたって事業を行い、そして従業員を雇い行ってまいりました。馬毛島を市長がお願いしたからとい

って、さあ使ってください、そのようにはならないわけでありませう。馬毛島の所有者は、自衛隊のほうだったらいんではないか、そのようにおっしゃっております。そして、この自衛隊、長崎の離島に決まったんだ、そういう噂も。その後は馬毛島は産廃処分場ができるんだ、そのような噂も、まことしやかに流れております。

このような状況の中で、馬毛島の所有者、我々のものではございません。所有権は日本では絶対であります。それを知りながら、他の活用方法を検討するというのは、単なる引き延ばしにしか思えないわけでありませうが、市長の考えは考えであるかもしれませうが、夢話は聞きたくはないと思っております。もし自衛隊か、産廃処分場か、時間的な時の流れは違いますが、そのような選択があれば、どちらがいいとお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

馬毛島をどう利用していくかということは、行政区画にある、馬毛島を行政区画内に持つ西之表市としては、意見を述べて、聞いていただきたいと、そういう思いから、今の作業を進めているところであります。

今の自衛隊か産廃処分場かというお尋ねでありますけれども、自衛隊の施設をつくりたいと今言っているのは防衛省でありまして、産廃処分場の問題を言っているのは経産省でありますので、同じ国ではありますけれども、この問いを西之表市に問いかけるのはどこだろうかなと想像しておりますので、この二者択一というのは、現実

的ではないのかなと思います。その上で申し上げますと、産廃施設につきましては、新聞報道によりますと、鹿児島県で三十六市町村が最適な。

○一 番（田添辰郎君） 使用済み核燃料じゃないですよ。それ言うてない。使用済みじゃないですよ、僕が言っているのは。

○市長（八板俊輔君） 使用済み核燃料じゃないですか。

○一 番（田添辰郎君） うん。だから、ただの産廃。いいですよ、いいですよ。はい。わかりましたから。いいです。議長。

ありがとうございます。

市長のほう、今回の一般質問におきましても答弁をいただいております。馬毛島の問題についても、きちつと調査・研究をした上に、市民に情報提供を与えたいということでございます。

前回の一般質問の答弁を聞きましても、我々の市長はダブルスタンダードではないか、そういう疑問も抱く市民も増えてるようであります。そのダブルスタンダードと言われないように、きちつとこれまで言ったことはただ一つ、きちつと調査研究をして、情報提供を市民に対して行うということでございます。その約束だけは、きちつと果たすことをお願いして、私の一般質問を終わらさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

△日程追加

○議長（永田 章君） ここで日程の追加についてお諮りいたします。

健全化判断比率、資金不足比率の報告に係る諸般の報告を日程に追加し、追加日程第二として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△諸般の報告

○議長（永田 章君） 追加日程第二、諸般の報告を行います。

ただいま地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二條第一項の規定に基づき、市長から監査委員の意見をつけて、健全化判断比率、資金不足比率の報告がありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

これもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十四日から二十五日まで本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、十四日から十五日まで総務文

教委員会、十九日から二十日までは産業厚生委員会、二十一日は各常任委員会を開きます。二十二日は各特別委員会及び議会運営委員会です。二十六日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後一時三十分散会

本会議第五号（九月二十六日）

本会議第五号（九月二十六日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君
 二番 小倉初男君
 三番 竹下秀樹君
 四番 永田章君
 五番 木原幸四君
 六番 川村孝則君
 七番 和田香穂里さん
 八番 河本幸男君
 九番 鮫島市憲君
 一〇番 中野周君
 一一番 田添辰郎君
 一二番 生田直弘君
 一三番 橋口好文君
 一四番 長野広美さん
 一五番 渡辺道大君
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市 長	八板俊輔君
教 育 長	大平和男君
会計管理者兼 会 計 課 長	中野哲男君
総務課長兼 選 管 書 記 長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税 務 課 長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	福山 隆一 君
学校給食センター所長	川畑 浩二 君
学校教育課管理係長	松下 成悟 君
社会教育課長	
局長	濱尾 実 君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	小園 啓太 君

平成二十九年九月二十六日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 議案第五九号 西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定について

日程第二 議案第六〇号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第二号）

日程第三 議案第六一号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第四 議案第六二号 平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

日程第五 議案第六三号 平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第六四号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

日程第七 議案第六五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

日程第八 議案第六六号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

日程第九 請願第二号 浜脇地域携帯電話の不感地域解消についての請願書

日程第一〇 議案第六七号 西之表市副市長の選任について

日程第一一 総務文教委員会所管事務調査報告

日程第一二 産業厚生委員会所管事務調査報告

日程第一三 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第五九号 西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第五九号、西之表市有林野管理条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第五九号、西之表市有林野管理
条例等を廃止する条例の制定について、審査の結果を報告いたしま
す。

本案は、条例の適時性を確保するため、全庁的に条例等の見直し
作業を行い、放置することで支障を来す条例を廃止しようとするた
め、条例を制定しようとするものです。

制定の内容については、西之表市条例の見直しに関する基準を定
め、その基準に基づき条例見直しを行い、その結果、西之表市有林
野管理条例、西之表市農業構造改善事業協議会条例、市民福祉手当
支給条例の三本の条例を廃止することが妥当と判断し、条例を廃止
しようとするものです。

また、実効性の喪失による場合、例えば、その時々で制定するも
の、そのときだけしか使わなかったようなものについては、特段廃
止手続はとらずに例規類集に登載しないこととするのが一般的であ
り、今回もそのように整理をしているとの説明を受けました。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきもの
と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六〇号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算

（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第六〇号、平成二十

九年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

各所管常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議
案第六〇号、平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第二号）
について、審査の結果を御報告します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四億九千四百八十四万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百四億二千五万五千元とするものです。

地方債補正の追加は、農林水産施設災害復旧事業に対応するため、災害復旧債一件を計上しています。また、変更二件は、臨時財政対策債の枠の確定に伴う変更及び事業補助の確定に伴う財源の見直しにより、過疎対策事業費の減額を行っています。

次に、歳入について説明いたします。

歳入の主なものは市税の個人市民税で、農業所得及び給与所得など全体所得が増えており、これによる本賦課に伴う補正であり、対前年との所得比較及び徴収率の向上を見込んで計上しています。

固定資産税については、税額が確定し、家屋及び償却資産の伸びによる調定額の増です。

地方交付税は額の確定に伴うものです。

教育費国庫補助金の増額は、学校施設環境改善交付金で、中学校のトイレ改修事業や安納小学校体育館・プールトイレ水洗化改修事業の交付決定によるものです。

総務費補助金の増額は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金で、今回は雇用機会拡充事業分を計上しています。

次に、歳出について説明いたします。

財産管理費の増額は、全額財政調整基金へ積み立てるものです。企画費は、有人国境離島特別措置法をもとにした県への負担金が

決定したことによる増額及び現在運行している種子島の幹線バスについて、厳しい運営が続いていることから、一市二町で運行補助を行おうとするための増額です。

災害対策費の時間外勤務手当については、先月の台風五号の来襲に伴う避難所の開設等によって予算が不足することが見込まれることから、災害等不測の事態に備え増額をしているとの説明を受けました。

中学校学校管理費の増額は、旧榕城中学校体育館の屋上防水、照明器具の修繕によるものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次は、産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 議案第六〇号、平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について、本委員会が付託を受けました議案第六〇号、平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について御報告いたします。

民生費の障害者福祉費の増額は、平成二十八年度障害者医療費、障害者自立支援給付費支出金の国、県への返還金です。

同じく生活保護費の扶助費の増額は、平成二十八年度生活保護費の精算に伴う支出金の国への返還金です。

農林水産業費の農業振興費の増額は、新規の捕獲鳥獣有効利用検証事業（ジビエ）は、捕獲されたシカを利活用するための事前調査事業で、捕獲されたシカを利活用するための事前調査として、北海道から講師を招き研修会を開催する際の講師謝金と先進地事例調査での調査費用です。

薬用作物産地化検証事業は、薬用作物の新規導入を検討するため、各産地の課題や取組状況に係る情報収集のための調査費、また、戦略産品輸送費支援補助金は交付決定に伴うものです。

産業創出費の増額は、雇用機会拡充事業で特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を利用して八事業所が申請し、事業拡大を図り、設備投資をしようとするものです。うち二件は新たに創業するもので、空き店舗を利用し、商店街のにぎわい、交流人口を増やすカフェ店を開設するものです。国の採用決定は十月下旬以降との説明を受けました。

現年補助災害復旧費の増額は、梅雨前線豪雨により被害を受けた農地三件、施設七件で復旧を図るために申請するための費用や国の災害査定に係る測量、設計に必要な費用を計上するものです。なお、国の査定は十月二日を予定しており、査定後、事業採択になり、工事着手は十一月中旬以降になるが、県と協議しながら早期事業実施に努めるとの説明を受けました。

なお、審査の過程について、委員から、新規事業の捕獲鳥獣有効利用（ジビエ）検証事業については、調査目的の予算を認められたもの

であり、現段階では捕獲鳥獣有効利用（ジビエ）を認めたものではないこと、また、調査状況を随時公開すること、さらに、今後の事業展開の決定に必要な十分な調査結果を求めるなどの意見が出され、速やかな時期をもって判断することを指摘いたします。

本委員会は審査の結果、この新規事業について、同様の事業が全国的にも厳しい運営にあることから、採算性や将来性に問題があり、調査をすべきではないとの意見もありましたが、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかにありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） おはようございます。

議案第六〇号、平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第二号）について、委員長報告に対し反対の立場で討論をいたします。

農林水産業費の農業振興費の増額の中に、有害獣であるシカのジビエ検証事業の事前調査費八十九万四千円が計上されております。

今後提案されてくるこのジビエ事業は、採算性や将来性に問題があり、全国的に厳しい運営にあることがわかっております。西之表市は、現在シカによる農作物被害をなくすために、捕獲報償金を出してシカを減らしている最中でございます。そういう状況の中で、今後、施設はできたがシカがいなくなるという状態になれば、事業は、この点から考えても、頓挫することは明らかでございます。事業のための調査費だから認めてもよいのではないかという意見がございますが、市民が納めた大切な税金の無駄遣いになる調査費は認めるわけにはいきません。よって、本議案には反対いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案に対する各所管常任委員長の報告は、原案可決とのことであり、各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六一号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第六一号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 議案第六一号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について。

本委員会が付託を受けました議案第六一号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百六十五万三千円を追加し、歳入歳出三十億六千五百六十八万八千円とするものです。

主な内容について歳出から説明いたします。

総務管理費の一般管理費については職員手当、また、通信運搬費は、より確実な郵送方法への変更による郵送料不足が生じたため、追加をするものです。

次に、歳入について説明いたします。

国庫補助金の追加は、補助金交付によるもの。他会計繰入金の追加は、人件費増による職員給与等の繰入れによるものです。その他繰入金の追加は、前年度繰越金確定によるものです。

基金積立金の追加は、前年度繰越しの確定に伴うもので、前年度繰越金の5%を計上しており、これにより平成二十九年度末の基金残高は二千二百四十四万五千円となる見込みです。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六二号 平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特

別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第六二号、平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第六二号、平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五十六万二千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三百二万八千円とするものです。

今回の補正は、平成二十八年度決算に基づき繰越金が確定したことによるものです。

歳出は、事業費の交通災害共済見舞金を増額し、予備費で予算の調整をしております。

歳入については、繰越金を増額しております。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六三号 平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第六三号、平成二十

九年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議

案第六三号、平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出五十五万一千円とするものです。

歳出について説明いたします。

総務費の一般管理費については、平成二十八年度決算繰越金の確定に伴い、積立金及び一般会計繰出金などを増額しています。

次に、歳入について説明いたします。

繰越金の増額は、前年度繰越金の確定によるものです。

以上の補正により、平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算の基金残高は三百二十四万四千円となる見込みです。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六四号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第六四号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第六四号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千七百九十三万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億三百五十九千円とするものです。

主な内容について歳出から説明いたします。

総務費の一般管理費の追加は、職員の時間外勤務手当などに伴う

ものです。

保険給付費の高額医療合算介護サービス費の追加は、給付見込み額の追加によるものです。

地域支援事業費の包括支援事業・任意事業費の追加は、認知症初期集中支援チーム会議や認知症測定会等の開催見込み回数増加に伴う謝金の補正です。

諸支出金の償還金の追加は、前年度実績確定により国、県へ精算返納するものです。また、繰出金の追加は、前年度実績確定により一般会計に返納するものです。

次に、歳入について説明いたします。

国庫支出金の国庫補助金の追加は、地域支援事業の増加見込みに伴う国庫補助金の補正です。

支払基金交付金の追加は、介護給付費の増額に伴うものです。

繰入金金の追加は、介護給付費や地域支援事業の増額、保険料軽減額の減額等による補正です。

繰越金の追加は、前年度繰越金確定による補正です。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六五号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第六五号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第六五号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二百四十五

万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千六百九十九万三千円とするものです。

歳出から説明いたします。

総務管理費の一般管理費の追加は、職員の時間外勤務手当です。

諸支出金の繰入金追加は、前年度実績確定により一般会計に返納するものです。

次に、歳入について説明いたします。

後期高齢者医療保険の本賦課に伴う補正です。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六六号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予

算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第六六号、平成二十

九年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第六六号、平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

第二条は、収益的収入及び資本的支出を補正するものです。

収入のその他雑収益については、昨年落雷で被災し、修繕済みの国上浄水場計装置の共済金受け取りによるものです。

支出の機械及び装置購入費については、老朽化した阿曾浄水場の次亜塩素酸タンク更新のための増額補正です。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△請願第二号 浜脇地域携帯電話の不感地域解消についての請

願書

○議長（永田 章君） 次は、請願・陳情の審議を行います。

日程第九、請願第二号、浜脇地域携帯電話の不感地域解消についての請願書を議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第二号、浜脇地域携帯電話の不感地域解消についての請願書につ

いて、審査の結果を報告します。

本請願書は、長野広美議員、渡辺道大議員を紹介議員として、西之表市伊関二百四十三、杉為昭氏ほか四十名より提出されたものです。

請願の主旨は、浜脇地域は携帯電話の不感地域であり、緊急事態に備えてその解消をしてほしいと求めるものです。

本市の携帯電話不感地帯は、平成二十二年度に地域情報通信基盤整備構築事業において、居住地域における不感地域は解消したとのことですが、実際にこのような請願がなされたことは、災害時など不測の事態に備え、再度全市的に調査し、携帯電話各社に促われず、その解消を図ることが望ましいとの意見の一致を見ました。本委員会は審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決

いたします。

総務文教委員長報告は採択とのことであり、委員報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、請願第二号は採択と決しました。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次に、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、市長から、議案第六七号、西之表市副市長の選任についてが提出されました。

この際、議案第六七号の議案一件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

直ちに追加議案の審議を行います。

中野会計課長。

△議案第六七号 西之表市副市長の選任について

○議長（永田 章君） それでは、日程第一〇、議案第六七号、西

之表市副市長の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

追加議案書一ページをお開きください。

議案第六七号、西之表市副市長の選任についてであります。

地方自治法第六十二条の規定により副市長を選任したいところから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西之表七千四百二十九番地の一。氏名、中野哲男。

昭和三十四年六月十一日生まれ。五十八歳。履歴に関しましては、二ページ以降をごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） それでは、質疑に入ります。ありませんか。

〔一六番 橋口美幸さん〕

○一六番（橋口美幸さん） 質疑をいたします。

現職の管理職ということで、職員減が続いてる中で管理職が一名減ということになるわけですが、その弊害についての、業務上弊害があるということをどのように議論してこの結果になったのかを一点伺います。

それから、二点目は、副市長は市長の補佐役として市の顔となるということになるわけですが、選任した本人に対して、副市長としての資質があるというふうに認識をされた主な根拠をお示しくだけ

い。

以上です。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

現職の職員を副市長に選任することにより、職員の欠員が生じるということがございます。この点につきましては、議員御指摘のとおり、職員の欠員が生じます。これは四月になりますと、また新しく新採用の職員も増えてまいります。それまで半年間は欠員一が生じるようになります。

ただ、職員の補充につきましては、例えば、臨時職員の採用ということもありますし、また、新採用、これから職員の採用試験も控えておりますけれども、その際に、例えば、既卒の方で社会人でありますとか、もしそういう方を補充できるようなこともあり得るかと思ひます。そういうことも含めまして検討して、一日でも早く補充できるようなことを考えてまいりたいと思っております。

二点目の市の顔としての副市長の資質があるかという御質問でございます。この点につきましては、中野さんはこの西之表市で生まれ育ち、地元の学校を卒業されて、優秀な成績で卒業され、その後、市役所に入って、いろいろな、履歴書にございますように、水道課、市民生活課、健康保険、福祉、それからマネジメントの中心となります総務のところを含めまして、行政の経験を長年積んでおられます。それからまた、人格も円満であります。そうしたさまざまなことを検討いたしますか、拝見して、この西之表市の顔として働

ていただく副市長としてのふさわしい、極めてふさわしい方だと思
って、今回提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたしま
す。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により無記名投票によ
り採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五
名であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同
意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び
賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定によ
り否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお
願いたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 下川 和博 議員
- 二番 小倉 初男 議員
- 三番 竹下 秀樹 議員
- 五番 木原 幸四 議員
- 六番 川村 孝則 議員
- 七番 和田 香穂里 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 鮫島 市憲 議員
- 一〇番 中野 周 議員
- 一番 田添 辰郎 議員
- 一二番 生田 直弘 議員
- 一三番 橋口 好文 議員
- 一四番 長野 広美 議員
- 一五番 渡辺 道大 議員
- 一六番 橋口 美幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対二票

であります。

よって、議案第六七号、西之表市副市長の選任については、これに同意することに決しました。

○議長（永田 章君） 中野会計課長、着席。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時ごろより再開いたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△総務文教委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、総務文教委員会所管事務調査報告を行います。

鮫島総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会は、平成二十九年七月十八日から二十日にかけて、大分県豊後高田市及び熊本県益城町において所管事務調査を実施しましたので報告します。

まずは、豊後高田市において、昭和のまちづくりについて調査を行いました。

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、面積は二百六・二四平方キロメートルで、平成十七年三月三十一日に一市二町で合併し、現在の人口は二万三千五十九人、一万五百九十五世帯となっています。

昭和のまちづくりの始まりは、九年前の平成四年にさかのぼります。この年、商工会議所は大手広告代理店に依頼し、豊後高田市商業活性化構想を策定しましたが、このプランは新たな施設を建設し、商店街の商店をそのままその中に入れ込んでしまおうというもので、巨額な予算がかかるため、お蔵入りとなってしまいました。

しかし、この失敗を契機に、商工会議所を中心に豊後高田商業ま

ちづくり委員会が立ち上がり、数年の調査を経て、商店街が最も華やかで元気だった昭和を町の個性としてアピールできれば、おもしろいまちづくりができるという発想にたどり着いたとのことでした。

その後も、全国的に昭和をテーマにした取組み三百件の調査や百件ほどの視察、さらに商店街三百一件を対象にしたアンケートを行うなど、テーマの決定に八年間を費やし、残り一年間でコンセプトや売り出しのための戦術などが検討され、平成十三年によく昭和の町が誕生しました。

昭和の町の取組みは、商店街が最も栄えた最後の時代であった昭和三十年代をテーマに、一つ、商店街の各個店を昭和のお店に再生する取組みと、昭和の町のコンセプトを観光客に伝える御案内人制度を行っていくこと。

二つ目に、中心市街地にかつての姿のまま眠っていた米蔵を活用し、新たな観光拠点施設を整備すること。

三つ目に、昭和の町が市民や観光客でにぎわうさまじまなイベントを開催していくことの三つの柱を掲げ、現在も取組みを進めています。

次に、運営についてですが、当初の予想をはるかに上回る年間二十万人を超える観光客が訪れたため、対応が困難となり、日本政策投資銀行等の提言も受け、昭和の町の受け皿組織として、平成十七年十一月に市、商工会議所、金融機関などが出資し、第三セクターで豊後高田市観光まちづくり株式会社を設立し、現在も施設の管理

運営、メディア等への宣伝活動などを行っており、雇用も増え、さらなる充実の拡大を期しています。

豊後高田市の最初の構想は失敗に終わりましたが、始まりから商工会議所が中心となっており、商店街の人たち自らが商店街をどのようにしようかという気持ちを感じられました。そして、調査件数や現地視察の件数を見ても、九年間をかけてじっくりみんなできつくり上げた町という印象を受けました。

次に、同じく豊後高田市において、移住・定住促進について調査を行いました。

全国的に人口減少が叫ばれている中、豊後高田市は、近年、人口の流入が流出を上回る社会増を達成しています。過去六年間で二百四十二人の社会増が見られ、平成二十八年度では六十三人の社会増となっていました。テレビや雑誌にも多く取り上げられ、住みたい田舎ランキングでは四年連続ベストスリーに選ばれており、実に多種多様な補助事業が展開されていました。

特に効果の大きい事業は、住宅支援に関する事業です。空き家バンクには毎年三十件以上の空き家を新規に登録、空き家の改修や不要物、仏壇等の撤去等に対する補助、空き家紹介者に対する奨励金、また、市が土地開発を行った定住促進住宅も人気があり、八十一区画が完売となりました。

ほかにも、結婚、妊娠、出産、教育、子育て支援から就労支援、就農支援など、切れ目のない支援により、一年間で百四十二世帯、

三百七人の方が移住されました。

説明に当たり、他の自治体に先駆けて課題解決に全力で取り組んできた気概と誇りを持ち、地方創生という大きな流れを追い風として歩みを進めていかなばならないと強調しており、豊後高田市の取組みに改めて勢いを感じることでした。

西之表市は離島であるため、豊後高田市のようにはいかないかもしれませんが、市民目線の事業展開していくことが、今住んでいる市民にとっても重要であり、その事業が移住・定住のきっかけになればと感じました。

最後に、熊本県上益城郡益城町において、昨年四月十四日及び十六日に発生した熊本地震の被害状況と、その後の復旧・復興等について調査を行いました。

益城町は、熊本県のほぼ中央北寄りに位置し、熊本市東部に隣接しています。面積は六十五・六八平方キロメートルで、現在の人口は三万三千七十九人、一万三千九十九世帯の町です。

初めに、熊本地震における益城町の被害状況ですが、人的被害が、直接死二十人、関連死二十人、重傷者百二十二人、家屋被害では、全壊三千五百一棟、大規模半壊九百九十一件、半壊二千七百二十四棟、一部損壊四千三百九十九棟、無被害七棟となっており、九九％が被害に遭っていました。

また、公的避難所に避難した数は最大で一万六千五十人となっていますが、余震が続いていたことなどから、青空避難者や車中避難

者、その他、指定避難所になっていない自治公民館や自宅の庭先などへの避難者が多数おり、全容把握は困難を要したとのことです。

このような中、新たな取組みとしてトレーラーハウスやユニットハウスへの避難も行われ、地震の翌日には自衛隊の炊き出しが始まり、その後風呂も設置され、喜ばれたとのことでした。

また、益城町には消防団員が六百人からいるとのこと、役場の中にも職員でつくる消防団があるそうです。救助をする際は、住民の状況を把握している消防団が一番活躍したとのことでした。

次に、復旧・復興状況等についてです。

まず、応急仮設住宅の整備等については、町内に十八カ所、千五百六十二戸の仮設住宅を整備、また、入居者の孤立を防ぐために、仮設団地内に集会所として、「みんなの家」をあわせて整備しました。

倒壊家屋等の公費解体・撤去については、平成二十八年七月七日から町による解体・撤去を開始し、約三千棟の家屋等の撤去を見込んでおり、平成二十九年十二月までの撤去完了を目指しているとのことでした。

復興計画策定に向けては、平成二十八年六月一日に復興課を新設し、小中学生へのアンケートの実施や住民意見交換会、まちづくり協議会の発足、若い世代からの意見聴取等、住民が主役の復興計画策定に取り組んでおられました。

また、益城町には防災計画はあったようですが、水防計画であり、

地震に対する備えや援助を受ける体制がなかったとのことでした。避難所の運営は二十四時間二十人体制で、二カ月間休みなしで行ったということで、避難所内の自治を避難者による自助・共助・公助でできれば、職員も少人数で運営できたと思うとおっしゃっていました。

次に、震災時の議会の対応について議長から説明を受けました。益城町では五つの地区全てに議員がいるとのこと、地元で張りつき、区長と一緒に動いてもらったということでした。地域にいてもらい、行政と住民とのパイプ役として動き、とにかく住民の声を聞いて回る。ふれあいが一番大切だということでした。

最後に、震災当時の状況そのまま残っている議場を視察しましたが、改めて地震の恐ろしさ、すさまじさを感じました。

今回、議長、議会議務局長からは、マスコミ対応やボランティアのあり方、避難所の運営体制、情報伝達の重要性、職員のメンタル面の管理等、実際に体験したことを具体的に細かく教えていただき、当市の防災計画にも生かせればと思いました。

以上で報告を終わります。なお、詳しくは資料を事務局に備えておりますので、ごらんください。

終わります。

○議長（永田 章君） 総務文教委員長の報告は終わりました。

△産業厚生委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、産業厚生委員会所管事務調査報告を行います。

木原産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会は、七月の十九日から二十一日にかけて、大分県臼杵市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市を訪問し、それぞれ「農業への地域参入を促す取組みについて」「健康長寿のまちづくりへの取組みについて」「地域資源マーケティング推進事業の取組みについて」という調査項目のもと、所管事務調査を実施いたしました。

本市においても深刻な課題となっている農業の担い手不足、高齢化の進展、著しい人口減少といった社会問題に対し、先進地での調査研究を行い、本市発展の一考とすることを目的に調査いたしました。

大分県臼杵市は、大分県の南東部に位置し、豊後水道に面しているため、水産業が盛んであります。また、気候にも恵まれ、農産物も盛んで、カボスや葉たばこは全国的にも有数の生産量を誇っています。特に農業推進においては、さまざまな取組みを実施しており、全国的な課題でもある遊休農地対策、就農者の高齢化対策などの問題に先進的に取り組んでいる。本市の課題解決の一助になるのではないかとの思いで調査いたしました。

臼杵市では、農業への地域参入の取組みの一つとして、独自の制

度を設け、農作物の有機栽培を推進する事業を行っています。土づくりから取り組み、現在では市営の土づくりセンターを設立し、安心・安全な農作物の生産を目指しています。「うすき夢堆肥」という独自ブランドの肥料も生産・販売し、有機栽培の推進、農業の活性化にも努めています。従来の畜産ふん尿が主原料であり、肥料成分が多く含まれた栄養型から草木類の作物が生育しやすい微生物や小動物が活発に生活でき、本来の味を実現する理想の堆肥づくりに取り組んでいます。

また、流通の強化として、有機農産物に対する認知度を広める販売コーナーを増やし、適正価格での販売を目指しているとのことでした。販売の際には、有機栽培で生産した農作物に市独自のほんまもの農産物認証制度というものを設け、品質ごとに金、銀のシールを張り、有機農産物のブランド化も図っています。

さらに、食育の推進としても、市民の皆さんに新鮮で安全な地元食材を広めるために取り組んでいるとのことです。

そして、行政と市民が一体となって事業に取り組むために、農産物生産者への生産指導としての専任指導員による巡回指導や堆肥の運搬・散布の受託、生産した農産物等を活用した臼杵独自の特産品の開発等にも取り組んでいるとのことでした。

本市においても、従来の農業を維持しながらも、将来的には市独自の農業の確立に取り組んでほしいと思います。

次に、宮崎県延岡市では、健康長寿のまちづくりの取組みについ

て調査いたしました。

延岡市は、宮崎県の北部に位置し、平成十九年に一市三町で合併し、現在の人口は十二万八千五百四十三人、世帯数を五万九千五百三十六所帯となっています。

延岡市は、延岡市内にある病院の医師不足による地域医療の問題が発端となり、限りある医療資源を市民全員で大切にしていくなために、医療と健康づくり、健康長寿という観点から、平成二十一年九月に全国初の地域医療を守る条例を制定しました。翌年四月には、市内の民官産学二十九団体の代表者からなる延岡市健康長寿推進市民会議を設置し、十二月には、市民会議から健康長寿のまちづくり市民運動行動計画書を提出しました。

平成二十三年度からは、この計画書により健康長寿のまちづくり市民運動を展開し、市内三百八十九名の区長に健康長寿推進リーダーを委嘱し、保健師が専門職としてリーダーと連携し、市民の健康意識を高めるための組織づくり、地域づくりを支援しています。

最初の十年間を三つの段階に分けて、第一期は理解を深め、意識を高める時期、第二期は積極的に行動し、市民運動を活性化して行く時期、第三期は行動を継続し、さらに高い目標を目指す時期と位置付けて取り組んでいるとのことでした。

また、市民への意識づけとして、町なかに「一に運動、二に食事、三にみんなで健康診断」と書かれたのぼり旗も立て、市民運動として取り組んでいました。

さらに、各事業、市民運動の充実化を図るために、地域活動交付金として、実施報告に対し、年一回三万円を限度に毎年交付し、支援しているとのことでした。

市が独自で設置している健康長寿応援団による商品や協賛金などの提供やポイントカードの利用も図り、市全体として健康長寿へのまちづくりに取り組んでいました。

また、身近な運動として、毎月六日は減塩の日に指定し、一日塩分六グラムを目指すという運動や、早食いをやるだけで体重が減ったという職員の事例をもとに、市全体でスローフードに取り組んだりと数多くの市民運動を展開しており、少しずつではありますが、健康診断等での効果も出てきているとのことでした。

当市も、市民の方々が少しでも元気で安心して人生を全うできるように、市全体で意識を変えていかなければと思いました。

次に、宮崎県日南市では、地域資源マーケティング推進事業の取り組みについて調査いたしました。

日南市は、飫肥城下町などの風情ある町並みが残り、鬼の洗濯板や鶴戸神宮などの観光資源が点在する町で、広島カープのキャンペーン地としても有名な町です。

しかし、そんな観光資源の多い日南市においても、著しい人口減少や過疎化といった社会問題は深刻であり、急速な課題解決が求められ、市は二〇一三年にマーケティング専門官という役職を設置しました。

民間企業から専門の職員を登用し、若者の流出に重点を置き、少しでも人口減少に歯止めをかけ、将来的には市外からの移住者も増やしていくという取組みです。専門官は問題解決の最重要課題として雇用人口の拡大を図り、現在では県内外複数の企業の誘致にも成功し、若干名ながら雇用人口も確実に増加してることでした。

日南にオフィスをつくりたい。そう考えるITベンチャー企業が増えているその要因の一つとして、市が誘致に大きな予算を費やすのではなく、ほかの自治体とは異なり、ベンチャー企業の仕事の進め方と同じ発想、同じスピードで市が動くことが大切だということでした。今後三年間で百二十ないし百三十名の新規雇用が生み出される予定で、誘致企業の事業予測を考え、市としては、平成三十二年までに新規雇用七百名というのを目標に取り組んでいるとのことでした。

本市も企業誘致には積極的に取り組んでいることは評価するものの、簡単な問題ではありません。離島であるがゆえに、民間企業を主体としての大学との連携などを慎重に推し進める必要性を感じて帰ってきました。調査を終えて、島を離れる若者の思いと考えるに因應するための準備こそが大事であり、将来における重大な企業誘致策の一つと考えます。

以上、報告を終わります。なお、詳しくは資料を事務局に備えておりますので、ごらんください。
終わります。

○議長（永田 章君） 産業厚生委員長の報告は終わりました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 議長のお許しをいただきまして、平成二十九年第三回定例市議会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。
九月八日に開会いたしました九月議会は、本日二十六日までの十

九日間、平成二十九年度議案について熱心に御審議を賜りました。まことにありがとうございます。

また、今議会に上程いたしました平成二十八年度各会計の決算認定につきましては、決算特別委員会におきまして、今後、閉会中審査をいただくこととなります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

今回の議会では、副市長の人事議案も提案をさせていただき、御同意をいただくことができました。これまで御心配をおかけした面もあつたかと思いますが、これで体制を整えて市政にしっかりと取り組んでいくことができます。新体制のもと、しっかりと地に足のついた市政運営を心がけてまいりたいと思います。

会期中に議員の皆様からいただいた御意見につきましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営に役立ててまいります。

さて、種子島はこれから本格的に秋が深まってまいります。文化祭や体育祭、願成就などの行事も各地域で開催されるものと思えます。こういった地域で宮々と続く営みを大切にして、これからもみんなでこの西之表市に幸せに住み続けていきたいものだと考えております。

そのためには、行政は基礎・基盤を支える縁の下の力持ちとして、その役割を果たしていく必要があります。私も職員と一緒にあって、その役割を果実に果たしていきたいと考えております。

しかしながら、行政の力だけでは限界があります。この町をつく

り上げていくのは、市民の皆様お一人一人の日々の活動の積み重ねでもあります。市民の皆様方のまちづくりへの参加、協力と議員各位の御助言、御鞭撻を今後ともよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位、市民の皆様のみましますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

平成二十九年第三回西之表市議会定例会が、議員、理事者御協力のもと、全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。

本定例会において、平成二十八年度決算審査を除き、付議された議案、陳情・請願、慎重審議の上、全てが可決されました。今後とも市民の付託に応えるべく、委員会での十分な議論を尽くし、その役割を果たしていきたいと思えます。

さて、八板市政が誕生して、はや六カ月を過ぎようとしております。これまでの定例会における所信表明並びに一般質問における答弁内容から、八板市長の政治姿勢が明らかになってまいりました。本日は副市長の人事案件が追加上程され、議会において同意することに決しました。このことにより、さらなる行政運営がなされてい

くものと思います。私ども議会といたしまして、二元代表制のもと、是々非々の立場であります。行政と連携をとりながら、市民の皆様様の生活向上にも取り組んでいただきたいと思っております。

また、開会冒頭、橋口美幸さんを委員長として、平成二十八年年度決算特別委員会が設置されました。閉会中審査ということで大変御苦勞をおかけいたしますが、各委員の皆様方には御配慮いただければと思います。

最後になりますが、秋の気配も深まり、いよいよ実りの秋を迎えます。農家の皆様の頑張りが五穀豊穡につながることを願うものです。あわせて、議員、理事者各位の御健勝、御多幸を祈念申し上げます。私の御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十九年第三回西之表市議会定例会を閉会いたします。
御苦勞さまでした。

午前十一時三十一分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

八 番 議 員

九 番 議 員